

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年4月30日

【計算期間】 第6期（自平成23年11月1日至平成24年10月31日）

【ファンド名】 日興グローバル・ファンズ
（Nikko Global Funds）

【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・
カンパニー・エス・エイ
（SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.）

【代表者の役職氏名】 取締役会長 加 茂 政 司

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L -2557
ロベルトシュトゥンパー通り 9 A 番
（9A Rue Robert St ümper, L-2557 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中 野 春 芽
弁護士 下 瀬 伸 彦

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中 野 春 芽
弁護士 下 瀬 伸 彦

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03（6212）8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

（注1）日興グローバル・ファンズ（以下「ファンド」という。）は、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されるが、ファンド証券は円建のため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り円貨をもって行う。

（注2）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（注3）本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ということがある。）とは毎年11月1日に始まり翌年の10月31日に終わる1年を指す。ただし、第1会計年度は平成18年11月20日（運用開始日）から平成19年10月31日までの期間を指す。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

a．ファンドの目的、信託金の限度額

アンブレラ型ユニット・トラストとして設立された日興グローバル・ファンズ（以下「ファンド」という。）は、ケイマン諸島のシリーズ・ユニット・トラストの集合体である。ファンドの各シリーズ・ユニット・トラスト（以下、各々を「サブ・ファンド」という。）は、受託会社と管理会社との間でそれぞれ締結された平成18年9月20日付基本信託証書（改訂済）（以下、「基本信託証書」という。）およびその関連する追補信託証書（以下、各々を「追補信託証書」といい、基本信託証書と併せて「信託証書」という。）に基づいて設定される。

本書の日付現在、以下の10本のサブ・ファンドがファンドのサブ・ファンドであり、すべて日本において販売される。

日本大型株式ファンド（Japan Large Cap Equity Fund）、
日本小型株式ファンド（Japan Small Cap Equity Fund）、
グローバル株式ファンド（Global Equity Fund）、
エマージング株式ファンド（Emerging Equity Fund）、
日本債券ファンド（Japanese Bond Fund）、
グローバル債券ファンド（Global Bond Fund）、
ハイイールド債券ファンド（High Yield Bond Fund）、
オルタナティブ・ファンド（Alternative Fund）、
不動産（REIT）ファンド（Real Estate（REIT）Fund）および
コモディティ・ファンド（Commodity Fund）

すべてのサブ・ファンドの受益証券の基準通貨は、日本円とする。

各サブ・ファンドの信託財産を形成する資産は、サブ・ファンド毎に分別して管理され、各サブ・ファンドに帰属する負債は、他のサブ・ファンドの負債と分離されている。

信託証書は、ケイマン諸島の法律に準拠する。すべての受益者は、信託証書および信託証書を補足する関係する信託証書に定める規定の利益を受ける権利を有し、かかる規定に拘束され、かつかかる規定について通知を受けたとみなされる。（a）本書に定める規定と（b）将来規定される信託証書および当該追補信託証書に定める規定との間に不一致がある場合は、後者の規定が優先する。

受託会社および管理会社は、基本信託証書に基づいて、受益者決議またはサブ・ファンド決議による承認を得ることなく、ファンドの独立した信託としてその他のサブ・ファンドを設定する権限を有する。

サブ・ファンドのうち、日本大型株式ファンド、日本小型株式ファンド、グローバル株式ファンド、エマージング株式ファンド、日本債券ファンド、グローバル債券ファンド、ハイイールド債券ファンド、オルタナティブ・ファンド、不動産（REIT）ファンドおよびコモディティ・ファンドの投資目的は、分散投資運用により、長期にわたり投資元本の最適な成長を達成することである。

各サブ・ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ」である。各サブ・ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産をサブ・ファンド毎に設立された各トレーディング・カンパニー（以下「トレーディング・カンパニー」という。）を通じて投資する。各トレーディング・カンパニーは、当該サブ・ファンドの受託者である受託会社が完全所有するか、または受託会社のために完全所有されており、また、トレーディング・カンパニーの投資証券は当該サブ・ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）となる。

サブ・ファンドについて、信託金の限度額は定められていない。

b. ファンドの基本的性格

ファンドは、基本信託証書およびサブ・ファンド信託証書に基づいて受託会社および管理会社によって設定された。

各受益証券は、サブ・ファンドの不可分の受益権を表章する。

サブ・ファンドの投資運用および投資指図については管理会社が責任を負い、もっぱら管理会社がサブ・ファンドの全体的な投資ガイドラインの枠内でサブ・ファンドの投資運用についてすべての責任を負う。管理会社は、その権限および責任の一部を投資運用会社に委任している。投資運用会社は、本書に記載する投資目的および投資制限に従って、サブ・ファンドに関してそれぞれの信託財産に含まれる資産を運用し、取得し、購入し、売却する投資対象を決定すると共に、受託会社または受託会社の代理人が行うその他の取引を決定する責任を負う。

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの資産を保管する任務を保管会社に委託している。さらに、受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの管理事務を管理事務代行会社に委託しており、管理事務代行会社は、サブ・ファンドに関する管理事務業務を担当し、サブ・ファンドの登録名義書換事務代行を務める。管理事務代行会社は、ファンド証券の受益証券1口当たり純資産価格を計算し、受益証券の発行および買戻しを円滑化する責任を負う。

サブ・ファンドは、関係する信託証書に定める一定の状況下で早期に終了しない限り、平成18年9月20日から149年後に終了する予定である。

すべてのサブ・ファンドの純資産総額の合計が15億円または管理会社と受託会社が販売会社と協議の上決定する額のいずれかを下回った場合等に、終了することができる。

受託会社および管理会社は、基本信託証書に基づいて、受益者決議またはサブ・ファンド決議による承認を得ることなく、それぞれに独立したファンドの信託としてその他のサブ・ファンドを設定する権限を有する。

各受益証券は、関係するサブ・ファンドの不可分の受益権を表章する。受益証券は、受託会社または管理会社の債務ではなく、保証もされていない。各サブ・ファンドの投資収益は、当該サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の上昇または下落（場合による。）および当該サブ・ファンドの資産の運用成績のみに依拠する。各サブ・ファンドが清算される場合に、各受益証券に関して受益者に対して支払われる金額は、受益証券1口当たり純資産価格と同額である。

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドに関して、独立したクラスまたはシリーズとして受益証券を随時指定し、発行するとともに、以下の方法などを含めて、各クラスまたはシリーズをその他のクラスまたはシリーズと差別化する権限を有するものとする。

- () 各クラスまたはシリーズの受益証券が関係するサブ・ファンドの信託財産の資産および債務に参加する方法および各クラスまたはシリーズの受益証券1口当たり純資産価格を計算する方法。
- () 受託会社および/または管理会社が任命したサービス提供者に支払うべき報酬（運用報酬、申込手数料、募集手数料、買戻手数料等を含むが、これらに限定されない。）を、各クラスまたはシリーズの受益者から徴収し請求する方法。
- () 為替ヘッジに起因する費用および損益を各クラスまたはシリーズの受益証券の保有者から徴収し、請求する方法。
- () 当該サブ・ファンドに関するその他資産または債務を各クラスまたはシリーズの受益証券に帰属させ、負担させる方法。

管理会社および受託会社は、受益証券のクラスまたはシリーズに関して分別勘定を設けることができるが、必ずしも分別勘定を設ける必要はない。

日本における受益者は、販売取扱会社を通じて管理事務代行会社に通知することにより、いずれかの買戻日現在で保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買戻価格は、当該買戻日の受益証券1口

当たり純資産価格とする。

（２）【ファンドの沿革】

平成４年２月27日 管理会社設立

平成18年９月20日 基本信託証書および追補信託証書締結

平成18年10月16日 サブ・ファンドの募集開始

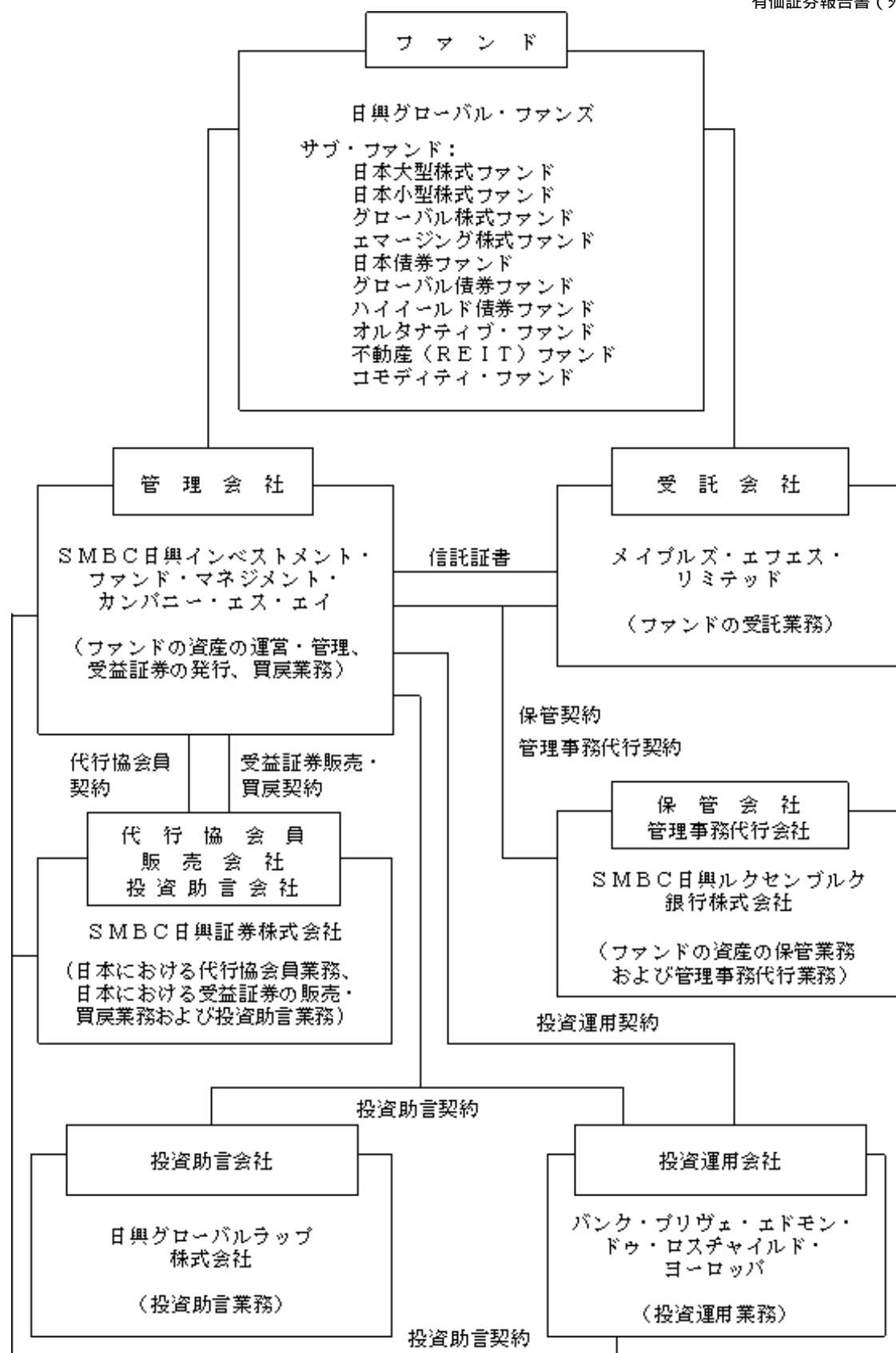
平成18年11月20日 サブ・ファンドの運用開始（設定日）

平成20年３月25日 信託証書の追補証書締結

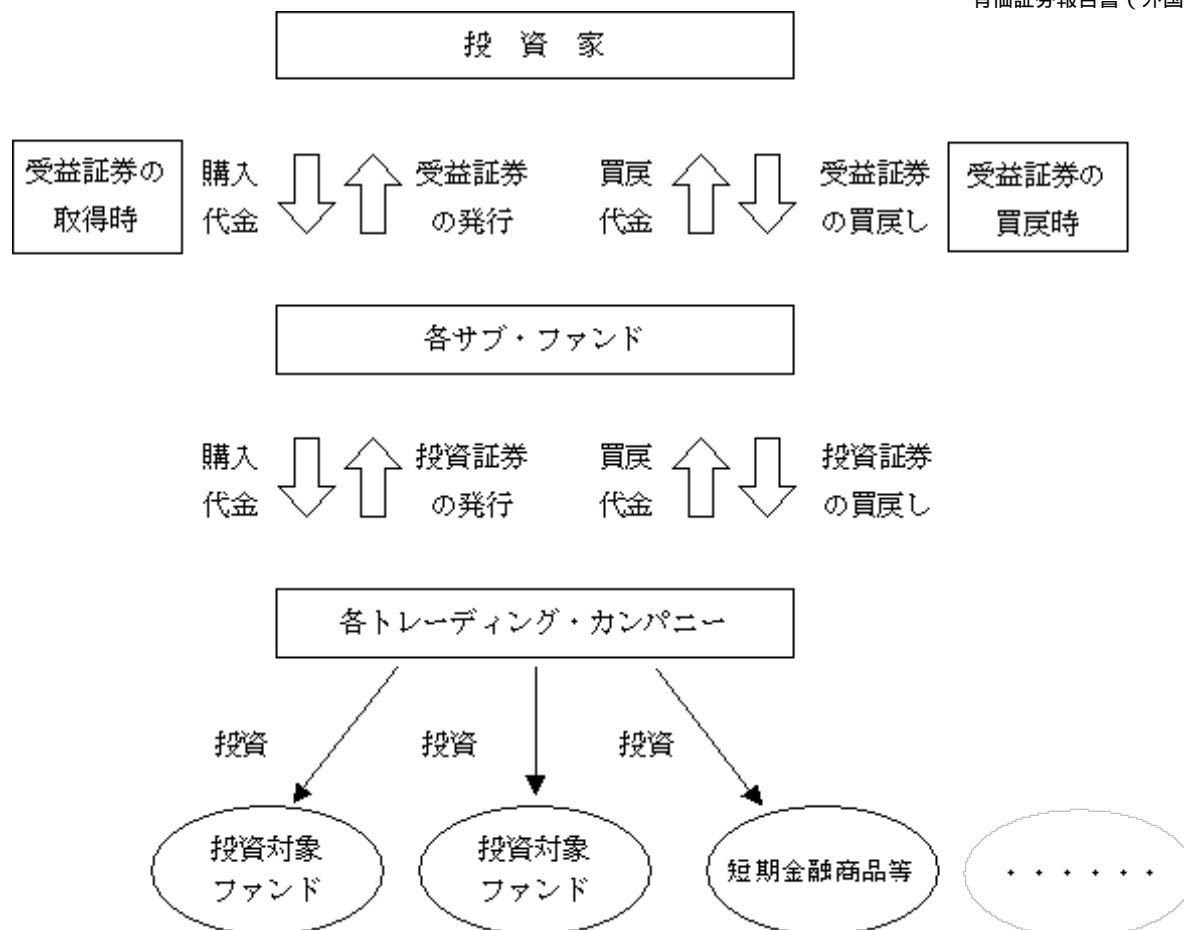
平成25年４月26日 追補信託証書締結

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



（注）各サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名 称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
S M B C日興インベストメント・ファンド・ マネジメント・カンパニー・ エス・エイ (SMBN Nikko Investment Fund Management Company S.A.)	管理会社	平成18年9月20日付で受託会社との間で信託証書（改訂済）を締結。管理会社はサブ・ファンドの資産の運営・管理、受益証券の発行、買戻業務を行う。
メイプルズ・エフエス・リミテッド (MaplesFS Limited)	受託会社	平成18年9月20日付で管理会社との間で信託証書（改訂済）を締結。受託会社はサブ・ファンドの資産の受託会社としての業務を行う。
S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社 (SMBN Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)	保管会社 管理事務代行会社	平成18年9月20日付で受託会社および管理会社との間で保管契約（注1）を締結。保管会社は、サブ・ファンドの資産の保管を行う。 平成18年9月20日付で管理会社および受託会社との間で管理事務代行契約（注2）を締結。サブ・ファンドの管理事務代行業務について、委任されている。

S M B C 日興証券株式会社	代行協会員 販売会社 投資助言会社	平成18年9月28日付で管理会社との間で代行協会員契約（注 ³ ）を締結。日本において代行協会員業務を行う。 平成18年9月28日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（平成19年3月5日付および平成19年6月15日付で改訂済）（注 ⁴ ）を締結。日本において販売・買戻業務を行う。 平成20年3月25日付で管理会社および投資運用会社との間で投資助言契約（注 ⁵ ）を締結。投資助言業務を行う。
バンク・プリヴェ・エドモン・ドウ・ロスチャイルド・ヨーロッパ （Banque Privée Edmond de Rothschild Europe）	投資運用会社	平成18年9月20日付で管理会社との間で投資運用契約（注 ⁶ ）を締結。投資運用業務を提供する。
日興グローバルラップ株式会社	投資助言会社	平成18年9月20日付で管理会社および投資運用会社との間で投資助言契約（注 ⁵ ）を締結。投資助言業務を提供する。

- （注1）保管契約とは、受託会社および管理会社によって資産の保管者として任命された保管会社が、サブ・ファンドの名義による保管勘定の開設および維持ならびに証券および現金等の保管および管理等の保管業務を行うことを約する契約である。
- （注2）管理事務代行契約とは、管理会社がその権限の一部を管理事務代行会社に授權する契約である。
- （注3）代行協会員契約とは、代行協会員が受益証券に関する目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。
- （注4）受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が、日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。
- （注5）投資助言契約とは、管理会社及び投資運用会社によって選任された投資助言会社が、投資助言業務を提供することを約する契約である。
- （注6）投資運用契約とは、管理会社によって選任された投資運用会社が、サブ・ファンドの資産の投資および再投資を運用管理することを約する契約である。

管理会社の概要

（ ）設立準拠法

管理会社は、平成4年2月27日に、ルクセンブルグ1915年8月10日商事会社に関する法律（改正済）（以下「1915年法」という。）に基づき、ルクセンブルグにおいて無期限の存続期間を有する株式会社として設立された。その定款は、当初平成4年4月4日にメモリアルに公告された。定款は、直近では平成23年3月17日付証書によって修正され、平成23年4月11日にメモリアルに公告された。管理会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ L-2557 ロベルトシュトゥンパー通り 9 A 番である。管理会社は、ルクセンブルグの商業登記簿にB39 615番として登録されている。

1915年法は、中でも、会社の設立、運営および株式の募集を含む、商事会社に関する基本事項を定めている。2010年12月17日投資信託に関する法律（以下「2010年法」という。）第16章に基づき、管理会社は、投資信託の管理会社としての資格を有している。

() 会社の目的

管理会社の目的は、（2010年法第125条の意味の範囲内の）投資信託の運用を行うことである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグ籍投資信託を運用することを要する。管理会社は、投資信託の管理、運営および販売に関するあらゆる活動を行うことができる。管理会社は、2010年法第16章の制限の範囲内で、その目的の達成に有益とみなされるあらゆる活動を行うことができる。

() 資本金の額

管理会社の資本金は446,220ユーロ（約5,428万円）で、平成25年3月末日現在全額払込済である。なお、1株24.79ユーロ（約3,016円）の記名式株式18,000株を発行済である。

（注）ユーロの円換算額は便宜上、平成25年2月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝121.65円）による。以下、ユーロの円金額表示は別段の記載がない限り、すべてこれによる。

() 会社の沿革

平成4年2月27日設立。

() 大株主の状況

（平成25年2月末日現在）

名 称	住 所	所有株式数	比 率
S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社	ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ、L-2557口ベルト シュトゥンパー通り9A	18,000株	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2011年改正）（以下「信託法」という。）に基づき設立されている。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2012年改正）（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制されている。

準拠法の内容

() 信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、信託に関する英国判例法のほとんどを採用している。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管銀行としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を、（限られた一定の場合を除き、）受益者とししない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

信託法において、特定の要件がないものの、免税信託においては、信託証書の変更を信託登記官に提出することが受託会社の推奨される慣行である。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

() ミューチュアル・ファンド法

後記「監督官庁の概要」の記載を参照。

（ ）一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。ミューチュアル・ファンド規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法の規制を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本の金融商品取引法および内閣府令の両方に定義される日本の適格機関投資家向けに証券を発行する投資信託は、ミューチュアル・ファンド規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれる。また日本国内で既に証券を販売し、ミューチュアル・ファンド規則の発効日の時点で存在している投資信託、またはミューチュアル・ファンド規則の発効日の時点で存在し、ミューチュアル・ファンド規則が発効した後にサブ・トラストを設定した投資信託は、「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド規則の適用を受けることをケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である。）をすることができる。

CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許には、CIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして、一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド規則に従って事業を行わねばならない。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には、証券の募集に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格および買戻価格は、請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

一般投資家向け投資信託は、会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には、ミューチュアル・ファンド規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

また、一般投資家向け投資信託の運営者は、各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う（後記「開示制度の概要」を参照）。さらに、一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認する宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのゼネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

（5）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

（ ）ケイマン諸島金融庁（CIMA）への開示

ファンドは、目論見書を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載し、また本規則の要求する情報を記載しなければならない。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければならない。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負っている。

- (a) 弁済期に債務を履行できない、またはできないであろうこと。
- (b) 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- (c) 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を遂行するか、またはその旨を意図していること。
- (e) ミューチュアル・ファンド法もしくはミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法（2011年改訂）、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）または免許の条件を遵守することなしに事業を遂行するか、またはその旨を意図していること。

ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島である。ファンドの会計監査は、ルクセンブルグ会計基準に基づいて行われる。

ファンドは、翌年4月30日までは前年10月31日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出する。

管理事務代行会社は、(a) ファンド資産の一部または全部が目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または(b) 受託会社もしくは管理会社はその設立文書または目論見書に定める規定に従って、ファンドの業務および投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合、かかる認識後速やかに、(i) 当該事実を受託会社に書面で報告し、() 当該報告書の写しおよび報告に適用ある詳細をCIMAに提出し、その報告書または適切な概要については、ファンドの次の年次報告書、および次の半期報告書または定期報告書が次の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載されなければならない。

管理事務代行会社は、ファンドの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびにファンドを清算する意向および当該清算理由について、実務上速やかに書面でCIMAに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにファンドの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければならない。当該報告書には、ファンドに関する以下の事項を記載しなくてはならない。

- (a) すべての旧名称を含むファンドの名称
- (b) 投資者により保有されている各組入証券の純資産価額
- (c) 前報告期間からの純資産価額および各組入証券の変動率
- (d) 純資産価額
- (e) 当該報告期間の新規募集口数および価額
- (f) 当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- (g) 報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、受託会社が知る限り、ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびにファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければならない。

ファンドは、管理事務代行会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

ファンドは、保管会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および保管会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

ファンドは、管理会社について提案された変更を、CIMA、投資者およびその他の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

- () 受益者に対する開示

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、決算日から6か月以内および半期（毎年4月末日に終了

する。) 終了時から 3 か月以内に、それぞれ受益者に送付され、管理会社から、閲覧または入手可能である。

ファンドの会計年度は、毎年10月31日に終了する。

日本における開示

() 監督官庁に対する開示

(a) 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本において 1 億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を日本国財務省関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、かかる書類を金融商品取引法に基づく有価証券届出書や有価証券報告書の開示書類に関する電子開示システム（EDINET等）において閲覧することができる。

受益証券の販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。管理会社は、財務状況等を開示するために、各事業年度終了後 6 か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後 3 か月以内に半期報告書を、さらに、サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ財務省関東財務局長に提出する。受益者およびその他希望する者は、かかる書類をEDINET等において閲覧することができる。

(b) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）に従い、サブ・ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、サブ・ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

() 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

(6) 【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託として規制される。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法に基づく規則は、CIMAに対する年次の所定の事項の報告および監査済年次財務書類の提出を規定する。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも、受託会社に対し、サブ・ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが指定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。これらのCIMAの指示を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服することがあり、また、CIMAは、裁判所にサブ・ファンドの解散を請求することができる。

ただし、CIMAが一定の状況下において受託会社の活動を調査する権限を有しているものの、ファンドは、その投資活動またはサブ・ファンドのポートフォリオの組成に関して、CIMAまたはケイマン諸島のその他の政府当局による監督に服することはない。CIMAまたはケイマン諸島のその他の政府当局は、英文目論見書の条項または利点について意見または承認をしていない。ケイマン諸島の投資者に利用可能な投資補償スキームは存在しない。

規制された投資信託として、ファンドは、CIMAの監督に服し、CIMAは、いつでもファンドに、財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。いずれの場合も、

ファンドは、CIMAに監査済財務書類を毎年提出しなければならない。

規制された投資信託が、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、サブ・ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはサブ・ファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

受託会社またはケイマン諸島に居住する取締役もしくは代理人は、適用ある法律に基づき、規制当局または政府機関または行政庁からの情報開示請求に対し、情報の提供を強要されることがある。かかる請求は、例えば、金融庁法（2011年改正）に基づき、CIMAによって、CIMA自らまたは公認の海外規制当局のために行われたり、税務情報庁法（2009年改正）または貯蓄収入情報報告（EU）法（2007年改正）ならびに関連規則、契約、協定および覚書に基づき、税務情報庁によって行われる。かかる法令に基づく守秘情報の開示は、守秘義務違反とはみなされず、一定の状況下においては、受託会社、取締役または代理人は、当該請求が行われたことの開示を禁じられることがある。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

投資目的と投資方針

日本大型株式ファンド、日本小型株式ファンド、グローバル株式ファンド、エマージング株式ファンド、日本債券ファンド、グローバル債券ファンド、ハイイールド債券ファンド、オルタナティブ・ファンド、不動産（REIT）ファンドおよびコモディティ・ファンドの投資目的は、分散投資運用により、長期にわたり投資元本の最適な成長を達成することである。

各サブ・ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を各トレーディング・カンパニーを通じて投資する。トレーディング・カンパニーは、サブ・ファンドの受託者である受託会社が完全所有するか、または受託会社のために完全所有されており、また、トレーディング・カンパニーの投資証券は当該サブ・ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）となる。

トレーディング・カンパニー

受託会社は、各サブ・ファンドの受託者としての資格において受託会社が全額出資する投資法人として、各サブ・ファンドごとに以下のトレーディング・カンパニーを設立している。各サブ・ファンドのすべての投資資産はかかるトレーディング・カンパニーが保有し、これを通じて取引される。

日本大型株式ファンド：	NGF-JLCE トレーディング・リミテッド
日本小型株式ファンド：	NGF-JSCE トレーディング・リミテッド
グローバル株式ファンド：	NGF-GE トレーディング・リミテッド
エマージング株式ファンド：	NGF-EE トレーディング・リミテッド
日本債券ファンド：	NGF-JB トレーディング・リミテッド
グローバル債券ファンド：	NGF-GB トレーディング・リミテッド
ハイイールド債券ファンド：	NGF-HYB トレーディング・リミテッド
オルタナティブ・ファンド：	NGF-ALTERNATIVE トレーディング・リミテッド
不動産（REIT）ファンド：	NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング・リミテッド
コモディティ・ファンド	NGF-COMMODITY トレーディング・リミテッド

投資運用会社は、別途締結される投資運用契約に基づいて、各トレーディング・カンパニーが保有する投資資産の運用に責任を負う各トレーディング・カンパニーの投資運用者として選任されている。各トレーディング・カンパニーの投資資産は、本書に記載された投資目的および投資制限に従って運用され、本書に記載されたものと同じのリスク要因に服する。

各トレーディング・カンパニーの投資証券は、サブ・ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある）を形成する。サブ・ファンドの受益証券が購入された場合、受託会社は、それに相当する額のトレーディング・カンパニーの投資証券を購入する。サブ・ファンドの受益証券が買い戻された場合、受託会社は、サブ・ファンドの受託者の資格で、それに相当する額のトレーディング・カンパニーの投資証券を買戻す。したがって、トレーディング・カンパニーの投資証券の価格評価、発行および買戻しの時期は、サブ・ファンドの受益証券の評価、発行および買戻しの時期と一致するように企図されている。トレーディング・カンパニーの投資証券の当初最低購入価格は1円である。トレーディング・カンパニーの投資証券の基準通貨は日本円である。

トレーディング・カンパニーの取締役は、受託会社と各トレーディング・カンパニーの間の契約に基づいて、受託会社により、かつ受託会社から選任される。

各トレーディング・カンパニーは、日本証券業協会の定める規則により外国投資法人として扱われるために、ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドとして登録の申請を行った。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制には、毎年CIMAに所定の報告および監査済み会計書類を提出することが含まれる。しかし、一旦登録されると、各トレーディング・カンパニーは、投資活動またはポートフォリオの構築についてCIMAその他ケイマン諸島のいかなる当局の監督にも服さない。ただし、CIMAは、一定の状況下においては各トレーディング・カンパニーの活動を調査する権限を有している。CIMAその他ケイマン諸島のいかなる当局も、本書の条項または実体に対して評価を下し、または承認していない。ケイマン諸島の投資者に利用可能な投資報酬スキームは存在しない。各トレーディング・カンパニーは、規制ミューチュアル・ファンドとして、CIMAの監督に服する。CIMAはいつでも、指定した期間内において、規制ミューチュアル・ファンドに対して、会計書類の監査を行い、CIMAに提出するよう指示することができる。かかるCIMAの要請に従わなかった場合、規制ミューチュアル・ファンドの取締役は相当額の罰金が課されることがあり、また、CIMAが裁判所に対して、当該規制ミューチュアル・ファンドの清算を申請することもある。規制ミューチュアル・ファンドが、期限が到来した債務を履行することができずもしくはできない見込みが高い、または、投資者もしくは債権者を害する方法で事業を継続しもしくは継続しようと試み、もしくは自ら清算すると判断した場合、CIMAは一定の措置を講じることができる。ほかのCIMAの権限としては、取締役の交替の要請、行為の適切性について規制ミューチュアル・ファンドに助言する者を選任し、または規制ミューチュアル・ファンドの支配権を承継する者を選任すること等が含まれる。CIMAには、その他の措置について裁判所の承認を得ることができること等、他の救済措置も存在する。

ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-2557、ロベルトシュトゥンパー通り9Aに所在するS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、（i）別途締結される管理事務代行契約に基づき、各トレーディング・カンパニーの管理事務代行会社、および（ ）別途締結される保管契約の条項に基づき各トレーディング・カンパニーの保管会社を選任されている。サブ・ファンドと各トレーディング・カンパニー間の費用に関する契約に基づき、各トレーディング・カンパニーに関する一定の報酬および費用はサブ・ファンド・レベルで計上される。

英領ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ジョージタウン、ノース・チャーチ・ストリート90番、ストラスバール・ハウス、私書箱258GTに所在するブライスウォーターハウスクーパーズは、各トレーディング・カンパニーの監査人として活動している。

（２）【投資対象】

各トレーディング・カンパニーの投資対象は、次のとおりである。

日本大型株式ファンド：NGF-JLCE トレーディング・リミテッド

日本大型株式ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-JLCEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-JLCEトレーディング」という。）は、主にオープン・エンド型投資信託の発行する受益証券または投資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託の投資方針は、日本に登記

上の事務所を置く大企業および中小企業の日本の金融商品取引所に上場されているかまたは日本の規制ある市場で取引されている株式に投資することである。

付随的に、NGF-JLCEトレーディングの純資産を下記に投資することができる。

- ・ 短期金融商品
- ・ 株価インデックスのパフォーマンスに連動する金融商品
- ・ 上記の証券に投資することを投資方針とし、または上記の証券でポートフォリオが構成されるクローズド・エンド型投資信託

投資のスタイル、産業または業種の分散に関する制限または制約はない。

NGF-JLCEトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。

NGF-JLCEトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

日本小型株式ファンド：NGF-JSCE トレーディング・リミテッド

日本小型株式ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-JSCEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-JSCEトレーディング」という。）は、主にオープン・エンド型投資信託の発行する受益証券または投資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託の投資方針は、日本に登録上の事務所を置く中小企業の日本の金融商品取引所に上場されているかまたは日本の規制ある市場で取引されている株式に投資することである。

付随的に、NGF-JSCEトレーディングの純資産を下記に投資することができる。

- ・ 短期金融商品
- ・ 株価インデックスのパフォーマンスに連動する金融商品
- ・ 上記の証券に投資することを投資方針とし、または上記の証券でポートフォリオが構成されるクローズド・エンド型投資信託

投資のスタイル、産業または業種の分散に関する制限または制約はない。

NGF-JSCEトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。

NGF-JSCEトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

グローバル株式ファンド：NGF-GEトレーディング・リミテッド

グローバル株式ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-GEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-GEトレーディング」という。）は、主にオープン・エンド型投資信託の発行する受益証券または投資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託の投資方針は、北米、欧州またはアジア太平洋に登録上の事務所を置く大企業および中小企業の北米、欧州またはアジア太平洋の証券取引所に上場されているかまたは北米、欧州またはアジア太平洋の規制ある市場で取引されている株式に投資することである。

付随的に、NGF-GEトレーディングの純資産を下記に投資することができる。

- ・ 短期金融商品
- ・ 株価インデックスのパフォーマンスに連動する金融商品
- ・ 上記の証券に投資することを投資方針とし、または上記の証券でポートフォリオが構成されるクローズド・エンド型投資信託

投資のスタイル、産業、業種、地理的分散または通貨について、制限または制約はない。

NGF-GEトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-GEトレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

NGF-GEトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

エマージング株式ファンド：NGF-EEトレーディング・リミテッド

エマージング株式ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-EEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-EEトレーディング」という。）は、主にオープン・エンド型投資信託の発行する受益証券または投資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託の投資方針は、新興国に登記上の事務所を置く大企業および中小企業の新興国の証券取引所に上場されているかまたは新興国の規制ある市場で取引されている株式に投資することである。

付随的に、NGF-EEトレーディングの純資産を下記に投資されることができる。

- ・ 短期金融商品
- ・ 株価インデックスのパフォーマンスに連動する金融商品
- ・ 上記の証券に投資することを投資方針とし、または上記の証券でポートフォリオが構成されるクローズド・エンド型投資信託

投資のスタイル、産業、業種、地理的分散または通貨について、制限または制約はない。

NGF-EEトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-EEトレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

NGF-EEトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

日本債券ファンド：NGF-JBトレーディング・リミテッド

日本債券ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-JBトレーディング・リミテッド（以下「NGF-JBトレーディング」という。）のポートフォリオは、主にオープン・エンド型投資信託が発行する受益証券または投資証券により構成される。当該投資信託の投資方針は、主として、日本の国債、変動利付国債、社債および円建の政府債等に対して投資すること、または、主に円建の日本の債券から構成されるインデックスを再現することである。

NGF-JBトレーディングはまた、上記の投資を超えない範囲で、債券、手形を例とするが、これらに限られないその他の確定利付商品、または確定利付商品に投資することを主たる投資方針とするオープン・エンド型投資信託が発行する受益証券もしくは投資証券にも投資することができる。これらの債券、手形または投資信託は、円建ではない場合、可能な限り日本円に対する為替リスクを軽減または排除するために、その表示通貨に対して日本円で約100%までヘッジすることができる。

NGF-JBトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金、短期金融商品、またはマネー・マーケット・ファンドを含むが、これらに限られない商品の形で保有することができる。

グローバル債券ファンド：NGF-GBトレーディング・リミテッド

グローバル債券ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-GBトレーディング・リミテッド（以下「NGF-GBトレーディング」という。）は、主にオープン・エンド型投資信託の発行する受益証券または投

資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託の投資方針は、世界規模で幅広い投資適格債券に主として投資することである。かかる債券の形態は、主として、普通債、変動利付債、または物価指数もしくはその他のインデックスもしくは証券に連動する証券である。また、かかる金融商品は、国、準公的機関、政府機関または会社により発行されることがあり、証券取引所に上場され、もしくは規制ある市場で取引されることがある。

付随的に、NGF-GBトレーディングの純資産を下記に投資することができる。

- ・ 短期金融商品
- ・ 債券インデックスのパフォーマンスに連動する金融商品
- ・ 上記の証券に投資することを投資方針とし、または上記の証券でポートフォリオが構成されるクローズド・エンド型投資信託
- ・ 非投資適格債（資産の20%を上限とする。）

NGF-GBトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-GBトレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

NGF-GBトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

ハイイールド債券ファンド：NGF-HYB トレーディング・リミテッド

ハイイールド債券ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-HYBトレーディング・リミテッド（以下「NGF-HYBトレーディング」という。）は、主にオープン・エンド型投資信託の発行する受益証券または投資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託の投資方針は、世界規模で幅広い債券に投資することである。かかる債券の形態は、主として、社債、政府債、仕組債、変動利付債、普通債、転換社債、ローン、資産担保証券、クレジット・デフォルト・スワップ、または他のインデックス、もしくは金融商品を指標化した証券である。かかる金融商品は、証券取引所に上場されているかまたは規制ある市場で取引されることがある。

付随的に、NGF-HYBトレーディングの純資産を下記に投資されることがある。

- ・ 短期金融商品
- ・ 債券インデックスのパフォーマンスに連動する金融商品
- ・ 上記の証券に投資することを投資方針とし、または上記の証券でポートフォリオが構成されるクローズド・エンド型投資信託

NGF-HYBトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-HYBトレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

NGF-HYBトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

オルタナティブ・ファンド：NGF-ALTERNATIVE トレーディング・リミテッド

オルタナティブ・ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-ALTERNATIVEトレーディング」という。）のポートフォリオは、原則として、主として米ドル建（ただし、これに限られない。）で、使用する戦略に制限または制約が課せられない世界規模のオルタナティブ投資ファンドに対する投資により構成される。

NGF-ALTERNATIVEトレーディングは、原則として、ヘッジファンドのように様々な投資戦略を有し、絶対的なリターンの達成を目指すファンドを含むポートフォリオ・ファンドに対して投資を行うことを意図している。かかるポートフォリオ・ファンドは、株式、債券（ゼロ・クーポン債、インデックス債、転換社債を含む。）、ワラント、かかる証券のオプション、先物・先渡取引、商品（コモディティ）、短期金融商品、またはかかる証券もしくはその他の投資ビークルに対して投資を行う投資ビークルの投資証券もしくは受益証券を含むがこれらに限られないあらゆる種類の固定利もしくは変動利付証券の取引、購入、売却その他の方法による取得、保有、処分、取引を行うことができる。また、かかるポートフォリオ・ファンドは、大規模な証券の空売りを行うこと、高い程度のレバレッジを利用すること、ディストレスト証券および人気銘柄への投資を行うこと、ならびにあらゆる種類の先物、オプションおよび通貨取引を含む金融証書の店頭取引および投機的取引を行うこともできる。

これらのポートフォリオ・ファンドは、一般に、「ヘッジ・ファンド」を含む「オルタナティブ・ファンド」として知られるカテゴリーに分類される。ポートフォリオ・ファンドは、流動性が低い場合がある。

産業、業種もしくは地理的分散または通貨に関する、制限または制約は存在しない。

NGF-ALTERNATIVEトレーディングは、投機またはヘッジの目的でデリバティブ商品の購入、発行または売却を行うことができる。

NGF-ALTERNATIVEトレーディングは、投機またはヘッジの目的で、先物為替取引を行うことによって、積極的に為替エクスポージャーを管理する。

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-ALTERNATIVEトレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

NGF-ALTERNATIVEトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

不動産（REIT）ファンド：NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング・リミテッド

不動産（REIT）ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング・リミテッド（以下「NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング」という。）のポートフォリオは、世界規模のエクスポージャーを有し、不動産ファンド、不動産投資信託（REIT）またはREITファンド、上場不動産ファンドおよび様々な不動産関連ファンドに投資を行う。NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング自体は、不動産への直接の投資は行わない。かかるファンドは、流動性が低い場合がある。ポートフォリオは、地理的エクスポージャー、マネジャーのスタイルおよび物件タイプの点で分散が図られる。

付随的に、NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディングは、不動産（REIT）分野に投資を行うことを投資方針とするヘッジ・ファンドに資産を投資することもできる。

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

コモディティ・ファンド：NGF-COMMODITY トレーディング・リミテッド

コモディティ・ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-COMMODITYトレーディング・リミテッド（以下「NGF-COMMODITYトレーディング」という。）は、主としてエネルギーおよび金属セクターの企業の株式や、商品（エネルギー、鉱物資源および農産物）ならびにインフレ連動債への分散投資ならびに／または商品価格の高騰時もしくは物価上昇時に比較的高い運用成績を達成すると予想される変動性の高い資産に対して投資を行うことを投資方針とするオープン・エンド型の投資信託の受益証券または投資証券に投資することによりその投資目的を達成することを目指す。NGF-COMMODITYトレーディングの投資対象資産には、株式、指数先物、商品先物、商品指数先物およびインフレ連動債が含まれる。

NGF-COMMODITYトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

各サブ・ファンドまたは各トレーディング・カンパニーの投資目的が達成されるという保証はなく、投資リターンまたは投資成果は時間の経過により大幅に変動することがある。

投資を行おうとする者は、本書に記載されるリスク要因に留意されたい。

純資産総額の10%を超えて投資する投資対象は、以下のとおりである（平成25年1月末日現在）。

なお、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に定める外国投資法人については、同法第2条第19項に定める資産運用会社に類する法人を管理会社の名称の欄に記載している。

日本大型株式ファンド

投資対象の名称	Arcus Japan Fund
運用の基本方針	長期にわたる元本の成長と東証株価指数（TOPIX）を超える利益の達成を目指す。
主要な投資対象	純資産額の約95%について日本の株式ならびにJリート、株式指数先物、ETF、クローズドエンド型投資信託、新株予約権付社債、オプションおよび株式ワラント等の株式関連証券をロング・ポジションで保有する。
管理会社の名称	RBS（Luxembourg）S.A.

投資対象の名称	Goldman Sachs Japan Portfolio
運用の基本方針	長期的な元本成長の提供を目指す。
主要な投資対象	多くの場合、日本を拠点にしているかまたは利益または収益の大半を日本から得ている日本の会社に関連する株式または同様の商品を保有する。
管理会社の名称	Goldman Sachs Asset Management International

投資対象の名称	Aberdeen Global - Japanese Equity Fund
運用の基本方針	長期的なトータル・リターンの達成を目指す。
主要な投資対象	資産の3分の2以上を日本に登録された事務所を有する会社および／もしくは主な事業活動を日本で行う会社ならびに／または日本に登録された事務所を有する会社が大部分の資産である持株会社の株式および株式関連証券に投資する。
管理会社の名称	Aberdeen Global Services S.A.

日本小型株式ファンド

投資対象の名称	Schroder International Selection Fund Japanese Smaller Companies
運用の基本方針	元本成長の提供を目指す。
主要な投資対象	主に、日本の小規模企業の株式に投資する。日本の小規模企業とは、買付け時点で日本市場の時価総額の下位30%を構成すると考えられる企業である。
管理会社の名称	Schroder Investment Management（Luxembourg）S.A.

投資対象の名称	Henderson Horizon Fund - Japanese Smaller Companies Fund
運用の基本方針	長期的な元本成長を追求する。

主要な投資対象	総資産の3分の2以上を小規模企業に投資する。
管理会社の名称	Henderson Fund Management (Luxembourg) S.A.

投資対象の名称	SWISSCANTO (LU) EQUITY FUND SMALL & MID CAPS JAPAN
運用の基本方針	適切なリターンと長期的な元本成長の達成を追求する。
主要な投資対象	日本に登記された事務所を有するかまたは日本で主な事業活動を行っている中小企業に投資する。
管理会社の名称	SWISSCANTO ASSET MANAGEMENT INTERNATIONAL S.A.

投資対象の名称	PineBridge Global Funds - PineBridge Japan Small Cap Equity Fund
運用の基本方針	優れた持続的業績を上げている株式を選別することにより投資価値の上昇を目指す。
主要な投資対象	総投資額の3分の2以上を日本の小規模企業の株式および株式関連投資に投資することにより長期的な元本成長の達成を追求する。
管理会社の名称	PineBridge Investments Ireland Limited

グローバル株式ファンド

投資対象の名称	Threadneedle Investment Funds ICVC - American Fund
運用の基本方針	元本の成長を達成する。
主要な投資対象	北米に所在するかまたは北米で重要な営業活動を行う中規模から大規模の企業の株式に主として投資する。
管理会社の名称	Threadneedle Asset Management Limited

投資対象の名称	Morgan Stanley Investment Funds US Growth Fund
運用の基本方針	米ドル建てによる長期的な投資元本の成長を追求する。
主要な投資対象	主として米国企業の証券に、付随的に米国以外の企業の証券に投資する。成長企業の株式に主として投資する。
管理会社の名称	Morgan Stanley Investment Management Inc.

投資対象の名称	Wells Fargo (Lux) Worldwide Fund - U.S. All Cap Growth Fund
運用の基本方針	長期にわたる元本の成長を追求する。
主要な投資対象	総資産の3分の2以上をあらゆる規模の米国の会社の株式に投資する。総資産の25%を上限に非米国発行体により発行された米ドル建ての株式に加え、ADR、CDR、EDR、GDR、IDRおよび同様の預託証券を通じて株式に投資する。
管理会社の名称	RBS (Luxembourg) S.A.

エマージング株式ファンド

投資対象の名称	Acadian Emerging Markets Equity UCITS Fund
運用の基本方針	アジア、ラテンアメリカ、アフリカおよびヨーロッパを含む新興市場諸国の発行体の普通株式の分散されたポートフォリオに主として投資することにより、長期的な元本成長の達成を追求する。

主要な投資対象	普通株式、米国預託証券およびグローバル預託証券に主として投資するが、優先株を含むその他の種類の株式にも投資することができる。
管理会社の名称	Old Mutual Capital, Inc.

投資対象の名称	SKAGEN Kon - Tiki
運用の基本方針	リスクに対して最大限の絶対リターンの達成を目指す。
主要な投資対象	50%以上がMSCI Developed Market Seriesによってカバーされていない国、市場に投資される。
管理会社の名称	SKAGEN AS

投資対象の名称	Dimensional Emerging Markets Value Portfolio
運用の基本方針	エマージング市場の割安な株式に投資するマスターファンドに投資することにより長期にわたる元本の成長を目指す。
主要な投資対象	マスターファンドであるDimensional Emerging Markets Value Fundへの投資を通じて、エマージング市場の割安な株式に投資する。
管理会社の名称	Dimensional Fund Advisors LP

日本債券ファンド

投資対象の名称	Vanguard Japan Government Bond Index Fund
運用の基本方針	Barclays Capital Global Aggregate Float Adjusted Bond Indexのパフォーマンスと一致するリターンの提供を追求する。
主要な投資対象	日本の政府または政府関係機関が発行する投資適格債券に投資する。
管理会社の名称	Vanguard Group (Ireland) Limited

グローバル債券ファンド

投資対象の名称	Wellington Management Portfolios (Dublin) p.l.c. - Global Bond Portfolio
運用の基本方針	長期的なトータル・リターンの最大化を目指す。厳格なリスク管理の枠組みの中において分散化された世界の債券のポートフォリオへの投資に重点をおく。
主要な投資対象	ポートフォリオは、通常、グローバル債券市場に比して、国、通貨および発行体により分散化され、その取引の大半を米国、カナダ、ヨーロッパ、日本およびオーストラリアで行う。
管理会社の名称	Wellington Management Company, LLP

投資対象の名称	Petercam B Fund - Petercam Bonds EUR
運用の基本方針	アクティブ・ポートフォリオ運用戦略により債券市場に対するエクスポージャーを受益者に提供する。
主要な投資対象	ポートフォリオは基本的に、定期的な収益または資本収益を提供し、EU加盟国により発行または保証された確定利付または変動利付のユーロ建ての債券およびその他の債務証券または同様の証券等の短期、中期および長期の金融商品によって構成される。
管理会社の名称	Petercam SA

投資対象の名称	AXA IM Fixed Income Investment Strategies - US Corporate Bonds
運用の基本方針	確定利付および変動利付証券への投資による収益および投資元本の成長を目指す。
主要な投資対象	主として、投資適格の米ドル建て政府債券および企業または公的機関が発行する投資適格の米ドル建て譲渡可能債務証券によって構成されるポートフォリオに投資する。
管理会社の名称	AXA Funds Management S.A.

投資対象の名称	Henderson Horizon Fund - Euro Corporate Bond Fund
運用の基本方針	iBoxx Euro Corporates Indexを超えるトータル・リターンを提供する。
主要な投資対象	ユーロ建ての投資適格社債ならびにその他の確定利付および変動利付証券に主として投資する。
管理会社の名称	Henderson Fund Management (Luxembourg) S.A.

投資対象の名称	Schroder International Selection Fund US Dollar Bond
運用の基本方針	元本成長および収益のリターンを提供する。
主要な投資対象	米ドル建てであり、世界中の政府、政府機関、国際組織および企業により発行された債券ならびに確定利付および変動利付証券（アセットバック証券およびモーゲージバック証券を含むが、これらに限られない。）のポートフォリオに主として投資する。
管理会社の名称	Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

投資対象の名称	T. Rowe Price Funds SICAV - Global Aggregate Bond Fund
運用の基本方針	確定利付証券のグローバル・ポートフォリオに主として投資することにより、トータル・リターンを最大化する。
主要な投資対象	2010年12月17日投資信託に関する法律の第41条（１）の意味におけるUCITSの適格性を有するモーゲージおよびアセットバック証券に加え、政府および政府機関、国際組織、企業ならびに銀行の譲渡可能債務証券を含むが、これらに限られない確定利付証券のグローバル・ポートフォリオに投資する。
管理会社の名称	T. Rowe Price International Ltd

ハイイールド債券ファンド

投資対象の名称	Neuberger Berman High Yield Bond Fund
運用の基本方針	ハイイールド確定利付市場からのトータル・リターン（収益と元本の成長を加えたもの）の魅力的なレベルを達成することを目指す。
主要な投資対象	公認市場に上場されているか、公認市場で取り扱われ、または取引される、それぞれ米国に本店を有するかまたは米国で経済活動の主要部分を行う米国および外国企業により発行されたハイイールド確定利付証券、および主に米ドル建てであり、米国の政府および政府機関により発行されるハイイールド確定利付証券に主に投資する。
管理会社の名称	Neuberger Berman Europe Limited

投資対象の名称	Nordea 1 - US High Yield Bond Fund
運用の基本方針	投資元本の保護および米国のハイイールド債券市場の平均リターンを上回るリターンの達成を目指す。
主要な投資対象	米国に所在するかまたは米国で経済活動の主要部分を行う企業が発行する確定利付、不確定利付および確定利付または変動利付のハイイールド債券に総資産の3分の2以上を投資する。
管理会社の名称	Nordea Investment Funds S.A.

投資対象の名称	PIMCO Funds Global Investors Series plc - Emerging Local Bond Fund
運用の基本方針	慎重な投資運用と同時にリターンの最大化を追求する。
主要な投資対象	通常、資産の80%以上を先渡しまたはオプション、先物契約もしくはスワップ契約等のデリバティブにより表章されることがある、新興証券市場を有する国の通貨建ての確定利付商品に投資する。
管理会社の名称	PIMCO Global Advisors (Ireland) Limited

投資対象の名称	MFS Meridian Funds - Emerging Markets Debt Fund
運用の基本方針	投資目的は、米ドルで測定されたトータル・リターンである。
主要な投資対象	主として（70%以上）、米ドル建の新興市場の債務証券に投資する。主に政府および政府関連機関の債務証券に投資するが、企業の債務証券に投資することもできる。
管理会社の名称	Massachusetts Financial Services Company

オルタナティブ・ファンド

投資対象の名称	AXA IM Fixed Income Investment Strategies - US Short Duration High Yield
運用の基本方針	投資運用会社が購入時点で過度のリスクがなく、高いリターンを提供すると判断する高利回りの確定利付社債および（それより低い程度で）、優先株式への投資を追求する。
主要な投資対象	低品質社債に主として投資する。
管理会社の名称	AXA Funds Management S.A.

投資対象の名称	Schroder GAIA Egerton Equity
運用の基本方針	新興市場を含む世界中の株式および株式関連証券に直接的に、または金融デリバティブ商品および集団投資スキームの利用により間接的に投資することにより、元本の成長を提供する。
主要な投資対象	資産の10%を上限として、オープン・エンド型の集団投資スキームに投資することができる。付随的に、非株式関連集団投資スキーム、確定利付証券および流動性資産に投資することができる。適切と考えられる場合、慎重な水準の流動性資産が維持され、これが資産の相当部分または（例外的に）100%を表章することもできる。ユーロ以外の通貨のエクスポージャーをとることができる。
管理会社の名称	Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

投資対象の名称	Brevar Howard Investment Fund II - Macro FX Fund
運用の基本方針	外国為替ポジションのアクティブ・マネジメントにより、絶対的リターンをもたらすことを追求する。
主要な投資対象	特に、外国為替の先渡しおよびオプション商品ならびに外国為替現物取引に投資する。満期が1年以内の先渡しおよびオプション商品のみに投資する。
管理会社の名称	Brevar Howard Asset Management LLP

投資対象の名称	Brevar Howard Investment Fund - Emerging Markets Local Fixed Income Fund
運用の基本方針	金利および外国為替ポジションのアクティブ・マネジメントにより、リターンをもたらすことを目指す。
主要な投資対象	確定または変動利付の譲渡可能証券（株式およびその他の参加権を除く。）、短期金融商品および金利、政府債または外国通貨を参照する金融デリバティブ商品に主として投資する。
管理会社の名称	Brevar Howard Investment Products Limited

投資対象の名称	Lyxor / Winton Capital Management Fund Limited
運用の基本方針	オルタナティブ投資戦略により、中期的な元本成長を目指す。
主要な投資対象	多くの種類の非流動的商品を含む金融商品（株式、債券、確定利付証券、金利商品、通貨、コモディティ等を含むが、これらに限られない。）、ならびにこれらに関する上場または店頭登録され、レバレッジを活用または活用せず、ロングまたはショート・ポジションで保有されるデリバティブ（スワップ、オプション、先物および先渡し、転換社債等を含むが、これらに限られない。）に投資する。
管理会社の名称	SG Hambros Fund Managers (Jersey) Limited

投資対象の名称	Amundi Funds Volatility World Equities
運用の基本方針	各関連受益証券クラスに適用される手数料を差し引いた年率7%のパフォーマンスを目指し、統制されたリスク内の枠組みにおけるユーロランド、米国およびアジアの3つの地理的地域に特化した株式市場のボラティリティに対するエクスポージャーを提供する。
主要な投資対象	公認市場に上場しているオプションおよび／または満期が平均1年の3つの地理的地域におけるインデックスのバリエーション・スワップに投資する。デリバティブに加え、純資産の100%を上限として、短期金融商品に投資する。
管理会社の名称	Amundi Luxembourg S.A.

不動産（REIT）ファンド

投資対象の名称	Henderson Horizon Fund - Global Property Equities Fund
運用の基本方針	長期にわたる元本の成長を追求する。潜在的ハイ・リターンを提供する市場に投資する。
主要な投資対象	資産を、収益の大部分を不動産の所有、管理、開発から得ている、上場しているかまたは規制市場で取引されている世界中の会社の株式またはREIT（もしくはこれに類するもの）に投資する。

管理会社の名称	Henderson Fund Management (Luxembourg) S.A.
---------	---

投資対象の名称	iShares FTSE EPRA/NAREIT Developed Markets Property Yield Fund
運用の基本方針	投資家に対するトータル・リターンの提供を目指す。
主要な投資対象	可能な限り、ベンチマークであるFTSE EPRA/NAREIT Developed Dividend + Indexの構成銘柄である株式のポートフォリオに投資する。
管理会社の名称	BlackRock Asset Management Ireland Limited

投資対象の名称	Schroder International Selection Fund Global Property Securities
運用の基本方針	トータル・リターンの提供を目指す。
主要な投資対象	主に世界中の不動産会社の株式に投資する。
管理会社の名称	Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

コモディティ・ファンド

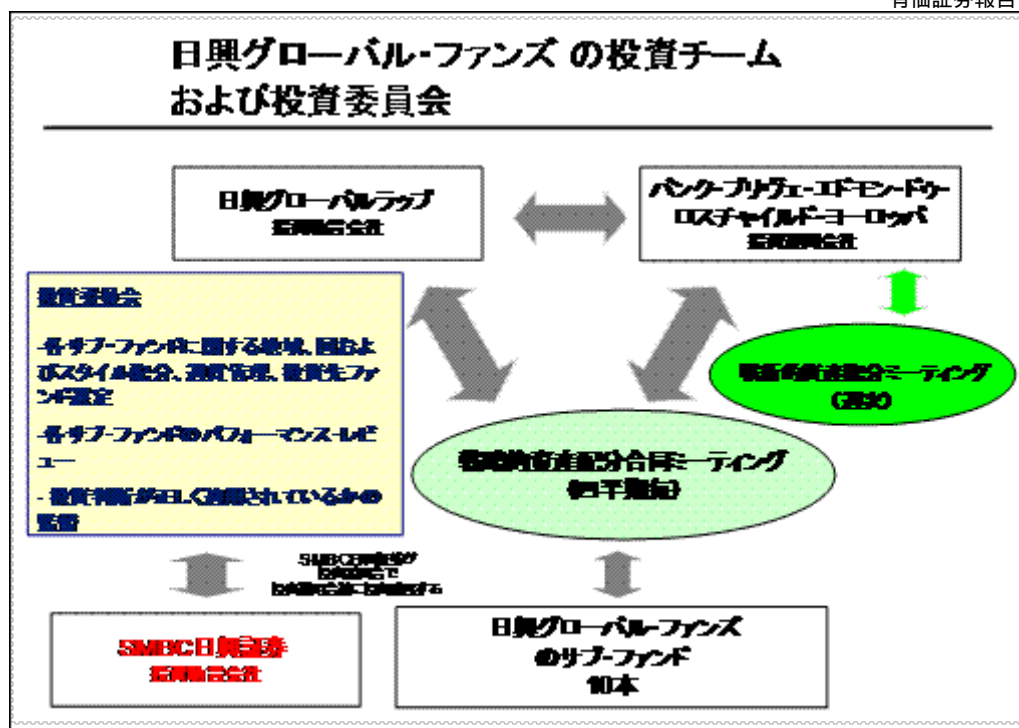
投資対象の名称	Goldman Sachs Structured Investments SICAV - GSQuartix Dow Jones - UBS Enhanced Strategy Portfolio
運用の基本方針	Goldman Sachs Dow Jones - UBS Total Return Enhanced Strategy E166に追随することにより、Dow Jones - UBS Commodity Index Total Return SM をアウトパフォームする。
主要な投資対象	取引相手方（Goldman Sachs Internationalを含む場合がある。）と締結した金融契約に基づき、投資戦略に対するエクスポージャーを獲得する。
管理会社の名称	RBS (Luxembourg) S.A.

投資対象の名称	Schroder Alternative Solutions Commodity Fund
運用の基本方針	世界の商品関連商品に投資することにより長期的な成長をもたらすことを目指す。
主要な投資対象	幅広い商品セクターに対してエクスポージャーを有するが、現時点では、主にエネルギー、農業および金属セクターに投資することを予定している。
管理会社の名称	Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

（３）【運用体制】

（イ）運用体制

ファンドの運用体制は以下に記載されるとおりである。



投資運用会社および投資助言会社のシニアメンバーにより構成され、投資運用会社の最高投資責任者（CIO）が率いる投資委員会によりファンドは運用される。本委員会は、ファンドの10本のサブ・ファンドで共通に設定された投資方針の定義づけ、構築および実行に関して責任を負う。投資プロセスはグローバル・マクロ・レビューに基づくトップ・ダウン・アプローチを特徴とする。投資委員会は、原則として、各四半期にルクセンブルグまたは東京で開催され、毎月あるいは必要が生じた時には電話会議が行われる。投資委員会は、以下の事項について検討する。

- 世界の市場の見通し
- 各サブ・ファンドの投資戦略：地域配分、国配分、スタイル配分
- 各サブ・ファンド内の投資先ファンド選定
- 各サブ・ファンドの為替リスク管理

ファンドの投資運用会社は、CIO、ファンドリサーチ、株式リサーチ、債券リサーチの各責任者、最高業務責任者およびこれらの各チームが参加する戦略的資産配分ミーティングを毎週開催する。必要に応じて、当ミーティングで、投資運用会社の投資助言会社を務める日興グローバルラップとの合意により各サブ・ファンドの資産、配分および投資先ファンド選定に関して修正を提案する。

5人のファンド・マネジャーが、日々ファンドを運用し全ての投資判断を実行する。

（ロ）投資運用方針の意思決定プロセス

ファンドの投資運用方針は、以下のプロセスを通じて決定される。



ファンドの投資プロセスは、資産タイプ、地域および業種の見通しを検討するグローバルなマクロレビューに基づくトップ・ダウン・アプローチを特徴とする。マクロの背景（成長、インフレ、金利、債券利回り、通貨および企業収益の動向）が資産配分ミーティングにおいて検討され、またあらゆるその後の投資協議および判断の基礎となる。とりわけ、経済動向、金融政策、インフレおよび収益動向を分析および予測することにより、投資テーマ、地域戦略、スタイル配分および業種戦略が、戦略的および戦術的資産配分を開発する目的で検討される。戦略的および戦術的資産配分ミーティングは、このグローバルな情勢に基づき戦略的および戦術的手段を決定する。

投資は、主に、最適かつ最もパフォーマンスのよい投資先ファンドを用いて行われる。このような投資先ファンドは、ボトム・アップ・アプローチ、定量的な尺度と定性分析およびファンダメンタルの分析の融合に基づき専門チームにより選定される。

投資は、全体としての費用を可能な限り低く抑えるために（可能であれば）全ての選定された投資先ファンドの機関投資家クラスを用いて行われる。

（八）職務および権限

日興グローバル・ファンズの投資委員会

日興グローバル・ファンズの10本のサブ・ファンドに関して一般に設定された投資方針(資産配分および投資先ファンド選定)の

- 定義
- 構築
- 実行

について責任を負う。

(二) 会議体もしくは委員会またはその他の内部組織

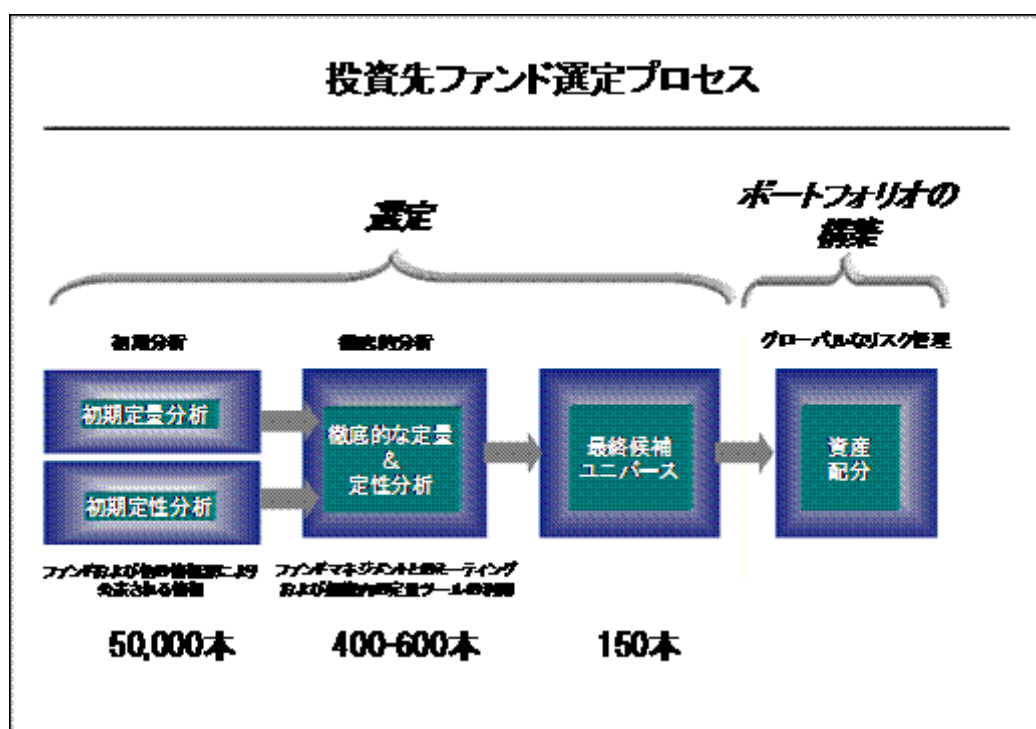
投資助言会社/投資運用会社における戦略的資産 配分ミーティング(12名前後)

- ➡ 任務: 10本のサブ・ファンドに関する戦略的資産配分の定義、実行および監視
- ➡ 頻度: 四半期
- ➡ 目的: 投資方針に従った資産配分、投資先ファンドの選定のための市場見通しの分析
- ➡ 方法論: トップ・ダウン型グローバル・マクロ
- ➡ 委員長: 投資運用会社の最高投資責任者(CIO)
- ➡ 参加者: 投資運用会社、投資助言会社

投資運用会社 戦術的資産配分ミーティング (7名前後)

- ➡ **任務:** 積極的な戦術的資産配分(TAA)、投資先ファンドの選定
- ➡ **頻度:** 週次
- ➡ **目的:** 投資方針に従ったTAA・投資先ファンドの選定によりパフォーマンスの向上および／またはリスクの低減を図る
- ➡ **方法論:** テクニカル、モメンタムベース、コントラリアン等
- ➡ **委員長:** 投資運用会社の最高投資責任者(CIO)
- ➡ **参加者:** 投資運用会社

(ホ) 投資先ファンドの運用体制



(a) 投資運用の実行

投資委員会、戦略的資産配分ミーティングおよび戦術的資産配分ミーティング等の様々な委員会が行う投資判断に加えて、同日中に、投資運用会社のアセット・マネジメント部門のミドル・オフィスに対して指図が行われる。原則として、投資は、各サブ・ファンドのために毎日行われる。投資指図は、投資運用会社のファンド・デスクおよびディーリングルームならびにS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社により管理される。外国為替のオペレーションおよびヘッジ戦略は、S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社が行う。

（b）関連するリスクのモニタリング

モニタリングは、投資運用会社の資産配分と、ファンドのリスク/リターン・プロファイルである戦略的参照ポートフォリオとを比較検討して行われる。顧客の財産を保全するため、市場状況によっては、このプロファイルから著しく逸れることがある。リスクのモニタリングは、パフォーマンスをリスク・プロファイルと、資産クラス毎のリスク（その相対加重で表される。）を戦略的参照ポートフォリオと、裏付け投資のパフォーマンスを当該投資カテゴリーの代表指数と、および、サブ・ファンドのパフォーマンスと競合する資産グループと比較検討して行われる。

（c）リスク管理、投資運用評価および法的管理

グローバル資産配分委員会は、様々な専門的な投資対象選定チームとともに、最高投資責任者の指示の下、毎週、ポートフォリオ・マネジャーとの間で、ポートフォリオ・レビュー・ミーティングを開き、各ポートフォリオのリスク要因について協議し、ファンドが過剰なリスク（資産クラス、投資テーマ、業種および戦略に関する過剰な連結集中が起こっている場合や、選定されたファンド間に過剰な相関性が存在する場合等。）にさらされているか否かを検討する。

ミドル・オフィスの投資行動は、指図取扱事務に関する主な事務リスク要因（4つの目の原則等）を考慮に入れた、投資運用会社の経営陣により承認された手続に準拠する。

（ヘ）投資運用会社

管理会社は、バンク・プリヴェ・エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ヨーロッパを、管理会社の全般的な指揮、監督および責任に服しつつ各サブ・ファンドの資産の投資および再投資に関する投資運用会社として任命している。投資運用会社は、ルクセンブルグ L-2535 エマニュエル・セルベ通り20番に登記上の事務所を有する。同社は1982年2月19日に、バンク・プリヴェ・エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・エス・エーの子会社としてルクセンブルグにおいて設立された。バンク・プリヴェ・エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・エス・エーは1924年に設立されたスイスの会社であり、ジュネーブ、ヘッセ通り10番に登記上の事務所を有する。

投資運用会社、そのマネージング・ダイレクター、従業員またはコンサルタントは、投資運用契約に定められた事業活動以外の事業活動を行うことができる。

投資運用会社またはその従業員、関係会社もしくはその従業員による職務の遂行過程において、重過失、故意の不履行、悪意、現実の詐欺または職務懈怠から発生した場合を除き、管理会社は投資運用会社に対して、サブ・ファンドの資産の一部を形成する投資資産（現金を含む。）に対する権利主張、もしくは管理会社による投資運用契約の違反の結果として投資運用会社が合理的に負担し、または投資運用会社が関係するサブ・ファンドに関して投資運用契約に従って適正に行った行為から発生した、あらゆる経費、損失、請求および費用について、関係するサブ・ファンドの資産から補償を行う。投資運用契約は、投資運用会社が管理会社に対して3か月前の書面による通知を行った場合、または投資運用契約に定められたその他の状況が発生した場合に終了する。

（ト）投資助言会社

管理会社及び投資運用会社は、日興グローバルラップ株式会社およびS M B C日興証券株式会社を、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資に関する投資助言会社として任命している。

関係するサブ・ファンドに関する関連の投資助言契約に基づく職務の遂行を行う際の当該の投資助言会社の重過失、故意の不履行、悪意、現実の詐欺または職務懈怠を理由とする場合を除き、管理会社は、当該の投資助言会社、その株主、取締役、役員、使用人、従業員および代理人が関係するサブ・ファンドに関する投資助言契約に基づく投資助言会社の職務の遂行から、またはそれに関連して請求を受け、または負担したあらゆる法的措置、法的手続、請求、要求、負債、損失、賠償責任、費用および経費（合理的に関連または付随する法律その他の専門家に対する報酬および費用を含む。）について、関係するサブ・ファンドの資産

から、各投資助言会社、その株主、取締役、役員、使用人、従業員および代理人に補償を行い、これらの者に損失を与えないものとする。各投資助言契約は、管理会社または投資助言会社のいずれかより90日前の書面による通知により終了されるまで有効に存続する。各投信助言契約は、同契約に規定されたその他の状況においても終了することがある。

（チ）投資委員会

投資委員会は、投資運用会社である、バンク・プリヴェ・エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ヨーロッパのシニアメンバーと投資助言会社のうち的一方である日興グローバルラップ株式会社のシニアメンバーにより構成され、ファンドの投資戦略、組入れ候補ファンドおよびその投資比率に関する方針について推奨を行う。

S M B C日興証券株式会社は、投資家との距離が近い金融商品取引業者として、投資委員会で投資運用会社に投資助言する。

日興グローバル・ファンズにおける『投資委員会』の役割



（４）【分配方針】

各分配期間（以下「現分配期間」という。）について、分配基準日の後4営業日目の日である分配日に各受益者に対し、管理会社が決定する額の分配が行われ、当該分配は、サブ・ファンドの投資収益および実現／未実現キャピタル・ゲインおよびその他の分配可能資産（適切とみなされる場合）から支払われる。現分配期間に関する分配は、関係する受益証券の名義人として現分配期間の最終日現在で当該分配基準日に名簿に登録されている受益者に行われ、かかる分配はすべて円の単位に切り捨てられる。

分配は、受益証券の1口当たり純資産価格または分配可能原資を考慮して行われ、受益証券の1口当たり純資産価格が当初発行価格を下回る、または分配期間中の運用実績が十分でない与管理会社が考える場合等において、管理会社は、分配を行わないことを決定することができる。

管理会社は、時宜に応じて、各サブ・ファンドに関して管理会社が決定する基準日において、また管理会社が決定する回数、各サブ・ファンドの受益者に対して管理会社が決定する額の間分配を行うことができる。

上記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

受益証券の購入価格によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合がある。受益証券の購入後のファンドの運用状況により、分配金額より受益証券1口当たり純資産価格の値上がり小さかった場合も同様である。すなわち、分配は、元本から行われる可能性があり、その場合、サブ・ファンドが支払う分配金が受益者の投資元本であるという事実には受益者は留意すべきである。当該支払により、サブ・ファンドの投資運用に必要な元本額が減少することになる。

（５）【投資制限】

投資制限

サブ・ファンドに適用される投資制限は以下のとおりである。

- （イ）サブ・ファンドについて空売りされる有価証券の時価総額は、各サブ・ファンドの純資産総額を超えないものとする。
- （ロ）総借入残高が各サブ・ファンドの直前の評価日時点の純資産総額の10%を超える結果となるような借入れを行うことは禁止される。ただし、合併、併合これらに類似するもののような例外的な緊急事態においては、かかる10%の制限を一時的に超過することがある。
- （ハ）株式取得の結果、サブ・ファンドおよび管理会社が運用するすべてのミューチュアル・ファンドの保有する議決権の総数が、一発行会社の議決権付株式の50%を超えることになる場合、サブ・ファンドは、当該発行会社の株式を取得してはならない。かかる制限は、他の投資信託に対する投資には適用されない。（注）上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。
- （ニ）日本証券業協会が規定する外国投資信託受益証券の選別基準に要求されるとおり、サブ・ファンドは、価格の透明性を確保する方法が取られない限り、サブ・ファンドの純資産総額の15%を超えて、私募株式、非上場株式または不動産等流動性に欠ける資産に投資しないものとする。（注）上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。
- （ホ）投資対象の購入、投資および追加の結果、サブ・ファンドの資産額の50%を超えて、日本の金融商品取引法（昭和23年法律第25号（改正済））第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産を構成する場合、かかる投資対象の購入、投資および追加を行わない。
- （ヘ）管理会社もしくは第三者の利益を図ることを目的とし、受益者の利益に反し、またはサブ・ファンドの資産の適切な運用を阻害するサブ・ファンドのための管理会社の取引は、すべて禁止される。

サブ・ファンドの投資対象の価値の変化、再構成、合併、サブ・ファンドの資産からの支払またはサブ・ファンドの受益証券の買戻しの結果としてサブ・ファンドに適用される制限を超えた場合、管理会社は、直ちにサブ・ファンドの投資対象を売却する必要はない。しかし、管理会社は、サブ・ファンドの受益者の利益を考慮した上で、違反が判明してから合理的な期間内にサブ・ファンドに適用される制限を遵守するために合理的に可能な措置を講じるものとする。

投資目的と投資方針の厳守

管理会社は、サブ・ファンドが常に本書に記載する投資目的および投資方針または投資制限が遵守されるよう確保する責任を負う。ただし、（ ）受託会社および管理会社は、サブ・ファンド決議による承認なしにサブ・ファンドの投資目的および投資方針または投資制限およびガイドラインについて重大な不利益となる変更を行わず、（ ）受託会社および管理会社は、制限の変更がサブ・ファンドの受益者の最大の利益に資すると判断し、また当該変更が適用ある法令（日本証券業協会の規則を含む。）を遵守している範囲内において、本書に記載するサブ・ファンドに関する投資制限を変更することができ、また（ ）本書記載の方針に関する記述は、管理会社の指示により受託会社または管理会社が絶対的裁量により当該状況下で適切と思料する影響を受ける受益者への通知を発することにより、全般的にまたは個々のサブ・ファンドについて変更することができる。

ケイマン諸島の規則

管理会社は、「投資顧問」（ミューチュアル・ファンド規則の定義に従う。）として遵守義務を負うケイマン諸島の関係規則を遵守するものとする。したがって、管理会社は、サブ・ファンドのために、

- （イ）結果的にサブ・ファンドのために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後にサブ・ファンドの純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
- （ロ）結果的にサブ・ファンドのために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後にサブ・ファン

ドの純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、

(i) 特殊事情（サブ・ファンドと別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）がある場合においては、12か月を超えない期間に限り、本（ロ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、

() (a) サブ・ファンドが、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、

(b) 管理会社が、サブ・ファンドの資産の健全な運営またはサブ・ファンドの受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、

本（ロ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

(ハ) 株式取得の結果、管理会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。

(ニ) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後にサブ・ファンドが保有するかかる投資対象の総価値がサブ・ファンドの純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、管理会社は、当該投資対象の評価方法が本書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。

(ホ) サブ・ファンドの受益者の利益を損なうか、またはサブ・ファンドの資産の適切な運用に違反する取引（サブ・ファンドの受益者ではなく管理会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。

(ヘ) 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。

ただし、上記のミューチュアル・ファンド規則は、管理会社が、サブ・ファンドのために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げるものではない。

(イ) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合

(ロ) マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合

(ハ) サブ・ファンドの投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合

3【投資リスク】

(1) リスク要因

サブ・ファンドの受益証券への投資には、国際金融市場におけるすべての投資に共通する大きなリスクが伴う。投資を行おうとする者は、サブ・ファンドの受益証券に投資するメリットおよび妥当性を評価する際に、特に以下の要因を入念に検討するべきである。受益証券の価格は、上昇する場合もあれば下落する場合もあるため、投資者は当初の投資額を回収できないことがある。したがって、サブ・ファンドへの投資は、投下元本をすべて失うリスクを負担できる者のみが行うべきである。サブ・ファンドは、収益水準に関係なくそれぞれの報酬と費用を支払う責任を負う。投資を行おうとする者は、以下の特有のリスクを入念に検討するべきだが、以下のリストはすべてのリスクを網羅することを意図したものではない。

投資リスク

各サブ・ファンドが投資目的を達成できるという保証はない。管理会社は、各サブ・ファンドへの投資にはリスクが伴うことに鑑みて、各サブ・ファンドへの投資を中長期的投資と考えることを投資者に対して推奨する。

限られた運用実績

各サブ・ファンドは、本書の提出日現在、限られた運用実績しかない。また、受託会社、管理会社または投資運用会社の過去のパフォーマンスは、必ずしもサブ・ファンドの将来の見通しを示すものではない。

管理会社および投資運用会社への依存

各サブ・ファンドの投資対象への投資運用と投資指図は、関係するサブ・ファンドの投資ガイドラインの範囲内で各信託財産の投資運用について唯一の責任主体である管理会社の責任下にある。管理会社は、その一定の権限と責任を投資運用会社に委託し、投資運用会社は、各サブ・ファンドの投資対象の選定、指図、評価および監視に関する完全な裁量権を有する。

クロス・ライアビリティ

サブ・ファンドの受益証券の発行または販売を通じて受託会社が受領するすべての手取金、当該手取金が投資されるすべて資産、ならびにこれらに帰属するすべての収入および利益は、当該サブ・ファンドに係るものとして指定される。いずれかのサブ・ファンドに帰属することが容易に見極められない資産は、受託会社の裁量において、受託会社または受託会社より委託を受けた者により一または複数のサブ・ファンド間に配分される。あるサブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの負債を負担し、一般に他のサブ・ファンドの負債を負担することはない。管理会社は、債権者となりうる者との取引において、当該債権者が当該サブ・ファンドの資産のみを対象とすることができ、あるサブ・ファンドについて受託会社名義で締結されたすべての契約が当該サブ・ファンドの信託資産の範囲内に債権者の償還請求を限定する文言を含むよう確保する義務を負う。ただし、投資者は、あるサブ・ファンドの資産が別のサブ・ファンドの債務を弁済するために使われる範囲を常に数量化することは不可能である点に留意するべきである。

各サブ・ファンドは、すべての資産を各トレーディング・カンパニーの投資証券に投資し、各トレーディング・カンパニーの投資資産は、対応するサブ・ファンドの投資資産が運用されているのと全く同一の基準に従って運用されるので、トレーディング・カンパニーおよびサブ・ファンドのリスク要因は、相当程度一致している。トレーディング・カンパニーの投資資産の運用成績の不振は、サブ・ファンドの運用成績の不振につながる。

サブ・ファンドは、トレーディング・カンパニーへの投資を通じて間接的に以下を含むが必ずしもこれに限定されない多くの潜在的投資リスクに直面する。

投資者は、受益証券の価額が上昇または下降する可能性があることを認識しておくべきである。サブ・ファンドへの投資には相当なリスクを伴う。投資運用会社は、サブ・ファンドの投資目的および投資方針の制約の中で潜在的損失を最小限にするために設計された戦略を実施するためにその経験および能力を駆使することを意図しているが、かかる戦略が実際に行われるという保証はなく、実施された場合も成功する保証はない。受益証券の流通市場が存在する可能性は低く、受益者は買戻しによってしか受益証券を処分することができない可能性がある。投資者は、サブ・ファンドへの投資の全部または相当部分を失う可能性がある。したがって、投資者は、自らがサブ・ファンドへの投資のリスクを受忍することができるか否かを慎重に検討すべきである。以下のリスク要因に関する記載は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明するものではない。

サブ・ファンドへの投資に伴うリスクには、以下のリスクが含まれる。

流動性リスク

一定の状況下では、サブ・ファンドが取引を行う市場の流動性が失われ、指値での証券の売買が困難になる可能性がある。サブ・ファンドは、純資産価額の算定頻度および／または買戻日および／または買戻手続が異なる投資信託（オルタナティブ・ファンドを含む。）の受益証券または投資証券にも投資する。したがって、流動性が低下し、その結果、原債務（買戻し）の支払に遅延が生じる可能性がある。

買戻しによる損失の可能性

受益証券の買戻しにより、投資対象の清算が必要となることがある。かかる清算により、サブ・ファンド（およびその既存の受益者）に、かかる清算をしなかった場合には発生しなかったと考えられる費用が発

生する可能性がある。

為替変動のリスク

サブ・ファンドの資産の一部は、サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨に投資されることがあるが、日本債券ファンドを除くサブ・ファンドについては、サブ・ファンドの基準通貨に対するヘッジ取引が行われず、投資者がかかる通貨のリスクにさらされる可能性がある。

日本債券ファンドについては、上記「2 投資方針（2）投資対象 日本債券ファンド：NGF-JBトレーディング・リミテッド」に記載のとおりヘッジ取引が行われるが、かかるヘッジ取引が成功する保証はない。投資者はまたヘッジ取引の実行および継続によりコストが生じ、これらのコストが当該サブ・ファンドに割り当てられ、その純資産価格に反映される点に留意すべきである。

市場リスク

サブ・ファンドが保有する証券の市場価格は、急速にまたは予想外の変動を示すことがある。証券価格は、証券市場全般にあるいは証券市場において代表されている特定の業界に影響する要素によって下落する可能性があるほか、現実のもしくは認知された不利な経済状況、企業収益の一般的な見通しの変化、金利もしくは為替レートの変化、または一般的な投資家心理の冷え込み等の特定の企業には必ずしも関係ない一般的な市況によって下落することもある。さらに、労働力不足、生産コストの上昇および業界内の競争の激化等、特定の業界に影響する要素によって下落する可能性もある。一般に、株式は、債券よりも価格の変動が大きい。

他のファンドに投資を行うことに伴う運用リスク

サブ・ファンドは、投資信託（オルタナティブ・ファンドを含む。）の受益証券または投資証券に投資するので分散が欠如する可能性がある。サブ・ファンドが投資を行う投資信託の運用成績の不振は、サブ・ファンドの運用成績の不振につながる。

報酬の重層構造：他の投資信託への投資に関わる報酬

受託会社、管理会社、投資運用会社、投資助言会社、管理事務代行会社、保管会社、代行協会員、販売会社および各サブ・ファンドに関するその他のサービス提供者に支払う費用および報酬に加えて、各サブ・ファンドは間接的に、投資先ファンドの資産から支払われることがあるすべての報酬および費用（投資先ファンドの純資産に対する年率3%程度を上限とする料率で、投資先ファンドの受託会社、管理会社、投資顧問およびその他のサービス提供者（サブ・ファンドの受託会社、管理会社、投資顧問またはサービス提供者を兼ねることもできる。）に支払う報酬及び費用を含む。）を按分して負担する。

運用リスク

サブ・ファンドが保有する証券のファンダメンタルな価値に関する投資運用会社の判断が、誤りであることが判明する場合がある。

また、サブ・ファンドの資産の配分に関する投資運用会社の判断が、誤りであることが判明する場合がある。

特に検討を要する上記のリスク要因は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクをすべて説明することを意図したものではない。投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資を決定する前に、本書を読んだ上で、各自の専門アドバイザーと相談するべきである。

（2）リスクに対する管理体制

リスク管理の手段として、サブ・ファンドの投資運用が行われる事業地域に配置されている最高投資責任者（CIO）がサブ・ファンドのポートフォリオ・マネジャーと定期的にポートフォリオ・レビュー・ミーティングを開催し、様々なリスク要因を協議し、サブ・ファンドが過度のリスクにさらされていないか検証する。サブ・ファンドの投資運用を担当するポートフォリオ・マネジャーは、銘柄を選定し、投資のタイミングその他を決定するあらゆる権限を有しているが、ポートフォリオ・マネジャーによって構築されたポートフォリオはかかるミーティングで検証される。このような方法で情報を共有することにより、CIOは、ポートフォリオ・マネジャーが主導して行った判断の結果として生じるリスクを管理する制度を持つ

ことが可能となる。

サブ・ファンドに関連する法令、規則、投資制限等のコンプライアンスは、運用部門とは完全に分離され、各事業部門に設けられるコンプライアンス部によって日常的に管理される。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

海外における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、申込価格の最大４％の申込手数料を課することができる。

日本国内における申込手数料

日本国内における取得申込みに関して、販売会社は、日興ファンドラップー任型における取扱いについては申込手数料を徴収しないが、別途、日興ファンドラップー任型におけるサービスの対価としての手数料を徴収することがある。

上記によらない場合は、管理会社と販売会社が別途合意した申込手数料が発行価格に加算されることがある。かかる手数料の詳細については、S M B C日興証券株式会社またはその他の販売取扱会社の本支店等まで問い合わせのこと。

（２）【買戻し手数料】

海外における買戻手数料

買戻手数料は課せられない。

日本国内における買戻手数料

買戻手数料は課せられない。

（３）【管理報酬等】

受託報酬

受託会社は、関係するサブ・ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.015％の受託報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われ、各サブ・ファンドについて下限を年間12,500米ドル（約116万円）、上限を年間15,000米ドル（約139万円）とする。

（注）米ドルの円換算額は便宜上、平成25年２月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ドル＝92.51円）による。以下、米ドルの円金額表示は別段の記載がない限り、すべてこれによる。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加の業務、訴訟またはその他の特別な事項について考慮または従事することを要求される場合、管理会社との間で適宜行われる交渉により追加報酬が定められ、相反する合意がなければ、当該時点において有効なレートによる時間制で追加の報酬が受託会社から請求される。

受託会社は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドに関して受託会社が負担したすべての合理的な立替費用の返済を受ける。

平成24年10月31日に終了した会計年度中の受託報酬は、9,936,252円である。

管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.51％（うち年率0.01％控除後の相当分は、下記 および 記載の投資運用会社および販売会社に対する報酬の支払いに充てられる。）を上限とする管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドに関して管理会社が負担したすべての合理的な立替費用の返済を受ける。

平成24年10月31日に終了した会計年度中の管理報酬は、66,245,049円である。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.10%を上限とする報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。管理事務代行会社に支払われる実際の料率は、報酬合意によりさらに詳細に定められる。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、管理事務代行会社に支払われる合理的な立替費用を負担する。

平成24年10月31日に終了した会計年度中の管理事務代行報酬は、12,977,877円である。

投資運用報酬

投資運用会社は、管理会社が自らが受領した管理報酬から、すべてのサブ・ファンドの純資産総額を基礎として以下の料率により算定される報酬を受領する権利を有する。

純資産総額のうち3,000億円以下の部分	年率0.30%
純資産総額のうち3,000億円を超え5,000億円以下の部分	年率0.25%
純資産総額のうち5,000億円を超え1兆円以下の部分	年率0.20%
純資産総額のうち1兆円を超え1兆3,000億円以下の部分	年率0.10%
純資産総額のうち1兆3,000億円を超える部分	年率0.05%

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、投資運用会社に支払われる合理的な立替費用を負担する。

投資助言報酬

各投資助言会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産総額に対してそれぞれ年率0.15%ずつを上限として、合計で年率0.30%を上限とする報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。各投資助言会社に支払われる実際の料率は、報酬合意によりさらに詳細に定められる。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、投資助言会社に支払われる合理的な立替費用を負担する。

平成24年10月31日に終了した会計年度中の投資助言報酬は、38,986,848円である。

保管報酬

保管会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.01%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、保管会社に支払われる合理的な立替費用を負担する。

平成24年10月31日に終了した会計年度中の保管報酬は、1,297,797円である。

販売報酬

販売会社は、管理会社が自らが受領した管理報酬から、すべてのサブ・ファンドの純資産総額を基礎として以下の料率を上限として算定される報酬を受領する権利を有する。

純資産総額のうち3,000億円以下の部分	年率0.20%
純資産総額のうち3,000億円を超え5,000億円以下の部分	年率0.25%
純資産総額のうち5,000億円を超え1兆円以下の部分	年率0.30%
純資産総額のうち1兆円を超え1兆3,000億円以下の部分	年率0.40%
純資産総額のうち1兆3,000億円を超える部分	年率0.45%

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、販売会社に支払われる合理的な立替費用を負担する。

代行協会員報酬

代行協会員は、日本における代行協会員として、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドに帰属する純資産総額に対して年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、代行協会員に支払われる合理的な立替費用を負担する。

平成24年10月31日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は、12,979,598円である。

（４）【その他の手数料等】

その他の手数料

（ ）設立費用

ファンドの設立に関連する費用（以下「設立費用」という。）は、約2,523万円であった。かかる費用は、ファンドの最初の5会計年度中に償却された。

（ ）仲介手数料

有価証券の売買に関連する仲介料および手数料は関係する信託財産から支弁する。

（ ）その他の運営費用

受託会社、管理会社、投資運用会社、投資助言会社、保管会社、管理事務代行会社、代行協会および販売会社は、自らの費用で、各自のサービスを履行するために必要な事務員、事務スペースおよび事務機器を提供する責任を負う。各サブ・ファンドはそれぞれの事業活動に付随するその他すべての費用を負担する。かかる費用には法令遵守の費用、監査人および法律顧問の報酬、保管料、受益証券の実質的所有者を含めた受益者のために必要な言語で年次報告書、半期報告書および上記の当局が定めた関係法規に基づいて必要なその他の報告書または書類を作成し、配布する費用、会計、記帳および純資産総額の計算費用、受益者向け通知を作成し、配布する費用、上記に類するすべての一般管理費（受益証券の募集または販売に直接関係する費用を含む。）、借入金および融資残高の利息およびコミットメント・ライン手数料、所得税、源泉徴収税等の租税、受益者および投資を行おうとする者との通信費用などを含む。各サブ・ファンドは、その他の投資会社への投資に関連する申込手数料および買戻手数料ならびに組入証券の取引に関連する仲介手数料を支払う義務を負う場合がある。

平成24年10月31日に終了した会計年度中のその他の費用は、39,339,993円である。

投資先ファンドの管理報酬等

ファンドは投資先ファンドの資産から支払われることがあるすべての報酬および費用（投資先ファンドの受託会社、管理会社、投資顧問会社その他の関係会社に支払うべき報酬および費用を含む。）を間接的に負担する。ただし、これらの投資先ファンドは、ファンドの投資方針に従い随時変動し、その管理報酬等を事前に計算することができないため、その種類ごとの金額や計算方法は記載していないが、合計で上限年率3.0%程度となる。また、投資先ファンドの中には、実績報酬が課されるものもある。さらに、投資先ファンドは、さらにその投資先ファンドにおいて報酬および費用等を負担するが、投資対象が将来にわたって固定されているものではないため、料率や上限額は表示できない。

（５）【課税上の取扱い】

投資家は、各自が国籍、住所または本籍を有する国の法律に基づく受益証券の購入、保有、売却または買戻しに関する税務上、為替管理上またはその他の効果に関して、各自の専門家の顧問と相談すべきである。様々な法域で受益者に適用される法律の数に照らして、本書に受益証券の購入、保有または処分に関する各地域の税効果のまとめはない。

投資の場合と同様に、受益証券に投資した時点の税務上の地位または予定する税務上の地位が永久に続くという保証はない。下記（Ａ）および（Ｂ）は現在施行中の法律および慣行に基づいており、変更される場合がある。

（Ａ）日本

平成25年2月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

（１）ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。

（２）日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、源泉分離課税となり、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了する（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。この場合支払調書は提出されない。

- (3) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。
- (注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。
- ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合
- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）に係る配当課税の対象とされ、10.147%（所得税7.147%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成26年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。
日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。）、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）に対して、所得税のみ7.147%の税率による源泉徴収が行われる（平成26年1月1日以後は15.315%、平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、10.147%（所得税7.147%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成26年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。）および上場株式等の配当所得（受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限る。）との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- (6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5) と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

平成25年2月末日現在では、ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

（Ｂ）ケイマン諸島

現行法に基づいて、ケイマン諸島政府は受託会社または受益者に対して所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を賦課しない。またケイマン諸島が当事者となっている、ファンドに関して受託会社に対してまたは受託会社によって行われるあらゆる支払に適用される二重課税防止条約はない。本書の日付現在、ケイマン諸島において為替管理は行われていない。

受託会社は、ファンドに関しケイマン諸島総督より保証書の交付を受けている。かかる保証書には、ケイマン諸島信託法（2011年改正）第81条に従って、ファンドの設定日から向こう50年間、ケイマン諸島で爾後に制定される所得、資本資産、資本利得またはキャピタル・ゲインに租税を課す法律および相続税的な性格を有する租税を課す法律は、サブ・ファンドを構成する資産もしくはサブ・ファンドに起因する所得、またはかかる資産もしくは所得に関連してサブ・ファンドの受益者には適用されないことが明記される。受益証券の譲渡または買戻しについてケイマン諸島において印紙税は課されない。

受託会社はケイマン諸島では課税されないが、サブ・ファンドはサブ・ファンドの投資に起因する所得または利得に関してその他の国で源泉徴収される租税を支払う責任を負う可能性がある。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

投資別および地域別の投資状況

<日本大型株式ファンド>

（平成25年1月末日現在）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ケイマン諸島	2,685,676,294	100.19
現金・その他の資産（負債控除後）		- 5,194,485	- 0.19
合計（純資産総額）		2,680,481,809	100.00

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-JLCE トレーディング・リミテッドの投資状況である。

（平成25年1月末日現在）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ルクセンブルグ	2,381,270,770	88.67
	アイルランド	264,460,500	9.85
小計		2,645,731,270	98.51
現金・その他の資産（負債控除後）		39,938,486	1.49
合計（純資産総額）		2,685,669,756	100.00

（注1）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

（注2）サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計（円）」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いているシステムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計（円）」の「合計（純資産総額）」欄に記載された金額と一致しない場合がある。

<日本小型株式ファンド>

（平成25年1月末日現在）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ケイマン諸島	455,522,973	100.39
現金・その他の資産（負債控除後）		- 1,757,833	- 0.39
合計（純資産総額）		453,765,140	100.00

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-JSCE トレーディング・リミテッドの投資状況である。

（平成25年1月末日現在）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ルクセンブルグ	376,598,291	82.67
	アイルランド	68,180,324	14.97
小計		444,778,615	97.64
現金・その他の資産（負債控除後）		10,746,758	2.36
合計（純資産総額）		455,525,373	100.00

（注1）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

（注2）サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計（円）」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いているシステムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計（円）」の「合計（純資産総額）」欄に記載された金額と一致しない場合がある。

<グローバル株式ファンド>

（平成25年1月末日現在）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ケイマン諸島	2,667,471,830	100.20
現金・その他の資産（負債控除後）		- 5,223,340	- 0.20
合計（純資産総額）		2,662,248,490	100.00

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-GE トレーディング・リミテッドの投資状況である。

（平成25年1月末日現在）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ルクセンブルグ	2,109,989,867	79.10
	イギリス	503,375,754	18.87
小計		2,613,365,621	97.97
現金・その他の資産（負債控除後）		54,104,369	2.03
合計（純資産総額）		2,667,469,990	100.00

（注1）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

（注2）サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計（円）」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いているシステムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計（円）」の「合計（純資産総額）」欄に記載された金額と一致しない場合がある。

<エマージング株式ファンド>

（平成25年1月末日現在）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ケイマン諸島	1,494,027,162	100.23
現金・その他の資産（負債控除後）		- 3,392,271	- 0.23
合計（純資産総額）		1,490,634,891	100.00

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-EE トレーディング・リミテッドの投資状況である。

（平成25年1月末日現在）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
-------	----	---------	---------

投資信託	アイルランド	979,658,445	65.57
	ノルウェー	295,688,841	19.79
	ルクセンブルグ	193,255,992	12.94
小計		1,468,603,278	98.30
現金・その他の資産（負債控除後）		25,427,625	1.70
合計（純資産総額）		1,494,030,903	100.00

（注１）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

（注２）サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計（円）」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いているシステムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計（円）」の「合計（純資産総額）」欄に記載された金額と一致しない場合がある。

<日本債券ファンド>

（平成25年１月末日現在）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ケイマン諸島	546,397,534	100.37
現金・その他の資産（負債控除後）		- 2,032,842	- 0.37
合計（純資産総額）		544,364,692	100.00

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-JB トレーディング・リミテッドの投資状況である。

（平成25年１月末日現在）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	アイルランド	542,424,630	99.27
現金・その他の資産（負債控除後）		3,972,314	0.73
合計（純資産総額）		546,396,944	100.00

（注１）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

（注２）サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計（円）」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いているシステムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計（円）」の「合計（純資産総額）」欄に記載された金額と一致しない場合がある。

<グローバル債券ファンド>

（平成25年１月末日現在）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ケイマン諸島	797,929,948	100.31
現金・その他の資産（負債控除後）		- 2,440,118	- 0.31
合計（純資産総額）		795,489,830	100.00

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-GB トレーディング・リミテッドの投資状況である。

（平成25年１月末日現在）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ルクセンブルグ	385,935,708	48.37
	アイルランド	301,690,413	37.81
	ベルギー	105,138,720	13.18
小計		792,764,841	99.35
現金・その他の資産（負債控除後）		5,164,866	0.65
合計（純資産総額）		797,929,707	100.00

（注１）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

（注２）サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計（円）」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いているシ

システムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計（円）」の「合計（純資産総額）」欄に記載された金額と一致しない場合がある。

<ハイイールド債券ファンド>

（平成25年 1 月末日現在）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ケイマン諸島	572,276,143	100.35
現金・その他の資産（負債控除後）		- 1,968,856	- 0.35
合計（純資産総額）		570,307,287	100.00

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-HYB トレーディング・リミテッドの投資状況である。

（平成25年 1 月末日現在）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ルクセンブルグ	347,014,089	60.64
	アイルランド	217,033,941	37.92
小計		564,048,030	98.56
現金・その他の資産（負債控除後）		8,229,225	1.44
合計（純資産総額）		572,277,255	100.00

（注1）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

（注2）サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計（円）」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いているシステムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計（円）」の「合計（純資産総額）」欄に記載された金額と一致しない場合がある。

<オルタナティブ・ファンド>

（平成25年 1 月末日現在）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ケイマン諸島	2,632,119,279	100.21
現金・その他の資産（負債控除後）		- 5,469,728	- 0.21
合計（純資産総額）		2,626,649,551	100.00

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-ALTERNATIVE トレーディング・リミテッドの投資状況である。

（平成25年 1 月末日現在）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ルクセンブルグ	1,757,039,136	66.75
	キュラソー島	489,549,656	18.60
	ジャージー島	323,713,334	12.30
	アイルランド	86,464,197	3.28
	ケイマン諸島	0	（注3）
小計		2,656,766,323	100.94
現金・その他の資産（負債控除後）		- 24,661,654	- 0.94
合計（純資産総額）		2,632,104,669	100.00

（注1）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

（注2）サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計（円）」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いているシステムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計（円）」の「合計（純資産総額）」欄に記載された金額と一致しない場合がある。

（注3）NGF-ALTERNATIVE トレーディング・リミテッドが投資しているケイマン諸島籍の投資信託については、評価額をゼロとして計上している。

<不動産（REIT）ファンド>

（平成25年1月末日現在）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ケイマン諸島	571,065,920	100.34
現金・その他の資産（負債控除後）		- 1,939,136	- 0.34
合計（純資産総額）		569,126,784	100.00

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング・リミテッドの投資状況である。

（平成25年1月末日現在）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ルクセンブルグ	340,883,755	59.69
	アイルランド	226,926,136	39.74
小計		567,809,891	99.43
現金・その他の資産（負債控除後）		3,259,221	0.57
合計（純資産総額）		571,069,112	100.00

（注1）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

（注2）サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計（円）」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いているシステムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計（円）」の「合計（純資産総額）」欄に記載された金額と一致しない場合がある。

<コモディティ・ファンド>

（平成25年1月末日現在）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ケイマン諸島	339,077,693	100.47
現金・その他の資産（負債控除後）		- 1,601,205	- 0.47
合計（純資産総額）		337,476,488	100.00

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-COMMODITY トレーディング・リミテッドの投資状況である。

（平成25年1月末日現在）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ルクセンブルグ	285,588,670	84.23
	アイルランド	33,696,628	9.94
	ジャージー島	16,099,721	4.75
小計		335,385,019	98.91
現金・その他の資産（負債控除後）		3,691,299	1.09
合計（純資産総額）		339,076,318	100.00

（注1）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

（注2）サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計（円）」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いているシステムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計（円）」の「合計（純資産総額）」欄に記載された金額と一致しない場合がある。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

<日本大型株式ファンド>

（平成25年1月末日現在）

銘柄	地域	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率（％）
				単価	金額	単価	金額	
NGF-JLCE TRADING LTD	ケイマン諸島	投資信託	4,108,046,216	0.91	3,755,543,103	0.65	2,685,676,294	100.19

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-JLCE トレーディング・リミテッドの投資有価証券である

（平成25年 1 月末日現在）

順位	銘柄	地域	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資 比率 （％）
					単価	金額	単価	金額	
1	ARCUS JAPAN FUND-ABS INSTITU	ルクセンブルグ	投資信託	104,480	8,922.82	932,256,537	10,125.00	1,057,860,000	39.39
2	GOLDMAN SACHS JAPAN P-I FUND ACC	ルクセンブルグ	投資信託	99,600	5,275.86	525,475,915	6,655.64	662,901,744	24.68
3	ABERDEEN GL-JAPANESE EQUITY-12 ACC	ルクセンブルグ	投資信託	11,186	48,945.13	547,500,240	59,047.83	660,509,026	24.59
4	GLG JPN COREALPHA EQ I H JPY ACC	アイルランド	投資信託	25,500	9,279.68	236,631,756	10,371.00	264,460,500	9.85

（注）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

<日本小型株式ファンド>

（平成25年 1 月末日現在）

銘柄	地域	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資 比率 （％）
				単価	金額	単価	金額	
NGF-JSCE TRADING LTD	ケイマン諸島	投資信託	639,590,814	0.94	602,945,184	0.71	455,522,973	100.39

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-JSCE トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

（平成25年 1 月末日現在）

順位	銘柄	地域	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資 比率 （％）
					単価	金額	単価	金額	
1	SCHRODER ISF JPN SMALL COMP-C ACC	ルクセンブルグ	投資信託	2,649,380	56.80	150,492,645	67.68	179,310,038	39.36
2	HENDERSON HRZ JAP SMC -12- USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	40,860	2,036.27	83,201,961	2,634.10	107,629,185	23.63
3	SWISSCANTO LU EQ S/M CP JP-J ACC	ルクセンブルグ	投資信託	10,788	7,050.00	76,055,400	8,311.00	89,659,068	19.68
4	PINEBRIDGE JPN SMALL CAP EQ-Y3-DIS	アイルランド	投資信託	24,760	2,290.85	56,721,380	2,753.65	68,180,324	14.97

（注）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

<グローバル株式ファンド>

（平成25年 1 月末日現在）

銘柄	地域	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資 比率 （％）
				単価	金額	単価	金額	
NGF-GE TRADING LTD	ケイマン諸島	投資信託	3,218,319,375	0.93	2,987,004,268	0.83	2,667,471,830	100.20

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-GE トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

（平成25年 1 月末日現在）

順位	銘柄	地域	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資 比率 （％）
					単価	金額	単価	金額	
1	THREADNEEDLE INV AMER USD 2 FD ACC	イギリス	投資信託	2,465,010	153.04	377,244,904	204.21	503,375,754	18.87
2	MORGAN STANL INV FD US GROWTH FD-I	ルクセンブルグ	投資信託	90,853	3,215.24	292,113,920	4,333.48	393,710,055	14.76
3	WELLS FARGO LUX WW US ALL CAP GRW I	ルクセンブルグ	投資信託	27,349	10,130.60	277,061,707	14,304.32	391,208,773	14.67
4	BBH LUX CORE SELECT-I USD FUND ACC	ルクセンブルグ	投資信託	143,300	1,368.08	196,046,018	1,740.03	249,346,481	9.35
5	BLACKROCK GL EUROPEAN FOCUS A2 FD	ルクセンブルグ	投資信託	107,459	1,648.48	177,143,680	2,122.29	228,058,742	8.55
6	DANSKE INVEST EUROPE FOCUS I FD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	123,835	1,070.45	132,559,052	1,494.23	185,038,277	6.94
7	JPMORGAN US VALUE-B USD FUND ACC	ルクセンブルグ	投資信託	107,910	1,244.16	134,257,686	1,455.71	157,085,544	5.89
8	ABERDEEN GL-ASIA PAC EQUITY-12 ACC	ルクセンブルグ	投資信託	22,076	4,817.97	106,361,578	7,064.54	155,956,858	5.85

9	MFS MERIDIAN EURO EQUITY-I1 EUR FD	ルクセンブルグ	投資信託	9,085	12,803.45	116,319,346	17,150.93	155,816,223	5.84
10	ALLIANZ EUROPE EQ GROWTH FD IT ACC	ルクセンブルグ	投資信託	536	142,027.17	76,126,563	215,741.91	115,637,664	4.34
11	DGHM US ALL CAP VALUE-A ACC	ルクセンブルグ	投資信託	5,918	10,256.51	60,698,010	13,202.31	78,131,250	2.93

（注）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

<エマージング株式ファンド>

（平成25年 1 月末日現在）

銘柄	地域	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資 比率 （％）
				単価	金額	単価	金額	
NGF-EE TRADING LTD	ケイマン諸島	投資信託	1,425,394,421	0.90	1,285,814,432	1.05	1,494,027,162	100.23

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-EE トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

（平成25年 1 月末日現在）

順位	銘柄	地域	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資 比率 （％）
					単価	金額	単価	金額	
1	ACADIAN EMER MKT EQ UCITS I USD ACC	アイルランド	投資信託	437,469	1,077.01	471,160,488	1,323.87	579,151,057	38.76
2	SKAGEN KON-TIKI EUR ACC FUND	ノルウェー	投資信託	33,605	6,858.45	230,478,288	8,798.95	295,688,841	19.79
3	DIMENSIONAL EM MKTS VALUE USD A ACC	アイルランド	投資信託	169,126	1,505.12	254,554,758	1,734.85	293,407,995	19.64
4	ABERDEEN GL EMRG MKT SM I2 USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	80,625	1,320.66	106,477,946	1,845.29	148,776,186	9.96
5	FIRST ST CHINA GROWTH FD-I ACCUMUL	アイルランド	投資信託	10,625	7,542.97	80,144,095	10,079.94	107,099,393	7.17
6	EAST CAPITAL LUX RUSS C USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	5,822	6,661.02	38,780,432	7,639.95	44,479,806	2.98

（注）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

<日本債券ファンド>

（平成25年 1 月末日現在）

銘柄	地域	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資 比率 （％）
				単価	金額	単価	金額	
NGF-JB TRADING LTD	ケイマン諸島	投資信託	508,423,391	1.01	511,019,080	1.07	546,397,534	100.37

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-JB トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

（平成25年 1 月末日現在）

順位	銘柄	地域	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資 比率 （％）
					単価	金額	単価	金額	
1	VANGUARD JAP GOVT BD INDX FD INST Y	アイルランド	投資信託	36,850	13,561.35	499,735,760	14,719.80	542,424,630	99.27

（注）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

<グローバル債券ファンド>

（平成25年 1 月末日現在）

銘柄	地域	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資 比率 （％）
				単価	金額	単価	金額	
NGF-GB TRADING LTD	ケイマン諸島	投資信託	854,680,750	0.92	789,599,673	0.93	797,929,948	100.31

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-GB トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

（平成25年 1 月末日現在）

順位	銘柄	地域	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資 比率 （％）
					単価	金額	単価	金額	
1	WELLINGTON GLOBAL BOND-A FUND	アイルランド	投資信託	120,680	1,690.03	203,952,389	1,982.16	239,207,609	29.98
2	PETERCAM B BONDS EUR FUND F	ベルギー	投資信託	12,693	7,157.41	90,849,033	8,283.20	105,138,720	13.18

3	AXA IM FIIS-US CORP BOND FD A ACC	ルクセンブルグ	投資信託	6,717	12,388.82	83,215,683	15,325.40	102,940,743	12.90
4	HENDER HRZ FD EUR CRP BD I2 EUR ACC	ルクセンブルグ	投資信託	5,070	12,858.05	65,190,335	16,584.91	84,085,480	10.54
5	SCHRODER ISF-USD BOND-I ACC	ルクセンブルグ	投資信託	38,130	1,789.02	68,215,269	2,106.73	80,329,679	10.07
6	T ROWE PRICE GL AGG BD A USD FD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	51,310	1,377.46	70,677,288	1,556.64	79,870,972	10.01
7	VANGUARD US MORT BACK SC BD I ACC	アイルランド	投資信託	4,581	11,695.06	53,575,084	13,639.56	62,482,804	7.83
8	DEXIA BONDS USD GOVERNMENT I	ルクセンブルグ	投資信託	71	270,085.24	19,176,052	312,989.23	22,222,235	2.78
9	MSIF EURO CORP BD EX FIN Z ACC	ルクセンブルグ	投資信託	5,095	2,532.52	12,903,194	3,235.84	16,486,599	2.07

（注）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

<ハイイールド債券ファンド>

（平成25年1月末日現在）

銘柄	地域	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率（％）
				単価	金額	単価	金額	
NGF-HYB TRADING LTD	ケイマン諸島	投資信託	516,606,615	0.93	480,174,718	1.11	572,276,143	100.35

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-HYB トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

（平成25年1月末日現在）

順位	銘柄	地域	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	NEUBERGER BERMIN US HY BD -USD I ACC	アイルランド	投資信託	73,100	1,309.42	95,718,701	1,715.75	125,421,636	21.92
2	NORDEA 1 US HIGH YLD BD-BI-USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	66,392	1,163.31	77,234,634	1,543.91	102,503,013	17.91
3	PIMCO GIS EMER LOC BD H INS USD ACC	アイルランド	投資信託	66,770	1,228.60	82,033,588	1,372.06	91,612,305	16.01
4	MFS MERIDIAN EM MKTS DBT-I1 USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	4,285	12,342.10	52,885,885	18,323.20	78,514,917	13.72
5	ING L RENTA EUR HIGH YIELD I ACC	ルクセンブルグ	投資信託	60	734,904.37	44,094,262	845,413.47	50,724,808	8.86
6	ABERDEEN GL SEL EMERG MKT BD I2 ACC	ルクセンブルグ	投資信託	31,829	1,061.84	33,797,369	1,494.65	47,573,279	8.31
7	PIONEER FDS-US HI YLD CORP BD I ACC	ルクセンブルグ	投資信託	30,150	908.35	27,386,794	1,127.47	33,993,211	5.94
8	JPMORGAN EM MKT LOC CCY C USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	21,390	1,252.88	26,799,057	1,575.73	33,704,861	5.89

（注）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

<オルタナティブ・ファンド>

（平成25年1月末日現在）

銘柄	地域	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率（％）
				単価	金額	単価	金額	
NGF-ALTERNATIVE TRADING LTD	ケイマン諸島	投資信託	3,819,481,490	0.85	3,229,765,950	0.69	2,632,119,279	100.21

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-ALTERNATIVE トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

（平成25年1月末日現在）

順位	銘柄	地域	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	AXA IM FIIS US SH DUR HY B FD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	31,295	10,469.58	327,645,562	12,609.48	394,613,546	14.99
2	SCHRODER GAIA EGERTON EQU C USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	35,530	8,448.06	300,159,675	10,398.18	369,447,346	14.04
3	BREVN HOWARD MAC 2 FX-B-USD-FD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	37,138	8,228.29	305,582,128	9,293.38	345,137,478	13.11
4	BREVN HOWARD-EM MK LOC F/I-E ACC	ルクセンブルグ	投資信託	35,923.74	7,967.06	286,206,508	9,586.46	344,381,376	13.08
5	LYXOR/WINTON CAP MANAGEMENT -B- FD	ジャージー島	投資信託	10,184	27,603.61	281,115,212	31,786.46	323,713,334	12.30

6	AMUNDI FD ABS VOL WRLD EQ IUC ACC	ルクセンブルグ	投資信託	2,419	115,919.06	280,408,204	125,448.28	303,459,390	11.53
7	TRADING CAP HLDG-A-FD	キュラソー島	投資信託	13,352	16,206.20	216,385,135	18,465.04	246,545,270	9.37
8	LEVERAGED CAPITAL HOLDING A	キュラソー島	投資信託	9,886	21,715.55	214,679,885	24,580.66	243,004,386	9.23
9	JP MORGAN MACRO HEDGE US SOURCE ETF	アイルランド	投資信託	90	895,214.82	80,569,334	960,713.30	86,464,197	3.28
10	LUX INVEST FUND US EQUITY PLUS A（注2）	ルクセンブルグ	投資信託	6,751.464	144,800.07	977,612,480	0.00	0	0.00
10	GOTTEX ABI FUND LTD-USD（注3）	ケイマン諸島	投資信託	93,271.76	12,211.91	1,139,025,895	0.00	0	0.00

（注1）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

（注2）Luxembourg Investment Fund US Equity Plus A は、その資産のほぼすべてをBernard L. Madoff Investment Securities LLC（いわゆる「マドフ・ファンド」）に投資していたが、2008年12月にバーナード・L・マドフ（Bernard L. Madoff）が詐欺容疑で逮捕され、同人およびマドフ・ファンドの資産が凍結されたことから、オルタナティブ・ファンドは、当面の間、同ファンドの時価評価額を計上しないこととした。

（注3）GOTTEX ABI FUND LTD-USDについては、2008年9月30日以降、計算が停止されている。管理会社は、同ファンドの非流動性を考慮し、投資運用会社と協議のうえ、2012年2月13日以降、同ファンドの評価額をゼロとして計上することを決定した。

<不動産（REIT）ファンド>

（平成25年1月末日現在）

銘柄	地域	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率（％）
				単価	金額	単価	金額	
NGF-REAL ESTATE(REIT) TRADING LTD	ケイマン諸島	投資信託	739,464,074	0.75	553,234,314	0.77	571,065,920	100.34

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

（平成25年1月末日現在）

順位	銘柄	地域	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	HENDERSON HOR-G PROP EQTY-12	ルクセンブルグ	投資信託	137,981	1,103.43	152,252,794	1,646.65	227,206,595	39.79
2	ISHARES FTSE EPRA/NAREIT DV MKT DIS	アイルランド	投資信託	109,607	1,446.76	158,575,154	2,070.36	226,926,136	39.74
3	SCHRODER INTL GLOBAL PROP SECS C	ルクセンブルグ	投資信託	8,690	9,367.53	81,403,830	13,081.38	113,677,160	19.91

（注）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

<コモディティ・ファンド>

（平成25年1月末日現在）

銘柄	地域	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率（％）
				単価	金額	単価	金額	
NGF-COMMODITY TRADING LTD	ケイマン諸島	投資信託	358,766,816	1.06	381,465,435	0.95	339,077,693	100.47

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-COMMODITY トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

（平成25年1月末日現在）

順位	銘柄	地域	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	GS DJ-UBS ENH STRAT C USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	125,200	1,002.45	125,506,555	1,120.62	140,302,006	41.38
2	SCHRODER ALT SOL CMDTY C AC USD	ルクセンブルグ	投資信託	9,450	10,631.16	100,464,478	12,606.75	119,133,768	35.13
3	ISHARES III BC GLOB INFL LKD BD USD	アイルランド	投資信託	2,447	11,004.27	26,927,458	13,770.59	33,696,628	9.94
4	INVESTEC GS GL NAT RESOURCES I ACC	ルクセンブルグ	投資信託	25,590	1,043.43	26,701,451	1,022.00	26,152,896	7.71
5	ETFS PHYSICAL GOLD	ジャージー島	投資信託	1,080	11,283.97	12,186,691	14,907.15	16,099,721	4.75

（注）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

【投資不動産物件】

該当事項なし（平成25年1月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし（平成25年1月末日現在）。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および平成25年1月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

<日本大型株式ファンド>

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第一会計年度	43,627,266,589	0.9923
第二会計年度	17,668,676,322	0.4953
第三会計年度	8,432,486,830	0.5537
第四会計年度	4,471,966,908	0.5187
第五会計年度	3,038,420,565	0.4983
第六会計年度	2,219,149,702	0.4785
平成24年2月末日	2,955,318,428	0.5437
3月末日	2,956,743,767	0.5584
4月末日	2,671,644,176	0.5215
5月末日	2,319,004,309	0.4596
6月末日	2,372,920,578	0.4791
7月末日	2,250,100,770	0.4646
8月末日	2,240,997,338	0.4690
9月末日	2,236,030,651	0.4747
10月末日	2,219,149,702	0.4785
11月末日	2,268,967,250	0.5041
12月末日	2,472,767,608	0.5576
平成25年1月末日	2,680,481,809	0.6092

<日本小型株式ファンド>

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第一会計年度	7,522,327,839	0.9669
第二会計年度	3,327,018,134	0.5109
第三会計年度	1,500,238,071	0.5826
第四会計年度	775,426,466	0.5201
第五会計年度	514,084,038	0.5243
第六会計年度	391,617,420	0.5332
平成24年2月末日	494,528,472	0.5657
3月末日	497,770,121	0.5845
4月末日	475,053,630	0.5765
5月末日	416,676,475	0.5134

6月末日	429,241,006	0.5388
7月末日	406,392,362	0.5216
8月末日	402,052,932	0.5231
9月末日	395,274,121	0.5298
10月末日	391,617,420	0.5332
11月末日	399,396,098	0.5603
12月末日	419,100,005	0.5967
平成25年1月末日	453,765,140	0.6512

<グローバル株式ファンド>

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第一会計年度	41,112,475,950	1.1531
第二会計年度	14,452,103,531	0.5221
第三会計年度	7,633,960,505	0.6169
第四会計年度	4,472,891,814	0.5945
第五会計年度	3,195,307,463	0.5802
第六会計年度 ^(注)	2,257,188,267	0.6224
平成24年2月末日	3,074,979,218	0.6338
3月末日	3,104,590,021	0.6564
4月末日	2,916,748,925	0.6386
5月末日	2,590,633,815	0.5756
6月末日	2,563,372,536	0.5807
7月末日	2,563,061,747	0.5936
8月末日	2,569,223,950	0.6031
9月末日	2,271,183,759	0.6180
10月末日 ^(注)	2,257,188,267	0.6224
11月末日	2,331,116,909	0.6627
12月末日	2,416,769,843	0.6965
平成25年1月末日	2,662,248,490	0.7726

(注) ニューヨーク証券取引所休場に伴い、当サブ・ファンドの平成24年10月30日および同月31日の純資産価格の計算は停止された。このため、第六会計年度末日（平成24年10月末日）の数値は、同月29日付の純資産総額および1口当たり純資産価格（同日現在の発行済口数：3,626,775,201口）であり、財務書類における同月31日付の推定純資産総額および1口当たり純資産価格とは異なる。

<エマージング株式ファンド>

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第一会計年度	16,136,487,910	1.4589
第二会計年度	3,831,249,429	0.5656
第三会計年度	3,561,168,431	0.8373
第四会計年度	2,218,889,526	0.8908
第五会計年度	1,649,454,361	0.7662
第六会計年度	1,250,561,998	0.7783

平成24年 2 月末日	1,609,177,268	0.8445
3 月末日	1,530,108,932	0.8244
4 月末日	1,420,177,045	0.7950
5 月末日	1,212,588,771	0.6898
6 月末日	1,215,987,588	0.7044
7 月末日	1,219,881,958	0.7232
8 月末日	1,206,143,360	0.7259
9 月末日	1,234,790,463	0.7574
10月末日	1,250,561,998	0.7783
11月末日	1,273,264,015	0.8137
12月末日	1,367,738,278	0.8856
平成25年 1 月末日	1,490,634,891	0.9714

<日本債券ファンド>

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第一会計年度	21,351,015,472	0.9880
第二会計年度	15,720,059,817	0.9656
第三会計年度	3,846,919,273	0.9736
第四会計年度	2,253,385,488	0.9979
第五会計年度	1,108,589,439	0.9937
第六会計年度	586,021,676	1.0003
平成24年 2 月末日	955,995,083	0.9959
3 月末日	931,051,280	0.9948
4 月末日	898,006,521	0.9982
5 月末日	891,289,297	1.0024
6 月末日	878,312,771	1.0025
7 月末日	856,593,293	1.0047
8 月末日	844,926,121	1.0006
9 月末日	595,590,760	1.0017
10月末日	586,021,676	1.0003
11月末日	562,942,549	1.0011
12月末日	552,920,448	0.9990
平成25年 1 月末日	544,364,692	0.9957

<グローバル債券ファンド>

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第一会計年度	10,808,573,900	1.0305
第二会計年度	8,582,444,123	0.7914

第三会計年度	4,540,789,236	0.8633
第四会計年度	3,333,566,706	0.7785
第五会計年度	1,686,867,056	0.7493
第六会計年度	764,623,400	0.7816
平成24年2月末日	1,511,025,578	0.7773
3月末日	1,485,828,810	0.7819
4月末日	1,424,364,817	0.7757
5月末日	1,375,986,852	0.7577
6月末日	1,362,712,413	0.7629
7月末日	1,316,441,972	0.7570
8月末日	1,315,801,872	0.7647
9月末日	761,967,822	0.7631
10月末日	764,623,400	0.7816
11月末日	757,951,624	0.8044
12月末日	775,763,749	0.8347
平成25年1月末日	795,489,830	0.8659

<ハイイールド債券ファンド>

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第一会計年度	8,036,086,806	1.0169
第二会計年度	6,192,268,350	0.6157
第三会計年度	2,292,225,274	0.7850
第四会計年度	963,594,001	0.7974
第五会計年度	619,369,555	0.7765
第六会計年度(注)	509,374,559	0.8629
平成24年2月末日	585,249,439	0.8315
3月末日	579,317,592	0.8437
4月末日	551,737,222	0.8319
5月末日	516,659,765	0.7902
6月末日	521,334,147	0.8129
7月末日	515,842,041	0.8216
8月末日	514,777,861	0.8306
9月末日	498,504,310	0.8329
10月末日(注)	509,374,559	0.8629
11月末日	515,318,039	0.9012
12月末日	539,063,509	0.9564
平成25年1月末日	570,307,287	1.0196

(注) ニューヨーク証券取引所休場に伴い、当サブ・ファンドの平成24年10月30日および同月31日の純資産価格の計算は停止された。このため、第六会計年度末日(平成24年10月末日)の数値は、同月29日付の純資産総額および1口当たり純資産価格(同日現在の発行済口数: 590,273,845口)であり、財務書類における同月31日付の推定純資産総額および1口当たり純資産価格とは異なる。

<オルタナティブ・ファンド>

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第一会計年度	34,009,150,163	1.0583
第二会計年度	21,958,283,344	0.7379
第三会計年度	9,852,951,082	0.7136
第四会計年度	4,463,952,016	0.6450
第五会計年度	2,415,670,262	0.6024
第六会計年度	2,560,950,629	0.5925
平成24年2月末日	2,177,886,005	0.6185
3月末日	2,142,407,419	0.6243
4月末日	2,048,610,320	0.6160
5月末日	1,938,492,669	0.5912
6月末日	1,915,863,759	0.5954
7月末日	1,868,833,460	0.5947
8月末日	1,829,970,701	0.5899
9月末日	2,581,215,445	0.5893
10月末日	2,560,950,629	0.5925
11月末日	2,527,061,501	0.6031
12月末日	2,548,192,154	0.6171
平成25年1月末日	2,626,649,551	0.6414

<不動産（REIT）ファンド>

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第一会計年度	10,615,573,775	1.0913
第二会計年度	2,211,561,173	0.4113
第三会計年度	1,774,508,132	0.4800
第四会計年度	906,736,053	0.5268
第五会計年度	599,093,195	0.5047
第六会計年度（注）	483,025,382	0.5705
平成24年2月末日	566,758,215	0.5411
3月末日	565,080,698	0.5532
4月末日	546,463,124	0.5548
5月末日	497,179,532	0.5121
6月末日	508,783,541	0.5340
7月末日	516,850,006	0.5545
8月末日	511,490,445	0.5559
9月末日	479,353,158	0.5585
10月末日（注）	483,025,382	0.5705
11月末日	491,369,826	0.5987
12月末日	525,060,814	0.6488

平成25年 1 月末日	569,126,784	0.7080
-------------	-------------	--------

（注）ニューヨーク証券取引所休場に伴い、当サブ・ファンドの平成24年10月30日および同月31日の純資産価格の計算は停止された。このため、第六会計年度末日（平成24年10月末日）の数値は、同月29日付の純資産総額および1口当たり純資産価格（同日現在の発行済口数：846,623,374口）であり、財務書類における同月31日付の推定純資産総額および1口当たり純資産価格とは異なる。

<コモディティ・ファンド>

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第一会計年度	5,398,915,173	1.1866
第二会計年度	4,168,296,925	0.7880
第三会計年度	1,376,773,103	0.8587
第四会計年度	614,608,557	0.8122
第五会計年度	432,354,843	0.8013
第六会計年度	310,606,038	0.7529
平成24年 2 月末日	391,377,274	0.8239
3 月末日	373,855,477	0.8075
4 月末日	350,700,880	0.7806
5 月末日	318,346,428	0.7189
6 月末日	315,517,563	0.7268
7 月末日	321,804,024	0.7576
8 月末日	319,162,449	0.7612
9 月末日	314,926,559	0.7529
10月末日	310,606,038	0.7529
11月末日	313,522,499	0.7815
12月末日	318,205,031	0.8050
平成25年 1 月末日	337,476,488	0.8593

<参考情報>

<純資産総額および1万口当たり純資産価格の推移>

（平成18年11月20日（設定日）～平成25年 1 月末日）

日本大型株式ファンド



日本小型株式ファンド



グローバル株式ファンド



(注) ニューヨーク証券取引所休場に伴い、当サブ・ファンドの平成24年10月30日および同月31日の純資産価格の計算は停止された。このため、第六会計年度末日(平成24年10月末日)の数値は、同月29日付の純資産総額および1万口当たり純資産価格である。

エマージング株式ファンド



日本債券ファンド



グローバル債券ファンド



ハイイールド債券ファンド



(注) ニューヨーク証券取引所休場に伴い、当サブ・ファンドの平成24年10月30日および同月31日の純資産価格の計算は停止された。このため、第六会計年度末日(平成24年10月末日)の数値は、同月29日付の純資産総額および1万口当たり純資産価格である。

オルタナティブ・ファンド



不動産（REIT）ファンド



（注）ニューヨーク証券取引所休場に伴い、当サブ・ファンドの平成24年10月30日および同月31日の純資産価格の計算は停止された。このため、第六会計年度末日（平成24年10月末日）の数値は、同月29日付の純資産総額および1万口当たり純資産価格である。

コモディティ・ファンド



（注）上記の運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

【分配の推移】

該当事項なし。

【収益率の推移】

<日本大型株式ファンド>

会計年度	収益率（注）
第一会計年度	- 0.77%
第二会計年度	- 50.09%
第三会計年度	11.79%
第四会計年度	- 6.32%
第五会計年度	- 3.93%
第六会計年度	- 3.97%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末現在の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金（税引き前）の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末現在の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

（第一会計年度の場合、1口当たり当初申込価格（1円））

以下同じ。

なお、グローバル株式ファンド、ハイイールド債券ファンドおよび不動産（REIT）ファンドに関する第六会計年度末現在の1口当たり純資産価格は、ニューヨーク証券取引所休場に伴い、当該サブ・ファンドの平成24年10月30日および同月31日の純資産価格の計算が停止されたことから、同月29日付の価格をもとに算出している。

<日本小型株式ファンド>

会計年度	収益率（注）
第一会計年度	- 3.31%
第二会計年度	- 47.16%
第三会計年度	14.03%
第四会計年度	- 10.73%
第五会計年度	0.81%
第六会計年度	1.70%

<グローバル株式ファンド>

会計年度	収益率（注）
第一会計年度	15.31%
第二会計年度	- 54.72%
第三会計年度	18.16%
第四会計年度	- 3.63%
第五会計年度	- 2.41%
第六会計年度	7.27%

<エマージング株式ファンド>

会計年度	収益率（注）
第一会計年度	45.89%
第二会計年度	- 61.23%
第三会計年度	48.04%
第四会計年度	6.39%
第五会計年度	- 13.99%
第六会計年度	1.58%

<日本債券ファンド>

会計年度	収益率（注）
第一会計年度	- 1.20%
第二会計年度	- 2.27%
第三会計年度	0.83%
第四会計年度	2.50%
第五会計年度	- 0.42%
第六会計年度	0.66%

<グローバル債券ファンド>

会計年度	収益率（注）
第一会計年度	3.05%
第二会計年度	- 23.20%
第三会計年度	9.09%
第四会計年度	- 9.82%
第五会計年度	- 3.75%

第六会計年度	4.31%
--------	-------

<ハイイールド債券ファンド>

会計年度	収益率（注）
第一会計年度	1.69%
第二会計年度	- 39.45%
第三会計年度	27.50%
第四会計年度	1.58%
第五会計年度	- 2.62%
第六会計年度	11.13%

<オルタナティブ・ファンド>

会計年度	収益率（注）
第一会計年度	5.83%
第二会計年度	- 30.27%
第三会計年度	- 3.29%
第四会計年度	- 9.61%
第五会計年度	- 6.60%
第六会計年度	- 1.64%

<不動産（REIT）ファンド>

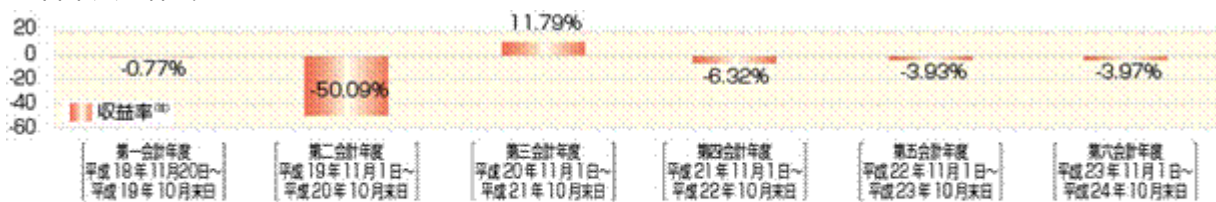
会計年度	収益率（注）
第一会計年度	9.13%
第二会計年度	- 62.31%
第三会計年度	16.70%
第四会計年度	9.75%
第五会計年度	- 4.20%
第六会計年度	13.04%

<コモディティ・ファンド>

会計年度	収益率（注）
第一会計年度	18.66%
第二会計年度	- 33.59%
第三会計年度	8.97%
第四会計年度	- 5.42%
第五会計年度	- 1.34%
第六会計年度	- 6.04%

< 参考情報 >

日本大型株式ファンド

(注)収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末現在の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金(税引き前)の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末現在の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

(第一会計年度の場合、1口当たり当初申込価格(1円))

日本小型株式ファンド

(注)収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末現在の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金(税引き前)の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末現在の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

(第一会計年度の場合、1口当たり当初申込価格(1円))

グローバル株式ファンド

(注)収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

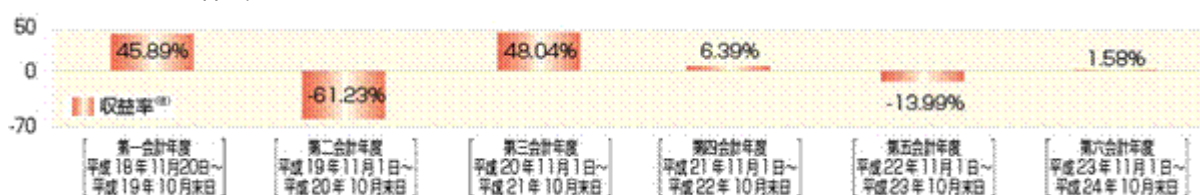
a = 当該会計年度末現在の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金(税引き前)の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末現在の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

(第一会計年度の場合、1口当たり当初申込価格(1円))

なお、第六会計年度末現在の1口当たり純資産価格は、ニューヨーク証券取引所休場に伴い、当サブ・ファンドの平成24年10月30日および同月31日の純資産価格の計算が停止されたことから、同月29日付の価格をもとに算出している。

エマージング株式ファンド

(注)収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末現在の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金(税引き前)の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末現在の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

(第一会計年度の場合、1口当たり当初申込価格(1円))

日本債券ファンド

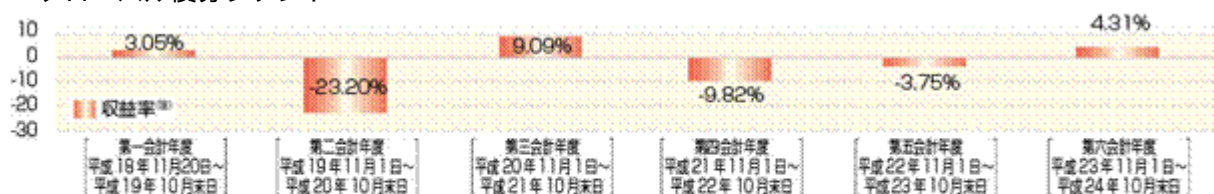
(注)収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末現在の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金(税引き前)の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末現在の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

(第一会計年度の場合、1口当たり当初申込価格(1円))

グローバル債券ファンド



(注)収益率(%)=100×(a-b)/b

a=当該会計年度末現在の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金(税引き前)の合計額を加えた額)

b=当該会計年度の直前の会計年度末現在の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

(第一会計年度の場合、1口当たり当初申込価格(1円))

ハイールド債券ファンド



(注)収益率(%)=100×(a-b)/b

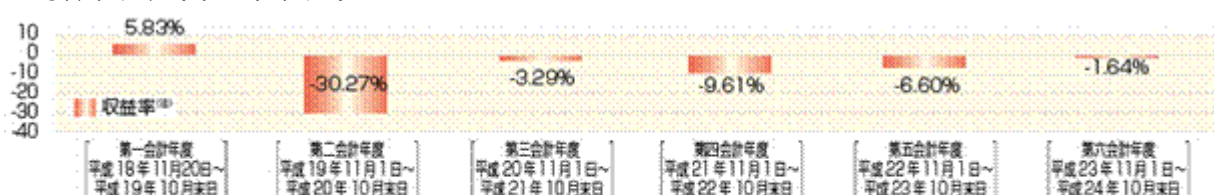
a=当該会計年度末現在の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金(税引き前)の合計額を加えた額)

b=当該会計年度の直前の会計年度末現在の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

(第一会計年度の場合、1口当たり当初申込価格(1円))

なお、第六会計年度末現在の1口当たり純資産価格は、ニューヨーク証券取引所休場に伴い、当サブ・ファンドの平成24年10月30日および同月31日の純資産価格の計算が停止されたことから、同月29日付の価格をもとに算出している。

オルタナティブ・ファンド



(注)収益率(%)=100×(a-b)/b

a=当該会計年度末現在の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金(税引き前)の合計額を加えた額)

b=当該会計年度の直前の会計年度末現在の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

(第一会計年度の場合、1口当たり当初申込価格(1円))

不動産(REIT)ファンド



(注)収益率(%)=100×(a-b)/b

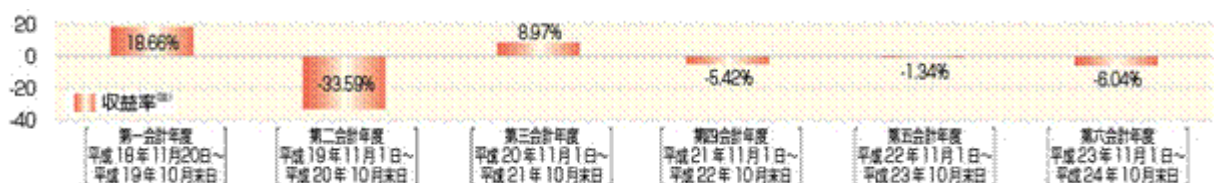
a=当該会計年度末現在の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金(税引き前)の合計額を加えた額)

b=当該会計年度の直前の会計年度末現在の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

(第一会計年度の場合、1口当たり当初申込価格(1円))

なお、第六会計年度末現在の1口当たり純資産価格は、ニューヨーク証券取引所休場に伴い、当サブ・ファンドの平成24年10月30日および同月31日の純資産価格の計算が停止されたことから、同月29日付の価格をもとに算出している。

コモディティ・ファンド



(注)収益率(%)=100×(a-b)/b

a=当該会計年度末現在の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金(税引き前)の合計額を加えた額)

b=当該会計年度の直前の会計年度末現在の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

(第一会計年度の場合、1口当たり当初申込価格(1円))

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度中末現在の発行数口数は次のとおりである。

<日本大型株式ファンド>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第一会計年度	45,314,718,079	1,347,471,842	43,967,246,237
	(45,314,718,079)	(1,347,471,842)	(43,967,246,237)
第二会計年度	5,987,065,585	14,282,208,330	35,672,103,492
	(5,987,065,585)	(14,282,208,330)	(35,672,103,492)
第三会計年度	2,799,804,373	23,241,295,072	15,230,612,793
	(2,799,804,373)	(23,241,295,072)	(15,230,612,793)
第四会計年度	116,321,098	6,724,951,334	8,621,982,557
	(116,321,098)	(6,724,951,334)	(8,621,982,557)
第五会計年度	479,053,509	3,003,806,008	6,097,230,058
	(479,053,509)	(3,003,806,008)	(6,097,230,058)
第六会計年度	129,723,982	1,589,273,701	4,637,680,339
	(129,723,982)	(1,589,273,701)	(4,637,680,339)

（注）（ ）の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

<日本小型株式ファンド>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第一会計年度	8,025,919,418	245,954,231	7,779,965,187
	(8,025,919,418)	(245,954,231)	(7,779,965,187)
第二会計年度	1,248,775,706	2,517,207,247	6,511,533,646
	(1,248,775,706)	(2,517,207,247)	(6,511,533,646)
第三会計年度	312,008,259	4,248,604,275	2,574,937,630
	(312,008,259)	(4,248,604,275)	(2,574,937,630)
第四会計年度	28,326,830	1,112,332,726	1,490,931,734
	(28,326,830)	(1,112,332,726)	(1,490,931,734)
第五会計年度	26,167,136	536,644,010	980,454,860
	(26,167,136)	(536,644,010)	(980,454,860)
第六会計年度	16,992,228	262,933,794	734,513,294
	(16,992,228)	(262,933,794)	(734,513,294)

<グローバル株式ファンド>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第一会計年度	36,769,674,728	1,115,987,653	35,653,687,075
	(36,769,674,728)	(1,115,987,653)	(35,653,687,075)
第二会計年度	5,070,847,168	13,041,582,624	27,682,951,619
	(5,070,847,168)	(13,041,582,624)	(27,682,951,619)

第三会計年度	3,536,667,567	18,844,725,706	12,374,893,480
	(3,536,667,567)	(18,844,725,706)	(12,374,893,480)
第四会計年度	453,199,519	5,303,919,659	7,524,173,340
	(453,199,519)	(5,303,919,659)	(7,524,173,340)
第五会計年度	565,491,329	2,582,599,612	5,507,065,057
	(565,491,329)	(2,582,599,612)	(5,507,065,057)
第六会計年度	1,799,996	1,891,503,837	3,617,361,216
	(1,799,996)	(1,891,503,837)	(3,617,361,216)

<エマージング株式ファンド>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第一会計年度	11,441,283,539	380,601,742	11,060,681,797
	(11,441,283,539)	(380,601,742)	(11,060,681,797)
第二会計年度	1,380,614,619	5,667,044,116	6,774,252,300
	(1,380,614,619)	(5,667,044,116)	(6,774,252,300)
第三会計年度	2,968,876,840	5,489,890,242	4,253,238,898
	(2,968,876,840)	(5,489,890,242)	(4,253,238,898)
第四会計年度	212,274,892	1,974,696,270	2,490,817,520
	(212,274,892)	(1,974,696,270)	(2,490,817,520)
第五会計年度	518,373,343	856,503,777	2,152,687,086
	(518,373,343)	(856,503,777)	(2,152,687,086)
第六会計年度	51,286,689	597,196,413	1,606,777,362
	(51,286,689)	(597,196,413)	(1,606,777,362)

<日本債券ファンド>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第一会計年度	22,722,443,927	1,111,907,151	21,610,536,776
	(22,722,443,927)	(1,111,907,151)	(21,610,536,776)
第二会計年度	2,948,283,836	8,278,130,293	16,280,690,319
	(2,948,283,836)	(8,278,130,293)	(16,280,690,319)
第三会計年度	351,629,864	12,681,003,180	3,951,317,003
	(351,629,864)	(12,681,003,180)	(3,951,317,003)
第四会計年度	284,585,061	1,977,672,500	2,258,229,564
	(284,585,061)	(1,977,672,500)	(2,258,229,564)
第五会計年度	6,147,491	1,148,749,542	1,115,627,513
	(6,147,491)	(1,148,749,542)	(1,115,627,513)
第六会計年度	11,556,286	541,316,373	585,867,426
	(11,556,286)	(541,316,373)	(585,867,426)

<グローバル債券ファンド>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第一会計年度	11,043,171,378	554,760,869	10,488,410,509
	(11,043,171,378)	(554,760,869)	(10,488,410,509)

第二会計年度	4,958,846,279	4,601,996,203	10,845,260,585
	(4,958,846,279)	(4,601,996,203)	(10,845,260,585)
第三会計年度	3,269,598,973	8,855,204,784	5,259,654,774
	(3,269,598,973)	(8,855,204,784)	(5,259,654,774)
第四会計年度	1,530,998,329	2,508,464,089	4,282,189,014
	(1,530,998,329)	(2,508,464,089)	(4,282,189,014)
第五会計年度	14,280,527	2,045,228,702	2,251,240,839
	(14,280,527)	(2,045,228,702)	(2,251,240,839)
第六会計年度	5,729,832	1,278,658,564	978,312,107
	(5,729,832)	(1,278,658,564)	(978,312,107)

<ハイイールド債券ファンド>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第一会計年度	8,188,835,846	286,502,570	7,902,333,276
	(8,188,835,846)	(286,502,570)	(7,902,333,276)
第二会計年度	5,799,513,638	3,643,791,270	10,058,055,644
	(5,799,513,638)	(3,643,791,270)	(10,058,055,644)
第三会計年度	1,273,206,679	8,411,091,777	2,920,170,546
	(1,273,206,679)	(8,411,091,777)	(2,920,170,546)
第四会計年度	13,587,502	1,725,371,234	1,208,386,814
	(13,587,502)	(1,725,371,234)	(1,208,386,814)
第五会計年度	34,874,097	445,603,303	797,657,608
	(34,874,097)	(445,603,303)	(797,657,608)
第六会計年度	60,031,203	268,459,562	589,229,249
	(60,031,203)	(268,459,562)	(589,229,249)

<オルタナティブ・ファンド>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第一会計年度	33,121,132,762	985,495,804	32,135,636,958
	(33,121,132,762)	(985,495,804)	(32,135,636,958)
第二会計年度	8,620,586,488	10,999,962,072	29,756,261,374
	(8,620,586,488)	(10,999,962,072)	(29,756,261,374)
第三会計年度	6,051,340,531	21,999,307,658	13,808,294,247
	(6,051,340,531)	(21,999,307,658)	(13,808,294,247)
第四会計年度	125,532,640	7,013,454,355	6,920,372,532
	(125,532,640)	(7,013,454,355)	(6,920,372,532)
第五会計年度	239,154,584	3,149,757,988	4,009,769,128
	(239,154,584)	(3,149,757,988)	(4,009,769,128)
第六会計年度	1,390,781,580	1,078,027,116	4,322,523,592
	(1,390,781,580)	(1,078,027,116)	(4,322,523,592)

<不動産（REIT）ファンド>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
--	------	------	-------

第一会計年度	10,067,196,604	339,940,111	9,727,256,493
	(10,067,196,604)	(339,940,111)	(9,727,256,493)
第二会計年度	895,872,790	5,246,308,252	5,376,821,031
	(895,872,790)	(5,246,308,252)	(5,376,821,031)
第三会計年度	3,323,365,328	5,002,915,116	3,697,271,243
	(3,323,365,328)	(5,002,915,116)	(3,697,271,243)
第四会計年度	27,090,613	2,003,100,638	1,721,261,218
	(27,090,613)	(2,003,100,638)	(1,721,261,218)
第五会計年度	89,439,641	623,707,541	1,186,993,318
	(89,439,641)	(623,707,541)	(1,186,993,318)
第六会計年度	10,639,229	353,093,370	844,539,177
	(10,639,229)	(353,093,370)	(844,539,177)

<コモディティ・ファンド>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第一会計年度	4,739,119,672	189,039,685	4,550,079,987
	(4,739,119,672)	(189,039,685)	(4,550,079,987)
第二会計年度	2,749,692,890	2,009,891,883	5,289,880,994
	(2,749,692,890)	(2,009,891,883)	(5,289,880,994)
第三会計年度	143,191,898	3,829,670,129	1,603,402,763
	(143,191,898)	(3,829,670,129)	(1,603,402,763)
第四会計年度	7,217,804	853,918,980	756,701,587
	(7,217,804)	(853,918,980)	(756,701,587)
第五会計年度	56,322,766	273,428,510	539,595,843
	(56,322,766)	(273,428,510)	(539,595,843)
第六会計年度	15,438,685	142,509,380	412,525,148
	(15,438,685)	(142,509,380)	(412,525,148)

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 海外における販売

申込手続

受益証券の購入は、購入を希望する受益証券を明記した記入済みの申込通知書を管理事務代行会社へ送付することによって行われる。申込通知書は、管理事務代行会社から提供される。申込人は、自らが適格投資家であることを証明しなければならない。当該申込通知書が管理会社および管理事務代行会社が満足するように記入されている場合、管理会社は関係する受益証券を発行し、管理事務代行会社は当該受益証券を申込人の名義で登録する。

申込期間

受益証券は、以下に定める取得申込通知の手続に従って、各発行日に、関係する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という。）で発行され、販売されることになる。発行価格は、停止決定がない限り、関係する発行日に管理事務代行会社が計算し、公表する。

受益証券は、管理事務代行会社が発行日の前営業日に受け取った取得申込通知に関して、発行日現在で発行される。受益証券取得の意思を有する投資者は、発行日の前営業日の午後4時（日本時間）までに販

売会社に取得する受益証券の口数を記載した取得申込通知を提出しなければならない。また、販売会社は、午後6時（日本時間）までに取得申込通知を管理事務代行会社に取り次がなければならない。管理事務代行会社が一旦受け取った取得申込通知は、撤回不能である。

受益証券は、受益証券の金額または口数で申し込むことができる。各サブ・ファンドについて、一発行日当たりの投資者毎の受益証券の申込単位は1円以上1円単位または1口以上1口単位とする。1口未満の受益証券は発行されず、発行される受益証券の口数は切り上げられる。

申込代金の支払は、投資者が管理事務代行会社と他の通貨による支払を行う取決めをしていない限り、日本円で行われるものとする。その他の自由に交換可能な通貨で行われた支払は、日本円に換算され、換算した金額が（換算費用を差し引いた上で）申込代金の支払に充当される。通貨の換算が遅延したり、投資家にコストが発生したりすることがある。

発行価格の4%（上限）に、申し込まれた受益証券の口数を乗じた金額を限度とする販売手数料が課される場合がある。

申込代金（販売会社が留保する販売手数料を除く。）は、関係する発行日の後4営業日目までに（または当該4営業日目の日において決済を行うことができない場合、当該4営業日目の日以降で決済を行うことができる最初の日）、または管理会社が随時決定したその他の日に、保管会社が即時現金化可能な資金で受け取るものとする。

管理会社は、その独自の裁量により、保管会社が上記の支払を受領しなかった結果として発生した損失（管理会社の重過失または故意の不法行為を起因する損失を除く。）について、サブ・ファンドを補償することを申込人に対して求める権利を留保する。

適格投資家

各サブ・ファンドの方針により、次の者に対して受益証券を販売することはできない。

（ ）米国に居住する自然人、（ ）米国の法律に基づいて組織され、設立されたパートナーシップまたは法人、（ ）執行者または財産管理人が米国人である財団、（ ）受託者が米国人である信託、（ ）米国に所在する外国の法主体の代理店または支店、（ ）米国人の利益のためにまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の被信託人が保有する一任禁止勘定または類似の勘定（遺産または信託を除く。）、（ ）米国で組織され、設立され、また（個人の場合は）米国に居住するディーラーまたはその他の被信託人が保有する一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、および（ ）パートナーシップまたは法人で（A）外国の法域の法律に基づいて組織され、設立され、また（B）米国証券法に基づく登録がされていない証券に投資することを主たる目的として米国人が設立したもの（ただし、自然人、財団または信託以外の適格投資家（米国証券法に基づくルール501（a）の定義に従う。）が組織し、設立し、または所有している場合を除く。）。

また、ケイマン諸島に居住し、または住所を有する者（ケイマン諸島で設立された免税会社または通常为非居住会社を除く。）（以下「ケイマン人」という。）が受益証券を保有することはできない。

したがって、受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。さらに、サブ・ファンドの方針により、販売することが違法となる投資者に受益証券を販売してはならない。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使するつもりである。

マネー・ロンダリング防止およびテロ組織への資金供与対策

マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金供与の防止を目的としたケイマン諸島のマネー・ロンダリング規則（2010年改正）（以下「マネー・ロンダリング規則」という。）、ケイマン諸島のマネー・ロンダリングの防止および検出にかかる指針（2010年3月）およびルクセンブルグにおいて適用ある法律および規則に基づく各種規定を遵守するために、ファンドの受託会社としての地位を有する受託会社、管理会社および管理事務代行会社（以下「関係各社」という。）はマネー・ロンダリング防止およびテロ資金対策手続を設定・維持する義務を負い、また、受益証券の購入申込者に対して身元と資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。受託会社は、許容される場合であって、一定の要件

を充足する場合には、マネー・ロンダリング防止およびテロ資金対策手続（デューディリジェンス情報の取得を含む。）を適切な者に委託することもできる。

関係各社は、受益者（購入申込者または譲受人）の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。ただし、関係各社は、随時改正または変更されるマネー・ロンダリング規則または適用ある法律に基づく免除規定が適用されることから、完全なデューディリジェンスが必要ないと考えられる場合には、情報を要求しないこととすることがある。申込み時の状況にもよるが、以下の場合には、詳細な身元確認が必要とされないことがある。

- （a）購入申込者が、公認の金融機関に開設している購入申込者本人名義の口座から支払を行い、買戻金または分配金が購入申込者に直接支払われる場合
- （b）購入申込者が、公認の規制当局の規制を受けているか、公認の証券取引所に上場されており（またはそのどちらかの子会社であり）、かつ、公認の法域においてまたはかかる法域の法律に基づいて設立または組成された場合
- （c）申込みが、公認の規制当局の規制を受けており、かつ、公認の法域においてまたはかかる法域の法律に基づいて設立または組成された仲介業者を介して行われたものであって、実質的な投資家について行われる手続が保証されている場合

上記における「公認の金融機関」、「公認の規制当局」、「公認の証券取引所」または「公認の法域」は、CIMAがケイマン諸島と同等のマネー・ロンダリング規制を有していると承認した法域を参照しながら、マネー・ロンダリング規則に基づいて決定される。

購入申込者が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、遅延した場合、または関係各社は、申込みを拒絶することができ、かかる場合、受領された申込金は、利息を付さずに送金元の口座に返金される。

関係各社は、受益者に対して買戻金または分配金を支払うことが適用ある法律もしくは規制に対する違反となる可能性があるかと疑うか、もしくは違反となる可能性があるかと助言されている場合、または関係各社による適用ある法律もしくは規制の遵守を確保するために買戻金または分配金の支払の拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻金または分配金の支払を拒絶することができる。

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為に従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務もしくはその他の取引、専門業務、事業もしくは雇用の遂行過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、（ ）犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（2008年）に基づいてケイマン諸島の財務報告当局に対して、また、（ ）テロ行為またはテロリストの調達資金もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法（2011年改正）に基づいて巡査以上の階級の警察官または財務報告当局に対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

所有確認書

受益者名簿に記載する受益証券口数に対する登録保有者の所有権を証する券面は発行されない。ただし、券面の発行を求める受益者の請求に応じて、受益者が費用を負担する場合は、この限りではない。表明、包含、解釈された信託の通知は、受益者名簿には記載されない。上記の規定にかかわらず、管理事務代行会社は、合理的に可能な限り早急に、サブ・ファンドの受益証券の取得申込みまたは買戻しに関する販売会社への確認書を、ファックスまたは合意したその他の手段で投資者に送付する。

管理事務代行会社は、各サブ・ファンドの受益者名簿を維持する責任を負い、受益証券のすべての発行、転換および譲渡を記録するものとする。発行されたすべての受益証券は、サブ・ファンドの受益者名簿に登録され、受益者名簿は受益証券の所有に関する決定的証拠となるものとする。受益証券は一人の名前または四名を限度とする共同名で登録することができる。各受益者名簿は、管理事務代行会社の事務所で、通常の営業時間内に受益者が自由に閲覧できるものとする。

受益者は、自らの個人情報に変更があった場合は、速やかに書面で管理事務代行会社に通知しなければならない。

その他

管理事務代行会社は、管理会社と協議した上で、単独の裁量により、理由を述べることなく受益証券の取得申込みの一部または全部を拒絶する権利を留保する。取得申込みが拒絶された場合、申込代金は、申込者のリスクにより利息を付されることなく、申込者に返金される。

受益証券の発行は、関係する信託証書に記載する理由で、管理事務代行会社または管理会社の裁量により中止される場合がある。

各受益者は、販売会社または管理事務代行会社（場合による。）に登録された自身の情報に変更（投資者が適格投資家でなくなることを意味する変更を含む。）があった場合、書面で販売会社または管理事務代行会社（場合による。）に通知するとともに、上記の変更に關係して販売会社または管理事務代行会社（場合による。）が合理的に請求した追加書類を、販売会社または管理事務代行会社（場合による。）に提出しなければならない。

譲渡制限

すべての受益者は、管理会社または販売会社が単独の裁量で適宜承認した書式の証書によって、保有する受益証券を譲渡することができる。ただし、譲受人は、その時点で適用ある法域の法律規定、政府等の要求事項もしくは規則または管理会社もしくは販売会社の方針を遵守するために管理会社または販売会社の要求する情報を提出すること、および管理会社または販売会社が事前に書面で譲渡を承認し、管理事務代行会社に通知することを条件とする。さらに、譲受人は、（ ）受益証券を適格投資家に譲渡すること、（ ）譲受人は自己の計算で受益証券を取得すること、および（ ）管理会社または販売会社が単独の裁量で要求したその他の事項に関して、書面で管理会社または販売会社に表明する義務を負うこととする。

管理会社または販売会社は、すべての譲渡証書に譲渡人および譲受人または譲渡人および譲受人の代理人が署名することを義務づけることができる。譲渡が登録され、譲受人の氏名が受益者名簿に記入されるまでは、譲渡人が依然として受益者であり、譲渡の対象となった受益証券に対する権利を有するとみなされるものとする。

（２）日本における販売

日本においては、申込期間中の営業日に、受益証券の申込が行われる。その場合、販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者は、日本における約定日から起算して日本における４営業日目に、申込金額および申込手数料を販売取扱会社に支払うものとする。

継続申込みについては、日本の投資者は日本における各発行日の前営業日の午後４時までに取得の申込みをすることができる。

販売会社は、日本の投資者によりなされた取得申込注文を各発行日の午後６時（日本時間）までに管理会社に取り次ぐものとする。発行日とは、各営業日または管理会社が随時決定したその他の日をいう。発行価格は通常、発行日に算出される。通常、販売会社は発行日の日本における翌営業日に注文の成立を確認することができ、かかる確認した日を日本における約定日という。

日興ファンドラップー任型における取扱いについては、各サブ・ファンドについて、一発行日当たりの投資者毎の受益証券の申込単位は１円以上１円単位または１口以上１口単位である。ただし、日興ファンドラップー任型によらない場合は、管理会社および販売会社が別途合意したところに従うものとし、通常、口数での申込みとする。かかる申込単位の詳細については、S M B C日興証券株式会社またはその他の販売取扱会社の本支店等まで問い合わせのこと。

受益証券の取得申込みにあたって、以下のとおり申込手数料が課される。

日本国内における取得申込みに関して、販売会社は、日興ファンドラップー任型における取扱いについては申込手数料を徴収しないが、別途、日興ファンドラップー任型におけるサービスの対価としての手数料を徴収することがある。

上記によらない場合は、管理会社と販売会社が別途合意した申込手数料が発行価格に加算されることがある。かかる手数料の詳細については、S M B C日興証券株式会社またはその他の販売取扱会社の本支店等まで問い合わせのこと。

投資者は、ファンド証券の保管を販売会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払いと引換えに、取引残高報告書または他の通知書を販売取扱会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払いは、日本円によるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である販売会社は、サブ・ファンド10本の純資産の合計が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

販売会社は、購入者が過度な取引を行った履歴がある場合、受益証券の取得申込注文を、その単独の判断において拒否する合理的な努力を行うことについて合意している。受益証券の短期取引をすべて防止できる保証はない。

上記「（１）海外における販売」は、日本における販売についても適用されることがある。

譲渡制限

受益者は、管理会社または販売会社から事前に書面で同意（かかる同意は付与または留保されることがある。）を得ることなく、自らが保有する受益証券を譲渡することはできない。すべての受益者は、管理会社または販売会社が単独の裁量で適宜承認した書式の証書によって、保有する受益証券を譲渡することができる。ただし、譲受人は、その時点で適用ある法域の法律規定、政府等の要求事項もしくは規則または管理会社もしくは販売会社の方針を遵守するために管理会社または販売会社の要求する情報を提出すること、および管理会社または販売会社が事前に書面で譲渡を承認し、管理事務代行会社に通知することを条件とする。さらに、譲受人は、（ ）受益証券を適格投資家に譲渡すること、（ ）譲受人は自己の計算で受益証券を取得すること、および（ ）受託会社が単独の裁量で要求したその他の事項に関して、書面で管理会社または販売会社に表明する義務を負うこととする。

管理会社または販売会社は、すべての譲渡証書に譲渡人および譲受人または譲渡人および譲受人の代理人が署名することを義務づけることができる。譲渡が登録され、譲受人の氏名が受益者名簿に記入されるまでは、譲渡人が依然として受益者であり、譲渡の対象となった受益証券に対する権利を有するとみなされるものとする。

2【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し

買戻し手続

受益証券は、買戻請求通知の手続に従って、いずれかの買戻日に、かかる買戻日現在の受益証券１口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という。）で買い戻すことができる。買戻価格は、停止決定されない限り、管理事務代行会社により、買戻日に計算され、公表される。受益証券の買戻価格の計算において、管理事務代行会社は、投資運用会社と協議の上で、買戻請求に応じる資金を提供するための資産の換金において、サブ・ファンドの勘定で生じるであろう財務・販売手数料を反映するための妥当な引当金と史料される金額を、受益証券１口当たり純資産価格から控除することができる。

受益証券の買戻しは、管理事務代行会社が前営業日に受領した買戻請求通知に関して各買戻日現在で行うことができる。買戻請求通知は、買い戻す受益証券の口数または金額を明記した上で、当該買戻日の前営業日の午後４時（日本時間）までに販売会社に提出しなければならない。販売会社は、同日午後６時（日本時間）までに買戻通知を管理事務代行会社に取り次がなければならない。管理事務代行会社が一旦受け取った買戻請求通知は、撤回不能である。

受益証券は、口数または金額で買戻しを受けることができる。買戻日におけるサブ・ファンドの各受益者の買戻しのための最低口数は、１口以上１口の整数倍である。買戻日におけるサブ・ファンドの受益者の最低買戻額は、１円（１円の整数倍）である。１口未満の受益証券の買戻しは行われず、買戻される受益

証券の数は切り捨てられる。

買戻しの制限

いずれかの買戻日におけるサブ・ファンドの買戻請求通知の合計が、（サブ・ファンドの資産に適用される買戻制限などの要素を考慮した上で）サブ・ファンドの発行済受益証券の20%を超える場合（または管理会社が単独の裁量により決定した割合または金額を超え、本書に定める投資目的および投資制限に基づく信託財産の運用を著しく損なうと思われる場合）、管理会社は、（i）当該買戻通知に関する買戻代金の支払要件を充足するために管理会社が十分な資産を換金するまで、当該買戻日を延期するか、もしくはサブ・ファンドの純資産総額の計算を延期するか、または（ ）買い戻す受益証券をサブ・ファンドの発行済受益証券の20%（または管理会社が決定したサブ・ファンドの発行済受益証券に対するその他の割合または金額）に制限することを決定することができ、受益者の請求は按分して縮減され、残りはその後の買戻日に、その後の買戻日に受け取った買戻通知に優先して買い戻されるものとする。

純資産総額の算定が停止決定されている期間中は、受益証券の買戻しは行われない（詳細については「純資産総額の計算の停止」の項参照）。

買戻代金の支払

買戻代金は、原則として買戻日の後4営業日以内の日（または当該4営業日目の日において決済を行うことができない場合、当該4営業日目の日以降で決済を行うことができる最初の日）に、関係する受益者が管理事務代行会社に与えた指示に従って、受益者のリスクと費用において、直接振込によって支払われるものとする。買戻代金に分配前の利息は付されないものとする。

強制的買戻し

管理会社は受託会社に代わり、以下をはじめとする理由により、1営業日前から5営業日前までの間にサブ・ファンドの受益者に書面による通知をすることにより、それまでに買戻しが行われていないサブ・ファンドの受益証券の一部または全部を、特定の日における受益証券1口当たり純資産価格で買い戻すことができる。

- （a）サブ・ファンドの受益証券が、直接または実質的に以下の者によって所有されていると受託会社もしくは管理会社が認識し、またはそのように認識する理由がある場合。
 - （ ）いずれかの国または政府機関が定めた法律または要件に違反するため、受益証券を保有する資格がない者（その結果として、サブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が負わずに済む納税責任を負い、または被らずに済む金銭的不利益を被る場合を含む。）、
 - （ ）適格投資家でない者、または適格投資家でない者のためもしくはその利益のために受益証券を取得した者、または
 - （ ）サブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が負わずに済む納税責任を負い、または法律面、金銭面、規制面もしくは重大な運営面で結果的に被らずに済む金銭的不利益を被ることになると管理会社が判断する状況下にある者。
- （b）受益者が保有する受益証券の口数が、本書に定めるサブ・ファンドに関して必要な最低の口数（もしあれば）に満たない場合。
- （c）受益証券の移転により、受益者が保有または保持するサブ・ファンドの受益証券の口数が、本書に定めるサブ・ファンドに関して必要な最低の口数（もしあれば）に満たなくなった場合。
- （d）ある受益者による買戻請求を受諾した場合に、結果的にサブ・ファンドの発行済受益証券の口数またはかかる受益証券の純資産総額が、本書に定める最低口数または最低金額（もしあれば）を下回ることになる場合。
- （e）受益者が保有する受益証券に関して支払うべき公租公課が、受託会社が支払を求める通知を送付してから30日間未払いのままである場合。
- （f）受益者が行ったいずれかの表明が真正でないか、もしくは真正でなくなった場合または受益者が引き続き受益証券を所有することにより、サブ・ファンドもしくはサブ・ファンドの受益者に不利な税効果が及ぶ過大なリスクを負う場合。

- （g）受益者が受益証券に関する取得申込代金を支払わない場合。
- （h）受託会社または管理会社が、買戻しを行うことがサブ・ファンドの受益者の利益に適うと合理的に判断する場合。
- （i）サブ・ファンドの純資産総額が投資プログラムを遂行するのに不十分であると管理会社が判断する場合。
- （j）受益者が引き続き受益証券を所有することにより、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの受益者の利益を損なう可能性がある場合。
- （k）ケイマン諸島当局の命令に基づく場合。

上記（a）の場合、上記の代わりに、受託会社または管理会社は、受益者に対して、保有する受益証券を譲渡するよう命じることができ、受益者はかかる通知を受け取り次第、速やかに受益証券を適格投資家に譲渡して、受託会社または管理会社に譲渡の証拠を提出するものとする。

（2）日本における買戻し

受益証券は、以下に定める手続に従って、各買戻日に、かかる買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という。）で買い戻すことができる。買戻価格は、通常、関係する買戻日に、管理事務代行会社が計算し、公表する。

日本の受益者は、以下の制限に従い、日本における営業日の午後4時までに販売取扱会社に通知を行うことにより、日興ファンドラップ一任型においては、1円以上1円単位または1口以上1口単位による受益証券の買戻しを請求することができる。日興ファンドラップ一任型によらない場合は、受益証券の買戻単位は、管理会社と販売会社が別途合意したところに従い、通常、口数での買戻しの請求とする。かかる買戻単位の詳細については、S M B C日興証券株式会社またはその他の販売取扱会社の本支店等まで問い合わせのこと。買戻請求は当該買戻日の前営業日午後4時までに販売取扱会社に申込まなければならない。販売会社は同日午後6時（日本時間）までに買戻通知を管理事務代行会社に取り次がなければならない。

大量の買戻請求があった場合、上記「（1）海外における買戻し」の「買戻しの制限」が適用されることがある。

日本の投資者に対する買戻代金の支払いは、外国証券取引口座約款の定めるところに従い、原則として、日本における約定日（販売会社が買戻日の日本における翌営業日に注文の成立を確認した日、ただし、買戻日の1営業日前の申込みが必要である。）から起算して日本における4営業日目の日に、販売会社または販売取扱会社を通じて、日本円で支払われるものとする。買戻手数料は課せられない。

上記「（1）海外における買戻し」は、日本における買戻しについても適用されることがある。

3【受益証券の転換】

（1）海外における転換

転換の停止期間中を除き、関係するサブ・ファンドの追補信託証書もしくは本書に記載される当該サブ・ファンドに適用される制限または条件を充たした場合限り、受益者は転換日において、保有するサブ・ファンド（以下「原サブ・ファンド」という。）の受益証券の全部または一部を既存の別のサブ・ファンド（以下「新サブ・ファンド」という。）の受益証券に転換することを請求する権利を有する。転換通知の受領により、（i）原サブ・ファンドの関係する受益証券の買戻請求通知の受領と（ ）新サブ・ファンドに関する取得申込通知の受領が同時になされたものとみなされるものとする。転換の結果、受益者が保有する受益証券の口数が、原サブ・ファンドおよび新サブ・ファンドの最低保有口数（もしあれば）未満となるような場合には、転換は行われえないものとする。受益者は、関係するサブ・ファンドの追補信託証書または本書に定められた方法に従って適切に記載した転換通知を、販売会社（または管理会社が定めたそのほかの者）に対して、関係するサブ・ファンドの追補信託証書または本書に定められた日時までに送付しなければならない。管理会社は、その単独の裁量により、各サブ・ファンド（またはサブ・ファンドの受益証券のクラスもしくはシリーズ）の受益証券の転換に関して異なる条件および制限を課することができる。一旦転換通知が提出された後は、管理会社が別途用意する場合を除き、受益者はこれを撤回することはでき

ない。

管理会社は、その裁量により、一定の転換手数料を仲介者または販売者に支払わせることができるが、かかる転換手数料は、いかなる場合においても原サブ・ファンドの受益証券に適用される買戻日現在における受益証券の純資産額の1%を超えないものとする。

サブ・ファンドの追補信託証書または本書によって別途定められる場合を除き、保有する全部または一部の原サブ・ファンドの受益証券が新サブ・ファンドの受益証券に転換される際の転換比率は、次の算式に従って定められる。

$$A = \frac{B \times \text{NAV1}}{\text{NAV2} \times (1+r)}$$

A：転換により新たに発行されることとなる新サブ・ファンドの受益証券の口数。1口未満の受益証券は発行されない。1口未満の受益証券に関する残額は、新サブ・ファンドに計上するものとする。

B：転換が行われる原サブ・ファンドの受益証券の口数。

NAV1：関係する買戻日に適用される為替レートに基づき、転換によって発行される受益証券の基準通貨に転換された当該買戻日現在の原サブ・ファンドの受益証券の純資産総額。

r：仲介者または販売者が存在する場合に、それらの者に支払われる転換手数料率（必要な場合には課される税金を含む。）。

NAV2：適用される発行日における新サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格（申込手数料を除く。）。ただし、原サブ・ファンドの関係する買戻日が新サブ・ファンドの発行日ではない場合、新サブ・ファンドの次の発行日における受益証券1口当たり純資産価格が適用され、同日付で転換が行われるが、当該買戻日から適用される発行日までの期間、受益者に対して利息は支払われない。

受益者は、あらゆる転換日において、金額を基礎とした転換を請求することもできる。その場合、次の算式が適用される。

$$A = \frac{X}{\text{NAV2} \times (1+r)}$$

X：転換の請求が行われた金額（発行される受益証券の基準通貨に転換される。）。

原サブ・ファンドまたは新サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の決定が停止されている時には、サブ・ファンドの受益証券の転換も停止される。

（受益者が有するすべての受益証券についての転換請求の場合を除き）転換通知は、サブ・ファンドの追補信託証書または本書に定められた転換の最低口数または金額（もしあれば）以上の整数である数または金額について行わなければならない。転換通知が受益証券の転換の最低口数または金額未満の口数または金額について行われた場合、管理会社は、その単独の裁量により、かかる受益証券の転換を実施することができるが、管理会社および受託会社は、かかる転換を行う義務を負わないものとする。

転換通知が提出された日から、関係する受益証券が通常買い戻されべき日である原サブ・ファンドの買戻日までの期間（もしあれば）、受益者は、転換通知の対象である原サブ・ファンドの受益証券の保有を継続する。

（2）日本における転換

前記（1）と同様の方法により、受益者は、日本においても日興ファンドラップ一任型において受益証券の転換を請求することができるが、その場合、転換手数料は課されない。日興ファンドラップ一任型における取扱いによらない場合、販売会社の裁量により認める場合を除き、日本において転換が行われない。

4【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

（イ）純資産総額の決定

管理会社は、サブ・ファンドの各評価日の直近の最新市場価格（始値もしくは終値）を用い、サブ・ファンドの受益証券の純資産総額を自ら計算するか、または管理事務代行会社に計算させるものとする。管理会社が異なる決定を下さない限り、受益証券１口当たり純資産価格は、サブ・ファンドの基準通貨で計算するものとする。

各評価日現在の各サブ・ファンドの純資産総額は、以下の要領で算定するものとする。

1. 最初に、サブ・ファンドの前の評価日が終了した時点の取得申込みおよび買戻しに関する受取勘定および支払勘定を調整してから、サブ・ファンドの当該評価日に関する信託財産の純資産総額の実現または未実現の増減分を配分する。
2. 次に、資産または負債の増減分を配分する。
3. 最後に、サブ・ファンドの評価日の時点で受益者に分配する金額を除外する（もしあれば）。

各サブ・ファンドのすべての受益証券について、受益証券１口当たり純資産価格は同一である。各サブ・ファンドの受益証券１口当たり純資産価格は、サブ・ファンドの各評価日現在で以下の要領で算定するものとする。

1. 最初に、サブ・ファンドの純資産総額を、評価日が終了した時点の取得申込分および買戻分を織り込む前の時点のサブ・ファンドの発行済受益証券の総数で除す。
2. 次に、四捨五入して小数点第６位まで算出する。ただし、円建の受益証券（もしあれば）はこの限りではなく（本書において異なる定めがある場合を除く。）、四捨五入して小数第４位まで算出するものとする。

管理会社または管理事務代行会社によるサブ・ファンドの純資産総額のすべての算定は、サブ・ファンドの受益者にとって最終かつ確定的であり、故意の不履行、重過失または詐欺がない限り、受託会社または管理事務代行会社に対する請求権は発生しないものとする。また管理会社または管理事務代行会社は、明らかな誤りがない限り、副管理会社またはその他の第三者が提供した評価を信頼することについて、絶対的保護を受けるものとする。受託会社は、いかなる場合も信託財産の資産の評価または管理会社もしくは管理事務代行会社によるいずれかのサブ・ファンドの純資産総額の計算（または計算の誤り）に関して責任を負わないものとする。

純資産総額の計算に際して、管理事務代行会社は、管理会社から別段の指示を受けない限り、以下に定める評価手続を適用するものとする。

- （a）集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、評価日（または当該日現在で計算されない場合は計算が行われたその直前の日）現在の純資産総額で評価する。
- （b）証券取引所で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選んだ証券取引所の最新の市場価格で評価する。
- （c）証券取引所では取引されていないものの、店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選任した信頼できる情報源に基づいて評価する。
- （d）サブ・ファンドが保有しているスワップ等の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適当と判断するディーラーから入手した価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価する。
- （e）短期金融商品および銀行預金は、原価に経過利息を加えて評価する。
- （f）評価を行う日に本項に定める特定の資産の取引所または市場が営業していない場合、かかる取引所または市場が最後に営業していた日に算定した評価を用いる。
- （g）上記以外のすべての資産および負債は、特定の市場価格がない資産および負債を含めて、管理事務代行会社と協議した上で管理会社がその裁量により誠実に評価する。

上記の規定は、関係する信託財産またはその一部の価値を計算し、発行済みまたは発行済みとみなされ

る受益証券の口数で除す場合には、以下の規定に服する。

1. 発行することに合意したすべてのサブ・ファンドの受益証券は発行済みとみなすものとし、サブ・ファンドの信託財産は発行することに合意したサブ・ファンドの受益証券に関して受け取る予定の現金またはその他の財物の額を含むとみなすものとする。
2. 買戻請求の結果、受益証券の買戻しおよび消却によってサブ・ファンドの信託財産を減額する予定であるが、減額が完了していない場合、対象となる受益証券は買い戻され、発行されていないものとみなし、またサブ・ファンドの信託財産を評価する際には当該買戻しに基づきサブ・ファンドの信託財産から支払うべき金額だけ信託財産を減額するものとする。
3. 投資対象を購入（もしくは取得）または売却（もしくは処分）することに合意したものの、取得または処分が完了していない場合、かかる投資対象は、取得または処分が正式に完了したものととして、取得の場合は織り込み、処分の場合は除き、取得の場合は総取得価格を織り込み、処分の場合は正味処分価格を除くものとする。
4. 関係する信託財産またはその一部の価値を計算する日までに発生した利益に關係する租税に関して、管理会社または管理事務代行会社が支払いまたは還付申請を予定する金額を織り込むものとする。
5. 発生済みで未払いの収益的費用（上記に該当するものを除く。）およびその時点で未払いの借入金合計額を差し引くものとする。
6. サブ・ファンドの設定に関連して発生し、関係する信託財産から支払われる設立費用は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って5年を超えない期間で償却するものとする。

外国通貨で差し引かれるべきだが、差し引かれていない投資対象もしくは現金の価値もしくは金額または当座勘定もしくは預金勘定の金額は、支払い責任を負うプレミアムまたはディスカウントおよび為替費用を考慮し、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が状況に応じて適当と判断するレートで関係する基準通貨に換算するものとする。受託会社、管理事務代行会社および管理会社は、その時点で最も低い市場の売り呼び値または最も高い市場の買い呼び値であると判断した価格がそうでないことが判明した場合でも、一切責任を負わないものとする。

（ロ）純資産総額の計算の停止

受託会社または管理会社は、サブ・ファンドに関する受益証券1口当たり純資産価格の算定、受益証券の発行、買戻し、転換を、その単独の裁量により、以下の場合を含むいかなる理由に基づいても停止することができる。

1. その時点でサブ・ファンドの大部分の直接または間接の投資対象が上場されている証券取引所が通常の週末および休日以外の理由で閉鎖している期間、または取引が制限され、もしくは停止している期間。
2. 緊急事態に相当すると受託会社が判断する事態またはその他の事情が存在する結果として、サブ・ファンドによる投資対象の評価もしくは処分を合理的に実施することができないか、または評価もしくは処分をすれば受益者の利益が大幅に損なわれる期間。
3. サブ・ファンドの直接または間接の投資対象の価額もしくは証券市場の最新価格を算定するために通常使用している通信手段が故障している期間、またはその他の理由でサブ・ファンドが直接または間接に所有する投資対象の価額が合理的に迅速かつ正確に確認できない期間。
4. 投資対象の取得または処分に伴う資金の送金が通常の為替レートで実行することができないと受託会社が管理会社と協議した上で判断する期間。
5. サブ・ファンド、管理会社またはそれらの関連会社、子会社もしくは関係者またはサブ・ファンドのその他のサービス提供者に関連して、受託会社または管理事務代行会社に適用されるマネー・ロンダリング防止規則を遵守するためにそうすることが必要であると受託会社または受託会社の代理人としての管理事務代行会社が判断する期間。

上記の停止が一週間を超えそうな場合、停止から7日以内に関係するサブ・ファンドの受益者全員に書面で通知するとともに、停止が解除され次第、速やかにその旨を通知するものとする。

（２）【保管】

海外において販売される受益証券については、受益証券の確認書が受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、販売会社の名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

（３）【信託期間】

各サブ・ファンドは、関係する信託証書に定める一定の状況下で早期に終了しない限り、平成18年9月20日から149年後に終了する予定である。なお、サブ・ファンドは、平成18年11月20日に運用が開始された。

すべてのサブ・ファンドの純資産総額の合計が15億円または管理会社と受託会社が販売会社と協議の上決定する額のいずれかを下回った場合、そのサブ・ファンドは終了することができる。

（４）【計算期間】

サブ・ファンドの計算期間は、各年の10月31日に終了する。

（５）【その他】

（イ）発行限度額

受益証券の発行限度口数は設けられていない。

（ロ）ファンドまたはサブ・ファンドの解散

サブ・ファンド（または場合によりファンド）は、以下のいずれかの事項が最初に発生した時に終了する。

（a）サブ・ファンド（もしくは場合によりファンド）の存続もしくは他の法域への移転が違法になる場合、または受託会社または管理会社の合理的な見解により非現実的もしくは不適切になる場合。

（b）すべてのサブ・ファンドの純資産総額の合計が、15億円または管理会社もしくは受託会社が随時定めるその他の金額を下回り、管理会社と受託会社が、販売会社と協議した上で、ファンドの終了を決定した場合。

（c）受益者が、サブ・ファンド決議（または場合により受益者決議）により終了を決定した場合。

（d）基本信託証書の締結日に開始し、同日の149年後に終了する期間が終了した時。

（e）受託会社が退任の意思を書面により通知した場合、または受託会社が強制的もしくは任意的清算を開始した場合、管理会社が、当該通知の受領または清算の開始後90日以内に、受託会社の後任として受託会社の業務を承継する用意のある他の会社を任命しまたは任命を手配することができない場合。

（f）管理会社が退任の意思を書面により通知した場合、または管理会社が強制的もしくは任意的清算を開始した場合、受託会社が、当該通知の受領または清算の開始後90日以内に、管理会社の後任として管理会社の業務を承継する用意のある他の会社を任命しまたは任命を手配することができない場合。

（g）受託会社または管理会社が、その絶対的な裁量により終了を決定をする場合。

サブ・ファンドが終了した場合には、受託会社は、直ちにサブ・ファンドのすべての受益者に対してかかる終了を通知するものとする。

（ハ）信託証書の変更

各信託証書に定める条件に従って、受託会社および管理会社は、関係するサブ・ファンドの受益者に書面の通知をした上で、管理会社が関係するサブ・ファンドの受益者の最善の利益に適合すると判断する範囲および要領で、信託証書に定める規定を変更し、修正し、または追加することができる。

管理会社および受託会社が、（ ）かかる修正、変更、削除、追加によっても既存の受益者の利益は大幅に損なわれず、また受益者に対する管理会社または受託会社の責任は免除されない、または（ ）かかる修正、変更、削除、追加が、（法的拘束力の有無にかかわらず）会計上、法律上もしくは当局の要求により必要であると判断することを書面で保証しない限り、かかる修正、変更、削除、追加をなすには関係するサブ・ファンドの受益者の受益者決議（信託証書に定義する。）またはサブ・ファンドの決議（場合により）による承認を得ることを要するものとする。

修正、変更、削除、追加は、受益者に対して保有する受益証券に関して追加の支払や何らかの義務を課すものであってはならない。

（二）関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

管理事務代行契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管契約

保管契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

保管契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

投資運用契約

投資運用契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

投資運用契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

投資助言契約

投資助言契約は、管理会社が投資助言会社に対し、90日前までに書面による通知を行うことにより投資助言会社を解任した場合、または投資助言会社が管理会社に対し、90日前までに書面による通知を行うことにより辞任した場合に終了する。

投資助言契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

5【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が管理会社または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券の名義人として登録されていなければならない。

従って、販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は、販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。ファンド証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する権利は次のとおりである。受益証券の買戻しおよびサブ・ファンドの終了に関する金額の分配および支払はそれまでにサブ・ファンドのすべての債務を払い終えることに劣後する。

（ ）分配請求権

受益者は、管理会社の決定したサブ・ファンドの分配金を、ファンド証券口数に応じて請求する権利を有する。

（ ）買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを信託証書の規定および本書の記載に従って請求することができる。

（ ）残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有するファンド証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有する。

（ ）受益者集会に関する権利

受益者は、制限された議決権を有する。各信託証書は、投資方針、投資制限またはサブ・ファンドのガイドラインに重大な変更を加える場合、サブ・ファンドを償還する場合、信託証書に一定の変更（以下参照）を加える場合などに、サブ・ファンド決議を必要とする。サブ・ファンド決議は、（a）サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産総額の過半数を保有する者が書面で承認した決議、または（b）サブ・ファンドの受益証券の純資産総額の過半数を保有し、議決権を有する者本人もしくは代理人が出席しサブ・ファンドの受益者集会で承認可決されることによりなされる。

各信託証書はまた、例えば全サブ・ファンドに関してなす受託会社の解任、全サブ・ファンドに関してなす受託会社による管理会社の解任に関する承認、サブ・ファンドの他の法域への移動に関する承認、全サブ・ファンドの償却、または全サブ・ファンドの信託証書の変更に関する承認について、受益者決議が必要である旨を規定している。（a）全サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産総額の過半数を保有する者が書面で承認した決議、または（b）全サブ・ファンドの受益証券の純資産総額の過半数を保有し、議決権を有する者本人もしくは代理人が出席し全サブ・ファンドの受益者集会で可決された決議としてのファンドの受益者決議を必要とする。

受益者集会の定足数は、すべてのサブ・ファンド（または場合により関係するサブ・ファンドまたはサブ・ファンドの関係するクラスもしくはシリーズ）の純資産総額の最低10分の1を保有する2名の受益者とする。

受益者集会における出席者数、定足数および議決権数の要件ならびに受益者の議決権は、基本信託証書に記載されている。受益証券に付された一切の権利または制限に従い、投票において、決議（受益者決議またはサブ・ファンド決議を含む）、議決権または定足数に関する計算は、当該集会の基準日の直前の評価日現在の1口当たり純資産価格を参照して実行される。集会においてまたは異なるシリーズの受益証券の所持人を含むもしくはこれに関わる決議においては投票時にまたは書面の決議において、各受益証券に帰属する議決権は1口当たり純資産価格（当該集会の基準日の直前の評価日現在の1口当たり純資産価格を参照して計算される。）に基づくものとする。

（2）【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

（3）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- () 管理会社またはサブ・ファンドに対するケイマン諸島および日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および
- () 日本における受益証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されている。また財務省関東財務局長に対する受益証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に関する届出代理人は、

弁護士 中野 春芽

同 下瀬 伸彦

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は、日本円で表示されている。

1【財務諸表】

（1）【2012年10月31日終了年度】

【貸借対照表】

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2012年10月31日現在

結合計算書

（日本円で表示）

	注	日本円
資産		
投資有価証券		
取得原価		15,415,229,870
時価評価額	2.3	11,373,961,859
有価証券売却に係る未収金		30,504,551
資産合計		11,404,466,410
負債		
投資証券買戻に係る未払金		30,504,551
未払印刷および広告費		8,318,149
未払専門家報酬		5,452,280
未払管理報酬	4	5,280,748
未払投資助言報酬	6	3,106,875
未払弁護士報酬		2,500,165
未払代行協会員報酬	8	1,035,096
未払管理事務代行報酬	5	1,035,041
未払受託報酬	3	894,212
未払保管報酬	7	103,440

負債合計	58,230,557
純資産合計	11,346,235,853

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書 2012年10月31日現在

日本大型株式ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
資産		
投資有価証券		
取得原価		3,970,684,782
時価評価額	2.3	2,223,542,507
有価証券売却に係る未収金		6,025,629
資産合計		2,229,568,136
負債		
投資証券買戻に係る未払金		6,025,629
未払印刷および広告費		1,196,117
未払専門家報酬		545,228
未払管理報酬	4	1,033,134
未払投資助言報酬	6	607,825
未払弁護士報酬		495,818
未払代行協会員報酬	8	202,517
未払管理事務代行報酬	5	202,505
未払受託報酬	3	89,414
未払保管報酬	7	20,247
負債合計		10,418,434
純資産合計		2,219,149,702
発行済受益証券口数		4,637,680,339口
1口当たり純資産価格		0.4785

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2012年10月31日現在

日本小型株式ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
資産		
投資有価証券		
取得原価		638,599,837
時価評価額	2.3	393,261,331
有価証券売却に係る未収金		1,051,722
資産合計		394,313,053
負債		
投資証券買戻に係る未払金		1,051,722
未払印刷および広告費		562,750
未払専門家報酬		545,228
未払管理報酬	4	180,426
未払投資助言報酬	6	106,155
未払弁護士報酬		85,695
未払代行協会員報酬	8	35,359
未払管理事務代行報酬	5	35,358
未払受託報酬	3	89,414
未払保管報酬	7	3,526
負債合計		2,695,633
純資産合計		391,617,420
発行済受益証券口数		734,513,294口
1口当たり純資産価格		0.5332

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2012年10月31日現在

グローバル株式ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
資産		

投資有価証券		
取得原価		3,146,926,275
時価評価額	2.3	2,274,099,966
有価証券売却に係る未収金		6,724,328
資産合計		2,280,824,294
負債		
投資証券買戻に係る未払金		6,724,328
未払印刷および広告費		1,215,068
未払専門家報酬		545,228
未払管理報酬	4	1,059,593
未払投資助言報酬	6	623,393
未払弁護士報酬		499,433
未払代行協会員報酬	8	207,702
未払管理事務代行報酬	5	207,693
未払受託報酬	3	89,438
未払保管報酬	7	20,767
負債合計		11,192,643
純資産合計		2,269,631,651
発行済受益証券口数		3,617,361,216口
1口当たり純資産価格		0.6274

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書
2012年10月31日現在

エマージング株式ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
資産		
投資有価証券		
取得原価		1,350,052,802
時価評価額	2.3	1,253,492,773
有価証券売却に係る未収金		5,493,457
資産合計		1,258,986,230
負債		
投資証券買戻に係る未払金		5,493,457

未払印刷および広告費		858,466
未払専門家報酬		545,228
未払管理報酬	4	580,368
未払投資助言報酬	6	341,452
未払弁護士報酬		276,965
未払代行協会員報酬	8	113,760
未払管理事務代行報酬	5	113,754
未払受託報酬	3	89,414
未払保管報酬	7	11,368
負債合計		8,424,232
純資産合計		1,250,561,998
発行済受益証券口数		1,606,777,362口
1口当たり純資産価格		0.7783

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2012年10月31日現在

日本債券ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
資産		
投資有価証券		
取得原価		549,546,300
時価評価額	2.3	587,968,903
有価証券売却に係る未収金		1,026,312
資産合計		588,995,215
負債		
投資証券買戻に係る未払金		1,026,312
未払印刷および広告費		638,222
未払専門家報酬		545,228
未払管理報酬	4	273,386
未払投資助言報酬	6	160,848
未払弁護士報酬		127,618
未払代行協会員報酬	8	53,583
未払管理事務代行報酬	5	53,577
未払受託報酬	3	89,414
未払保管報酬	7	5,351
負債合計		2,973,539

純資産合計	586,021,676
発行済受益証券口数	585,867,426口
1口当たり純資産価格	1.0003

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書 2012年10月31日現在

グローバル債券ファンド（日本円で表示）

	注	日本円
資産		
投資有価証券		
取得原価		844,002,765
時価評価額	2.3	766,907,639
有価証券売却に係る未収金		1,312,479
資産合計		768,220,118
負債		
投資証券買戻に係る未払金		1,312,479
未払印刷および広告費		776,634
未払専門家報酬		545,228
未払管理報酬	4	353,272
未払投資助言報酬	6	207,847
未払弁護士報酬		166,442
未払代行協会員報酬	8	69,243
未払管理事務代行報酬	5	69,242
未払受託報酬	3	89,414
未払保管報酬	7	6,917
負債合計		3,596,718
純資産合計		764,623,400
発行済受益証券口数		978,312,107口
1口当たり純資産価格		0.7816

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2012年10月31日現在

ハイイールド債券ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
資産		
投資有価証券		
取得原価		507,679,727
時価評価額	2.3	511,079,249
有価証券売却に係る未収金		1,182,143
資産合計		512,261,392
負債		
投資証券買戻に係る未払金		1,182,143
未払印刷および広告費		605,540
未払専門家報酬		545,228
未払管理報酬	4	234,847
未払投資助言報酬	6	138,175
未払弁護士報酬		111,551
未払代行協会員報酬	8	46,029
未払管理事務代行報酬	5	46,025
未払受託報酬	3	89,438
未払保管報酬	7	4,594
負債合計		3,003,570
純資産合計		509,257,822
発行済受益証券口数		589,229,249口
1口当たり純資産価格		0.8643

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2012年10月31日現在

オルタナティブ・ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
--	---	-----

資産

投資有価証券		
取得原価		3,421,004,907
時価評価額	2.3	2,565,866,178
有価証券売却に係る未収金		5,499,880

資産合計		2,571,366,058
-------------	--	----------------------

負債

投資証券買戻に係る未払金		5,499,880
未払印刷および広告費		1,331,091
未払専門家報酬		545,228
未払管理報酬	4	1,194,490
未払投資助言報酬	6	702,757
未払弁護士報酬		560,872
未払代行協会員報酬	8	234,150
未払管理事務代行報酬	5	234,135
未払受託報酬	3	89,414
未払保管報酬	7	23,412

負債合計		10,415,429
-------------	--	-------------------

純資産合計		2,560,950,629
--------------	--	----------------------

発行済受益証券口数		4,322,523,592口
1口当たり純資産価格		0.5925

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書
2012年10月31日現在

不動産（REIT）ファンド （日本円で表示）

注	日本円
---	-----

資産

投資有価証券		
取得原価		583,699,729
時価評価額	2.3	485,598,687
有価証券売却に係る未収金		1,410,535

資産合計		487,009,222
-------------	--	--------------------

負債

投資証券買戻に係る未払金		1,410,535
未払印刷および広告費		593,341
未払専門家報酬		545,228
未払管理報酬	4	224,354
未払投資助言報酬	6	132,002
未払弁護士報酬		106,477
未払代行協会員報酬	8	43,971
未払管理事務代行報酬	5	43,970
未払受託報酬	3	89,438
未払保管報酬	7	4,389
負債合計		3,193,705
純資産合計		483,815,517
発行済受益証券口数		844,539,177口
1口当たり純資産価格		0.5729

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2012年10月31日現在

コモディティ・ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
資産		
投資有価証券		
取得原価		403,032,746
時価評価額	2.3	312,144,626
有価証券売却に係る未収金		778,066
資産合計		312,922,692
負債		
投資証券買戻に係る未払金		778,066
未払印刷および広告費		540,920
未払専門家報酬		545,228
未払管理報酬	4	146,878
未払投資助言報酬	6	86,421
未払弁護士報酬		69,294
未払代行協会員報酬	8	28,782
未払管理事務代行報酬	5	28,782
未払受託報酬	3	89,414
未払保管報酬	7	2,869

負債合計	2,316,654
純資産合計	310,606,038
発行済受益証券口数	412,525,148口
1口当たり純資産価格	0.7529

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2012年10月31日終了年度

結合計算書

（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
管理報酬	4	66,245,049
投資助言報酬	6	38,986,848
印刷および広告費		15,107,553
弁護士報酬		13,768,602
代行協会員報酬	8	12,979,598
管理事務代行報酬	5	12,977,877
専門家報酬		10,463,838
受託報酬	3	9,936,252
保管報酬	7	1,297,797
費用合計		181,763,414
投資純損失		(181,763,414)
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る損失		(1,840,148,481)
為替差損		(16,894)
当期実現純損失		(2,021,928,789)
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資有価証券に係る評価益		2,274,936,282
運用による純資産の純増加		253,007,493
資本の変動		
受益証券発行手取額		1,019,568,642
受益証券買戻支払額		(5,185,551,059)
資本の純変動		(4,165,982,417)
期首現在純資産額		15,259,210,777
期末現在純資産額		11,346,235,853

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2012年10月31日終了年度

日本大型株式ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
管理報酬	4	13,090,781
投資助言報酬	6	7,703,933
印刷および広告費		2,331,578
弁護士報酬		2,151,205
代行協会員報酬	8	2,565,006
管理事務代行報酬	5	2,564,655
専門家報酬		1,046,081
受託報酬	3	993,618
保管報酬	7	256,573
費用合計		32,703,430
投資純損失		(32,703,430)
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る損失		(630,251,938)
為替差損		(2,029)
当期実現純損失		(662,957,397)
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資有価証券に係る評価益		558,987,305
運用による純資産の純減少		(103,970,092)
資本の変動		
受益証券発行手取額		62,319,294
受益証券買戻支払額		(777,620,065)
資本の純変動		(715,300,771)
期首現在純資産額		3,038,420,565
期末現在純資産額		2,219,149,702

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2012年10月31日終了年度

日本小型株式ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
--	---	-----

費用

管理報酬	4	2,280,847
投資助言報酬	6	1,342,554
印刷および広告費		889,945
弁護士報酬		846,543
代行協会員報酬	8	446,827
管理事務代行報酬	5	446,778
専門家報酬		1,046,081
受託報酬	3	993,618
保管報酬	7	44,616

費用合計		8,337,809
-------------	--	------------------

投資純損失		(8,337,809)
--------------	--	--------------------

以下に係る実現純損益：

投資有価証券に係る損失	(98,182,261)
為替差損	(1,590)

当期実現純損失	(106,521,660)
----------------	----------------------

以下に係る未実現損益の純変動：

投資有価証券に係る評価益	114,007,711
--------------	-------------

運用による純資産の純増加	7,486,051
---------------------	------------------

資本の変動

受益証券発行手取額	8,966,133
受益証券買戻支払額	(138,918,802)

資本の純変動	(129,952,669)
---------------	----------------------

期首現在純資産額	514,084,038
-----------------	--------------------

期末現在純資産額	391,617,420
-----------------	--------------------

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ**運用計算書および純資産変動計算書**

2012年10月31日終了年度

グローバル株式ファンド

(日本円で表示)

注	日本円
---	-----

費用

管理報酬	4	14,061,141
投資助言報酬	6	8,274,943
印刷および広告費		2,461,921
弁護士報酬		2,196,606

代行協会員報酬	8	2,755,152
管理事務代行報酬	5	2,754,792
専門家報酬		1,046,081
受託報酬	3	993,642
保管報酬	7	275,594
費用合計		34,819,872
投資純損失		(34,819,872)
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る損失		(528,579,129)
為替差損		(1,892)
当期実現純損失		(563,400,893)
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資有価証券に係る評価益		775,349,669
運用による純資産の純増加		211,948,776
資本の変動		
受益証券発行手取額		1,108,849
受益証券買戻支払額		(1,138,733,437)
資本の純変動		(1,137,624,588)
期首現在純資産額		3,195,307,463
期末現在純資産額		2,269,631,651

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書 2012年10月31日終了年度

エマージング株式ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
管理報酬	4	7,036,632
投資助言報酬	6	4,141,203
印刷および広告費		1,620,558
弁護士報酬		1,492,253
代行協会員報酬	8	1,378,727
管理事務代行報酬	5	1,378,543
専門家報酬		1,046,081
受託報酬	3	993,618
保管報酬	7	137,864

費用合計	19,225,479
投資純損失	(19,225,479)
以下に係る実現純損益：	
投資有価証券に係る損失 為替差損	(58,697,227) (1,829)
当期実現純損失	(77,924,535)
以下に係る未実現損益の純変動：	
投資有価証券に係る評価益	89,047,302
運用による純資産の純増加	11,122,767
資本の変動	
受益証券発行手取額 受益証券買戻支払額	39,373,381 (449,388,511)
資本の純変動	(410,015,130)
期首現在純資産額	1,649,454,361
期末現在純資産額	1,250,561,998

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書 2012年10月31日終了年度

日本債券ファンド（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
管理報酬	4	4,610,574
投資助言報酬	6	2,713,562
印刷および広告費		1,164,999
弁護士報酬		1,072,916
代行協会員報酬	8	903,315
管理事務代行報酬	5	903,199
専門家報酬		1,046,081
受託報酬	3	993,618
保管報酬	7	90,293
費用合計		13,498,557
投資純損失		(13,498,557)
以下に係る実現純損益：		

投資有価証券に係る利益 為替差損	32,513,309 (1,659)
当期実現純利益	19,013,093
以下に係る未実現損益の純変動：	
投資有価証券に係る評価損	(12,667,218)
運用による純資産の純増加	6,345,875
資本の変動	
受益証券発行手取額 受益証券買戻支払額	11,566,121 (540,479,759)
資本の純変動	(528,913,638)
期首現在純資産額	1,108,589,439
期末現在純資産額	586,021,676

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書 2012年10月31日終了年度

グローバル債券ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
管理報酬	4	7,020,581
投資助言報酬	6	4,131,808
印刷および広告費		1,531,964
弁護士報酬		1,364,589
代行協会員報酬	8	1,375,539
管理事務代行報酬	5	1,375,350
専門家報酬		1,046,081
受託報酬	3	993,618
保管報酬	7	137,549
費用合計		18,977,079
投資純損失		(18,977,079)
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る損失 為替差損		(127,228,786) (1,675)
当期実現純損失		(146,207,540)

以下に係る未実現損益の純変動：

投資有価証券に係る評価益	200,505,654
運用による純資産の純増加	54,298,114
資本の変動	
受益証券発行手取額	4,376,243
受益証券買戻支払額	(980,918,013)
資本の純変動	(976,541,770)
期首現在純資産額	1,686,867,056
期末現在純資産額	764,623,400

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書 2012年10月31日終了年度

ハイイールド債券ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
管理報酬	4	2,796,726
投資助言報酬	6	1,646,136
印刷および広告費		998,495
弁護士報酬		937,410
代行協会員報酬	8	547,926
管理事務代行報酬	5	547,848
専門家報酬		1,046,081
受託報酬	3	993,642
保管報酬	7	54,724
費用合計		9,568,988
投資純損失		(9,568,988)
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る損失		(15,390,464)
為替差損		(1,589)
当期実現純損失		(24,961,041)
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資有価証券に係る評価益		82,374,159
運用による純資産の純増加		57,413,118
資本の変動		

受益証券発行手取額	50,568,676
受益証券買戻支払額	(218,093,527)
資本の純変動	(167,524,851)
期首現在純資産額	619,369,555
期末現在純資産額	509,257,822

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書 2012年10月31日終了年度

オルタナティブ・ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
管理報酬	4	10,842,034
投資助言報酬	6	6,380,537
印刷および広告費		2,306,037
弁護士報酬		1,961,193
代行協会員報酬	8	2,124,399
管理事務代行報酬	5	2,124,132
専門家報酬		1,049,109
受託報酬	3	993,618
保管報酬	7	212,467
費用合計		27,993,526
投資純損失		(27,993,526)
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る損失		(317,687,545)
為替差損		(1,477)
当期実現純損失		(345,682,548)
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資有価証券に係る評価益		313,554,090
運用による純資産の純減少		(32,128,458)
資本の変動		
受益証券発行手取額		823,513,069
受益証券買戻支払額		(646,104,244)
資本の純変動		177,408,825

期首現在純資産額	2,415,670,262
期末現在純資産額	2,560,950,629

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書 2012年10月31日終了年度

不動産（REIT）ファンド（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
管理報酬	4	2,698,335
投資助言報酬	6	1,588,232
印刷および広告費		955,768
弁護士報酬		908,458
代行協会員報酬	8	528,646
管理事務代行報酬	5	528,572
専門家報酬		1,046,081
受託報酬	3	993,642
保管報酬	7	52,790
費用合計		9,300,524
投資純損失		(9,300,524)
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る損失		(63,318,367)
為替差損		(1,596)
当期実現純損失		(72,620,487)
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資有価証券に係る評価益		136,648,181
運用による純資産の純増加		64,027,694
資本の変動		
受益証券発行手取額		5,978,081
受益証券買戻支払額		(185,283,453)
資本の純変動		(179,305,372)
期首現在純資産額		599,093,195
期末現在純資産額		483,815,517

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2012年10月31日終了年度

コモディティ・ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
管理報酬	4	1,807,398
投資助言報酬	6	1,063,940
印刷および広告費		846,288
弁護士報酬		837,429
代行協会員報酬	8	354,061
管理事務代行報酬	5	354,008
専門家報酬		1,046,081
受託報酬	3	993,618
保管報酬	7	35,327
費用合計		7,338,150
投資純損失		(7,338,150)
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る損失		(33,326,073)
為替差損		(1,558)
当期実現純損失		(40,665,781)
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資有価証券に係る評価益		17,129,429
運用による純資産の純減少		(23,536,352)
資本の変動		
受益証券発行手取額		11,798,795
受益証券買戻支払額		(110,011,248)
資本の純変動		(98,212,453)
期首現在純資産額		432,354,843
期末現在純資産額		310,606,038

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

統計情報

未監査

	日本大型株式 ファンド	日本小型株式 ファンド	グローバル株式 ファンド	エマージング株式 ファンド	日本債券 ファンド
期末現在発行済 受益証券口数					
2010年10月31日	8,621,982,557	1,490,931,734	7,524,173,340	2,490,817,520	2,258,229,564
2011年10月31日	6,097,230,058	980,454,860	5,507,065,057	2,152,687,086	1,115,627,513
期中発行口数	129,723,982	16,992,228	1,799,996	51,286,689	11,556,286
期中買戻口数	(1,589,273,701)	(262,933,794)	(1,891,503,837)	(597,196,413)	(541,316,373)
2012年10月31日	4,637,680,339	734,513,294	3,617,361,216	1,606,777,362	585,867,426
期末現在純資産額	日本円	日本円	日本円	日本円	日本円
2010年10月31日	4,471,966,908	775,426,466	4,472,891,814	2,218,889,526	2,253,385,488
2011年10月31日	3,038,420,565	514,084,038	3,195,307,463	1,649,454,361	1,108,589,439
2012年10月31日	2,219,149,702	391,617,420	2,269,631,651	1,250,561,998	586,021,676
1口当たり 純資産価格	日本円	日本円	日本円	日本円	日本円
2010年10月31日	0.5187	0.5201	0.5945	0.8908	0.9979
2011年10月31日	0.4983	0.5243	0.5802	0.7662	0.9937
2012年10月31日	0.4785	0.5332	0.6274	0.7783	1.0003

日興グローバル・ファンズ

統計情報（続き）	未監査
-----------------	------------

	グローバル債券 ファンド	ハイイールド債券 ファンド	オルタナティブ・ ファンド	不動産(R E I T) ファンド	コモディティ・ ファンド
期末現在発行済 受益証券口数					
2010年10月31日	4,282,189,014	1,208,386,814	6,920,372,532	1,721,261,218	756,701,587
2011年10月31日	2,251,240,839	797,657,608	4,009,769,128	1,186,993,318	539,595,843
期中発行口数	5,729,832	60,031,203	1,390,781,580	10,639,229	15,438,685
期中買戻口数	(1,278,658,564)	(268,459,562)	(1,078,027,116)	(353,093,370)	(142,509,380)
2012年10月31日	978,312,107	589,229,249	4,322,523,592	844,539,177	412,525,148
期末現在純資産額	日本円	日本円	日本円	日本円	日本円

2010年10月31日	3,333,566,706	963,594,001	4,463,952,016	906,736,053	614,608,557
2011年10月31日	1,686,867,056	619,369,555	2,415,670,262	599,093,195	432,354,843
2012年10月31日	764,623,400	509,257,822	2,560,950,629	483,815,517	310,606,038
1口当たり 純資産価格	日本円	日本円	日本円	日本円	日本円
2010年10月31日	0.7785	0.7974	0.6450	0.5268	0.8122
2011年10月31日	0.7493	0.7765	0.6024	0.5047	0.8013
2012年10月31日	0.7816	0.8643	0.5925	0.5729	0.7529

日興グローバル・ファンズ

財務書類に対する注記

2012年10月31日現在

注１．活動

日興グローバル・ファンズ（以下「ファンド」という。）は、アンブレラ型ユニット・トラストとして設立された、ケイマン諸島のシリーズ・ユニット・トラストの集合体である。

2012年10月31日現在、以下の10本のサブ・ファンドおよびそれぞれのトレーディング・カンパニーが運用されている。

サブ・ファンド	関連するトレーディング・カンパニー
日本大型株式ファンド	NGF-JLCEトレーディング・リミテッド
日本小型株式ファンド	NGF-JSCEトレーディング・リミテッド
グローバル株式ファンド	NGF-GEトレーディング・リミテッド
エマージング株式ファンド	NGF-EEトレーディング・リミテッド
日本債券ファンド	NGF-JBトレーディング・リミテッド
グローバル債券ファンド	NGF-GBトレーディング・リミテッド
ハイイールド債券ファンド	NGF-HYBトレーディング・リミテッド
オルタナティブ・ファンド	NGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッド
不動産（REIT）ファンド	NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング・リミテッド
コモディティ・ファンド	NGF-COMMODITYトレーディング・リミテッド

2012年10月31日現在、ファンドの運用中の各サブ・ファンドは、基本信託証書および各個別の信託証書に従って構成されている。

サブ・ファンドの投資目的は、分散投資を通じて、長期に亘り投資元本の最適な増加を達成することである。

日本大型株式ファンド

日本大型株式ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-JLCEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-JLCEトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-JLCEトレーディングは、サブ・ファンドの受託会社の資格において受託会社自身によってまたは受託会社に代わり全額出資されており、NGF-JLCEトレーディングの投資証券は日本大型株式ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

日本大型株式ファンドの財務書類は、別の財務報告書で開示されているNGF-JLCEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

日本小型株式ファンド

日本小型株式ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-JSCEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-JSCEトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-JSCEトレーディングは、サブ・ファンドの受託会社の資格において受託会社自身によってまたは受託会社に代わり全額出資されており、NGF-JSCEトレーディングの投資証券は日本小型株式ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

日本小型株式ファンドの財務書類は、別の財務報告書で開示されているNGF-JSCEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

グローバル株式ファンド

グローバル株式ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-GEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-GEトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-GEトレーディングは、サブ・ファンドの受託会社の資格において受託会社自身によってまたは受託会社に代わり全額出資されており、NGF-GEトレーディングの投資証券はグローバル株式ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

グローバル株式ファンドの財務書類は、別の財務報告書で開示されているNGF-GEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

エマージング株式ファンド

エマージング株式ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-EEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-EEトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-EEトレーディングは、サブ・ファンドの受託会社の資格において受託会社自身によってまたは受託会社に代わり全額出資されており、NGF-EEトレーディングの投資証券はエマージング株式ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

エマージング株式ファンドの財務書類は、別の財務報告書で開示されているNGF-EEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

日本債券ファンド

日本債券ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-JBトレーディング・リミテッド（以下「NGF-JBトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-JBトレーディングは、サブ・ファンドの受託会社の資格において受託会社自身によってまたは受託会社に代わり全額出資されており、NGF-JBトレーディングの投資証券は日本債券ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

日本債券ファンドの財務書類は、別の財務報告書で開示されているNGF-JBトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

グローバル債券ファンド

グローバル債券ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-GBトレーディング・リミテッド（以下「NGF-GBトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-GBトレーディングは、サブ・ファンドの受託会社の資格において受託会社自身によってまたは受託会社に代わり全額出資されており、NGF-GBトレーディングの投資証券はグローバル債券ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

グローバル債券ファンドの財務書類は、別の財務報告書で開示されているNGF-GBトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

ハイイールド債券ファンド

ハイイールド債券ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-HYBトレーディング・リミテッド（以下「NGF-HYBトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-HYBトレーディングは、サブ・ファンドの受託会社の資格において受託会社自身によってまたは受託会社に代わり全額出資されており、NGF-HYBトレーディングの投資証券はハイイールド債券ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

ハイイールド債券ファンドの財務書類は、別の財務報告書で開示されているNGF-HYBトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

オルタナティブ・ファンド

オルタナティブ・ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-ALTERNATIVEトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-ALTERNATIVEトレーディングは、サブ・ファンドの受託会社の資格において受託会社自身によってまたは受託会社に代わり全額出資されており、NGF-ALTERNATIVEトレーディングの投資証券はオルタナティブ・ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

オルタナティブ・ファンドの財務書類は、別の財務報告書で開示されているNGF-ALTERNATIVEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

不動産（REIT）ファンド

不動産（REIT）ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング・リミテッド（以下「NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディングは、サブ・ファンドの受託会社の資格において受託会社自身によってまたは受託会社に代わり全額出資されており、NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディングの投資証券は不動産（REIT）ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

不動産（REIT）ファンドの財務書類は、別の財務報告書で開示されているNGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

コモディティ・ファンド

コモディティ・ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-COMMODITYトレーディング・リミテッド（以下「NGF-COMMODITYトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-COMMODITYトレーディングは、サブ・ファンドの受託会社の資格において受託会社自身によってまたは受託会社に代わり全額出資されており、NGF-COMMODITYトレーディングの投資証券はコモディティ・ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

コモディティ・ファンドの財務書類は、別の財務報告書で開示されているNGF-COMMODITYトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

注２．重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2.2 純資産計算書ならびに運用計算書および純資産変動計算書

ファンドの結合財務書類は日本円で表示されている。純資産計算書の結合計算書ならびに運用計算書および純資産変動計算書の結合計算書は、サブ・ファンドの残高の合計である。

2.3 投資有価証券の評価

トレーディング・カンパニーへの投資は、管理事務代行会社によって計算された純資産総額に基づく公正価値で評価される。

2.4 設立費用

設立費用は、全額償却済である。

2.5 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

2.6 受取配当金

配当金は、収益に計上される。

2.7 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、2012年10月31日の実勢為替レートで換算されている。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。外国為替取引の未実現および実現損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

注3．受託報酬

受託会社は、各サブ・ファンドの資産から、当該純資産総額に対して年率0.015%の受託報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われ、下限を年間12,500米ドル、上限を年間15,000米ドルとする。

注4．管理報酬

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、当該純資産総額に対して年率0.51%の管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

投資運用会社および販売会社は、管理報酬から、サイド・アグリーメントに定められた報酬を受領する権利を有する。

注5．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、各サブ・ファンドの資産から、当該純資産総額に対して年率0.10%の管理事務代行報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注6．投資助言報酬

各投資助言会社は、投資助言会社の資格において、サブ・ファンドの資産から、当該純資産総額に対して年率0.15%の投資助言報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注7．保管報酬

保管会社は、各サブ・ファンドの資産から、当該純資産総額に対して年率0.01%の保管報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注 8 . 代行協会員報酬

代行協会員は、各サブ・ファンドの資産から、当該純資産総額に対して年率0.10%の代行協会員報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注 9 . その他の費用

サブ・ファンドおよびその関連トレーディング・カンパニーとの間の費用契約に従って、トレーディング・カンパニーに関する一定の報酬および費用は、サブ・ファンドのレベルで計上される。

注10 . 税金

10.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島における現行の税法に基づき、ファンドにより支払われるべきその他の税金はない。そのため、所得税引当額は、計算書に計上されていない。

10.2 その他の国々

ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課される可能性がある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しにより発生する可能性のある課税関係またはその他の帰結を判断するため、各自が市民権、住所および居住地を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注11 . ポートフォリオの変動表

管理会社の登記上の事務所に請求することにより、2012年10月31日終了年度中に生じたポートフォリオの変動を示した表を、無料で入手することができる。

注12 . 2012年10月31日現在の投資対象の評価

異常な悪天候の状況により、2012年10月29日月曜日および2012年10月30日火曜日に、ニューヨーク証券取引所およびその他の関連米国証券取引所は休場した。

NGF-GEトレーディング・リミテッド、NGF-HYBトレーディング・リミテッドおよびNGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング・リミテッドの資産の重要な部分が、ニューヨーク証券取引所および／またはナスダック（米店頭株式市場）で大部分が値の付く資産に投資している投資信託に投資されているので、各当該投資信託の各マネージャーはかかる投資信託の純資産価格の計算を停止することを決定する可能性がある。

管理会社の取締役会は、2012年10月30日および31日現在の以下のサブ・ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格の決定ならびに受益証券の発行および買戻しを停止することを決議した。

- * 日興グローバル・ファンズ - グローバル株式ファンド
- * 日興グローバル・ファンズ - ハイイールド債券ファンド
- * 日興グローバル・ファンズ - 不動産（REIT）ファンド

結果として、NGF-GEトレーディング・リミテッド、NGF-HYBトレーディング・リミテッド、NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング・リミテッドおよびそれぞれのサブ・ファンドの2012年10月31日現在の純資産総額は、財務報告の目的でのみ計算されている。

サブ・ファンドの2012年10月31日現在の純資産総額は、ファンドの基本信託証書で想定された評価原則に従って算出されている。特に、トレーディング・カンパニーが保有する集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関係する評価日において入手可能な純資産額で評価されている。

トレーディング・カンパニーの投資対象が、2012年10月31日現在の純資産額で評価されたとした場合、トレーディング・カンパニーの純資産総額は以下の金額となる。

通貨／トレーディング・カンパニー	NGF-JLCE トレーディング	NGF-JSCE トレーディング	NGF-EE トレーディング	NGF-JB トレーディング
日本円	2,245,176,939	393,255,296	1,257,168,810	587,705,326

通貨／トレーディング・カンパニー	NGF-GB トレーディング	NGF-ALTERNATIVE トレーディング	NGF-COMMODITY トレーディング
日本円	767,831,880	2,565,309,518	312,132,114

上記の結果、2012年10月31日現在のサブ・ファンドの純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格に与える影響は以下の通りである。

	日興グローバル・ファンズ - 日本大型株式ファンド	日興グローバル・ファンズ - 日本小型株式ファンド	日興グローバル・ファンズ - エマージング株式ファンド	日興グローバル・ファンズ - 日本債券ファンド
純資産総額	2,240,784,134	391,611,385	1,254,238,035	585,758,099
1口当たり純資産価格	0.4832	0.5332	0.7806	0.9998

	日興グローバル・ファンズ - グローバル債券ファンド	日興グローバル・ファンズ - オルタナティブ・ファンド	日興グローバル・ファンズ - コモディティ・ファンド
--	----------------------------	-----------------------------	----------------------------

純資産総額	765,547,641	2,560,393,969	310,593,526
1口当たり純資産価格	0.7825	0.5923	0.7529

【投資有価証券明細表等】

日興グローバル・ファンズ

投資有価証券明細表
2012年10月31日現在

日本大型株式ファンド

（日本円で表示）

口数	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
投資信託			日本円	日本円	%
4,340,991,191	NGF-JLCE トレーディング・リミテッド	日本円	3,970,684,782	2,223,542,507	100.20
投資信託合計			3,970,684,782	2,223,542,507	100.20
投資有価証券合計			3,970,684,782	2,223,542,507	100.20

（注）各トレーディング・カンパニーの純資産計算書の「純資産合計（円）」ならびに運用計算書および純資産変動計算書の「期末現在純資産額（円）」欄に記載された金額は、トレーディング・カンパニーとサブ・ファンドに用いているシステムの性質により誤差が生じるため、各サブ・ファンドの投資有価証券明細表における「投資信託の時価（円）」欄に記載された金額と一致しない場合がある。以下同じ。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券の分類

未監査

日本大型株式ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ケイマン諸島		
	投資信託	
		100.20
投資有価証券合計		100.20

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率

日興グローバル・ファンズ

投資有価証券明細表
2012年10月31日現在

日本小型株式ファンド

（日本円で表示）

口数 銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
投資信託		日本円	日本円	%
677,079,528 NGF-JSCE トレーディング・リミテッド	日本円	638,599,837	393,261,331	100.42
投資信託合計		638,599,837	393,261,331	100.42
投資有価証券合計		638,599,837	393,261,331	100.42

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券の分類

未監査

日本小型株式ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ケイマン諸島	投資信託	100.42
投資有価証券合計		100.42

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率

日興グローバル・ファンズ

投資有価証券明細表

2012年10月31日現在

グローバル株式ファンド

（日本円で表示）

口数 銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
投資信託		日本円	日本円	%
3,387,202,429 NGF-GE トレーディング・リミテッド	日本円	3,146,926,275	2,274,099,966	100.20
投資信託合計		3,146,926,275	2,274,099,966	100.20
投資有価証券合計		3,146,926,275	2,274,099,966	100.20

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券の分類	未監査
-----------	-----

グローバル株式ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ケイマン諸島		
	投資信託	
		100.20
投資有価証券合計		100.20

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率

日興グローバル・ファンズ

投資有価証券明細表

2012年10月31日現在

エマージング株式ファンド

（日本円で表示）

口数	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
投資信託			日本円	日本円	%
1,496,797,150	NGF-EE トレーディング・リミテッド	日本円	1,350,052,802	1,253,492,773	100.23
投資信託合計			1,350,052,802	1,253,492,773	100.23
投資有価証券合計			1,350,052,802	1,253,492,773	100.23

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券の分類	未監査
-----------	-----

エマージング株式ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ケイマン諸島		
	投資信託	
		100.23
投資有価証券合計		100.23

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率

日興グローバル・ファンズ

投資有価証券明細表 2012年10月31日現在

日本債券ファンド

(日本円で表示)

口数	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
投資信託			日本円	日本円	%
547,069,954	NGF-JB トレーディング・リミテッド	日本円	549,546,300	587,968,903	100.33
投資信託合計			549,546,300	587,968,903	100.33
投資有価証券合計			549,546,300	587,968,903	100.33

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券の分類

未監査

日本債券ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ケイマン諸島		
	投資信託	
		100.33
投資有価証券合計		100.33

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率

日興グローバル・ファンズ

投資有価証券明細表
2012年10月31日現在

グローバル債券ファンド

（日本円で表示）

口数	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
投資信託			日本円	日本円	%
913,365,854	NGF-GB トレーディング・リミテッド	日本円	844,002,765	766,907,639	100.30
投資信託合計			844,002,765	766,907,639	100.30
投資有価証券合計			844,002,765	766,907,639	100.30

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券の分類

未監査

グローバル債券ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ケイマン諸島		
	投資信託	100.30
投資有価証券合計		100.30

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率

日興グローバル・ファンズ

投資有価証券明細表
2012年10月31日現在

ハイイールド債券ファンド

（日本円で表示）

口数	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
投資信託			日本円	日本円	%

546,363,398	NGF-HYB トレーディング・リミテッド	日本円	507,679,727	511,079,249	100.36
投資信託合計			507,679,727	511,079,249	100.36
投資有価証券合計			507,679,727	511,079,249	100.36

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券の分類

未監査

ハイイールド債券ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ケイマン諸島		
	投資信託	
		100.36
投資有価証券合計		100.36

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率

日興グローバル・ファンズ

投資有価証券明細表

2012年10月31日現在

オルタナティブ・ファンド

（日本円で表示）

口数	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
投資信託			日本円	日本円	%
4,042,707,744	NGF-ALTERNATIVE トレーディング・リミテッド	日本円	3,421,004,907	2,565,866,178	100.19
投資信託合計			3,421,004,907	2,565,866,178	100.19
投資有価証券合計			3,421,004,907	2,565,866,178	100.19

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券の分類

未監査

オルタナティブ・ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ケイマン諸島	投資信託	
		100.19
投資有価証券合計		100.19

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率

日興グローバル・ファンズ

投資有価証券明細表

2012年10月31日現在

不動産（REIT）ファンド

（日本円で表示）

口数	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
投資信託			日本円	日本円	%
779,965,447	NGF-REAL ESTATE（REIT） トレーディング・リミテッド	日本円	583,699,729	485,598,687	100.37
投資信託合計			583,699,729	485,598,687	100.37
投資有価証券合計			583,699,729	485,598,687	100.37

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券の分類

未監査

不動産（REIT）ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ケイマン諸島	投資信託	
		100.37

投資有価証券合計	100.37
----------	--------

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率

日興グローバル・ファンズ

投資有価証券明細表 2012年10月31日現在

コモディティ・ファンド（日本円で表示）

口数	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
投資信託			日本円	日本円	%
378,802,503	NGF-COMMODITY トレーディング・リミテッド	日本円	403,032,746	312,144,626	100.50
投資信託合計			403,032,746	312,144,626	100.50
投資有価証券合計			403,032,746	312,144,626	100.50

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券の分類 未監査

コモディティ・ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ケイマン諸島		
	投資信託	100.50
投資有価証券合計		100.50

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成され、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および／または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2012

Combined statement

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		15,415,229,870
At market value	2.3	11,373,961,859
Receivable on securities sold		30,504,551
Total assets		11,404,466,410
Liabilities		
Payable on redemptions		30,504,551
Printing and publishing expenses payable		8,318,149
Professional expenses payable		5,452,280
Manager fees payable	4	5,280,748
Investment Advisory fees payable	6	3,106,875
Legal expenses payable		2,500,165
Agent Company fees payable	8	1,035,096
Administrator fees payable	5	1,035,041
Trustee fees payable	3	894,212
Custodian fees payable	7	103,440
Total liabilities		58,230,557
Total net assets		11,346,235,853

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2012

Japan Large Cap Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		3,970,684,782
At market value	2.3	2,223,542,507
Receivable on securities sold		6,025,629
Total assets		2,229,568,136
Liabilities		
Payable on redemptions		6,025,629
Printing and publishing expenses payable		1,196,117

Professional expenses payable		545,228
Manager fees payable	4	1,033,134
Investment Advisory fees payable	6	607,825
Legal expenses payable		495,818
Agent Company fees payable	8	202,517
Administrator fees payable	5	202,505
Trustee fees payable	3	89,414
Custodian fees payable	7	20,247
Total liabilities		10,418,434
Total net assets		2,219,149,702
Number of units outstanding		4,637,680,339
Net assets per unit		0.4785

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2012

Japan Small Cap Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		638,599,837
At market value	2.3	393,261,331
Receivable on securities sold		1,051,722
Total assets		394,313,053
Liabilities		
Payable on redemptions		1,051,722
Printing and publishing expenses payable		562,750
Professional expenses payable		545,228
Manager fees payable	4	180,426
Investment Advisory fees payable	6	106,155
Legal expenses payable		85,695
Agent Company fees payable	8	35,359
Administrator fees payable	5	35,358
Trustee fees payable	3	89,414
Custodian fees payable	7	3,526
Total liabilities		2,695,633
Total net assets		391,617,420
Number of units outstanding		734,513,294
Net assets per unit		0.5332

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2012

Global Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		3,146,926,275
At market value	2.3	2,274,099,966
Receivable on securities sold		6,724,328
Total assets		2,280,824,294
Liabilities		
Payable on redemptions		6,724,328
Printing and publishing expenses payable		1,215,068
Professional expenses payable		545,228
Manager fees payable	4	1,059,593
Investment Advisory fees payable	6	623,393
Legal expenses payable		499,433
Agent Company fees payable	8	207,702
Administrator fees payable	5	207,693
Trustee fees payable	3	89,438
Custodian fees payable	7	20,767
Total liabilities		11,192,643
Total net assets		2,269,631,651
Number of units outstanding		3,617,361,216
Net assets per unit		0.6274

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2012

Emerging Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		1,350,052,802
At market value	2.3	1,253,492,773
Receivable on securities sold		5,493,457
Total assets		1,258,986,230
Liabilities		

Payable on redemptions		5,493,457
Printing and publishing expenses payable		858,466
Professional expenses payable		545,228
Manager fees payable	4	580,368
Investment Advisory fees payable	6	341,452
Legal expenses payable		276,965
Agent Company fees payable	8	113,760
Administrator fees payable	5	113,754
Trustee fees payable	3	89,414
Custodian fees payable	7	11,368
Total liabilities		8,424,232
Total net assets		1,250,561,998
Number of units outstanding		1,606,777,362
Net assets per unit		0.7783

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2012

Japanese Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		549,546,300
At market value	2.3	587,968,903
Receivable on securities sold		1,026,312
Total assets		588,995,215
Liabilities		
Payable on redemptions		1,026,312
Printing and publishing expenses payable		638,222
Professional expenses payable		545,228
Manager fees payable	4	273,386
Investment Advisory fees payable	6	160,848
Legal expenses payable		127,618
Agent Company fees payable	8	53,583
Administrator fees payable	5	53,577
Trustee fees payable	3	89,414
Custodian fees payable	7	5,351
Total liabilities		2,973,539
Total net assets		586,021,676
Number of units outstanding		585,867,426
Net assets per unit		1.0003

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2012

Global Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		844,002,765
At market value	2.3	766,907,639
Receivable on securities sold		1,312,479
Total assets		768,220,118
Liabilities		
Payable on redemptions		1,312,479
Printing and publishing expenses payable		776,634
Professional expenses payable		545,228
Manager fees payable	4	353,272
Investment Advisory fees payable	6	207,847
Legal expenses payable		166,442
Agent Company fees payable	8	69,243
Administrator fees payable	5	69,242
Trustee fees payable	3	89,414
Custodian fees payable	7	6,917
Total liabilities		3,596,718
Total net assets		764,623,400
Number of units outstanding		978,312,107
Net assets per unit		0.7816

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2012

High Yield Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		507,679,727
At market value	2.3	511,079,249
Receivable on securities sold		1,182,143
Total assets		512,261,392

Liabilities

Payable on redemptions		1,182,143
Printing and publishing expenses payable		605,540
Professional expenses payable		545,228
Manager fees payable	4	234,847
Investment Advisory fees payable	6	138,175
Legal expenses payable		111,551
Agent Company fees payable	8	46,029
Administrator fees payable	5	46,025
Trustee fees payable	3	89,438
Custodian fees payable	7	4,594
Total liabilities		3,003,570
Total net assets		509,257,822
Number of units outstanding		589,229,249
Net assets per unit		0.8643

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS**Statement of net assets as at October 31, 2012****Alternative Fund**

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		3,421,004,907
At market value	2.3	2,565,866,178
Receivable on securities sold		5,499,880
Total assets		2,571,366,058
Liabilities		
Payable on redemptions		5,499,880
Printing and publishing expenses payable		1,331,091
Professional expenses payable		545,228
Manager fees payable	4	1,194,490
Investment Advisory fees payable	6	702,757
Legal expenses payable		560,872
Agent Company fees payable	8	234,150
Administrator fees payable	5	234,135
Trustee fees payable	3	89,414
Custodian fees payable	7	23,412
Total liabilities		10,415,429
Total net assets		2,560,950,629
Number of units outstanding		4,322,523,592
Net assets per unit		0.5925

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2012

Real Estate (REIT) Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		583,699,729
At market value	2.3	485,598,687
Receivable on securities sold		1,410,535
Total assets		487,009,222
Liabilities		
Payable on redemptions		1,410,535
Printing and publishing expenses payable		593,341
Professional expenses payable		545,228
Manager fees payable	4	224,354
Investment Advisory fees payable	6	132,002
Legal expenses payable		106,477
Agent Company fees payable	8	43,971
Administrator fees payable	5	43,970
Trustee fees payable	3	89,438
Custodian fees payable	7	4,389
Total liabilities		3,193,705
Total net assets		483,815,517
Number of units outstanding		844,539,177
Net assets per unit		0.5729

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2012

Commodity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		403,032,746
At market value	2.3	312,144,626
Receivable on securities sold		778,066

Total assets		312,922,692
Liabilities		
Payable on redemptions		778,066
Printing and publishing expenses payable		540,920
Professional expenses payable		545,228
Manager fees payable	4	146,878
Investment Advisory fees payable	6	86,421
Legal expenses payable		69,294
Agent Company fees payable	8	28,782
Administrator fees payable	5	28,782
Trustee fees payable	3	89,414
Custodian fees payable	7	2,869
Total liabilities		2,316,654
Total net assets		310,606,038
Number of units outstanding		412,525,148
Net assets per unit		0.7529

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2012

Combined statement (Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Manager fees	4	66,245,049
Investment Advisory fees	6	38,986,848
Printing and publishing expenses		15,107,553
Legal expenses		13,768,602
Agent Company fees	8	12,979,598
Administrator fees	5	12,977,877
Professional expenses		10,463,838
Trustee fees	3	9,936,252
Custodian fees	7	1,297,797
Total expenses		181,763,414
Net investment loss		(181,763,414)
Net realised on:		
Loss on investments		(1,840,148,481)
Loss on foreign exchange		(16,894)
Net realised loss for the year		(2,021,928,789)
Net change in unrealised on:		
Appreciation on investments		2,274,936,282

Net increase in net assets as result of operations	253,007,493
Movement in capital	
Subscriptions of units	1,019,568,642
Redemptions of units	(5,185,551,059)
Net movement in capital	(4,165,982,417)
Net assets at the beginning of the year	15,259,210,777
Net assets at the end of the year	11,346,235,853

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2012

Japan Large Cap Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Manager fees	4	13,090,781
Investment Advisory fees	6	7,703,933
Printing and publishing expenses		2,331,578
Legal expenses		2,151,205
Agent Company fees	8	2,565,006
Administrator fees	5	2,564,655
Professional expenses		1,046,081
Trustee fees	3	993,618
Custodian fees	7	256,573
Total expenses		32,703,430
Net investment loss		(32,703,430)
Net realised on:		
Loss on investments		(630,251,938)
Loss on foreign exchange		(2,029)
Net realised loss for the year		(662,957,397)
Net change in unrealised on:		
Appreciation on investments		558,987,305
Net decrease in net assets as result of operations		(103,970,092)
Movement in capital		
Subscriptions of units		62,319,294
Redemptions of units		(777,620,065)
Net movement in capital		(715,300,771)

Net assets at the beginning of the year	3,038,420,565
Net assets at the end of the year	2,219,149,702

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2012

Japan Small Cap Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Manager fees	4	2,280,847
Investment Advisory fees	6	1,342,554
Printing and publishing expenses		889,945
Legal expenses		846,543
Agent Company fees	8	446,827
Administrator fees	5	446,778
Professional expenses		1,046,081
Trustee fees	3	993,618
Custodian fees	7	44,616
Total expenses		8,337,809
Net investment loss		(8,337,809)
Net realised on:		
Loss on investments		(98,182,261)
Loss on foreign exchange		(1,590)
Net realised loss for the year		(106,521,660)
Net change in unrealised on:		
Appreciation on investments		114,007,711
Net increase in net assets as result of operations		7,486,051
Movement in capital		
Subscriptions of units		8,966,133
Redemptions of units		(138,918,802)
Net movement in capital		(129,952,669)
Net assets at the beginning of the year		514,084,038
Net assets at the end of the year		391,617,420

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2012

Global Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Manager fees	4	14,061,141
Investment Advisory fees	6	8,274,943
Printing and publishing expenses		2,461,921
Legal expenses		2,196,606
Agent Company fees	8	2,755,152
Administrator fees	5	2,754,792
Professional expenses		1,046,081
Trustee fees	3	993,642
Custodian fees	7	275,594
Total expenses		34,819,872
Net investment loss		(34,819,872)
Net realised on:		
Loss on investments		(528,579,129)
Loss on foreign exchange		(1,892)
Net realised loss for the year		(563,400,893)
Net change in unrealised on:		
Appreciation on investments		775,349,669
Net increase in net assets as result of operations		211,948,776
Movement in capital		
Subscriptions of units		1,108,849
Redemptions of units		(1,138,733,437)
Net movement in capital		(1,137,624,588)
Net assets at the beginning of the year		3,195,307,463
Net assets at the end of the year		2,269,631,651

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2012

Emerging Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Manager fees	4	7,036,632
Investment Advisory fees	6	4,141,203
Printing and publishing expenses		1,620,558
Legal expenses		1,492,253
Agent Company fees	8	1,378,727
Administrator fees	5	1,378,543
Professional expenses		1,046,081
Trustee fees	3	993,618
Custodian fees	7	137,864
Total expenses		19,225,479
Net investment loss		(19,225,479)
Net realised on:		
Loss on investments		(58,697,227)
Loss on foreign exchange		(1,829)
Net realised loss for the year		(77,924,535)
Net change in unrealised on:		
Appreciation on investments		89,047,302
Net increase in net assets as result of operations		11,122,767
Movement in capital		
Subscriptions of units		39,373,381
Redemptions of units		(449,388,511)
Net movement in capital		(410,015,130)
Net assets at the beginning of the year		1,649,454,361
Net assets at the end of the year		1,250,561,998

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2012

Japanese Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Manager fees	4	4,610,574
Investment Advisory fees	6	2,713,562
Printing and publishing expenses		1,164,999
Legal expenses		1,072,916
Agent Company fees	8	903,315

Administrator fees	5	903,199
Professional expenses		1,046,081
Trustee fees	3	993,618
Custodian fees	7	90,293
Total expenses		13,498,557
Net investment loss		(13,498,557)
Net realised on:		
Gain on investments		32,513,309
Loss on foreign exchange		(1,659)
Net realised gain for the year		19,013,093
Net change in unrealised on:		
Depreciation on investments		(12,667,218)
Net increase in net assets as result of operations		6,345,875
Movement in capital		
Subscriptions of units		11,566,121
Redemptions of units		(540,479,759)
Net movement in capital		(528,913,638)
Net assets at the beginning of the year		1,108,589,439
Net assets at the end of the year		586,021,676

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2012

Global Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Manager fees	4	7,020,581
Investment Advisory fees	6	4,131,808
Printing and publishing expenses		1,531,964
Legal expenses		1,364,589
Agent Company fees	8	1,375,539
Administrator fees	5	1,375,350
Professional expenses		1,046,081
Trustee fees	3	993,618
Custodian fees	7	137,549
Total expenses		18,977,079
Net investment loss		(18,977,079)

Net realised on:

Loss on investments	(127,228,786)
Loss on foreign exchange	(1,675)

Net realised loss for the year	(146,207,540)
---------------------------------------	----------------------

Net change in unrealised on:

Appreciation on investments	200,505,654
-----------------------------	-------------

Net increase in net assets as result of operations	54,298,114
---	-------------------

Movement in capital

Subscriptions of units	4,376,243
Redemptions of units	(980,918,013)

Net movement in capital	(976,541,770)
--------------------------------	----------------------

Net assets at the beginning of the year	1,686,867,056
--	----------------------

Net assets at the end of the year	764,623,400
--	--------------------

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS**Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2012**

High Yield Bond Fund (Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Manager fees	4	2,796,726
Investment Advisory fees	6	1,646,136
Printing and publishing expenses		998,495
Legal expenses		937,410
Agent Company fees	8	547,926
Administrator fees	5	547,848
Professional expenses		1,046,081
Trustee fees	3	993,642
Custodian fees	7	54,724

Total expenses	9,568,988
-----------------------	------------------

Net investment loss	(9,568,988)
----------------------------	--------------------

Net realised on:

Loss on investments	(15,390,464)
Loss on foreign exchange	(1,589)

Net realised loss for the year	(24,961,041)
---------------------------------------	---------------------

Net change in unrealised on:

Appreciation on investments

82,374,159

Net increase in net assets as result of operations	57,413,118
Movement in capital	
Subscriptions of units	50,568,676
Redemptions of units	(218,093,527)
Net movement in capital	(167,524,851)
Net assets at the beginning of the year	619,369,555
Net assets at the end of the year	509,257,822

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2012

Alternative Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Manager fees	4	10,842,034
Investment Advisory fees	6	6,380,537
Printing and publishing expenses		2,306,037
Legal expenses		1,961,193
Agent Company fees	8	2,124,399
Administrator fees	5	2,124,132
Professional expenses		1,049,109
Trustee fees	3	993,618
Custodian fees	7	212,467
Total expenses		27,993,526
Net investment loss		(27,993,526)
Net realised on:		
Loss on investments		(317,687,545)
Loss on foreign exchange		(1,477)
Net realised loss for the year		(345,682,548)
Net change in unrealised on:		
Appreciation on investments		313,554,090
Net decrease in net assets as result of operations		(32,128,458)
Movement in capital		
Subscriptions of units		823,513,069
Redemptions of units		(646,104,244)

Net movement in capital	177,408,825
Net assets at the beginning of the year	2,415,670,262
Net assets at the end of the year	2,560,950,629

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2012

Real Estate (REIT) Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Manager fees	4	2,698,335
Investment Advisory fees	6	1,588,232
Printing and publishing expenses		955,768
Legal expenses		908,458
Agent Company fees	8	528,646
Administrator fees	5	528,572
Professional expenses		1,046,081
Trustee fees	3	993,642
Custodian fees	7	52,790
Total expenses		9,300,524
Net investment loss		(9,300,524)
Net realised on:		
Loss on investments		(63,318,367)
Loss on foreign exchange		(1,596)
Net realised loss for the year		(72,620,487)
Net change in unrealised on:		
Appreciation on investments		136,648,181
Net increase in net assets as result of operations		64,027,694
Movement in capital		
Subscriptions of units		5,978,081
Redemptions of units		(185,283,453)
Net movement in capital		(179,305,372)
Net assets at the beginning of the year		599,093,195
Net assets at the end of the year		483,815,517

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2012

Commodity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Manager fees	4	1,807,398
Investment Advisory fees	6	1,063,940
Printing and publishing expenses		846,288
Legal expenses		837,429
Agent Company fees	8	354,061
Administrator fees	5	354,008
Professional expenses		1,046,081
Trustee fees	3	993,618
Custodian fees	7	35,327
Total expenses		7,338,150
Net investment loss		(7,338,150)
Net realised on:		
Loss on investments		(33,326,073)
Loss on foreign exchange		(1,558)
Net realised loss for the year		(40,665,781)
Net change in unrealised on:		
Appreciation on investments		17,129,429
Net decrease in net assets as result of operations		(23,536,352)
Movement in capital		
Subscriptions of units		11,798,795
Redemptions of units		(110,011,248)
Net movement in capital		(98,212,453)
Net assets at the beginning of the year		432,354,843
Net assets at the end of the year		310,606,038

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statistical information

Unaudited

	Japan Large Cap Equity Fund	Japan Small Cap Equity Fund	Global Equity Fund	Emerging Equity Fund	Japanese Bond Fund
Number of units outstanding at the end of the year:					
October 31, 2010	8,621,982,557	1,490,931,734	7,524,173,340	2,490,817,520	2,258,229,564
October 31, 2011	6,097,230,058	980,454,860	5,507,065,057	2,152,687,086	1,115,627,513
Units issued	129,723,982	16,992,228	1,799,996	51,286,689	11,556,286
Units redeemed	(1,589,273,701)	(262,933,794)	(1,891,503,837)	(597,196,413)	(541,316,373)
October 31, 2012	4,637,680,339	734,513,294	3,617,361,216	1,606,777,362	585,867,426
Total net assets at the end of the year:	JPY	JPY	JPY	JPY	JPY
October 31, 2010	4,471,966,908	775,426,466	4,472,891,814	2,218,889,526	2,253,385,488
October 31, 2011	3,038,420,565	514,084,038	3,195,307,463	1,649,454,361	1,108,589,439
October 31, 2012	2,219,149,702	391,617,420	2,269,631,651	1,250,561,998	586,021,676
Net asset per unit at the end of the year:	JPY	JPY	JPY	JPY	JPY
October 31, 2010	0.5187	0.5201	0.5945	0.8908	0.9979
October 31, 2011	0.4983	0.5243	0.5802	0.7662	0.9937
October 31, 2012	0.4785	0.5332	0.6274	0.7783	1.0003

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statistical information (continued)	Unaudited
--	------------------

	Global Bond Fund	High Yield Bond Fund	Alternative Fund	Real Estate (REIT) Fund	Commodity Fund
Number of units outstanding at the end of the year:					
October 31, 2010	4,282,189,014	1,208,386,814	6,920,372,532	1,721,261,218	756,701,587
October 31, 2011	2,251,240,839	797,657,608	4,009,769,128	1,186,993,318	539,595,843
Units issued	5,729,832	60,031,203	1,390,781,580	10,639,229	15,438,685
Units redeemed	(1,278,658,564)	(268,459,562)	(1,078,027,116)	(353,093,370)	(142,509,380)
October 31, 2012	978,312,107	589,229,249	4,322,523,592	844,539,177	412,525,148
Total net assets at the end of the year:	JPY	JPY	JPY	JPY	JPY
October 31, 2010	3,333,566,706	963,594,001	4,463,952,016	906,736,053	614,608,557
October 31, 2011	1,686,867,056	619,369,555	2,415,670,262	599,093,195	432,354,843
October 31, 2012	764,623,400	509,257,822	2,560,950,629	483,815,517	310,606,038

Net asset per unit at the end of the year:	JPY	JPY	JPY	JPY	JPY
October 31, 2010	0.7785	0.7974	0.6450	0.5268	0.8122
October 31, 2011	0.7493	0.7765	0.6024	0.5047	0.8013
October 31, 2012	0.7816	0.8643	0.5925	0.5729	0.7529

NIKKO GLOBAL FUNDS

Notes to the financial statements

(As at October 31, 2012)

Note 1 - Activity

NIKKO GLOBAL FUNDS (the “Trust”), which has been established as an umbrella unit trust, is a group of Cayman Islands series unit trusts.

As at October 31, 2012, the following ten Series Trusts with their respective trading companies are in operation :

Series Trust	Related Trading Companies
Japan Large Cap Equity Fund	NGF-JLCE Trading Ltd.
Japan Small Cap Equity Fund	NGF-JSCE Trading Ltd.
Global Equity Fund	NGF-GE Trading Ltd.
Emerging Equity Fund	NGF-EE Trading Ltd.
Japanese Bond Fund	NGF-JB Trading Ltd.
Global Bond Fund	NGF-GB Trading Ltd.
High Yield Bond Fund	NGF-HYB Trading Ltd.
Alternative Fund	NGF-ALTERNATIVE Trading Ltd.
Real Estate (REIT) Fund	NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading Ltd.
Commodity Fund	NGF-COMMODITY Trading Ltd.

The Series Trusts of the Trust in activity as at October 31, 2012 are constituted pursuant to the Master Trust Deed and separate Series Trust Deeds.

The investment objective of the Series Trusts is to seek to obtain an optimal growth of capital invested over the long term by management of a diversified portfolio.

Japan Large Cap Equity Fund

Japan Large Cap Equity Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-JLCE Trading Ltd. (“ NGF-JLCE Trading ”), a single trading company. NGF-JLCE Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as Trustee of the Series Trust and the shares of NGF-JLCE Trading form the main assets (and may be the only assets) of Japan Large Cap Equity Fund.

The financial statements of Japan Large Cap Equity Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-JLCE Trading, which are disclosed in a separate financial report.

Japan Small Cap Equity Fund

Japan Small Cap Equity Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-JSCE Trading Ltd. (“ NGF-JSCE Trading ”), a single trading company. NGF-JSCE Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as Trustee of the Series Trust and the shares of NGF-JSCE Trading form the main assets (and may be the only assets) of Japan Small Cap Equity Fund.

The financial statements of Japan Small Cap Equity Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-JSCE Trading, which are disclosed in a separate financial report.

Global Equity Fund

Global Equity Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-GE Trading Ltd. (“ NGF-GE Trading ”), a single trading company. NGF-GE Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as Trustee of the Series Trust and the shares of NGF-GE Trading form the main assets (and may be the only assets) of Global Equity Fund.

The financial statements of Global Equity Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-GE Trading, which are disclosed in a separate financial report.

Emerging Equity Fund

Emerging Equity Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-EE Trading Ltd. (“ NGF-EE Trading ”), a single trading company. NGF-EE Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as Trustee of the Series Trust and the shares of NGF-EE Trading form the main assets (and may be the only assets) of Emerging Equity Fund.

The financial statements of Emerging Equity Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-EE Trading, which are disclosed in a separate financial report.

Japanese Bond Fund

Japanese Bond Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-JB Trading Ltd. (“ NGF-JB Trading ”), a single trading company. NGF-JB Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as Trustee of the Series Trust and the shares of NGF-JB Trading form the main assets (and may be the only assets) of Japanese Bond Fund.

The financial statements of Japanese Bond Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-JB Trading, which are disclosed in a separate financial report.

Global Bond Fund

Global Bond Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-GB Trading Ltd. (“ NGF-GB Trading ”), a single trading company. NGF-GB Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as Trustee of the Series trust and the shares of NGF-GB Trading form the main assets (and may be the only assets) of Global Bond Fund.

The financial statements of Global Bond Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-GB Trading, which are disclosed in a separate financial report.

High Yield Bond Fund

High Yield Bond Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-HYB Trading Ltd. (“ NGF-HYB Trading ”), a single trading company. NGF-HYB Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as Trustee of the Series Trust and the shares of NGF-HYB Trading form the main assets (and may be the only assets) of High Yield Bond Fund.

The financial statements of High Yield Bond Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-HYB Trading, which are disclosed in a separate financial report.

Alternative Fund

Alternative Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-ALTERNATIVE Trading Ltd. (“ NGF-ALTERNATIVE Trading ”), a single trading company. NGF-ALTERNATIVE Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as Trustee of the Series Trust and the shares of NGF-ALTERNATIVE Trading form the main assets (and may be the only assets) of Alternative Fund.

The financial statements of Alternative Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-ALTERNATIVE Trading, which are disclosed in a separate financial report.

Real Estate (REIT) Fund

Real Estate (REIT) Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading Ltd. (“ NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading ”), a single trading company. NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as Trustee of the Series Trust and the shares of NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading form the main assets (and may be the only assets) of Real Estate (REIT) Fund.

The financial statements of Real Estate (REIT) Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading, which are disclosed in a separate financial report.

Commodity Fund

Commodity Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-COMMODITY Trading Ltd. (“ NGF-COMMODITY Trading ”), a single trading company. NGF-COMMODITY Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as Trustee of the Series Trust and the shares of NGF-COMMODITY Trading form the main assets (and may be the only assets) of Commodity Fund.

The financial statements of Commodity Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-COMMODITY Trading, which are disclosed in a separate financial report.

Note 2 - Significant accounting policies

2.1 - Presentation of financial statements

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg Generally Accepted Accounting Principles applicable to investment funds.

2.2 - Statements of net assets and of operations and changes in net assets

The combined financial statements of the Trust are expressed in JPY. The combined statement of net assets and the combined statement of operations and changes in net assets represent the sum of the Series Trusts' balances.

2.3 - Valuation of the investments in securities

The investment in the respective trading company is valued at fair value based on its net asset value as prepared by the Administrator.

2.4 - Formation expenses

Formation expenses have been fully amortised.

2.5 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

2.6 - Dividend income

Dividends are recorded in income.

2.7 - Foreign currency translation

Assets and liabilities expressed in other currencies than the Japanese yen are translated at exchange rates ruling as at October 31, 2012. Transactions in foreign currencies are translated into JPY at exchange rates ruling at the transaction dates. Unrealised and realised gains and losses on foreign currencies are recorded in the statement of operations and changes in net assets for the year.

Note 3 - Trustee fee

The Trustee is entitled to receive out of the assets of each Series Trust a trustee fee at the rate of 0.015% per annum of its net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears with a minimum of USD 12,500 per annum and a maximum of USD 15,000 per annum.

Note 4 - Manager fee

The Manager is entitled to receive out of the assets of each Series Trust a manager fee at the rate of 0.51% per annum of its net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

The Investment Manager and Distributor are entitled to receive out of the Manager's fee a fee as agreed in side agreements.

Note 5 - Administrator fee

The Administrator is entitled to receive out of the assets of each Series Trust an administrator fee at the rate of 0.10% per annum of its net asset value on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 6 - Investment Advisory fee

Each Investment Adviser, in its capacity as investment adviser, is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.15% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 7 - Custodian fee

The Custodian is entitled to receive out of the assets of each Series Trust a custodian fee at the rate of 0.01% per annum of its net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 8 - Agent Company fee

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of each Series Trust an agent company fee at the rate of 0.10% per annum of its net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 9 - Other expenses

Pursuant to an expenses agreement between the Series Trusts and their related Trading Companies, certain fees and expenses relating to the Trading Companies are booked at the Series Trusts' level.

Note 10 - Taxation

10.1 - Cayman Islands

Under current tax law in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

10.2 - Other Countries

The Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdiction.

Note 11 - Statement in changes in portfolio

Upon request to be addressed to the registered office of the Manager, a statement giving the changes in portfolio investments incurred during the year ending October 31, 2012 can be obtained free of charge.

Note 12 - Valuation of the investments as at October 31, 2012

Due to exceptional weather conditions, the New York Stock Exchanges and other affiliated US exchanges and markets closed on Monday October 29, 2012 and Tuesday October 30, 2012.

As a material portion of the assets of NGF-GE Trading Ltd, NGF-HYB Trading Ltd and NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading Ltd is invested in investment funds whose invested assets are for a substantial portion quoted on the New York Stock Exchange and/or on the NASDAQ there is a possibility that the respective manager of each of these investment funds decide to suspend the calculation of the net asset value of such investment funds.

The Board of Directors of the Manager has resolved to suspend the determination of the net asset value per unit and the issue and repurchase of units of the following Series Trusts on October 30 and 31, 2012:

*Nikko Global Funds - Global Equity Fund

*Nikko Global Funds - High Yield Bond Fund

*Nikko Global Funds - Real Estate (REIT) Fund

As a consequence, the total net assets as at October 31, 2012 of NGF-GE Trading Ltd, NGF-HYB Trading Ltd, NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading Ltd, and their respective Series Trusts have been calculated for reporting purpose only.

The total net assets of the Series Trust as at October 31, 2012 have been calculated in accordance with the valuation principles as foreseen in the Master Trust Deed of the Trust. In particular, collective investment schemes, investment funds and mutual funds held by the Trading Companies, are valued at the net asset value available as of the relevant Valuation Day.

If the underlying investments of the Trading Companies had been valued at the net asset value dated October 31, 2012, the total net assets of the Trading Companies would have amounted as follow:

Currency / Trading Company	NGF-JLCE Trading	NGF-JSCE Trading	NGF-EE Trading	NGF-JB Trading
JPY	2,245,176,939	393,255,296	1,257,168,810	587,705,326

Currency / Trading Company	NGF-GB Trading	NGF-ALTERNATIVE Trading	NGF-COMMODITY Trading
JPY	767,831,880	2,565,309,518	312,132,114

This would have resulted in the following total net assets and net assets per unit of the Series Trust as at October 31, 2012:

	Nikko Global Funds - Japan Large Cap Equity Fund	Nikko Global Funds - Japan Small Cap Equity Fund	Nikko Global Funds - Emerging Equity Fund	Nikko Global Funds - Japanese Bond Fund
Total net assets	2,240,784,134	391,611,385	1,254,238,035	585,758,099
Net assets per unit	0.4832	0.5332	0.7806	0.9998

	Nikko Global Funds - Global Bond Fund	Nikko Global Funds - Alternative Fund	Nikko Global Funds - Commodity Fund
Total net assets	765,547,641	2,560,393,969	310,593,526
Net assets per unit	0.7825	0.5923	0.7529

[次へ](#)

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of investments as at October 31, 2012

Japan Large Cap Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Investment funds			JPY	JPY	%
4,340,991,191	NGF-JLCE TRADING LTD.	JPY	3,970,684,782	2,223,542,507	100.20
Total investment funds			3,970,684,782	2,223,542,507	100.20
Total investments			3,970,684,782	2,223,542,507	100.20

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Classification of investments

Unaudited

Japan Large Cap Equity Fund

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Cayman Islands		
	Investment funds	
		100.20
Total investments		100.20

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of investments as at October 31, 2012

Japan Small Cap Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Investment funds			JPY	JPY	%
677,079,528	NGF-JSCE TRADING LTD.	JPY	638,599,837	393,261,331	100.42
Total investment funds			638,599,837	393,261,331	100.42
Total investments			638,599,837	393,261,331	100.42

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Classification of investments	Unaudited
--------------------------------------	------------------

Japan Small Cap Equity Fund

Classification of investments by country and by economical sector		
Country	Economical sector	Ratio (%) *
Cayman Islands	Investment funds	
		100.42
Total investments		100.42

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of investments as at October 31, 2012
--

Global Equity Fund	(Expressed in Japanese yen)
---------------------------	-----------------------------

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Investment funds		JPY	JPY	%	
3,387,202,429	NGF-GE TRADING LTD.	JPY	3,146,926,275	2,274,099,966	100.20
Total investment funds			3,146,926,275	2,274,099,966	100.20
Total investments			3,146,926,275	2,274,099,966	100.20

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Classification of investments	Unaudited
--------------------------------------	------------------

Global Equity Fund

Classification of investments by country and by economical sector		
Country	Economical sector	Ratio (%) *
Cayman Islands	Investment funds	
		100.20
Total investments		100.20

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of investments as at October 31, 2012**Emerging Equity Fund**

(Expressed in Japanese yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Investment funds			JPY	JPY	%
1,496,797,150	NGF-EE TRADING LTD.	JPY	1,350,052,802	1,253,492,773	100.23
Total investment funds			1,350,052,802	1,253,492,773	100.23
Total investments			1,350,052,802	1,253,492,773	100.23

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Classification of investments**Unaudited****Emerging Equity Fund**

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Cayman Islands		
	Investment funds	100.23
Total investments		100.23

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO GLOBAL FUNDS**Statement of investments as at October 31, 2012****Japanese Bond Fund**

(Expressed in Japanese yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Investment funds			JPY	JPY	%
547,069,954	NGF-JB TRADING LTD.	JPY	549,546,300	587,968,903	100.33
Total investment funds			549,546,300	587,968,903	100.33
Total investments			549,546,300	587,968,903	100.33

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Classification of investments	Unaudited
--------------------------------------	------------------

Japanese Bond Fund

Classification of investments by country and by economical sector		
Country	Economical sector	Ratio (%) *
Cayman Islands	Investment funds	
		100.33
Total investments		100.33

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of investments as at October 31, 2012
--

Global Bond Fund (Expressed in Japanese yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Investment funds			JPY	JPY	%
913,365,854	NGF-GB TRADING LTD.	JPY	844,002,765	766,907,639	100.30
Total investment funds			844,002,765	766,907,639	100.30
Total investments			844,002,765	766,907,639	100.30

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Classification of investments	Unaudited
--------------------------------------	------------------

Global Bond Fund

Classification of investments by country and by economical sector		
Country	Economical sector	Ratio (%) *
Cayman Islands	Investment funds	
		100.30
Total investments		100.30

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of investments as at October 31, 2012**High Yield Bond Fund**

(Expressed in Japanese yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Investment funds			JPY	JPY	%
546,363,398	NGF-HYB TRADING LTD.	JPY	507,679,727	511,079,249	100.36
Total investment funds			507,679,727	511,079,249	100.36
Total investments			507,679,727	511,079,249	100.36

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Classification of investments**Unaudited****High Yield Bond Fund****Classification of investments by country and by economical sector**

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Cayman Islands		
	Investment funds	
		100.36
Total investments		100.36

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO GLOBAL FUNDS**Statement of investments as at October 31, 2012****Alternative Fund**

(Expressed in Japanese yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Investment funds			JPY	JPY	%
4,042,707,744	NGF-ALTERNATIVE TRADING LTD.	JPY	3,421,004,907	2,565,866,178	100.19
Total investment funds			3,421,004,907	2,565,866,178	100.19
Total investments			3,421,004,907	2,565,866,178	100.19

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Classification of investments	Unaudited
--------------------------------------	------------------

Alternative Fund

Classification of investments by country and by economical sector		
Country	Economical sector	Ratio (%) *
Cayman Islands	Investment funds	
		100.19
Total investments		100.19

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of investments as at October 31, 2012
--

Real Estate (REIT) Fund		(Expressed in Japanese yen)			
Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Investment funds		JPY	JPY	%	
779,965,447	NGF-REAL ESTATE (REIT) TRADING LTD.	JPY	583,699,729	485,598,687	100.37
Total investment funds			583,699,729	485,598,687	100.37
Total investments			583,699,729	485,598,687	100.37

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Classification of investments	Unaudited
--------------------------------------	------------------

Real Estate (REIT) Fund

Classification of investments by country and by economical sector		
Country	Economical sector	Ratio (%) *
Cayman Islands	Investment funds	
		100.37
Total investments		100.37

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of investments as at October 31, 2012

Commodity Fund		(Expressed in Japanese yen)			
Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Investment funds			JPY	JPY	%
378,802,503	NGF-COMMODITY TRADING LTD.	JPY	403,032,746	312,144,626	100.50
Total investment funds			403,032,746	312,144,626	100.50
Total investments			403,032,746	312,144,626	100.50

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Classification of investments Unaudited

Commodity Fund

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Cayman Islands		
	Investment funds	100.50
Total investments		100.50

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

[次へ](#)

< 参考情報 >

NGF-JLCEトレーディング・リミテッド

純資産計算書

2012年10月31日現在

(日本円で表示)

日本円

資産

投資有価証券	
取得原価	2,592,936,501
時価評価額	2,194,452,285
銀行預金	35,103,261

資産合計	2,229,555,546
------	---------------

負債

投資証券買戻に係る未払金	6,025,629
--------------	-----------

負債合計	6,025,629
------	-----------

純資産合計	2,223,529,917
-------	---------------

発行済投資証券口数	4,340,991,191口
1口当たり純資産価格	0.5122

NGF-JLCEトレーディング・リミテッド

運用計算書および純資産変動計算書

2012年10月31日終了年度

(日本円で表示)

日本円

費用

保管費用	76,346
取引費用	51,159
銀行利息	266

費用合計	127,771
------	---------

投資純損失	(127,771)
-------	-----------

以下に係る実現純損益：

投資有価証券に係る損失

(342,504,142)

当期実現純損失	(342,631,913)
---------	---------------

以下に係る未実現損益の純変動：

投資有価証券に係る評価益	271,325,890
--------------	-------------

運用による純資産の純減少	(71,306,023)
--------------	--------------

資本の変動

投資証券発行手取額	61,964,567
投資証券買戻支払額	(809,530,744)

資本の純変動	(747,566,177)
--------	---------------

期首現在純資産額	3,042,402,117
----------	---------------

期末現在純資産額	2,223,529,917
----------	---------------

NGF-JLCEトレーディング・リミテッド

投資有価証券明細表 2012年10月31日現在

(日本円で表示)

口数 銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
オープン・エンド型投資信託		日本円	日本円	%
7,000 ABERDEEN GL-JAPANESE EQUITY-I2 ACC	日本円	328,960,632	336,506,520	15.13
84,304 ARCUS JAPAN FUND-ABS INSTITU	日本円	768,692,726	651,417,008	29.30
98,473 DIAM JAPAN SELECTION FUND CLASS F	日本円	679,095,488	438,204,850	19.71
28,051 GLG JPN COREALPHA EQ I H JPY ACC	日本円	260,428,291	219,555,177	9.87
105,340 GOLDMAN SACHS JAPAN P-I FUND ACC	日本円	555,759,364	548,768,730	24.68
オープン・エンド型投資信託合計		2,592,936,501	2,194,452,285	98.69
投資有価証券合計		2,592,936,501	2,194,452,285	98.69

投資有価証券の分類

未監査

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ルクセンブルグ		
	投資信託	88.82
		88.82

アイルランド	
投資信託	9.87
	9.87
投資有価証券合計	98.69

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率

NGF-JLCEトレーディング・リミテッド

（2012年10月31日現在）

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

- （a）集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産総額で評価する（または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産総額を使用する。）。
- （b）証券取引所で取引されている有価証券は、当該証券取引所または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および／または信託証書に記述されている。）で評価する。
- （c）証券取引所では取引されていないものの、店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼できる情報源に基づいて評価する。
- （d）サブ・ファンドが保有しているスワップ等の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適当と判断するディーラーから入手した価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価する。
- （e）短期金融商品および銀行預金は、原価に経過利息を加えて評価する。
- （f）評価を行う日に本項に定める特定の資産の取引所または市場が営業していない場合、かかる取引所または市場が最後に営業していた日に算定した価格を用いる。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益に計上される。

5 外貨

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。
外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の未実現および実現損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

NGF-JSCEトレーディング・リミテッド

純資産計算書 2012年10月31日現在

（日本円で表示）

日本円

資産

投資有価証券	
取得原価	392,608,220
時価評価額	388,075,665
銀行預金	6,236,636

資産合計	394,312,301
-------------	--------------------

負債

投資証券買戻に係る未払金	1,051,722
為替予約契約に係る未実現評価損	10

負債合計	1,051,732
-------------	------------------

純資産合計	393,260,569
--------------	--------------------

発行済投資証券口数	677,079,528口
1口当たり純資産価格	0.5808

NGF-JSCEトレーディング・リミテッド

運用計算書および純資産変動計算書 2012年10月31日終了年度

（日本円で表示）

日本円

費用

取引費用	102,793
保管費用	23,595
銀行利息	161

費用合計	126,549
投資純損失	(126,549)
以下に係る実現純損益：	
投資有価証券に係る損失	(18,030,258)
為替差損	(211,622)
当期実現純損失	(18,368,429)
以下に係る未実現損益の純変動：	
投資有価証券に係る評価益	34,190,759
為替予約契約に係る評価損	(10)
運用による純資産の純増加	15,822,320
資本の変動	
投資証券発行手取額	8,667,411
投資証券買戻支払額	(146,970,502)
資本の純変動	(138,303,091)
期首現在純資産額	515,741,340
期末現在純資産額	393,260,569

NGF-JSCEトレーディング・リミテッド

投資有価証券明細表 2012年10月31日現在

(日本円で表示)

口数 銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
オープン・エンド型投資信託		日本円	日本円	%
45,149 HENDERSON HRZ JAP SMC -I2- USD ACC	米ドル	91,935,518	92,972,076	23.64
25,723 PINEBRIDGE JPN SMALL CAP EQ-Y3-DIS	日本円	58,927,465	58,784,514	14.95
2,740,185 SCHRODER ISF JPN SMALL COMP-C ACC	日本円	155,650,637	158,601,907	40.33
12,212 SWISSCANTO LU EQ S/M CP JP-J ACC	日本円	86,094,600	77,717,168	19.76
オープン・エンド型投資信託合計		392,608,220	388,075,665	98.68
投資有価証券合計		392,608,220	388,075,665	98.68

投資有価証券の分類

未監査

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ルクセンブルグ		
	投資信託	83.73
		83.73
アイルランド		
	投資信託	14.95
		14.95
投資有価証券合計		98.68

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率

NGF-JSCEトレーディング・リミテッド

（2012年10月31日現在）

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

- （a）集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産総額で評価する（または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産総額を使用する。）。
- （b）証券取引所で取引されている有価証券は、当該証券取引所または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および／または信託証書に記述されている。）で評価する。
- （c）証券取引所では取引されていないものの、店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼できる情報源に基づいて評価する。
- （d）サブ・ファンドが保有しているスワップ等の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適当と判断するディーラーから入手した価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価する。
- （e）短期金融商品および銀行預金は、原価に経過利息を加えて評価する。
- （f）評価を行う日に本項に定める特定の資産の取引所または市場が営業していない場合、かかる取引所または市場が最後に営業していた日に算定した価格を用いる。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益に計上される。

5 外貨

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。
外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の未実現および実現損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

6 為替予約契約

為替予約契約は、満期までの残存期間にわたり純資産計算書日現在の適切な先物相場で評価される。
為替予約契約による収益および損失は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

NGF-GEトレーディング・リミテッド

純資産計算書 2012年10月31日現在

（日本円で表示）

日本円

資産

投資有価証券	
取得原価	2,046,048,246
時価評価額	2,235,306,266
銀行預金	45,406,630
未収運用報奨金	123,300

資産合計	2,280,836,196
-------------	----------------------

負債

投資証券買戻に係る未払金	6,724,328
--------------	-----------

負債合計	6,724,328
-------------	------------------

純資産合計	2,274,111,868
--------------	----------------------

発行済投資証券口数	3,387,202,429口
1口当たり純資産価格	0.6714

NGF-GEトレーディング・リミテッド

運用計算書および純資産変動計算書 2012年10月31日終了年度

（日本円で表示）

	日本円
収益	
銀行利息	1,413
収益合計	1,413
費用	
取引費用	146,878
保管費用	164,578
その他費用	2,140,749
費用合計	2,452,205
投資純損失	(2,450,792)
以下に係る実現純損益：	
投資有価証券に係る損失	(36,475,967)
為替予約契約に係る利益	47,201,330
為替差損	(7,106,486)
当期実現純利益	1,168,085
以下に係る未実現損益の純変動：	
投資有価証券に係る評価益	255,483,740
為替予約契約に係る評価損	(9,882,873)
運用による純資産の純増加	246,768,952
資本の変動	
投資証券発行手取額	1,108,849
投資証券買戻支払額	(1,173,027,035)
資本の純変動	(1,171,918,186)
期首現在純資産額	3,199,261,102
期末現在純資産額	2,274,111,868

NGF-GEトレーディング・リミテッド

投資有価証券明細表 2012年10月31日現在

(日本円で表示)

口数 銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
オープン・エンド型投資信託		日本円	日本円	%
23,406 ABERDEEN GL-ASIA PAC EQUITY-I2 ACC	米ドル	112,769,482	137,076,486	6.03
580 ALLIANZ EUROPE EQ GROWTH FD IT ACC	ユーロ	82,375,758	98,799,200	4.34

151,160	BBH LUX CORE SELECT-I USD FUND ACC	米ドル	206,799,135	217,167,123	9.55
114,796	BLACKROCK GL EUROPEAN FOCUS A2 FD	ユーロ	189,238,554	189,373,185	8.33
130,570	DANSKE INVEST EUROPE FOCUS I FD ACC	ユーロ	139,768,526	156,669,206	6.89
19,015	DGHM US ALL CAP VALUE-A ACC	米ドル	195,027,485	202,276,767	8.89
9,785	MFS MERIDIAN EURO EQUITY-I1 EUR FD	ユーロ	125,281,761	131,418,797	5.78
96,115	MORGAN STANL INV FD US GROWTH FD-I	米ドル	309,032,494	333,706,847	14.67
2,600,930	THREADNEEDLE INV AMER USD 2 FD ACC	米ドル	398,046,087	434,949,504	19.13
28,400	WELLS FARGO LUX WW US ALL CAP GRW I	米ドル	287,708,964	333,869,151	14.68
オープン・エンド型投資信託合計			2,046,048,246	2,235,306,266	98.29
投資有価証券合計			2,046,048,246	2,235,306,266	98.29

投資有価証券の分類

未監査

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ルクセンブルグ		
	投資信託	79.17
		79.17
イギリス		
	投資信託	19.12
		19.12
投資有価証券合計		98.29

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率

NGF-GEトレーディング・リミテッド

（2012年10月31日現在）

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産総額で評価する（または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産総額を使用する。）。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、当該証券取引所または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および／または信託証書に記述されている。）で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないものの、店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼できる情報源に基づいて評価する。
- (d) サブ・ファンドが保有しているスワップ等の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適当と判断するディーラーから入手した価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価する。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、原価に経過利息を加えて評価する。
- (f) 評価を行う日に本項に定める特定の資産の取引所または市場が営業していない場合、かかる取引所または市場が最後に営業していた日に算定した価格を用いる。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益に計上される。

5 外貨

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の未実現および実現損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

6 為替予約契約

為替予約契約は、満期までの残存期間にわたり純資産計算書日現在の適切な先物相場で評価される。為替予約契約による収益および損失は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

NGF-EEトレーディング・リミテッド

純資産計算書

2012年10月31日現在

（日本円で表示）

日本円

資産

投資有価証券	
取得原価	1,244,568,659
時価評価額	1,234,449,045
銀行預金	24,531,893

資産合計	1,258,980,938
-------------	----------------------

負債

投資証券買戻に係る未払金	5,493,457
為替予約契約に係る未実現評価損	99

負債合計	5,493,556
-------------	------------------

純資産合計	1,253,487,382
--------------	----------------------

発行済投資証券口数	1,496,797,150口
1口当たり純資産価格	0.8374

NGF-EEトレーディング・リミテッド

運用計算書および純資産変動計算書 2012年10月31日終了年度

(日本円で表示)

日本円

収益

配当金	3,107,741
-----	-----------

収益合計	3,107,741
-------------	------------------

費用

保管費用	252,056
取引費用	196,949
銀行利息	8,489
その他費用	168,573

費用合計	626,067
-------------	----------------

投資純利益	2,481,674
--------------	------------------

以下に係る実現純損益：

投資有価証券に係る損失	(54,959,279)
為替差損	(612,984)

当期実現純損失	(53,090,589)
----------------	---------------------

以下に係る未実現損益の純変動：

投資有価証券に係る評価益	83,371,031
為替予約契約に係る評価益	59,014

運用による純資産の純増加	30,339,456
---------------------	-------------------

資本の変動

投資証券発行手取額	39,045,111
-----------	------------

投資証券買戻支払額

資本の純変動	(428,833,800)
期首現在純資産額	1,651,981,726
期末現在純資産額	1,253,487,382

NGF-EEトレーディング・リミテッド

投資有価証券明細表

2012年10月31日現在

（日本円で表示）

口数 銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
オープン・エンド型投資信託		日本円	日本円	%
83,670 ABERDEEN GL EMRG MKT SM I2 USD ACC	米ドル	110,499,345	124,677,898	9.95
466,890 ACADIAN EMER MKT EQ UCITS I USD ACC	米ドル	502,847,330	488,914,706	39.00
179,000 DIMENSIONAL EM MKTS VALUE USD A ACC	米ドル	269,416,301	248,020,422	19.79
5,822 EAST CAPITAL LUX RUSS C USD ACC	米ドル	38,780,432	34,963,733	2.79
11,110 FIRST ST CHINA GROWTH FD-I ACCUMUL	米ドル	83,802,437	87,770,020	7.00
34,880 SKAGEN KON-TIKI EUR ACC FUND	ユーロ	239,222,814	250,102,266	19.95
オープン・エンド型投資信託合計		1,244,568,659	1,234,449,045	98.48
投資有価証券合計		1,244,568,659	1,234,449,045	98.48

投資有価証券の分類

未監査

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率（％）*
アイルランド		
	投資信託	65.79
		65.79
ノルウェー		
	投資信託	19.95
		19.95
ルクセンブルグ		
	投資信託	12.74
		12.74
投資有価証券合計		98.48

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率

NGF-EEトレーディング・リミテッド

（2012年10月31日現在）

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

- （a）集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産総額で評価する（または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産総額を使用する。）。
- （b）証券取引所で取引されている有価証券は、当該証券取引所または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および／または信託証書に記述されている。）で評価する。
- （c）証券取引所では取引されていないものの、店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼できる情報源に基づいて評価する。
- （d）サブ・ファンドが保有しているスワップ等の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適当と判断するディーラーから入手した価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価する。
- （e）短期金融商品および銀行預金は、原価に経過利息を加えて評価する。
- （f）評価を行う日に本項に定める特定の資産の取引所または市場が営業していない場合、かかる取引所または市場が最後に営業していた日に算定した価格を用いる。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益に計上される。

5 外貨

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の未実現および実現損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

6 為替予約契約

為替予約契約は、満期までの残存期間にわたり純資産計算書日現在の適切な先物相場で評価される。為替予約契約による収益および損失は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

NGF-JBトレーディング・リミテッド

純資産計算書

2012年10月31日現在

（日本円で表示）

日本円

資産

投資有価証券	
取得原価	539,741,739
時価評価額	585,881,472
銀行預金	3,113,244

資産合計	588,994,716
------	-------------

負債

投資証券買戻に係る未払金	1,026,312
--------------	-----------

負債合計	1,026,312
------	-----------

純資産合計	587,968,404
-------	-------------

発行済投資証券口数	547,069,954口
1口当たり純資産価格	1.0748

NGF-JBトレーディング・リミテッド

運用計算書および純資産変動計算書

2012年10月31日終了年度

（日本円で表示）

日本円

費用

取引費用	64,727
保管費用	59,454

費用合計	124,181
------	---------

投資純損失	(124,181)
-------	-----------

以下に係る実現純損益：

投資有価証券に係る利益	38,041,016
-------------	------------

当期実現純利益	37,916,835
---------	------------

以下に係る未実現損益の純変動：

投資有価証券に係る評価損	(18,076,441)
--------------	--------------

運用による純資産の純増加	19,840,394
--------------	------------

資本の変動

投資証券発行手取額	11,260,264
投資証券買戻支払額	(553,916,430)

資本の純変動	(542,656,166)
--------	---------------

期首現在純資産額	1,110,784,176
----------	---------------

期末現在純資産額	587,968,404
----------	-------------

NGF-JBトレーディング・リミテッド

投資有価証券明細表 2012年10月31日現在

(日本円で表示)

口数 銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
オープン・エンド型投資信託		日本円	日本円	%
39,800 VANGUARD JAP GOVT BD INDX FD INST Y	日本円	539,741,739	585,881,472	99.65
オープン・エンド型投資信託合計		539,741,739	585,881,472	99.65
投資有価証券合計		539,741,739	585,881,472	99.65

投資有価証券の分類

未監査

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
アイルランド		
	投資信託	99.65
投資有価証券合計		99.65

(＊) 百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率

NGF-JBトレーディング・リミテッド

（2012年10月31日現在）

重要な会計方針**1 財務書類の表示**

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

- （a）集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産総額で評価する（または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産総額を使用する。）。
- （b）証券取引所で取引されている有価証券は、当該証券取引所または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および／または信託証書に記述されている。）で評価する。
- （c）証券取引所では取引されていないものの、店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼できる情報源に基づいて評価する。
- （d）サブ・ファンドが保有しているスワップ等の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適当と判断するディーラーから入手した価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価する。
- （e）短期金融商品および銀行預金は、原価に経過利息を加えて評価する。
- （f）評価を行う日に本項に定める特定の資産の取引所または市場が営業していない場合、かかる取引所または市場が最後に営業していた日に算定した価格を用いる。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益に計上される。

5 外貨

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の未実現および実現損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

NGF-GBトレーディング・リミテッド

純資産計算書**2012年10月31日現在**

	日本円
資産	
投資有価証券	
取得原価	720,918,230
時価評価額	752,931,648
銀行預金	24,081,107
為替予約契約に係る未実現評価益	4,053,938
資産合計	781,066,693
負債	
為替予約契約に係る未実現評価損	12,844,930
投資証券買戻に係る未払金	1,312,479
負債合計	14,157,409
純資産合計	766,909,284
発行済投資証券口数	913,365,854口
1口当たり純資産価格	0.8397

NGF-GBトレーディング・リミテッド

運用計算書および純資産変動計算書
2012年10月31日終了年度

（日本円で表示）

	日本円
費用	
取引費用	175,298
保管費用	74,494
銀行利息	11,114
費用合計	260,906
投資純損失	(260,906)
以下に係る実現純損益：	
投資有価証券に係る利益	28,884,779
為替予約契約に係る利益	27,768,195
為替差損	(9,669,462)

当期実現純利益	46,722,606
以下に係る未実現損益の純変動：	
投資有価証券に係る評価益	44,013,778
為替予約契約に係る評価損	(17,448,195)
運用による純資産の純増加	73,288,189
資本の変動	
投資証券発行手取額	4,043,911
投資証券買戻支払額	(999,976,469)
資本の純変動	(995,932,558)
期首現在純資産額	1,689,553,653
期末現在純資産額	766,909,284

NGF-GBトレーディング・リミテッド

投資有価証券明細表 2012年10月31日現在

（日本円で表示）

口数 銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
オープン・エンド型投資信託		日本円	日本円	%
7,320 AXA IM FIIS-US CORP BOND FD A ACC	米ドル	90,686,138	98,264,340	12.81
79 DEXIA BONDS USD GOVERNMENT I	米ドル	21,336,733	21,871,560	2.85
2,885 EDR PRIFUND EURO BONDS -A-FD	ユーロ	46,375,058	47,706,136	6.22
5,767 HENDER HRZ FD EUR CRP BD I2 EUR ACC	ユーロ	74,152,397	78,986,230	10.30
5,095 MSIF EURO CORP BD EX FIN Z ACC	ユーロ	12,903,194	13,833,832	1.80
5,910 ROBECO EURO GOVT BD I EUR FUND ACC	ユーロ	79,586,887	82,741,385	10.79
40,580 SCHRODER ISF-USD BOND-I ACC	米ドル	72,598,362	75,142,340	9.80
33,400 T ROWE PRICE GL AGG BD A USD FD ACC	米ドル	46,020,633	45,985,430	6.00
4,954 VANGUARD US MORT BACK SC BD I ACC	米ドル	57,937,342	59,697,610	7.78
129,774 WELLINGTON GLOBAL BOND-A FUND	米ドル	219,321,486	228,702,785	29.83
オープン・エンド型投資信託合計		720,918,230	752,931,648	98.18
投資有価証券合計		720,918,230	752,931,648	98.18

投資有価証券の分類

未監査

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
----	----	--------

アイルランド		
	投資信託	60.57
		60.57
ルクセンブルグ		
	投資信託	37.61
		37.61
投資有価証券合計		98.18

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率

NGF-GBトレーディング・リミテッド

（2012年10月31日現在）

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

- （a）集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産総額で評価する（または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産総額を使用する。）。
- （b）証券取引所で取引されている有価証券は、当該証券取引所または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および／または信託証書に記述されている。）で評価する。
- （c）証券取引所では取引されていないものの、店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼できる情報源に基づいて評価する。
- （d）サブ・ファンドが保有しているスワップ等の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適当と判断するディーラーから入手した価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価する。
- （e）短期金融商品および銀行預金は、原価に経過利息を加えて評価する。
- （f）評価を行う日に本項に定める特定の資産の取引所または市場が営業していない場合、かかる取引所または市場が最後に営業していた日に算定した価格を用いる。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益に計上される。

5 外貨

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。
外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の未実現および実現損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

6 為替予約契約

為替予約契約は、満期までの残存期間にわたり純資産計算書日現在の適切な先物相場で評価される。
為替予約契約による収益および損失は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

NGF-HYBトレーディング・リミテッド

純資産計算書

2012年10月31日現在

（日本円で表示）

日本円

資産

投資有価証券	
取得原価	448,846,017
時価評価額	505,943,730
銀行預金	6,317,275

資産合計	512,261,005
-------------	--------------------

負債

投資証券買戻に係る未払金	1,182,143
--------------	-----------

負債合計	1,182,143
-------------	------------------

純資産合計	511,078,862
--------------	--------------------

発行済投資証券口数	546,363,398口
1口当たり純資産価格	0.9354

NGF-HYBトレーディング・リミテッド

運用計算書および純資産変動計算書

2012年10月31日終了年度

（日本円で表示）

日本円

収益

その他の収益	42,038
収益合計	42,038
費用	
取引費用	191,595
保管費用	35,107
銀行利息	2,808
費用合計	229,510
投資純損失	(187,472)
以下に係る実現純損益：	
投資有価証券に係る利益	21,695,770
為替予約契約に係る利益	109,189
当期実現純利益	21,617,487
以下に係る未実現損益の純変動：	
投資有価証券に係る評価益	45,337,206
為替予約契約に係る評価益	29,517
運用による純資産の純増加	66,984,210
資本の変動	
投資証券発行手取額	50,264,765
投資証券買戻支払額	(227,244,749)
資本の純変動	(176,979,984)
期首現在純資産額	621,074,636
期末現在純資産額	511,078,862

NGF-HYBトレーディング・リミテッド

投資有価証券明細表 2012年10月31日現在
--

(日本円で表示)

口数 銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
オープン・エンド型投資信託		日本円	日本円	%
34,504 ABERDEEN GL SEL EMERG MKT BD I2 ACC	米ドル	36,637,796	44,240,910	8.66
601,745 BNY MELLON EM MKT DEBT LC CCY USD C	米ドル	75,967,090	80,898,862	15.83
21,390 JPMORGAN EM MKT LOC CCY C USD ACC	米ドル	26,799,057	28,186,590	5.52
4,553 MFS MERIDIAN EM MKTS DBT-I1 USD ACC	米ドル	56,193,565	71,687,491	14.03
70,965 NEUBERGER BERMN US HY BD -USD I ACC	米ドル	91,379,566	103,029,504	20.16
54,902 NORDEA 1 US HIGH YLD BD-BI-USD ACC	米ドル	60,987,590	71,382,859	13.97

54,639	PIMCO GLOBAL HIGH YIELD BD INST ACC	米ドル	72,027,572	76,448,566	14.96
31,765	PIONEER FDS-US HI YLD CORP BD I ACC	米ドル	28,853,781	30,068,948	5.87
オープン・エンド型投資信託合計			448,846,017	505,943,730	99.00
投資有価証券合計			448,846,017	505,943,730	99.00

投資有価証券の分類

未監査

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ルクセンブルグ		
	投資信託	50.95
		50.95
アイルランド		
	投資信託	48.05
		48.05
投資有価証券合計		99.00

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率

NGF-HYBトレーディング・リミテッド

（2012年10月31日現在）

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産総額で評価する（または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産総額を使用する。）。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、当該証券取引所または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および／または信託証書に記述されている。）で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないものの、店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼できる情報源に基づいて評価する。
- (d) サブ・ファンドが保有しているスワップ等の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適当と判断するディーラーから入手した価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価する。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、原価に経過利息を加えて評価する。
- (f) 評価を行う日に本項に定める特定の資産の取引所または市場が営業していない場合、かかる取引所または市場が最後に営業していた日に算定した価格を用いる。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益に計上される。

5 外貨

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の未実現および実現損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

6 為替予約契約

為替予約契約は、満期までの残存期間にわたり純資産計算書日現在の適切な先物相場で評価される。為替予約契約による収益および損失は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

NGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッド

純資産計算書

2012年10月31日現在

（日本円で表示）

日本円

資産

投資有価証券	
取得原価	4,658,603,562
時価評価額	2,543,178,095
銀行預金	61,155,941
為替予約契約に係る未実現評価益	2,421,623

資産合計	2,606,755,659
負債	
為替予約契約に係る未実現評価損	35,384,298
投資証券買戻に係る未払金	5,499,880
負債合計	40,884,178
純資産合計	2,565,871,481
発行済投資証券口数	4,042,707,744口
1口当たり純資産価格	0.6347

NGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッド

運用計算書および純資産変動計算書 2012年10月31日終了年度

（日本円で表示）

	日本円
収益	
銀行利息	7,661
その他の収益	40,296
収益合計	47,957
費用	
取引費用	123,669
保管費用	96,557
費用合計	220,226
投資純損失	(172,269)
以下に係る実現純損益：	
投資有価証券に係る損失	(117,588,744)
為替予約契約に係る損失	(7,926,171)
為替差益	2,505,738
当期実現純損失	(123,181,446)
以下に係る未実現損益の純変動：	
投資有価証券に係る評価益	130,616,238
為替予約契約に係る評価損	(11,576,663)
運用による純資産の純減少	(4,141,871)
資本の変動	

投資証券発行手取額

823,160,777

投資証券買戻支払額

(672,096,678)

資本の純変動	151,064,099
期首現在純資産額	2,418,949,253
期末現在純資産額	2,565,871,481

NGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッド

投資有価証券明細表
2012年10月31日現在

（日本円で表示）

口数 銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
オープン・エンド型投資信託		日本円	日本円	%
3,687.00 AMUNDI FD ABS VOL WRLD EQ IUC ACC	米ドル	427,393,567	422,056,489	16.45
30,420.00 AXA IM FIIS US SH DUR HY B FD ACC	米ドル	315,081,492	330,981,315	12.90
40,778.79 BREVAN HOWARD MAC 2 FX-B-USD-FD ACC	米ドル	335,539,592	339,202,342	13.22
41,511.71 BREVAN HOWARD-EM MK LOC F/I-E ACC	米ドル	330,749,057	342,647,248	13.35
93,271.76 GOTTEX ABI FUND LTD-USD (b)	米ドル	1,139,025,895	0.00	0.00
93.00 JP MORGAN MACRO HEDGE US SOURCE ETF	米ドル	83,254,978	84,012,414	3.27
9,886.00 LEVERAGED CAPITAL HOLDING A	米ドル	214,679,885	200,813,582	7.83
6,751.46 LUX INVEST FUND US EQUITY PLUS A (a)	米ドル	977,612,480	0.00	0.00
11,547.81 LYXOR/WINTON CAP MANAGEMENT -B- FD	米ドル	318,761,280	305,161,936	11.89
35,980.00 SCHRODER GAIA EGERTON EQU C USD ACC	米ドル	300,120,201	311,526,880	12.14
13,352.00 TRADING CAP HLDG-A-FD	米ドル	216,385,135	206,775,889	8.06
オープン・エンド型投資信託合計		4,658,603,562	2,543,178,095	99.12
投資有価証券合計		4,658,603,562	2,543,178,095	99.12

（a）Luxembourg Investment Fund US Equity Plus Aはその資産の実質的にすべてを、バーナード L. マドフ・インベストメント・セキュリティーズ・エルエルシー（BMIS）に割り当てていたと見られる。2008年12月11日、バーナード・マドフ氏はポンジー・スキームを行った容疑により詐欺罪で逮捕された。バーナード・マドフ氏の資産は凍結され、バーナード・マドフ氏およびBMISに代わる管財人が指名された。現在入手可能な情報によると、かかる詐欺行為がかなりの期間にわたって行われていた疑いがある。したがって、管理会社の取締役会は、Luxembourg Investment Fund US Equity Plusへの投資価値を時価の100%減額することを決定した。

（b）当該ファンドは、2008年9月30日以降停止されているが、推計純資産総額が、管理事務会社によって算出されている。当該ファンドの流動性を考慮しサブ・ファンドの投資運用会社と協議した結果、管理会社は、サブ・ファンドのポートフォリオにおける当該ファンドの入手可能な最近純資産総額について、以下の減額を決定した。

- 2010年7月28日から2011年1月14日まで：50%
- 2011年1月14日から2011年3月14日まで：70%
- 2011年3月14日から2012年2月13日まで：80%

管理会社の取締役会は、GOTTEX ABI FUND LTD-USDの現状を鑑みて投資運用会社と協議した上で、ポートフォリオにおけるGOTTEX ABI FUND LTD-USDの評価額をゼロとすることを2012年2月13日に決定した。

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率

NGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッド

投資有価証券の分類	未監査
-----------	-----

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ルクセンブルグ		
	投資信託	68.06
		68.06
キュラソー		
	投資信託	15.89
		15.89
ジャージー島		
	投資信託	11.89
		11.89
アイルランド		
	投資信託	3.28
		3.28
投資有価証券合計		99.12

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率

NGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッド

（2012年10月31日現在）

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産総額で評価する（または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産総額を使用する。）。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、当該証券取引所または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および／または信託証書に記述されている。）で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないものの、店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼できる情報源に基づいて評価する。
- (d) サブ・ファンドが保有しているスワップ等の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適当と判断するディーラーから入手した価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価する。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、原価に経過利息を加えて評価する。
- (f) 評価を行う日に本項に定める特定の資産の取引所または市場が営業していない場合、かかる取引所または市場が最後に営業していた日に算定した価格を用いる。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益に計上される。

5 外貨

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の未実現および実現損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

6 為替予約契約

為替予約契約は、満期までの残存期間にわたり純資産計算書日現在の適切な先物相場で評価される。為替予約契約による収益および損失は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

NGF-REAL ESTATE (REIT) トレーディング・リミテッド

純資産計算書

2012年10月31日現在

（日本円で表示）

日本円

資産

投資有価証券	
取得原価	412,075,411
時価評価額	482,080,774
銀行預金	4,914,966
未収配当金	15,814

資産合計	487,011,554
負債	
投資証券買戻に係る未払金	1,410,535
負債合計	1,410,535
純資産合計	485,601,019
発行済投資証券口数	779,965,447口
1口当たり純資産価格	0.6226

NGF-REAL ESTATE (REIT) トレーディング・リミテッド

運用計算書および純資産変動計算書 2012年10月31日終了年度

(日本円で表示)

	日本円
収益	
配当金	6,206,966
銀行利息	20
収益合計	6,206,986
費用	
取引費用	106,823
保管費用	46,685
費用合計	153,508
投資純利益	6,053,478
以下に係る実現純損益：	
投資有価証券に係る利益	16,469,519
為替差損	(408,858)
当期実現純利益	22,114,139
以下に係る未実現損益の純変動：	
投資有価証券に係る評価益	51,193,452
為替予約契約に係る評価益	25,985
運用による純資産の純増加	73,333,576
資本の変動	
投資証券発行手取額	5,678,300

投資証券買戻支払額

資本の純変動	(188,504,992)
期首現在純資産額	600,772,435
期末現在純資産額	485,601,019

NGF-REAL ESTATE (REIT) トレーディング・リミテッド

投資有価証券明細表
2012年10月31日現在

(日本円で表示)

口数 銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
オープン・エンド型投資信託		日本円	日本円	%
147,671 HENDERSON HOR-G PROP EQTY-I2	米ドル	162,945,056	194,828,622	40.12
112,954 ISHARES FTSE EPRA/NAREIT DV MKT DIS	米ドル	163,417,463	190,676,283	39.27
9,150 SCHRODER INTL GLOBAL PROP SECS C	米ドル	85,712,892	96,575,869	19.89
オープン・エンド型投資信託合計		412,075,411	482,080,774	99.28
投資有価証券合計		412,075,411	482,080,774	99.28

投資有価証券の分類

未監査

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ルクセンブルグ		
	投資信託	60.01
		60.01
アイルランド		
	投資信託	39.27
		39.27
投資有価証券合計		99.28

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率

NGF-REAL ESTATE (REIT) トレーディング・リミテッド

(2012年10月31日現在)

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産総額で評価する（または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産総額を使用する。）。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、当該証券取引所または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および／または信託証書に記述されている。）で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないものの、店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼できる情報源に基づいて評価する。
- (d) サブ・ファンドが保有しているスワップ等の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適当と判断するディーラーから入手した価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価する。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、原価に経過利息を加えて評価する。
- (f) 評価を行う日に本項に定める特定の資産の取引所または市場が営業していない場合、かかる取引所または市場が最後に営業していた日に算定した価格を用いる。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益に計上される。

5 外貨

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の未実現および実現損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

6 為替予約契約

為替予約契約は、満期までの残存期間にわたり純資産計算書日現在の適切な先物相場で評価される。為替予約契約による収益および損失は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

NGF-COMMODITYトレーディング・リミテッド

純資産計算書

2012年10月31日現在

（日本円で表示）

日本円

資産	
投資有価証券	
取得原価	308,115,372
時価評価額	308,736,846
銀行預金	4,186,937
資産合計	312,923,783
負債	
投資証券買戻に係る未払金	778,066
為替予約契約に係る未実現評価損	32
負債合計	778,098
純資産合計	312,145,685
発行済投資証券口数	378,802,503口
1口当たり純資産価格	0.8240

NGF-COMMODITYトレーディング・リミテッド

運用計算書および純資産変動計算書 2012年10月31日終了年度

（日本円で表示）

日本円

費用	
取引費用	150,094
保管費用	22,592
銀行利息	163
費用合計	172,849
投資純損失	(172,849)
以下に係る実現純損益：	
投資有価証券に係る損失	(9,191,794)
為替差益	664,770
当期実現純損失	(8,699,873)
以下に係る未実現損益の純変動：	
投資有価証券に係る評価損	(7,516,229)

為替予約契約に係る評価益

20,609

運用による純資産の純減少	(16,195,493)
資本の変動	
投資証券発行手取額	11,500,150
投資証券買戻支払額	(117,073,967)
資本の純変動	(105,573,817)
期首現在純資産額	433,914,995
期末現在純資産額	312,145,685

NGF-COMMODITYトレーディング・リミテッド

投資有価証券明細表
2012年10月31日現在

（日本円で表示）

口数 銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
オープン・エンド型投資信託		日本円	日本円	%
1,157 ETFS PHYSICAL GOLD	米ドル	13,055,556	15,506,738	4.97
129,458 GS DJ-UBS ENH STRAT C USD ACC	米ドル	129,774,979	128,261,803	41.09
28,490 INVESTEC GS GL NAT RESOURCES I ACC	米ドル	29,727,406	24,740,361	7.93
2,677 ISHARES III BC GLOB INFL LKD BD USD	米ドル	29,458,440	31,745,253	10.17
9,980 SCHRODER ALT SOL CMDTY C AC USD	米ドル	106,098,991	108,482,691	34.75
オープン・エンド型投資信託合計		308,115,372	308,736,846	98.91
投資有価証券合計		308,115,372	308,736,846	98.91

投資有価証券の分類

未監査

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ルクセンブルグ		
	投資信託	83.77
		83.77
イギリス領ヴァージン諸島		
	投資信託	10.17
		10.17

ジャージー島	
投資信託	4.97
	4.97
投資有価証券合計	98.91

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率

NGF-COMMODITYトレーディング・リミテッド

（2012年10月31日現在）

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

- （a）集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産総額で評価する（または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産総額を使用する。）。
- （b）証券取引所で取引されている有価証券は、当該証券取引所または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および／または信託証書に記述されている。）で評価する。
- （c）証券取引所では取引されていないものの、店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼できる情報源に基づいて評価する。
- （d）サブ・ファンドが保有しているスワップ等の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適当と判断するディーラーから入手した価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価する。
- （e）短期金融商品および銀行預金は、原価に経過利息を加えて評価する。
- （f）評価を行う日に本項に定める特定の資産の取引所または市場が営業していない場合、かかる取引所または市場が最後に営業していた日に算定した価格を用いる。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益に計上される。

5 外貨

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の未実現および実現損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

6 為替予約契約

為替予約契約は、満期までの残存期間にわたり純資産計算書日現在の適切な先物相場で評価される。
為替予約契約による収益および損失は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

(2) 【2011年10月31日終了年度】

【貸借対照表】

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2011年10月31日現在

結合計算書

(日本円で表示)

	注	日本円
資産		
投資有価証券		
取得原価		21,600,583,023
時価評価額	2.3	15,284,378,730
有価証券売却に係る未収金		54,336,643
資産合計		15,338,715,373
負債		
投資証券買戻に係る未払金		54,336,643
未払印刷および広告費		6,751,532
未払管理報酬	4	6,416,520
未払専門家報酬		4,757,568
未払投資助言報酬	6	3,775,027
未払代行協会員報酬	8	1,257,774
未払管理事務代行報酬	5	1,257,714
未払受託報酬	3	826,090
未払保管報酬	7	125,728
負債合計		79,504,596
純資産合計		15,259,210,777

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2011年10月31日現在

日本大型株式ファンド

(日本円で表示)

	注	日本円
--	---	-----

資産

投資有価証券		
取得原価		5,348,502,897
時価評価額	2.3	3,042,373,317
有価証券売却に係る未収金		10,986,640

資産合計

3,053,359,957

負債

投資証券買戻に係る未払金		10,986,640
未払印刷および広告費		789,164
未払管理報酬	4	1,296,600
未払専門家報酬		487,822
未払投資助言報酬	6	762,820
未払代行協会員報酬	8	254,168
未払管理事務代行報酬	5	254,155
未払受託報酬	3	82,609
未払保管報酬	7	25,414

負債合計

14,939,392

純資産合計

3,038,420,565

発行済受益証券口数	6,097,230,058口
1口当たり純資産価格	0.4983

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ**純資産計算書**

2011年10月31日現在

日本小型株式ファンド

(日本円で表示)

注	日本円
---	-----

資産

投資有価証券		
取得原価		875,085,189
時価評価額	2.3	515,738,972
有価証券売却に係る未収金		1,873,276

資産合計

517,612,248

負債

投資証券買戻に係る未払金		1,873,276
未払印刷および広告費		634,350
未払管理報酬	4	225,086
未払専門家報酬		487,822
未払投資助言報酬	6	132,430
未払代行協会員報酬	8	44,117
未払管理事務代行報酬	5	44,116
未払受託報酬	3	82,609
未払保管報酬	7	4,404
負債合計		3,528,210
純資産合計		514,084,038
発行済受益証券口数		980,454,860口
1口当たり純資産価格		0.5243

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2011年10月31日現在

グローバル株式ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
資産		
投資有価証券		
取得原価		4,847,423,590
時価評価額	2.3	3,199,247,612
有価証券売却に係る未収金		10,354,424
資産合計		3,209,602,036
負債		
投資証券買戻に係る未払金		10,354,424
未払印刷および広告費		771,445
未払管理報酬	4	1,299,155
未払専門家報酬		487,822
未払投資助言報酬	6	764,323
未払代行協会員報酬	8	254,671
未払管理事務代行報酬	5	254,658
未払受託報酬	3	82,609
未払保管報酬	7	25,466
負債合計		14,294,573

純資産合計	3,195,307,463
発行済受益証券口数	5,507,065,057口
1口当たり純資産価格	0.5802

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書 2011年10月31日現在

エマージング株式ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
資産		
投資有価証券		
取得原価		1,837,583,829
時価評価額	2.3	1,651,976,498
有価証券売却に係る未収金		4,723,567
資産合計		1,656,700,065
負債		
投資証券買戻に係る未払金		4,723,567
未払印刷および広告費		639,828
未払管理報酬	4	655,952
未払専門家報酬		487,822
未払投資助言報酬	6	385,916
未払代行協会員報酬	8	128,580
未払管理事務代行報酬	5	128,576
未払受託報酬	3	82,609
未払保管報酬	7	12,854
負債合計		7,245,704
純資産合計		1,649,454,361
発行済受益証券口数		2,152,687,086口
1口当たり純資産価格		0.7662

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2011年10月31日現在

日本債券ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
資産		
投資有価証券		
取得原価		1,059,689,157
時価評価額	2.3	1,110,778,978
有価証券売却に係る未収金		5,103,251
資産合計		1,115,882,229
負債		
投資証券買戻に係る未払金		5,103,251
未払印刷および広告費		641,438
未払管理報酬	4	488,847
未払専門家報酬		487,822
未払投資助言報酬	6	287,605
未払代行協会員報酬	8	95,823
未払管理事務代行報酬	5	95,818
未払受託報酬	3	82,609
未払保管報酬	7	9,577
負債合計		7,292,790
純資産合計		1,108,589,439
発行済受益証券口数		1,115,627,513口
1口当たり純資産価格		0.9937

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2011年10月31日現在

グローバル債券ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
--	---	-----

資産

投資有価証券		
取得原価		1,967,164,109
時価評価額	2.3	1,689,563,329
有価証券売却に係る未収金		7,048,887

資産合計		1,696,612,216
-------------	--	----------------------

負債

投資証券買戻に係る未払金		7,048,887
未払印刷および広告費		665,708
未払管理報酬	4	730,081
未払専門家報酬		487,822
未払投資助言報酬	6	429,526
未払代行協会員報酬	8	143,114
未払管理事務代行報酬	5	143,108
未払受託報酬	3	82,609
未払保管報酬	7	14,305

負債合計		9,745,160
-------------	--	------------------

純資産合計		1,686,867,056
--------------	--	----------------------

発行済受益証券口数	2,251,240,839口
1口当たり純資産価格	0.7493

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ**純資産計算書**

2011年10月31日現在

ハイイールド債券ファンド

(日本円で表示)

注	日本円
---	-----

資産

投資有価証券		
取得原価		700,050,175
時価評価額	2.3	621,075,538
有価証券売却に係る未収金		2,022,184

資産合計		623,097,722
-------------	--	--------------------

負債

投資証券買戻に係る未払金		2,022,184
未払印刷および広告費		618,044
未払管理報酬	4	258,764
未払専門家報酬		487,822
未払投資助言報酬	6	152,244
未払代行協会員報酬	8	50,718
未払管理事務代行報酬	5	50,716
未払受託報酬	3	82,609
未払保管報酬	7	5,066
負債合計		3,728,167
純資産合計		619,369,555
発行済受益証券口数		797,657,608口
1口当たり純資産価格		0.7765

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2011年10月31日現在

オルタナティブ・ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
資産		
投資有価証券		
取得原価		3,587,628,353
時価評価額	2.3	2,418,935,534
有価証券売却に係る未収金		8,960,289
資産合計		2,427,895,823
負債		
投資証券買戻に係る未払金		8,960,289
未払印刷および広告費		732,276
未払管理報酬	4	1,041,626
未払専門家報酬		367,170
未払投資助言報酬	6	612,814
未払代行協会員報酬	8	204,186
未払管理事務代行報酬	5	204,176
未払受託報酬	3	82,609
未払保管報酬	7	20,415
負債合計		12,225,561

純資産合計	2,415,670,262
発行済受益証券口数	4,009,769,128口
1口当たり純資産価格	0.6024

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書 2011年10月31日現在

不動産（REIT）ファンド （日本円で表示）

	注	日本円
資産		
投資有価証券		
取得原価		835,523,088
時価評価額	2.3	600,773,865
有価証券売却に係る未収金		1,838,451
資産合計		602,612,316
負債		
投資証券買戻に係る未払金		1,838,451
未払印刷および広告費		632,286
未払管理報酬	4	238,987
未払専門家報酬		487,822
未払投資助言報酬	6	140,608
未払代行協会員報酬	8	46,841
未払管理事務代行報酬	5	46,837
未払受託報酬	3	82,609
未払保管報酬	7	4,680
負債合計		3,519,121
純資産合計		599,093,195
発行済受益証券口数		1,186,993,318口
1口当たり純資産価格		0.5047

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2011年10月31日現在

コモディティ・ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
資産		
投資有価証券		
取得原価		541,932,636
時価評価額	2.3	433,915,087
有価証券売却に係る未収金		1,425,674
資産合計		435,340,761
負債		
投資証券買戻に係る未払金		1,425,674
未払印刷および広告費		626,993
未払管理報酬	4	181,422
未払専門家報酬		487,822
未払投資助言報酬	6	106,741
未払代行協会員報酬	8	35,556
未払管理事務代行報酬	5	35,554
未払受託報酬	3	82,609
未払保管報酬	7	3,547
負債合計		2,985,918
純資産合計		432,354,843
発行済受益証券口数		539,595,843口
1口当たり純資産価格		0.8013

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2011年10月31日終了年度

結合計算書

(日本円で表示)

	注	日本円
収益		
その他の収益		1,416,112
収益合計		1,416,112
費用		
管理報酬	4	105,056,627
投資助言報酬	6	61,827,489
代行協会員報酬	8	20,584,254
管理事務代行報酬	5	20,581,485
印刷および広告費		12,566,871
弁護士報酬		10,016,085
受託報酬	3	9,882,010
保管報酬	7	2,058,823
費用合計		242,573,644
投資純損失		(241,157,532)
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る損失		(3,477,268,171)
為替差益		28,944
当期実現純損失		(3,718,396,759)
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資有価証券に係る評価益		3,266,883,560
運用による純資産の純減少		(451,513,199)
資本の変動		
受益証券発行手取額		1,132,767,269
受益証券買戻支払額		(9,897,060,828)
資本の純変動		(8,764,293,559)
期首現在純資産額		24,475,017,535
期末現在純資産額		15,259,210,777

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2011年10月31日終了年度

日本大型株式ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
収益		
その他の収益		155,976
収益合計		155,976
費用		
管理報酬	4	20,168,688
投資助言報酬	6	11,869,215
代行協会員報酬	8	3,951,851
管理事務代行報酬	5	3,951,325
印刷および広告費		1,922,697
弁護士報酬		1,392,145
受託報酬	3	988,201
保管報酬	7	395,351
費用合計		44,639,473
投資純損失		(44,483,497)
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る損失		(1,130,384,897)
為替差益		3,174
当期実現純損失		(1,174,865,220)
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資有価証券に係る評価益		1,150,079,816
運用による純資産の純減少		(24,785,404)
資本の変動		
受益証券発行手取額		228,350,519
受益証券買戻支払額		(1,637,111,458)
資本の純変動		(1,408,760,939)
期首現在純資産額		4,471,966,908
期末現在純資産額		3,038,420,565

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書

2011年10月31日終了年度

日本小型株式ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
収益		

その他の収益		143,032
収益合計		143,032
費用		
管理報酬	4	3,549,027
投資助言報酬	6	2,088,896
代行協会員報酬	8	695,325
管理事務代行報酬	5	695,230
印刷および広告費		762,655
弁護士報酬		684,845
受託報酬	3	988,201
保管報酬	7	69,479
費用合計		9,533,658
投資純損失		(9,390,626)
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る損失		(192,603,651)
為替差益		2,770
当期実現純損失		(201,991,507)
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資有価証券に係る評価益		226,459,874
運用による純資産の純増加		24,468,367
資本の変動		
受益証券発行手取額		13,424,195
受益証券買戻支払額		(299,234,990)
資本の純変動		(285,810,795)
期首現在純資産額		775,426,466
期末現在純資産額		514,084,038

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2011年10月31日終了年度

グローバル株式ファンド (日本円で表示)

	注	日本円
収益		
その他の収益		144,444
収益合計		144,444
費用		

管理報酬	4	19,963,502
投資助言報酬	6	11,748,476
代行協会員報酬	8	3,911,650
管理事務代行報酬	5	3,911,127
印刷および広告費		1,909,806
弁護士報酬		1,401,350
受託報酬	3	988,201
保管報酬	7	391,326
費用合計		44,225,438
投資純損失		(44,080,994)
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る損失		(801,185,687)
為替差益		2,842
当期実現純損失		(845,263,839)
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資有価証券に係る評価益		879,295,263
運用による純資産の純増加		34,031,424
資本の変動		
受益証券発行手取額		288,509,392
受益証券買戻支払額		(1,600,125,167)
資本の純変動		(1,311,615,775)
期首現在純資産額		4,472,891,814
期末現在純資産額		3,195,307,463

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書

2011年10月31日終了年度

エマージング株式ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
収益		
その他の収益		143,096
収益合計		143,096
費用		
管理報酬	4	9,423,446
投資助言報酬	6	5,545,891
代行協会員報酬	8	1,846,360
管理事務代行報酬	5	1,846,128
印刷および広告費		1,188,464

弁護士報酬		913,593
受託報酬	3	988,201
保管報酬	7	184,667
費用合計		21,936,750
投資純損失		(21,793,654)
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る損失		(38,133,908)
為替差益		2,646
当期実現純損失		(59,924,916)
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資有価証券に係る評価損		(97,200,212)
運用による純資産の純減少		(157,125,128)
資本の変動		
受益証券発行手取額		334,921,940
受益証券買戻支払額		(747,231,977)
資本の純変動		(412,310,037)
期首現在純資産額		2,218,889,526
期末現在純資産額		1,649,454,361

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書 2011年10月31日終了年度

日本債券ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
収益		
その他の収益		144,604
収益合計		144,604
費用		
管理報酬	4	9,070,994
投資助言報酬	6	5,338,494
代行協会員報酬	8	1,777,301
管理事務代行報酬	5	1,777,059
印刷および広告費		1,107,483
弁護士報酬		957,991
受託報酬	3	988,201
保管報酬	7	177,752
費用合計		21,195,275

投資純損失	(21,050,671)
-------	--------------

以下に係る実現純損益：

投資有価証券に係る利益	42,816,340
為替差益	2,678

当期実現純利益	21,768,347
---------	------------

以下に係る未実現損益の純変動：

投資有価証券に係る評価損	(36,447,979)
--------------	--------------

運用による純資産の純減少	(14,679,632)
--------------	--------------

資本の変動

受益証券発行手取額	6,054,967
受益証券買戻支払額	(1,136,171,384)

資本の純変動	(1,130,116,417)
--------	-----------------

期首現在純資産額	2,253,385,488
----------	---------------

期末現在純資産額	1,108,589,439
----------	---------------

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書 2011年10月31日終了年度

グローバル債券ファンド

(日本円で表示)

注	日本円
---	-----

収益

その他の収益	143,698
--------	---------

収益合計	143,698
------	---------

費用

管理報酬	4	13,542,387
投資助言報酬	6	7,969,839
代行協会員報酬	8	2,653,438
管理事務代行報酬	5	2,653,082
印刷および広告費		1,437,228
弁護士報酬		1,149,716
受託報酬	3	988,201
保管報酬	7	265,426

費用合計	30,659,317
------	------------

投資純損失	(30,515,619)
-------	--------------

以下に係る実現純損益：

投資有価証券に係る損失	(235,324,295)
為替差益	2,870

当期実現純損失	(265,837,044)
以下に係る未実現損益の純変動：	
投資有価証券に係る評価益	170,505,871
運用による純資産の純減少	(95,331,173)
資本の変動	
受益証券発行手取額	11,144,142
受益証券買戻支払額	(1,562,512,619)
資本の純変動	(1,551,368,477)
期首現在純資産額	3,333,566,706
期末現在純資産額	1,686,867,056

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書 2011年10月31日終了年度

ハイイールド債券ファンド（日本円で表示）

	注	日本円
収益		
その他の収益		143,396
収益合計		143,396
費用		
管理報酬	4	4,114,825
投資助言報酬	6	2,421,862
代行協会員報酬	8	806,183
管理事務代行報酬	5	806,071
印刷および広告費		842,115
弁護士報酬		719,093
受託報酬	3	988,201
保管報酬	7	80,573
費用合計		10,778,923
投資純損失		(10,635,527)
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る損失		(39,577,274)
為替差益		2,733
当期実現純損失		(50,210,068)
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資有価証券に係る評価益		37,087,859

運用による純資産の純減少	(13,122,209)
資本の変動	
受益証券発行手取額	25,631,688
受益証券買戻支払額	(356,733,925)
資本の純変動	(331,102,237)
期首現在純資産額	963,594,001
期末現在純資産額	619,369,555

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書 2011年10月31日終了年度

オルタナティブ・ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
収益		
その他の収益		110,436
収益合計		110,436
費用		
管理報酬	4	18,542,080
投資助言報酬	6	10,912,048
代行協会員報酬	8	3,633,097
管理事務代行報酬	5	3,632,602
印刷および広告費		1,837,728
弁護士報酬		1,441,919
受託報酬	3	988,201
保管報酬	7	363,455
費用合計		41,351,130
投資純損失		(41,240,694)
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る損失		(908,135,218)
為替差益		3,715
当期実現純損失		(949,372,197)
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資有価証券に係る評価益		751,065,331
運用による純資産の純減少		(198,306,866)
資本の変動		
受益証券発行手取額		141,989,437

受益証券買戻支払額

資本の純変動	(1,849,974,888)
期首現在純資産額	4,463,952,016
期末現在純資産額	2,415,670,262

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2011年10月31日終了年度

不動産（REIT）ファンド（日本円で表示）

	注	日本円
収益		
その他の収益		143,593
収益合計		143,593
費用		
管理報酬	4	3,908,836
投資助言報酬	6	2,300,641
代行協会員報酬	8	765,820
管理事務代行報酬	5	765,701
印刷および広告費		820,491
弁護士報酬		703,218
受託報酬	3	988,201
保管報酬	7	76,538
費用合計		10,329,446
投資純損失		(10,185,853)
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る損失		(126,583,393)
為替差益		2,758
当期実現純損失		(136,766,488)
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資有価証券に係る評価益		119,788,688
運用による純資産の純減少		(16,977,800)
資本の変動		
受益証券発行手取額		39,420,595
受益証券買戻支払額		(330,085,653)
資本の純変動		(290,665,058)
期首現在純資産額		906,736,053

期末現在純資産額	599,093,195
----------	-------------

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書 2011年10月31日終了年度

コモディティ・ファンド（日本円で表示）

	注	日本円
収益		
その他の収益		143,837
収益合計		143,837
費用		
管理報酬	4	2,772,842
投資助言報酬	6	1,632,127
代行協会員報酬	8	543,229
管理事務代行報酬	5	543,160
印刷および広告費		738,204
弁護士報酬		652,215
受託報酬	3	988,201
保管報酬	7	54,256
費用合計		7,924,234
投資純損失		(7,780,397)
以下に係る実現純損益：		
投資有価証券に係る損失		(48,156,188)
為替差益		2,758
当期実現純損失		(55,933,827)
以下に係る未実現損益の純変動：		
投資有価証券に係る評価益		66,249,049
運用による純資産の純増加		10,315,222
資本の変動		
受益証券発行手取額		43,320,394
受益証券買戻支払額		(235,889,330)
資本の純変動		(192,568,936)
期首現在純資産額		614,608,557
期末現在純資産額		432,354,843

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

財務書類に対する注記

2011年10月31日現在

注１．活動

日興グローバル・ファンズ（以下「ファンド」という。）は、アンブレラ型ユニット・トラストとして設立された、ケイマン諸島のシリーズ・ユニット・トラストの集合体である。

2011年10月31日現在、以下の10本のサブ・ファンドおよびそれぞれのトレーディング・カンパニーが運用されている。

サブ・ファンド	関連するトレーディング・カンパニー
日本大型株式ファンド	NGF-JLCEトレーディング・リミテッド
日本小型株式ファンド	NGF-JSCEトレーディング・リミテッド
グローバル株式ファンド	NGF-GEトレーディング・リミテッド
エマージング株式ファンド	NGF-EEトレーディング・リミテッド
日本債券ファンド	NGF-JBトレーディング・リミテッド
グローバル債券ファンド	NGF-GBトレーディング・リミテッド
ハイイールド債券ファンド	NGF-HYBトレーディング・リミテッド
オルタナティブ・ファンド	NGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッド
不動産（REIT）ファンド	NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング・リミテッド
コモディティ・ファンド	NGF-COMMODITYトレーディング・リミテッド

2011年10月31日現在、ファンドの運用中の各サブ・ファンドは、基本信託証書および各個別の信託証書に従って構成されている。

サブ・ファンドの投資目的および投資方針は、分散投資を通じて、長期にわたり投資元本の最適な増加を達成することである。

日本大型株式ファンド

日本大型株式ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-JLCEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-JLCEトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-JLCEトレーディングは、サブ・ファンドによって全額出資されており、NGF-JLCEトレーディングの投資証券は日本大型株式ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

日本大型株式ファンドの財務書類は、日本大型株式ファンドによる全額出資のNGF-JLCEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきであり、個別の財務報告書に開示されている。

日本小型株式ファンド

日本小型株式ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-JSCEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-JSCEトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-JSCEトレーディングは、サブ・ファンドによって全額出資されており、NGF-JSCEトレーディングの投資証券は日本小型株式ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

日本小型株式ファンドの財務書類は、日本小型株式ファンドによる全額出資のNGF-JSCEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきであり、個別の財務報告書に開示されている。

グローバル株式ファンド

グローバル株式ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-GEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-GEトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-GEトレーディングは、サブ・ファンドによって全額出資されており、NGF-GEトレーディングの投資証券はグローバル株式ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

グローバル株式ファンドの財務書類は、グローバル株式ファンドによる全額出資のNGF-GEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきであり、個別の財務報告書に開示されている。

エマージング株式ファンド

エマージング株式ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-EEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-EEトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-EEトレーディングは、サブ・ファンドによって全額出資されており、NGF-EEトレーディングの投資証券はエマージング株式ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

エマージング株式ファンドの財務書類は、エマージング株式ファンドによる全額出資のNGF-EEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきであり、個別の財務報告書に開示されている。

日本債券ファンド

日本債券ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-JBトレーディング・リミテッド（以下「NGF-JBトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-JBトレーディングは、サブ・ファンドによって全額出資されており、NGF-JBトレーディングの投資証券は日本債券ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

日本債券ファンドの財務書類は、日本債券ファンドによる全額出資のNGF-JBトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきであり、個別の財務報告書に開示されている。

グローバル債券ファンド

グローバル債券ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-GBトレーディング・リミテッド（以下「NGF-GBトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-GBトレーディングは、サブ・ファンドによって全額出資されており、NGF-GBトレーディングの投資証券はグローバル債券ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

グローバル債券ファンドの財務書類は、グローバル債券ファンドによる全額出資のNGF-GBトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきであり、個別の財務報告書に開示されている。

ハイイールド債券ファンド

ハイイールド債券ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-HYBトレーディング・リミテッド（以下「NGF-HYBトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-HYBトレーディングは、サブ・ファンドによって全額出資されており、NGF-HYBトレーディングの投資証券はハイイールド債券ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

ハイイールド債券ファンドの財務書類は、ハイイールド債券ファンドによる全額出資のNGF-HYBトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきであり、個別の財務報告書に開示されている。

オルタナティブ・ファンド

オルタナティブ・ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-ALTERNATIVEトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-ALTERNATIVEトレーディングは、サブ・ファンドによって全額出資されており、NGF-ALTERNATIVEトレーディングの投資証券はオルタナティブ・ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

オルタナティブ・ファンドの財務書類は、オルタナティブ・ファンドによる全額出資のNGF-ALTERNATIVEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきであり、個別の財務報告書に開示されている。

不動産（REIT）ファンド

不動産（REIT）ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング・リミテッド（以下「NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディングは、サブ・ファンドによって全額出資されており、NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディングの投資証券は不動産（REIT）ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

不動産（REIT）ファンドの財務書類は、不動産（REIT）ファンドによる全額出資のNGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディングの財務書類と併せて読まれるべきであり、個別の財務報告書に開示されている。

コモディティ・ファンド

コモディティ・ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-COMMODITYトレーディング・リミテッド（以下「NGF-COMMODITYトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-COMMODITYトレーディングは、サブ・ファンドによって全額出資されており、NGF-COMMODITYトレーディングの投資証券はコモディティ・ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

コモディティ・ファンドの財務書類は、コモディティ・ファンドによる全額出資のNGF-COMMODITYトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきであり、個別の財務報告書に開示されている。

注2．重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2.2 純資産計算書ならびに運用計算書および純資産変動計算書

ファンドの結合財務書類は日本円で表示されている。純資産計算書の結合計算書ならびに運用計算書および純資産変動計算書の結合計算書は、サブ・ファンドの残高の合計である。

2.3 投資有価証券の評価

トレーディング・カンパニーへの投資は、管理事務代行会社によって計算された純資産総額に基づく公正価値で評価される。

2.4 設立費用

設立費用は、全額償却済である。

2.5 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

2.6 受取配当金

配当金は、収益に計上される。

2.7 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、2011年10月31日の実勢為替レートで換算されている。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。外国為替取引の未実現および実現損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

注3．受託報酬

受託会社は、各サブ・ファンドの資産から、当該純資産総額に対して年率0.015%の受託報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われ、下限を年間12,500米ドル、上限を年間15,000米ドルとする。

注4．管理報酬

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、当該純資産総額に対して年率0.51%の管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

投資運用会社および販売会社は、管理報酬から、サイド・アグリーメントに定められた報酬を受領する権利を有する。

注5．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、各サブ・ファンドの資産から、当該純資産総額に対して年率0.10%の管理事務代行報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注6．投資助言報酬

投資助言会社は、各サブ・ファンドの資産から、当該純資産総額に対して年率0.30%の投資助言報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注7．保管報酬

保管会社は、各サブ・ファンドの資産から、当該純資産総額に対して年率0.01%の保管報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注8．代行協会員報酬

代行協会員は、各サブ・ファンドの資産から、当該純資産総額に対して年率0.10%の代行協会員報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注9．税金**9.1 ケイマン諸島**

ケイマン諸島における現行の税法に基づき、ファンドにより支払われるべきその他の税金はない。そのため、所得税引当額は、計算書に計上されていない。

9.2 その他の国々

ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課される可能性がある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しにより発生する可能性のある課税関係またはその他の帰結を判断するため、各自が市民権、住所および居住地を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注10．2011年10月31日現在の投資対象の評価

サブ・ファンドの2011年10月31日現在の純資産総額は、ファンドの基本信託証書で想定された評価原則に従って算出されている。特に、トレーディング・カンパニーが保有する集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関係する評価日において入手可能な純資産額で評価されている。

トレーディング・カンパニーの投資対象が、2011年10月31日現在の純資産額で評価されたとした場合、トレーディング・カンパニーの純資産総額は以下の金額となる。

通貨／トレーディング・カンパニー	NGF-COMMODITY トレーディング	NGF-REAL ESTATE (REIT) トレーディング	NGF-EEトレーディング
日本円	431,408,095	595,223,761	1,633,287,093

通貨／トレーディング・カンパニー	NGF-GEトレーディング	NGF-JSCEトレーディング	NGF-JLCEトレーディング
日本円	3,164,294,462	511,495,370	3,023,432,656

上記の結果、2011年10月31日現在のサブ・ファンドの純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格に与える影響は以下の通りである。

	日興グローバル・ファンズ - コモディティ・ファンド	日興グローバル・ファンズ - 不動産（REIT）ファンド	日興グローバル・ファンズ - エマージング株式ファンド
純資産総額	429,847,851	593,543,091	1,630,764,956
1口当たり純資産価格	0.7966	0.5000	0.7575

	日興グローバル・ファンズ - グローバル株式ファンド	日興グローバル・ファンズ - 日本小型株式ファンド	日興グローバル・ファンズ - 日本大型株式ファンド
純資産総額	3,160,354,313	509,840,436	3,019,479,904
1口当たり純資産価格	0.5739	0.5200	0.4952

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成され、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および／または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2011

Combined statement

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		21,600,583,023
At market value	2.3	15,284,378,730
Receivable on securities sold		54,336,643
Total assets		15,338,715,373
Liabilities		
Payable on redemptions		54,336,643
Printing and publishing expenses payable		6,751,532
Manager fees payable	4	6,416,520
Professional expenses payable		4,757,568
Investment Advisory fees payable	6	3,775,027
Agent Company fees payable	8	1,257,774
Administrator fees payable	5	1,257,714
Trustee fees payable	3	826,090
Custodian fees payable	7	125,728
Total liabilities		79,504,596
Total net assets		15,259,210,777

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2011

Japan Large Cap Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		5,348,502,897
At market value	2.3	3,042,373,317
Receivable on securities sold		10,986,640
Total assets		3,053,359,957
Liabilities		
Payable on redemptions		10,986,640
Printing and publishing expenses payable		789,164
Manager fees payable	4	1,296,600

Professional expenses payable		487,822
Investment Advisory fees payable	6	762,820
Agent Company fees payable	8	254,168
Administrator fees payable	5	254,155
Trustee fees payable	3	82,609
Custodian fees payable	7	25,414
Total liabilities		14,939,392
Total net assets		3,038,420,565
Number of units outstanding		6,097,230,058
Net assets per unit		0.4983

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2011

Japan Small Cap Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		875,085,189
At market value	2.3	515,738,972
Receivable on securities sold		1,873,276
Total assets		517,612,248
Liabilities		
Payable on redemptions		1,873,276
Printing and publishing expenses payable		634,350
Manager fees payable	4	225,086
Professional expenses payable		487,822
Investment Advisory fees payable	6	132,430
Agent Company fees payable	8	44,117
Administrator fees payable	5	44,116
Trustee fees payable	3	82,609
Custodian fees payable	7	4,404
Total liabilities		3,528,210
Total net assets		514,084,038
Number of units outstanding		980,454,860
Net assets per unit		0.5243

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2011

Global Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		4,847,423,590
At market value	2.3	3,199,247,612
Receivable on securities sold		10,354,424
Total assets		3,209,602,036
Liabilities		
Payable on redemptions		10,354,424
Printing and publishing expenses payable		771,445
Manager fees payable	4	1,299,155
Professional expenses payable		487,822
Investment Advisory fees payable	6	764,323
Agent Company fees payable	8	254,671
Administrator fees payable	5	254,658
Trustee fees payable	3	82,609
Custodian fees payable	7	25,466
Total liabilities		14,294,573
Total net assets		3,195,307,463
Number of units outstanding		5,507,065,057
Net assets per unit		0.5802

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2011

Emerging Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		1,837,583,829
At market value	2.3	1,651,976,498
Receivable on securities sold		4,723,567
Total assets		1,656,700,065
Liabilities		
Payable on redemptions		4,723,567
Printing and publishing expenses payable		639,828
Manager fees payable	4	655,952
Professional expenses payable		487,822

Investment Advisory fees payable	6	385,916
Agent Company fees payable	8	128,580
Administrator fees payable	5	128,576
Trustee fees payable	3	82,609
Custodian fees payable	7	12,854
Total liabilities		7,245,704
Total net assets		1,649,454,361
Number of units outstanding		2,152,687,086
Net assets per unit		0.7662

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2011

Japanese Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		1,059,689,157
At market value	2.3	1,110,778,978
Receivable on securities sold		5,103,251
Total assets		1,115,882,229
Liabilities		
Payable on redemptions		5,103,251
Printing and publishing expenses payable		641,438
Manager fees payable	4	488,847
Professional expenses payable		487,822
Investment Advisory fees payable	6	287,605
Agent Company fees payable	8	95,823
Administrator fees payable	5	95,818
Trustee fees payable	3	82,609
Custodian fees payable	7	9,577
Total liabilities		7,292,790
Total net assets		1,108,589,439
Number of units outstanding		1,115,627,513
Net assets per unit		0.9937

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2011

Global Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		1,967,164,109
At market value	2.3	1,689,563,329
Receivable on securities sold		7,048,887
Total assets		1,696,612,216
Liabilities		
Payable on redemptions		7,048,887
Printing and publishing expenses payable		665,708
Manager fees payable	4	730,081
Professional expenses payable		487,822
Investment Advisory fees payable	6	429,526
Agent Company fees payable	8	143,114
Administrator fees payable	5	143,108
Trustee fees payable	3	82,609
Custodian fees payable	7	14,305
Total liabilities		9,745,160
Total net assets		1,686,867,056
Number of units outstanding		2,251,240,839
Net assets per unit		0.7493

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2011

High Yield Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		700,050,175
At market value	2.3	621,075,538
Receivable on securities sold		2,022,184
Total assets		623,097,722
Liabilities		
Payable on redemptions		2,022,184
Printing and publishing expenses payable		618,044
Manager fees payable	4	258,764
Professional expenses payable		487,822

Investment Advisory fees payable	6	152,244
Agent Company fees payable	8	50,718
Administrator fees payable	5	50,716
Trustee fees payable	3	82,609
Custodian fees payable	7	5,066
Total liabilities		3,728,167
Total net assets		619,369,555
Number of units outstanding		797,657,608
Net assets per unit		0.7765

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2011

Alternative Fund		(Expressed in Japanese yen)
	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		3,587,628,353
At market value	2.3	2,418,935,534
Receivable on securities sold		8,960,289
Total assets		2,427,895,823
Liabilities		
Payable on redemptions		8,960,289
Printing and publishing expenses payable		732,276
Manager fees payable	4	1,041,626
Professional expenses payable		367,170
Investment Advisory fees payable	6	612,814
Agent Company fees payable	8	204,186
Administrator fees payable	5	204,176
Trustee fees payable	3	82,609
Custodian fees payable	7	20,415
Total liabilities		12,225,561
Total net assets		2,415,670,262
Number of units outstanding		4,009,769,128
Net assets per unit		0.6024

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2011

Real Estate (REIT) Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		835,523,088
At market value	2.3	600,773,865
Receivable on securities sold		1,838,451
Total assets		602,612,316
Liabilities		
Payable on redemptions		1,838,451
Printing and publishing expenses payable		632,286
Manager fees payable	4	238,987
Professional expenses payable		487,822
Investment Advisory fees payable	6	140,608
Agent Company fees payable	8	46,841
Administrator fees payable	5	46,837
Trustee fees payable	3	82,609
Custodian fees payable	7	4,680
Total liabilities		3,519,121
Total net assets		599,093,195
Number of units outstanding		1,186,993,318
Net assets per unit		0.5047

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2011

Commodity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		541,932,636
At market value	2.3	433,915,087
Receivable on securities sold		1,425,674
Total assets		435,340,761
Liabilities		
Payable on redemptions		1,425,674
Printing and publishing expenses payable		626,993
Manager fees payable	4	181,422
Professional expenses payable		487,822

Investment Advisory fees payable	6	106,741
Agent Company fees payable	8	35,556
Administrator fees payable	5	35,554
Trustee fees payable	3	82,609
Custodian fees payable	7	3,547
Total liabilities		2,985,918
Total net assets		432,354,843
Number of units outstanding		539,595,843
Net assets per unit		0.8013

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2011

Combined statement

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Income		
Other income		1,416,112
Total income		1,416,112
Expenses		
Manager fees	4	105,056,627
Investment Advisory fees	6	61,827,489
Agent Company fees	8	20,584,254
Administrator fees	5	20,581,485
Printing and publishing expenses		12,566,871
Legal expenses		10,016,085
Trustee fees	3	9,882,010
Custodian fees	7	2,058,823
Total expenses		242,573,644
Net investment loss		(241,157,532)
Net realised on :		
Loss on investments		(3,477,268,171)
Gain on foreign exchange		28,944
Net realised loss for the year		(3,718,396,759)
Net change in unrealised on :		
Appreciation on investments		3,266,883,560
Net decrease in net assets as result of operations		(451,513,199)
Movement in capital		
Subscriptions of units		1,132,767,269

Redemptions of units

Net movement in capital	(8,764,293,559)
Net assets at the beginning of the year	24,475,017,535
Net assets at the end of the year	15,259,210,777

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2011

Japan Large Cap Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Income		
Other income		155,976
Total income		155,976
Expenses		
Manager fees	4	20,168,688
Investment Advisory fees	6	11,869,215
Agent Company fees	8	3,951,851
Administrator fees	5	3,951,325
Printing and publishing expenses		1,922,697
Legal expenses		1,392,145
Trustee fees	3	988,201
Custodian fees	7	395,351
Total expenses		44,639,473
Net investment loss		(44,483,497)
Net realised on :		
Loss on investments		(1,130,384,897)
Gain on foreign exchange		3,174
Net realised loss for the year		(1,174,865,220)
Net change in unrealised on :		
Appreciation on investments		1,150,079,816
Net decrease in net assets as result of operations		(24,785,404)
Movement in capital		
Subscriptions of units		228,350,519
Redemptions of units		(1,637,111,458)
Net movement in capital		(1,408,760,939)
Net assets at the beginning of the year		4,471,966,908

Net assets at the end of the year	3,038,420,565
--	----------------------

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2011

Japan Small Cap Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Income		
Other income		143,032
Total income		143,032
Expenses		
Manager fees	4	3,549,027
Investment Advisory fees	6	2,088,896
Agent Company fees	8	695,325
Administrator fees	5	695,230
Printing and publishing expenses		762,655
Legal expenses		684,845
Trustee fees	3	988,201
Custodian fees	7	69,479
Total expenses		9,533,658
Net investment loss		(9,390,626)
Net realised on :		
Loss on investments		(192,603,651)
Gain on foreign exchange		2,770
Net realised loss for the year		(201,991,507)
Net change in unrealised on :		
Appreciation on investments		226,459,874
Net increase in net assets as result of operations		24,468,367
Movement in capital		
Subscriptions of units		13,424,195
Redemptions of units		(299,234,990)
Net movement in capital		(285,810,795)
Net assets at the beginning of the year		775,426,466
Net assets at the end of the year		514,084,038

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2011

Global Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Income		
Other income		144,444
Total income		144,444
Expenses		
Manager fees	4	19,963,502
Investment Advisory fees	6	11,748,476
Agent Company fees	8	3,911,650
Administrator fees	5	3,911,127
Printing and publishing expenses		1,909,806
Legal expenses		1,401,350
Trustee fees	3	988,201
Custodian fees	7	391,326
Total expenses		44,225,438
Net investment loss		(44,080,994)
Net realised on :		
Loss on investments		(801,185,687)
Gain on foreign exchange		2,842
Net realised loss for the year		(845,263,839)
Net change in unrealised on :		
Appreciation on investments		879,295,263
Net increase in net assets as result of operations		34,031,424
Movement in capital		
Subscriptions of units		288,509,392
Redemptions of units		(1,600,125,167)
Net movement in capital		(1,311,615,775)
Net assets at the beginning of the year		4,472,891,814
Net assets at the end of the year		3,195,307,463

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2011

Emerging Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Income		
Other income		143,096
Total income		143,096
Expenses		
Manager fees	4	9,423,446
Investment Advisory fees	6	5,545,891
Agent Company fees	8	1,846,360
Administrator fees	5	1,846,128
Printing and publishing expenses		1,188,464
Legal expenses		913,593
Trustee fees	3	988,201
Custodian fees	7	184,667
Total expenses		21,936,750
Net investment loss		(21,793,654)
Net realised on :		
Loss on investments		(38,133,908)
Gain on foreign exchange		2,646
Net realised loss for the year		(59,924,916)
Net change in unrealised on :		
Depreciation on investments		(97,200,212)
Net decrease in net assets as result of operations		(157,125,128)
Movement in capital		
Subscriptions of units		334,921,940
Redemptions of units		(747,231,977)
Net movement in capital		(412,310,037)
Net assets at the beginning of the year		2,218,889,526
Net assets at the end of the year		1,649,454,361

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS**Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2011****Japanese Bond Fund**

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
--	-------	-----

Income		
Other income		144,604
Total income		144,604
Expenses		
Manager fees	4	9,070,994
Investment Advisory fees	6	5,338,494
Agent Company fees	8	1,777,301
Administrator fees	5	1,777,059
Printing and publishing expenses		1,107,483
Legal expenses		957,991
Trustee fees	3	988,201
Custodian fees	7	177,752
Total expenses		21,195,275
Net investment loss		(21,050,671)
Net realised on :		
Gain on investments		42,816,340
Gain on foreign exchange		2,678
Net realised gain for the year		21,768,347
Net change in unrealised on :		
Depreciation on investments		(36,447,979)
Net decrease in net assets as result of operations		(14,679,632)
Movement in capital		
Subscriptions of units		6,054,967
Redemptions of units		(1,136,171,384)
Net movement in capital		(1,130,116,417)
Net assets at the beginning of the year		2,253,385,488
Net assets at the end of the year		1,108,589,439

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2011

Global Bond Fund (Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Income		
Other income		143,698
Total income		143,698

Expenses		
Manager fees	4	13,542,387
Investment Advisory fees	6	7,969,839
Agent Company fees	8	2,653,438
Administrator fees	5	2,653,082
Printing and publishing expenses		1,437,228
Legal expenses		1,149,716
Trustee fees	3	988,201
Custodian fees	7	265,426
Total expenses		30,659,317
Net investment loss		(30,515,619)
Net realised on :		
Loss on investments		(235,324,295)
Gain on foreign exchange		2,870
Net realised loss for the year		(265,837,044)
Net change in unrealised on :		
Appreciation on investments		170,505,871
Net decrease in net assets as result of operations		(95,331,173)
Movement in capital		
Subscriptions of units		11,144,142
Redemptions of units		(1,562,512,619)
Net movement in capital		(1,551,368,477)
Net assets at the beginning of the year		3,333,566,706
Net assets at the end of the year		1,686,867,056

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2011

High Yield Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Income		
Other income		143,396
Total income		143,396
Expenses		
Manager fees	4	4,114,825
Investment Advisory fees	6	2,421,862
Agent Company fees	8	806,183
Administrator fees	5	806,071

Printing and publishing expenses		842,115
Legal expenses		719,093
Trustee fees	3	988,201
Custodian fees	7	80,573
Total expenses		10,778,923
Net investment loss		(10,635,527)
Net realised on :		
Loss on investments		(39,577,274)
Gain on foreign exchange		2,733
Net realised loss for the year		(50,210,068)
Net change in unrealised on :		
Appreciation on investments		37,087,859
Net decrease in net assets as result of operations		(13,122,209)
Movement in capital		
Subscriptions of units		25,631,688
Redemptions of units		(356,733,925)
Net movement in capital		(331,102,237)
Net assets at the beginning of the year		963,594,001
Net assets at the end of the year		619,369,555

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2011

Alternative Fund (Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Income		
Other income		110,436
Total income		110,436
Expenses		
Manager fees	4	18,542,080
Investment Advisory fees	6	10,912,048
Agent Company fees	8	3,633,097
Administrator fees	5	3,632,602
Printing and publishing expenses		1,837,728
Legal expenses		1,441,919
Trustee fees	3	988,201
Custodian fees	7	363,455
Total expenses		41,351,130

Net investment loss	(41,240,694)
Net realised on :	
Loss on investments	(908,135,218)
Gain on foreign exchange	3,715
Net realised loss for the year	(949,372,197)
Net change in unrealised on :	
Appreciation on investments	751,065,331
Net decrease in net assets as result of operations	(198,306,866)
Movement in capital	
Subscriptions of units	141,989,437
Redemptions of units	(1,991,964,325)
Net movement in capital	(1,849,974,888)
Net assets at the beginning of the year	4,463,952,016
Net assets at the end of the year	2,415,670,262

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2011

Real Estate (REIT) Fund (Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Income		
Other income		143,593
Total income		143,593
Expenses		
Manager fees	4	3,908,836
Investment Advisory fees	6	2,300,641
Agent Company fees	8	765,820
Administrator fees	5	765,701
Printing and publishing expenses		820,491
Legal expenses		703,218
Trustee fees	3	988,201
Custodian fees	7	76,538
Total expenses		10,329,446
Net investment loss		(10,185,853)
Net realised on :		
Loss on investments		(126,583,393)

Gain on foreign exchange

2,758

Net realised loss for the year	(136,766,488)
---------------------------------------	----------------------

Net change in unrealised on :

Appreciation on investments

119,788,688

Net decrease in net assets as result of operations	(16,977,800)
---	---------------------

Movement in capital

Subscriptions of units

39,420,595

Redemptions of units

(330,085,653)

Net movement in capital	(290,665,058)
--------------------------------	----------------------

Net assets at the beginning of the year	906,736,053
--	--------------------

Net assets at the end of the year	599,093,195
--	--------------------

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2011
--

Commodity Fund

(Expressed in Japanese yen)

Notes

JPY

Income

Other income

143,837

Total income	143,837
---------------------	----------------

Expenses

Manager fees

4

2,772,842

Investment Advisory fees

6

1,632,127

Agent Company fees

8

543,229

Administrator fees

5

543,160

Printing and publishing expenses

738,204

Legal expenses

652,215

Trustee fees

3

988,201

Custodian fees

7

54,256

Total expenses	7,924,234
-----------------------	------------------

Net investment loss	(7,780,397)
----------------------------	--------------------

Net realised on :

Loss on investments

(48,156,188)

Gain on foreign exchange

2,758

Net realised loss for the year	(55,933,827)
---------------------------------------	---------------------

Net change in unrealised on :

Appreciation on investments

66,249,049

Net increase in net assets as result of operations	10,315,222
Movement in capital	
Subscriptions of units	43,320,394
Redemptions of units	(235,889,330)
Net movement in capital	(192,568,936)
Net assets at the beginning of the year	614,608,557
Net assets at the end of the year	432,354,843

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Notes to the financial statements

(As at October 31, 2011)

Note 1 - Activity

NIKKO GLOBAL FUNDS (the “Trust”), which has been established as an umbrella unit trust, is a group of Cayman Islands series unit trusts.

As at October 31, 2011, the following ten Series Trusts with their respective trading companies are in operation :

Series Trust	Related Trading Companies
Japan Large Cap Equity Fund	NGF-JLCE Trading Ltd.
Japan Small Cap Equity Fund	NGF-JSCE Trading Ltd.
Global Equity Fund	NGF-GE Trading Ltd.
Emerging Equity Fund	NGF-EE Trading Ltd.
Japanese Bond Fund	NGF-JB Trading Ltd.
Global Bond Fund	NGF-GB Trading Ltd.
High Yield Bond Fund	NGF-HYB Trading Ltd.
Alternative Fund	NGF-ALTERNATIVE Trading Ltd.
Real Estate (REIT) Fund	NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading Ltd.
Commodity Fund	NGF-COMMODITY Trading Ltd.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2011)

Note 1 - Activity (continued)

The Series Trusts of the Trust in activity as at October 31, 2011 are constituted pursuant to the Master Trust Deed and separate Series Trust Deeds.

The investment objective and policies of the Series Trusts are to seek to obtain an optimal growth of capital invested over the long term by management of a diversified portfolio.

Japan Large Cap Equity Fund

Japan Large Cap Equity Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-JLCE Trading Ltd. (" NGF-JLCE Trading "), a single trading company. NGF-JLCE Trading is wholly-owned by the Series Trust and the shares of NGF-JLCE Trading form the main assets (and may be the only assets) of Japan Large Cap Equity Fund.

The financial statements of Japan Large Cap Equity Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-JLCE Trading wholly-owned by Japan Large Cap Equity Fund and disclosed in a separate financial report.

Japan Small Cap Equity Fund

Japan Small Cap Equity Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-JSCE Trading Ltd. (" NGF-JSCE Trading "), a single trading company. NGF-JSCE Trading is wholly-owned by the Series Trust and the shares of NGF-JSCE Trading form the main assets (and may be the only assets) of Japan Small Cap Equity Fund.

The financial statements of Japan Small Cap Equity Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-JSCE Trading, wholly-owned by Japan Small Cap Equity Fund and disclosed in a separate financial report.

Global Equity Fund

Global Equity Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-GE Trading Ltd. (" NGF-GE Trading "), a single trading company. NGF-GE Trading is wholly-owned by the Series Trust and the shares of NGF-GE Trading form the main assets (and may be the only assets) of Global Equity Fund.

The financial statements of Global Equity Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-GE Trading, wholly-owned by Global Equity Fund and disclosed in a separate financial report.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2011)

Note 1 - Activity (continued)

Emerging Equity Fund

Emerging Equity Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-EE Trading Ltd. (“ NGF-EE Trading ”), a single trading company. NGF-EE Trading is wholly-owned by the Series Trust and the shares of NGF-EE Trading form the main assets (and may be the only assets) of Emerging Equity Fund.

The financial statements of Emerging Equity Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-EE Trading, wholly-owned by Emerging Equity Fund and disclosed in a separate financial report.

Japanese Bond Fund

Japanese Bond Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-JB Trading Ltd. (“ NGF-JB Trading ”), a single trading company. NGF-JB Trading is wholly-owned by the Series Trust and the shares of NGF-JB Trading form the main assets (and may be the only assets) of Japanese Bond Fund.

The financial statements of Japanese Bond Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-JB Trading, wholly-owned by Japanese Bond Fund and disclosed in a separate financial report.

Global Bond Fund

Global Bond Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-GB Trading Ltd. (“ NGF-GB Trading ”), a single trading company. NGF-GB Trading is wholly-owned by the Series trust and the shares of NGF-GB Trading form the main assets (and may be the only assets) of Global Bond Fund.

The financial statements of Global Bond Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-GB Trading, wholly-owned by Global Bond Fund and disclosed in a separate financial report.

High Yield Bond Fund

High Yield Bond Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-HYB Trading Ltd. (“ NGF-HYB Trading ”), a single trading company. NGF-HYB Trading is wholly-owned by the series trust and the shares of NGF-HYB Trading form the main assets (and may be the only assets) of High Yield Bond Fund.

The financial statements of High Yield Bond Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-HYB Trading, wholly-owned by High Yield Bond Fund and disclosed in a separate financial report.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2011)

Note 1 - Activity (continued)

Alternative Fund

Alternative Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-ALTERNATIVE Trading Ltd. (“ NGF-ALTERNATIVE Trading ”), a single trading company. NGF-ALTERNATIVE Trading is wholly-owned by the series trust and the shares of NGF-ALTERNATIVE Trading form the main assets (and may be the only assets) of Alternative Fund.

The financial statements of Alternative Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-ALTERNATIVE Trading, wholly-owned by Alternative Fund and disclosed in a separate financial report.

Real Estate (REIT) Fund

Real Estate (REIT) Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading Ltd. (“ NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading ”), a single trading company. NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading is wholly-owned by the series trust and the shares of NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading form the main assets (and may be the only assets) of Real Estate (REIT) Fund.

The financial statements of Real Estate (REIT) Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading, wholly-owned by Real Estate (REIT) Fund and disclosed in a separate financial report.

Commodity Fund

Commodity Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-COMMODITY Trading Ltd. (“ NGF-COMMODITY Trading ”), a single trading company. NGF-COMMODITY Trading is wholly-owned by the series trust and the shares of NGF-COMMODITY Trading form the main assets (and may be the only assets) of Commodity Fund.

The financial statements of Commodity Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-COMMODITY Trading, wholly-owned by Commodity Fund and disclosed in a separate financial report.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2011)

Note 2 - Significant accounting policies

2.1 - Presentation of financial statements

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg Generally Accepted Accounting Principles applicable to investment funds.

2.2 - Statements of net assets and of operations and changes in net assets

The combined financial statements of the Trust are expressed in JPY. The combined statement of net assets and the combined statement of operations and changes in net assets represent the sum of the Series Trusts balances.

2.3 - Valuation of the investments in securities

The investment in the respective trading company is valued at fair value based on its net asset value as prepared by the Administrator.

2.4 - Formation expenses

Formation expenses have been fully amortised.

2.5 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

2.6 - Dividend income

Dividends are recorded in income.

2.7 - Foreign currency translation

Assets and liabilities expressed in other currencies than the Japanese yen are translated at exchange rates ruling as at October 31, 2011. Transactions in foreign currencies are translated into JPY at exchange rates ruling at the transaction dates. Unrealised and realised gains and losses on foreign currencies are recorded in the statement of operations and changes in net assets for the year.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2011)

Note 3 - Trustee fee

The Trustee is entitled to receive out of the assets of each Series Trust a trustee fee at the rate of 0.015% per annum of its net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears with a minimum of USD 12,500 per annum and a maximum of USD 15,000 per annum.

Note 4 - Manager fee

The Manager is entitled to receive out of the assets of each Series Trust a manager fee at the rate of 0.51% per annum of its net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

The Investment Manager and Distributor are entitled to receive out of the Manager's fee a fee as agreed in side agreements.

Note 5 - Administrator fee

The Administrator is entitled to receive out of the assets of each Series Trust an administrator fee at the rate of 0.10% per annum of its net asset value on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 6 - Investment Advisory fee

The Investment Adviser is entitled to receive out of the assets of each Series Trust an investment advisory fee at the rate of 0.30% per annum of its net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 7 - Custodian fee

The Custodian is entitled to receive out of the assets of each Series Trust a custodian fee at the rate of 0.01% per annum of its net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 8 - Agent Company fee

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of each Series Trust an agent company fee at the rate of 0.10% per annum of its net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

NIKKO GLOBAL FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at October 31, 2011)

Note 9 - Taxation**9.1 - Cayman Islands**

Under current tax law in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

9.2 - Other Countries

The Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdiction.

NIKKO GLOBAL FUNDS**Notes to the financial statements (continued)****Note 10 - Valuation of the investments as at October 31, 2011**

The total net assets of the Series Trust as at October 31, 2011 have been calculated in accordance with the valuation principles as foreseen in the Master Trust Deed of the Trust. In particular, collective investment schemes, investment funds and mutual funds held by the Trading Companies, are valued at the net asset value available as of the relevant Valuation Day.

If the underlying investments of the Trading Companies had been valued at the net asset value dated October 31, 2011, the total net assets of the Trading Companies would have amounted as follow:

Currency / Trading Company	NGF-COMMODITY Trading	NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading	NGF-EE Trading	NGF-GE Trading	NGF-JSCE Trading	NGF-JLCE Trading
JPY	431,408,095	595,223,761	1,633,287,093	3,164,294,462	511,495,370	3,023,432,656

This would have resulted in the following total net assets and net assets per unit of the Series Trust as at October 31, 2011:

	Nikko Global Funds - Commodity Fund	Nikko Global Funds - Real Estate (REIT) Fund	Nikko Global Funds - Emerging Equity Fund	Nikko Global Funds - Global Equity Fund	Nikko Global Funds - Japan Small Cap Equity Fund	Nikko Global Funds - Japan Large Cap Equity Fund
Total net assets	429,847,851	593,543,091	1,630,764,956	3,160,354,313	509,840,436	3,019,479,904
Net assets per unit	0.7966	0.5000	0.7575	0.5739	0.5200	0.4952

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

<日本大型株式ファンド>

(平成25年1月末日現在)

	円（ を除く ）
資産総額	2,685,676,294
負債総額	5,194,485
純資産総額（ - ）	2,680,481,809
発行済口数	4,400,068,966口
1口当たり純資産価格（ / ）	0.6092

<日本小型株式ファンド>

(平成25年1月末日現在)

	円（ を除く ）
資産総額	455,522,973
負債総額	1,757,833
純資産総額（ - ）	453,765,140
発行済口数	696,864,791口
1口当たり純資産価格（ / ）	0.6512

<グローバル株式ファンド>

(平成25年1月末日現在)

	円（ を除く ）
資産総額	2,667,471,830
負債総額	5,223,340
純資産総額（ - ）	2,662,248,490
発行済口数	3,446,025,517口
1口当たり純資産価格（ / ）	0.7726

<エマージング株式ファンド>

(平成25年1月末日現在)

	円（ を除く ）
資産総額	1,494,027,162
負債総額	3,392,271
純資産総額（ - ）	1,490,634,891
発行済口数	1,534,462,643口
1口当たり純資産価格（ / ）	0.9714

<日本債券ファンド>

(平成25年1月末日現在)

	円（ を除く ）
資産総額	546,397,534
負債総額	2,032,842
純資産総額（ - ）	544,364,692
発行済口数	546,705,676口
1口当たり純資産価格（ / ）	0.9957

<グローバル債券ファンド>

(平成25年1月末日現在)

	円（ を除く ）
資産総額	797,929,948
負債総額	2,440,118
純資産総額（ - ）	795,489,830
発行済口数	918,664,375口
1口当たり純資産価格（ / ）	0.8659

<ハイイールド債券ファンド>（平成25年1月末日現在）

	円（ を除く ）
資産総額	572,276,143
負債総額	1,968,856
純資産総額（ - ）	570,307,287
発行済口数	559,317,217口
1口当たり純資産価格（ / ）	1.0196

<オルタナティブ・ファンド>（平成25年1月末日現在）

	円（ を除く ）
資産総額	2,632,119,279
負債総額	5,469,728
純資産総額（ - ）	2,626,649,551
発行済口数	4,095,187,383口
1口当たり純資産価格（ / ）	0.6414

<不動産（REIT）ファンド>（平成25年1月末日現在）

	円（ を除く ）
資産総額	571,065,920
負債総額	1,939,136
純資産総額（ - ）	569,126,784
発行済口数	803,795,377口
1口当たり純資産価格（ / ）	0.7080

<コモディティ・ファンド>（平成25年1月末日現在）

	円（ を除く ）
資産総額	339,077,693
負債総額	1,601,205
純資産総額（ - ）	337,476,488
発行済口数	392,730,278口
1口当たり純資産価格（ / ）	0.8593

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（1）ファンド証券の名義書換

サブ・ファンドの記名式受益証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 2557

ロベルトシュトゥンパー通り9 A

日本の受益者については、受益証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

（２）受益者集会

受託会社または管理会社は、いつでも受益者集会を招集することができる。受託会社または管理会社は、すべてのサブ・ファンドに関する発行済受益証券の純資産総額の51%以上を保有する受益者からの書面による要求がある場合、すべてのサブ・ファンドの受益者集会を招集しなければならない。受託会社または管理会社はまた、いずれか一つのサブ・ファンドの全受益者からの書面による要求がある場合、当該サブ・ファンドの受益者集会を招集しなければならない。受益者集会の少なくとも21日前には受益者に通知が行われる。

すべての受益者集会における出席者数、定足数および議決権数の要件ならびに受益者の議決権は信託証書に記載されている。

（３）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある）ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島に住所地を有する者を含む。）によるファンド証券の取得も制限することができる。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本の額

管理会社の資本金は、446,220ユーロ（約5,428万円）で、平成25年3月末日現在全額払込済である。なお、1株24.79ユーロ（約3,016円）の記名式株式18,000株を発行済である。

過去5年間、管理会社の資本金に増減はなかった。

（2）会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。取締役は適法に招集された株主総会において株主によって選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、再任されるまでまたは後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まるが、株主総会の決議により理由のいかなを問わずいつでも解任される。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長数名を選出することができる。取締役会はまた、取締役会および株主総会の議事録を保持する責任者である秘書役1名（取締役であることを要しない。）を選出することができる。取締役会は会長または2名の取締役により招集され、招集通知に記載された場所で開催される。さらに管理会社の業務運営および経営に必要なとみなされる場合にはジェネラル・マネジャー1名、上記の秘書役、ジェネラル・マネジャー補佐、秘書役補佐または他の役員数名を随時任命することができる。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされる。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載する。かかる通知は、書面、電報またはテレックスにより各取締役の同意が得られた場合には省略することができる。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はない。

取締役は、書面、電報、ファックス、テレックスまたは委任状を確認できるその他の電子的媒体により別の取締役に指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとする。上記にかかわらず、取締役の決議は書面により行うこともでき、決議を記載し、各取締役が署名した1通または複数の書面で構成されることもできる。

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき適式に設立され有効に存続し、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、その管理するすべての投資信託に関して、専門性を有する投資運用会社を選任し、運用を委任している。管理会社は、1915年法に基づき平成4年2月27日に設立された。1915年法は、中でも、会社の設立、運営および株式の募集を含む、商事会社に関する基本事項を定めている。2010年法第16章に基づき、管理会社は、投資信託の管理会社としての資格を有している。

管理会社はS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の完全所有子会社である。

管理会社の目的は、（2010年法第125条の意味の範囲内の）投資信託の運用を行うことである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグ籍投資信託を運用することを要する。管理会社は、投資信託の管理、運営および販売に関するあらゆる活動を行うことができる。管理会社は、2010年法第16章の制限の範囲内で、その目的の達成に有益とみなされるあらゆる活動を行うことができる。

管理会社は、サブ・ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換を含む管理・運營業務を行い、サブ・ファンドの資産に直接または間接的に関連するすべての権利を行使することができる。

管理会社は、関係するサブ・ファンドの費用で、関連する信託証書に基づく一部または全部の職務を、一名以上の個人または一社以上の企業（投資運用会社またはその他のサービス提供会社を含む。）に委任する十分な権限を有するものとする。ただし、管理会社は上記の受任者が信託証書に定める規定を遵守することを保証すること、管理会社は受任者が犯した作為または不作為に関して、あたかも管理会社自身の作為または不作為であるかのようにして、引き続き責任を負うことを条件とする。

信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点でサブ・ファンドの信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の詐欺、重過失または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わないものとする。

管理会社、その関係会社、これらの取締役、役員、従業員または代理人は、各サブ・ファンドの管理会社として、その関係会社としてまたはこれらの取締役、役員、従業員もしくは代理人としてそれぞれ強いられまたは被ることがある、関連する信託証書に基づきまたは各サブ・ファンドに関連する権限および職務の適正な遂行過程において生じた訴訟、手続、債務、費用、請求、損害、経費（一切の合理的な弁護士、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部または一部について、各サブ・ファンドの信託財産から補償される。かかる補償は、管理会社、その関係会社、その取締役、役員、従業員または代理人の故意の不履行、重過失または詐欺により発生した作為または不作為から生じ管理会社が被る一切の訴訟、手続、債務、費用、請求、損害、経費または要求については適用されない。

管理会社は「管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

管理会社は、平成25年3月末日現在、18本の投資信託を管理および運営しており、その総資産額の合計は、以下に記載された純資産総額（通貨別）の合計額である。

管理会社が管理および運営している投資信託は、以下のとおり分類される。

（平成25年3月末日現在）

純資産総額（通貨別）	
米ドル	2,914,654,451
ユーロ	12,680,188
円	124,715,701,845
豪ドル	2,068,098,751
ニュージーランド・ドル	834,820,785
カナダ・ドル	71,049,624

投資信託の基本的性格	
ルクセンブルグ籍契約型オープン・エンド型投資信託の数	4
ケイマン諸島籍契約型オープン・エンド型投資信託の数	14

3【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー・ルクセンブルグ サールから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成25年2月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝121.65円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（1）【貸借対照表】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

貸借対照表

2012年3月31日現在

（単位：ユーロ）

	注	2012年3月31日		2011年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
流動資産					
- 債権					
売掛金					
1年以内に支払期限の到来するもの	3	286,778	34,887	374,322	45,536
- 現金および預金		2,213,620	269,287	2,418,872	294,256
資産合計		2,500,398	304,173	2,793,194	339,792
負債					
資本金および準備金					
- 払込資本金	4	446,220	54,283	446,220	54,283
- 準備金					
法定準備金	5	44,622	5,428	44,622	5,428
その他の積立金	6	998,765	121,500	967,160	117,655
		1,043,387	126,928	1,011,782	123,083
- 当期純利益		370,350	45,053	481,605	58,587
		1,859,957	226,264	1,939,607	235,953
引当金					
- 納税引当金	7	452,411	55,036	606,791	73,816

非劣後債務

- 買掛金

1年以内に支払期限の到来するもの		27,566	3,353	1,625	198
------------------	--	--------	-------	-------	-----

- その他の債務

1年以内に支払期限の到来するもの	8	160,464	19,520	245,171	29,825
		188,030	22,874	246,796	30,023

負債合計		2,500,398	304,173	2,793,194	339,792
------	--	-----------	---------	-----------	---------

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

（２）【損益計算書】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

損益計算書

2012年３月31日に終了した年度

（単位：ユーロ）

	注	2012年３月31日		2011年３月31日	
		ユーロ		ユーロ	
		千円	千円	千円	千円
費用					
その他の営業費用	9.2	1,646,477	200,294	1,525,895	185,625
未払利息および類似費用					
その他の未払利息および類似費用		-	-	9,757	1,187
損益に係る税金	7	148,146	18,022	193,147	23,496
		1,794,623	218,316	1,728,799	210,308
当期純利益		370,350	45,053	481,605	58,587
費用合計		2,164,973	263,369	2,210,404	268,896
収益					
純売上高	9.1	2,148,067	261,312	2,201,633	267,829
その他の利息および財務収益					
その他の未収利息および類似収益		16,906	2,057	8,771	1,067
		2,164,973	263,369	2,210,404	268,896
収益合計		2,164,973	263,369	2,210,404	268,896

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

年次財務書類に対する注記

2012年３月31日に終了した年度

注１．事業活動

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「当社」という。）は、1992年2月27日、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された。

当社の目的は、当社が、最低でも一本のルクセンブルグの投資信託を管理することを条件に、投資信託の管理（2010年12月17日法（以下「ルクセンブルグ法」という。）の第125条の意味における）を行うことである。当社は、これら投資信託の管理、運営、マーケティングに関連するいかなる活動も引き受けることができる。当社は、その他の目的を遂行するために有益であると思われるいかなる活動も実施することができるが、ルクセンブルグ法第16章の制限の範囲内とされる。

当社は2012年3月31日現在、ニコウ・マネー・マーケット・ファンド、コーディアル・アロー・ファンド、ニコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト（ルクセンブルグ）、SMBCニコウ・インベストメント・ファンド（ルクセンブルグ）、日興グローバル・ファンズ、日興リアル・アセット・ファンド、日興 拡大欧州株式ファンド、日興アクティビスト・ファンド 2005 - 05（清算手続中）、日興アクティビスト・ファンド 2005 - 08（清算手続中）、クオンティタティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム、日興・プレミア・ファンド、日興グローバル・アロケーション・ファンド、ニコウ・プロブラエタリー・インベストメント・ファンド、日興アロー・ファンド、日興オフショア・ファンズ、日興カントリー・ファンズ、プレミアム・ファンズ、日興ワールド・トラスト、ザ・NCS・インベストメンツ・トラストおよび日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズの20の投資信託を管理・運営している。

注2．重要な会計方針

当社は、その会計帳簿をユーロ（以下「ユーロ」という。）で維持し、当期財務書類は、以下の重要な会計方針を含め、ルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して作成されている。

2.1 外貨換算

ユーロ以外の通貨建の取引は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建の長期資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日付現在、かかる資産は取得時の為替レートで換算されている。

現金および預金は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に計上される。

短期債権および債務は、それぞれの流動性の基準に従って、貸借対照表日付現在の実勢為替レートに基づき換算される。よって未実現為替差益および差損は、損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算された額または為替に基づき決定された額のいずれか低い額または高い額で、それぞれ別々に換算される。

実現為替差益は、実現された時点で損益計算書に計上される。

資産と負債の間に経済的な関連がある場合には、それらは、上述の方法に従って総額で評価され、未実現純損失は損益計算書に計上される。

2.2 流動債権

債権は、その額面価額で評価される。それらは、回収が困難な場合には、評価調整の対象となる。かかる評価調

整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなる場合には、継続されない。

2.3 負債引当金および費用引当金

負債引当金および費用引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

注 3 . 債権

2012年 3 月31日および2011年 3 月31日現在の債権は、未収管理報酬である。

注 4 . 払込資本金

払込資本金は、額面金額24.79ユーロの発行済および全額払込済の株式18,000株で表章され、446,220ユーロに固定されていた。

注 5 . 法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は毎年その純利益の少なくとも 5 %を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで、積立てなければならない。10%の上限は達成された。

この法定準備金を配当金に利用することはできない。

注 6 . 資本金および準備金

	資本金	法定 準備金	任意 積立金 (1)	特別納税 引当金 (2)	その他の 積立金 (1) + (2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2011年 3 月31日現在残高	446,220	44,622	727,510	239,650	967,160	481,605
損益の繰入額	-	-	481,605	-	481,605	(481,605)
支払配当金	-	-	(450,000)	-	(450,000)	-
振替額	-	-	(13,375)	13,375	-	-
当期利益	-	-	-	-	-	370,350
2012年 3 月31日現在残高	446,220	44,622	745,740	253,025	998,765	370,350

2011年 5 月31日に開催された年次株主総会は、2011年 3 月31日に終了した年度の利益処分を承認し、2011年 6 月 6 日の配当落ち日における 1 株当たり25ユーロの金額による配当の支払を決議した。

2002年 1 月 1 日以降、当社は、施行された新税法に準拠して、純資産税（NWT）負債を控除した。当該法律に従い、当社は、純資産税の控除額の 5 倍に相当する金額を配当不能引当金（「特別納税引当金」科目）のもとに繰入れることを決定した。当該引当金は、純資産税が控除された年に続く 5 年間は配当に利用することはできない。

注 7 . 税金

当社は、ルクセンブルグ所得税、都市事業税および純資産税の課税対象となっている会社である。

税金負債は、貸借対照表上で「納税引当金」として計上されている。ルクセンブルグ税務当局は、所得税、都市事業税および純資産税について、2007年まで（同年を含む。）査定を行っている。

注 8 . その他の債務

2012年 3 月31日および2011年 3 月31日現在のその他の債務の内訳は、以下のとおりである。

	2012年 3 月31日	2011年 3 月31日
	ユーロ	ユーロ
未払投資顧問報酬	96,278	147,103
未払販売報酬	64,186	98,068
	<u>160,464</u>	<u>245,171</u>

注 9 . 純売上高およびその他の営業費用

9.1 純売上高

	2012年 3 月31日	2011年 3 月31日
	ユーロ	ユーロ
受領管理報酬	1,341,386	1,975,124
受領実績報酬	806,681	226,509
	<u>2,148,067</u>	<u>2,201,633</u>

9.2 その他の営業費用

	2012年 3 月31日	2011年 3 月31日
	ユーロ	ユーロ
払戻し投資顧問および 販売会社報酬	764,805	1,254,788
払戻し実績報酬	806,681	226,509
その他の費用	74,991	44,598
	<u>1,646,477</u>	<u>1,525,895</u>

2012年 3 月31日現在の適用ある報酬料率は、以下のとおりである。

当社は、ニコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト（ルクセンブルグ）、日興リアル・アセット・ファンドおよび日興カントリー・ファンズ - 日興ロシア・プロスパリティ・ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、コーディアル・アロー・ファンドから、当該期間中のかかるファンドの日々の平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、3月と9月に支払われる。

当社は、日興オフショア・ファンズ - アジア・インカム・プラス・エクイティ・ストラテジー、日興オフショア・ファンズ - アジア・パシフィック・インカム・プラス・リアル・エステート、日興オフショア・ファンズ - 日興グローバル・ハイイールド・カレンシー・ファンド（毎月分配型）、および日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンド（SM）から、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興・プレミア・ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に支払われる。しかし、2009年3月31日に終了した期間および別途通知があるまで、日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド（円）および日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド（米ドル）からの管理報酬のすべての支払が停止されており、また、2009年12月31日に終了した期間および別途通知があるまで、日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド2（円）および日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド2（米ドル）からの管理報酬のすべての支払が停止されている。

当社は、プレミアム・ファンズ - プロフェッショナル通貨取引ファンド、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）、プレミアム・ファンズ - キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド、日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンドおよび日興ワールド・トラスト - ニューワールド・エクイティ・ファンド（円建て）／（円ヘッジあり）、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンド、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティ、ザ・NCS・インベストメンツ・トラスト - フラットアイロン・ハイ・グレード・クレジット・ファンドおよびSMBCニッコウ・インベストメント・ファンド（ルクセンブルグ）から、これらのファンドの純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興グローバル・アロケーション・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.02%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興アロー・ファンドおよび日興 拡大欧州株式ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.02%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、ニッコウ・プロプラエタリー・インベストメント・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.05%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、クオンティタティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム から、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.12%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興アクティビスト・ファンド 2005 - 05および日興アクティビスト・ファンド 2005 - 08から500米ドルの年次管理報酬を受領する。2010年12月21日付で、当社は管理会社として、受託会社と、日興アクティビスト・ファンド 2005 - 05および日興アクティビスト・ファンド 2005 - 08の両ファンドを終了させることを決定した。

当社は、日興オフショア・ファンズ - 日興フロンティア・ファイナンス・ファンドおよび日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.035%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。2008年に終了した期間およびそれ以降、日興オフショア・ファンズ - 日興フロンティア・ファイナンス・ファンドにかかる報酬の支払が延期されている。日興オフショア・ファンズ - 日興フロンティア・ファイナンス・ファンドについて、これらの報酬を支払う能力に高い不確実性があり、従って、当社は23,320ユーロの評価調整を行うことを決定した。

当社は、日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドから、各四半期末において実現化され、支払われる実績報酬を受領する。2012年3月31日に終了した期間の実績報酬は、806,681ユーロ（82,848,709円）であった。

かかる実績報酬は、同ファンドの投資顧問会社および仲介機関に対して6対4の割合で全額払い戻される。

2011年3月31日に終了した期間において、当社は226,509ユーロ（25,962,868円）の実績報酬を受領した。

当社は、日興グローバル・ファンズから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.51%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。当社は、同ファンドの投資運用会社および販売会社に対して合計で0.50%の年次報酬を払戻す。

当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドから、以下のとおり計算される年次管理報酬を受領する権利を有する。すなわち、日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年率1%未満の場合、当社に対する報酬は、当該グロス・インカム（その他の費用控除後）の1%である。日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年間1%以上の場合、当社に対する報酬は、当該四半期中のかかるファンドの資産の日々の平均純資産価額の0.01%を上限とする。「グロス・イールド（その他の費用控除後）」とは、ファンドの総利回り（グロス・イールド）より、ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、当社により日々計算される料率をいう。また、「グロス・インカム（その他の費用控除後）」とは、（a）ファンドの総利益（有価証券のキャピタル・ゲイン／ロスを含む。）より、（b）ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、当社により日々計算される金額をいう。

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成され、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および／または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Balance sheet as at March 31, 2012
(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2012 EUR	March 31, 2011 EUR
ASSETS			
Current assets			
- Debtors			
. Trade debtors			
- becoming due and payable within one year	3	286 778	374 322
- Cash at bank		2 213 620	2 418 872
Total assets		2 500 398	2 793 194

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Balance sheet as at March 31, 2012 (cont.)
(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2012 EUR	March 31, 2011 EUR
LIABILITIES			
Capital and reserves			
- Subscribed capital	4	446 220	446 220
- Reserves			
. legal reserve	5	44 622	44 622
. other reserves	6	998 765	967 160
		1 043 387	1 011 782
- Profit for the financial year		370 350	481 605
		1 859 957	1 939 607
Provisions			
- Provisions for taxation	7	452 411	606 791

Non-subordinated debts

- Trade creditors			
. becoming due and payable within one year		27 566	1 625
- Other creditors			
. becoming due and payable within one year	8	160 464	245 171
		<u>188 030</u>	<u>246 796</u>
Total liabilities		<u>2 500 398</u>	<u>2 793 194</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.
Profit and loss account for the year ended March 31, 2012
 (expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2012 EUR	March 31, 2011 EUR
CHARGES			
Other operating charges	9.2	1 646 477	1 525 895
Interest payable and similar charges			
. Other interest payable and similar charges		-	9 757
Tax on profit and loss	7	<u>148 146</u>	<u>193 147</u>
		1 794 623	1 728 799
Profit for the financial year		<u>370 350</u>	<u>481 605</u>
Total charges		<u>2 164 973</u>	<u>2 210 404</u>
INCOME			
Net turnover	9.1	2 148 067	2 201 633
Other interest and other financial income			
. Other interest receivable and similar income		<u>16 906</u>	<u>8 771</u>
		<u>2 164 973</u>	<u>2 210 404</u>
Total income		<u>2 164 973</u>	<u>2 210 404</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2012****Note 1 - Activity**

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the “Company”) was incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as “Société Anonyme” on February 27, 1992.

The purpose of the Company is the management (within the meaning of article 125 of the law of December 17, 2010 (the “Luxembourg Law”) of undertakings for collective investment provided that the Company must manage at least one Luxembourg undertaking for collective investment. The Company may undertake any activities relating to the management, administration and marketing of those undertakings for collective investment. The Company may carry out any activities deemed useful for the accomplishment of its object remaining, however, within the limitations of chapter 16 of the Luxembourg Law.

The Company manages at March 31, 2012, 20 investment funds: Nikko Money Market Fund, Cordial Arrow Fund, Nikko Skill Investment Trust (Lux), SMBC Nikko Investment Fund (Lux), Nikko Global Funds, Nikko Real Asset Fund, Nikko European Convergence Equity Fund, Nikko Activist Fund 2005-05 (in liquidation), Nikko Activist Fund 2005-08 (in liquidation), Quantitative Multi-Strategy Program II, Nikko Premier Fund, Nikko Global Allocation Fund, Nikko Proprietary Investment Fund, Nikko Arrow Fund, Nikko Offshore Funds, Nikko Country Funds, Premium Funds, Nikko World Trust, NCS investment Trust, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Fund.

Note 2 - Significant accounting policies

The Company maintains its books in Euro (“EUR”) and these annual accounts have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements including the following significant accounting policies.

2.1 Foreign currency translation

Transactions expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction.

Long-term assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historic exchange rate.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account.

Short-term debtors and creditors are, according to their liquid criteria, translated on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date. The unrealised exchange gains and losses are thus recorded in the profit and loss account.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2012 (continued)

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange.

The realised exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability, these are valued in total according to the method described above and the net unrealised loss is recorded in the profit and loss account.

2.2 Current debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.3 Provisions for liabilities and charges

Provision for liabilities and charges are intended to cover losses or debts, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Note 3 - Debtors

Debtors as at March 31, 2012 and March 31, 2011 represent management fees receivable.

Note 4 - Subscribed capital

The subscribed capital was fixed at EUR 446 220, represented by 18 000 issued and fully paid shares at a par value of EUR 24.79.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2012 (continued)****Note 5 - Legal reserve**

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer to the legal reserve a minimum of 5% of its net profit each year until this reserve equals 10% of the issued share capital. The limit of 10% is reached.

The legal reserve is not available for distribution.

Note 6 - Capital and reserves

Capital	Legal reserve	Free reserve (1)	Special tax reserve (2)	Other reserve (1) + (2)	Result for the year
EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR

Balance at March 31, 2011	446 220	44 622	727 510	239 650	967 160	481 605
Allocation of the result	-	-	481 605	-	481 605	(481 605)
Dividend distributed	-	-	(450 000)	-	(450 000)	-
Transfer	-	-	(13 375)	13 375	-	-
Result for the financial year	-	-	-	-	-	370 350
Balance at March 31, 2012	446 220	44 622	745 740	253 025	998 765	370 350

The Annual General Meeting of Shareholders held on May 31, 2011 approved the allocation of the result for the year ended March 31, 2011 and resolved to pay a dividend amounting to EUR 25 per share with ex-date June 6, 2011.

As from January 1, 2002, the Company reduced the Net Worth Tax (NWT) liability in accordance with the new tax law in force. In order to comply with the law, the Company decided to allocate under non-distributable reserves (item “special tax reserve”) an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Worth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years from year following the one during which the Net Worth Tax was reduced.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2012 (continued)

Note 7 - Taxation

The Company is a corporation, subject to Luxembourg income tax, to municipal business tax and to net worth tax.

Tax liabilities are recorded under “Provisions for taxation” in the balance sheet. The Luxembourg tax authorities have issued assessments for the years up to and including 2007 for income tax, municipal business tax and net worth tax.

Note 8 - Other creditors

Other creditors as at March 31, 2012 and March 31, 2011 is analysed as follows:

	March 31, 2012	March 31, 2011
	EUR	EUR
Advisory fees payable	96 278	147 103
Distribution fees payable	64 186	98 068
	<u>160 464</u>	<u>245 171</u>

Note 9 - Net turnover and other operating charges

9.1 Net turnover

	March 31, 2012	March 31, 2011
	EUR	EUR
Management fees received	1 341 386	1 975 124

Performance fees received	806 681	226 509
	2 148 067	2 201 633

9.2 Other operating charges

	March 31, 2012 EUR	March 31, 2011 EUR
Advisory and distributor fees reimbursed	764 805	1 254 788
Performance fees reimbursed	806 681	226 509
Other expenses	74 991	44 598
	1 646 477	1 525 895

The related applicable fee rates as at March 31, 2012 are as follows:

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2012 (continued)

The Company receives from Nikko Skill Investments Trust (Lux), Nikko Real Asset Fund, and Nikko Country Funds - Nikko Russia Prosperity Fund an annual management fee of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Cordial Arrow Fund an annual management fee at the rate of 0.01% of the average daily net assets of the fund during the relevant period. The fee is paid in March and September.

The Company receives from Nikko Offshore Funds - Asia Income Plus Equity Strategy, Nikko Offshore Funds - Asia Pacific Income Plus Real Estate, Nikko Offshore Funds - Nikko Global High Yield Currency Fund (Monthly Distribution) and Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM an annual management fee of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Premier Fund an annual management fee of 0.01% of the average net assets of this fund during the relevant quarter. The fee is calculated as at each valuation day and paid quarterly. However, all payments of management fees from Nikko Premier Fund - Nikko ABL Fund (Yen) and Nikko Premier Fund - Nikko ABL Fund (US\$) for the period ended March 31, 2009 and until further notice have been suspended and all payments of management fee from Nikko Premier Fund - Nikko ABL Fund 2 (Yen) and Nikko Premier Fund - Nikko ABL Fund 2 (US\$) for the period ended December 31, 2009 and until further notice have been suspended.

The Company receives from Premium Funds - The Professional Currency Trade Fund, Premium Funds - Pimco Total Return Strategy USD, Premium Funds - Pimco Total Return Strategy JPY (Hedged), Premium Funds - Capital US Growth and Income Fund, Nikko World Trust - Nikko Green New Deal Fund; Nikko World Trust - New World Equity Fund (JPY)/(JPY Hedged); Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Equity, The NCS Investments Trust - Flatiron High Grade Credit Fund and SMBC Nikko Investment Fund (Lux), an annual management fee of 0.01% of the net asset value of these funds. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko Global Allocation Fund an annual management fee at the rate of 0.02% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Arrow Fund and Nikko European Convergence Equity Fund an annual

management fee of 0.02% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Proprietary Investment Fund an annual management fee at the rate of 0.05% of the average net assets of these funds during the relevant month. The fee is paid quarterly.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2012 (continued)

The Company receives from Quantitative Multi-Strategy Program II an annual management fee at the rate of 0.12% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Activist Fund 2005-05 and Nikko Activist Fund 2005-08 an annual management fee of US\$ 500. On December 21, 2010 the manager and the Trustee of both Nikko Activist Fund 2005-05 and Nikko Activist Fund 2005-08 determined to terminate the funds.

The Company receives from Nikko Offshore Funds - Nikko Frontier Finance Fund and Nikko Offshore Funds - CS GTAA Fund an annual management fee of 0.035% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly. The payment of the fees for Nikko Offshore Funds - Nikko Frontier Finance Fund has been postponed for the period ending 2008 and following. There is high uncertainty as to the ability of Nikko Offshore Funds - Nikko Frontier Finance Fund to pay these fees and the Company has therefore decided to make a value adjustment of EUR 23 320.

The Company receives from Nikko Offshore Funds - CS GTAA Fund a performance fee realised and paid at the end of each quarter. The performance fee for the period ended March 31, 2012 amounts to EUR 806 681 (JPY 82 848 709). Such performance fee is wholly paid back to the investment advisor and the intermediary of this fund in a 60/40 % ratio. For the period ended March 31st 2011, the Company received performance fee of EUR 226 509 (JPY 25 962 868).

The Company receives from Nikko Global Funds an annual management fee of 0.51% of the average net assets of this fund during the relevant quarter. The fee is paid quarterly. The Company pays back to the investment manager and the distributor of this fund an annual fee rate of 0.50% in total.

The Company is entitled to receive annual management fee from Nikko Money Market Fund calculated as follows: if daily GYLOE is below 1% per annum, the fee payable to the Company is 1% of such GYLOE. If daily GYLOE is 1% per annum or above, the fee payable to the Company is up to an annual rate of 0.01% of the average daily net asset value of the assets of the fund during the relevant quarter. "GYLOE" (Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Company, which shall be equal to the gross yield of the fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the funds' related parties and "GILOE" (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Company, which shall be equal to the difference between:

- (a) the gross income of the fund, including the capital gain/loss on securities, and
- (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the fund's related parties.

[次へ](#)

中間財務書類

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、平成25年2月28日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝121.65円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

貸借対照表

2012年9月30日現在

（単位：ユーロ）

	2012年9月30日		2012年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
流動資産				
未収管理報酬	278,800	33,916	283,310	34,465
前払費用（CSSFへの年会費）	969	118	3,468	422
現金預金	2,131,849	259,339	2,213,620	269,287
資産合計	2,411,617	293,373	2,500,398	304,173
負債				
特別納税引当金	250,050	30,419	253,025	30,780
引受済資本金	446,220	54,283	446,220	54,283
繰越損益	0	0	0	0
法定準備金	44,622	5,428	44,622	5,428
任意積立金	5,295,929	644,250	4,922,604	598,835
資本金および準備金	6,036,821	734,379	5,666,471	689,326
株主配当金	(4,176,864)	(508,116)	(4,176,864)	(508,116)
未収／未払監査報酬	13,783	1,677	27,566	3,353
未払費用引当金（CSSFへの年会費）	0	0	0	0
弁護士報酬引当金	14,726	1,791	0	0
未払顧問報酬	88,436	10,758	96,278	11,712

未払販売報酬	58,958	7,172	64,186	7,808
納税引当金	207,036	25,186	452,411	55,036
債務	(3,793,926)	(461,531)	(3,536,423)	(430,206)
当期利益	168,722	20,525	370,350	45,053
負債合計	2,411,617	293,373	2,500,398	304,173

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

損益計算書

2012年9月30日に終了した6か月間

（単位：ユーロ）

	2012年9月30日		2012年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
収益				
管理報酬	575,577	70,019	1,341,386	163,180
実績報酬（収益）	5,684	691	806,681	98,133
預金利息	752	91	13,601	1,655
実現外国為替益	3,997	486	3,305	402
収益合計	586,010	71,288	2,164,973	263,369
費用				
当期利益	168,722	20,525	370,350	45,053
税金	63,992	7,785	148,146	18,022
その他の専門家費用	347,613	42,287	839,796	102,161
実績報酬（費用）	5,684	691	806,681	98,133
実現外国為替損	0	0	0	0
費用合計	586,010	71,288	2,164,973	263,369

4【利害関係人との取引制限】

投資者は、以下の潜在的な利益相反に注意する必要がある。

受託会社、管理会社および両社の持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社およびそれぞれの取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「利害関係者」という。）は、時にサブ・ファンドと利益が相反するその他の金融、投資またはその他の専門的活動に従事する場合がある。かかる活動には、他のファンドの運用、有価証券の売買、投資顧問・経営顧問サービス、仲介サービスの提供およびその他のファンドまたは会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることなどを含む。特に、受託会社または管理会社は、サブ・ファンドと同様のまたは重複する投資目的を有するその他の投資ファンドに助言を行う可能性がある。また、受託会社または管理会社は、サブ・ファンドに提供するサービスと同様のサービスを第三者に提供することができるが、かかるサービスから得た利益について説明する責任を負わない。利益相反が発生する場合、受託会社または管理会社は、公正に解決するよう努力するものとする。サブ・ファンドを含めた様々な顧客に対する投資機会の配分に関連して、受託会社または管理会社は、上記の職務に関連して利益相反に直面する場合があるが、受託会社または管理会社は、こうした状況下において投資機会が公正に配分されるように注意を払うものとする。

受託会社、管理会社および／または、それらの関連会社は、関係する法律で認められる範囲内で、受託会社または管理会社を代理人または当事者本人として、受託会社または管理会社のためにまたはこれらとの間でポートフォリオ取引を行うことができる。受託会社または管理会社は、代理人として取引する場合、通常の仲介手数料および／または現金リベートを受け取り、保持することができ、当事者本人として取引する場合、その手数料が通常の総合サービス仲介料の料率を超過しないことを条件として通常の市場慣行に従うものとする。

受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社は、受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社のために物品、サービスまたはその他の便益（調査サービス、顧問サービス、特殊なソフトウェアもしくは調査サービスに関連するコンピュータ・ハードウェアおよびパフォーマンス測定などを含む。）を提供する取決めを行った者またはかかる者の代理人を通じて取引を行う権利を留保する。ただし、かかる取引の性格が全体として受託会社または管理会社の利益になることが合理的に予想でき、サブ・ファンドのパフォーマンスの改善に貢献できること、直接的な支払いは行われず、その代わりに受託会社、管理会社および／またはそれらの関連会社が仕事を発注することを約束することを条件とする。疑義を避けるため、上記の物品およびサービスには、旅行、宿泊、接待、一般管理用の物品およびサービス、一般的な事務機器または建物、会費、従業員の給与または直接的な金銭の支払いは含まれない。

受託会社または受託会社の関連会社は、法令の要件に従い、事前に書面で管理会社の承認を得た上で、利害関係者または利害関係者が運用もしくは助言を行う投資ファンドもしくはアカウントから有価証券を購入し、またはかかる者に対して売却することができる。また受託会社または管理会社以外の利害関係者は、適当と判断する場合、受益証券を保有し、または取引することができるほか、受託会社または受託会社の子会社が同様の投資対象を保有している場合でも、自己勘定でかかる投資対象を購入し、保有し、取引することができる。受託会社または管理会社は、信託財産を用いて自己の計算で取引を実行してはならない。

利害関係者は、法令の要件に従い、受益者または受託会社が有価証券を保有している法人と金融取引等の取引を行い、または契約を締結し、またはかかる取引もしくは契約に利害関係を持つことができる。さらに、利害関係者は、サブ・ファンドの計算で受託会社に代わって利害関係者が執行する投資対象の売買に関連して利害関係者が交渉した手数料または利益を受け取ることができ、かかる手数料または利益がサブ・ファンドの利益になる場合もあれば、利益にならない場合もある。

5【その他】

（１）定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、ルクセンブルグ法上の定足数要件および決議要件に従った株主総会の決議が必要である。

（２）事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその事業を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。

（３）出資の状況

該当なし。

（４）訴訟事件その他の重要事項

本書提出前１年以内において、訴訟事件その他管理会社およびトラストに重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）メイブルズ・エフエス・リミテッド（「受託会社」）

（イ）資本金の額

平成25年２月末日現在、500,000米ドル（約4,626万円）

（ロ）事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2009年改正）の規定に基づき、適式に設立され有効に存続し信託業務を行うための免許を受けている、信託会社である。受託会社は、ミューチュアル・ファンド法に基づく免許投資信託管理事務代行会社でもある。

（２）S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社（「保管会社」および「管理事務代行会社」）

（イ）資本金の額

平成25年３月末日現在、90,154,448ユーロ（約109億6,729万円）

（ロ）事業の内容

S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、ルクセンブルグで昭和49年２月14日に株式会社として設立された銀行であり、また、S M B C日興証券株式会社の100%子会社である。

（３）S M B C日興証券株式会社（「代行協会員」、「販売会社」および「投資助言会社」）

（イ）資本金の額

平成25年３月末日現在、100億円

（ロ）事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、S M B C日興証券は、証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

（４）バンク・プリヴェ・エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ヨーロッパ（「投資運用会社」）

（イ）資本金の額

平成25年２月末日現在、31,500,000ユーロ（約38億3,198万円）

（ロ）事業の内容

バンク・プリヴェ・エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ヨーロッパは、ジュネーブのバンク・プリヴェ・エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・エス・エーの子会社として昭和57年２月19日にルクセンブルグ法に基づき設立された会社である。同社は、昭和63年10月24日に銀行業務全般を行う認可を受けている。

（５）日興グローバルラップ株式会社（「投資助言会社」）

（イ）資本金の額

平成25年３月末日現在、14億9,900万円

（ロ）事業の内容

投資助言会社は、SMA（セパレートリー・マネージド・アカウント）やラップ口座に関するサービスを

提供するために平成14年12月に設立された投資顧問会社であり、金融商品取引法に基づく投資運用業および投資助言業等の登録を受けている。

2【関係業務の概要】

（１）メイプルズ・エフエス・リミテッド

基本信託証書の規定に従って、受託会社はサブ・ファンドに関連して（基本信託証書に基づく権限および職務の履行に際して）受託会社として負担し、または当事者となったすべてのまたはいかなる訴訟、法的手続、債務、コスト、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または催告について、受託会社の故意の不履行、重過失または詐欺を原因とする作為または不作為に起因する訴訟、法的手続、債務、コスト、請求、損害、費用または催告を除き、関係する信託財産から補償を受けるものとする。また受託会社に過去または現在の受益者から補償金を受け取る権利はない。

基本信託証書の規定に従って、受託会社および受託会社の関連会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点で関係するサブ・ファンドの信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が受託会社、受託会社の関連会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の詐欺、重過失または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また受託会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わないものとする。

受託会社は、受任者または副受任者の行為を監督する義務を負わないものとし、また受任者または副受任者の失当行為、過失または不履行を理由にサブ・ファンドに発生した損失に関して、かかる損失がサブ・ファンドに関する受託会社の職務に故意の不履行、重過失または詐欺に起因しない限り、責任を負わないものとする。受託会社はトレーディング・カンパニー、管理会社またはかかるトレーディング・カンパニーもしくは管理会社が権限、職務もしくは裁量権を委任した者またはかかる者の受任者を監督し、または委任された職務を履行する上記の者の資格を調査する義務を負わないものとする。また受託会社は投資対象の妥当性、適格性等に関する表明または保証を行わず、上記に関して一切責任を負わない。

受託会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、サブ・ファンドの期間とする。受託会社は45日前までに管理会社および受益者全員に書面の通知をして、後任の受託者が任命され次第、退任することができる。

受託会社は「管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

（２）S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社

受託会社、管理会社および管理事務代行会社との間で締結された管理事務代行契約（以下「管理事務代行契約」という。）に基づいて、受託会社および管理会社はファンドの管理事務代行、登録代行兼名義書換代理人を務める各サブ・ファンドの管理事務代行会社としてS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社を任命した。管理事務代行契約に定める条件に基づいて、かつ受託会社および管理会社の全般的監督の元で、管理事務代行会社は受託会社および管理会社の包括的または個別的指示に従って、ファンドの事務を管理し、ファンドの会計記録を付け、サブ・ファンドの純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格を計算し、受益証券に関する登録代行および買戻代理人を務めるものとする。

管理事務代行会社はルクセンブルグ大公国の法律に基づく公開有限会社として設立された銀行で、S M B C日興証券株式会社の子会社である。平成25年3月末時点で管理事務代行会社の資本金は90,154,448ユーロである。管理事務代行会社の目的は自己勘定および第三者の勘定または第三者との共同勘定で、ルクセンブルグ大公国の国内または国外で、銀行業務または金融業務を営むことである。

管理事務代行契約は、受託会社もしくは管理会社が管理事務代行会社に90日前までに書面の通知をするか、または管理事務代行会社が受託会社もしくは管理会社に90日前までに書面の通知をして終了させるまで、効力を継続するものとする。また管理事務代行契約は管理事務代行契約に定めるその他の状況下においても終了させることができる。

管理事務代行契約に定める規定に従って、管理事務代行会社（本項においては管理事務代行会社のすべての取締役、役員および従業員ならびに管理事務代行会社が任命した代理人、下請業者または受任者を含む。）は本書に基づいて職務を履行する過程で管理事務代行会社が善意から犯した判断の誤り、見落としまたは法の錯誤を直接または間接的原因として、サブ・ファンドに関して管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わないものとする。また管理事務代行会社は、過失または故意の不履行がない限り、本書に基づく管理事務代行会社の職務の履行の結果または過程で管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わないものとする。

受託会社は、もっぱらサブ・ファンドに関する管理事務代行契約に基づく管理事務代行会社の職務の履行に起因し、または関連して管理事務代行会社または管理事務代行会社の株主、取締役、役員、従業員および代理人が負担し、または相手取って提起されたすべての訴訟、訴訟手続、請求、催告、債務、損失、損害、コストおよび費用（上記に起因し、または付随して発生した合理的な法的費用、専門家の費用および報酬を含む。）について、管理事務代行契約に基づくサブ・ファンドに関する職務の履行に際して管理事務代行会社が犯した過失、故意の不履行、害意、現実の詐欺または未必の故意に起因する場合を除き、関係するサブ・ファンドの資産から管理事務代行会社ならびに管理事務代行会社の各株主、取締役、役員、従業員および代理人を補償するものとする。

管理事務代行会社に支払う報酬については各サブ・ファンドの付属書に記載するとおりである。

受託会社、管理会社および保管会社との間で締結された保管契約（以下「保管契約」という。）に基づいて、受託会社および管理会社は各サブ・ファンドの信託財産に関する保管会社（以下「保管会社」という。）としてS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社を任命した。保管会社はルクセンブルグ大公国の法律に基づく公開有限会社として設立された銀行で、S M B C日興証券株式会社の子会社である。平成25年3月末時点で保管会社の資本金は90,154,448ユーロである。保管会社の目的は自己勘定および第三者の勘定または第三者との共同勘定で、ルクセンブルグ大公国の国内または国外で、銀行業務または金融業務を営むことである。

保管契約に定める規定に従って、保管会社（本項においては保管会社のすべての取締役、役員および従業員ならびに保管会社が任命した代理人、下請業者または受任者を含む。）は本書に基づいて職務を履行する過程で保管会社が善意から犯した判断の誤り、見落としまたは法の錯誤を直接または間接的原因として、サブ・ファンドに関して管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わないものとする。また保管会社は、過失または故意の不履行がない限り、本書に基づく保管会社の職務の履行の結果または過程で管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わないものとする。

受託会社は、サブ・ファンドに関して、第三者が被った損失または損害について保管会社に対してなされたすべての請求および要求（これに起因し、または付随して発生した費用および経費を含む。）について、保管会社の過失または故意の不履行に起因する場合を除き、もっぱら関係するサブ・ファンドの資産から保管会社を補償するものとする。

保管契約は、受託会社、管理会社または保管会社が90日前までに書面の通知をして終了させるまで、効力を継続するものとする。また保管契約は保管契約に定めるその他の状況下においても終了させることができる。

サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの代理人が信用取引のために取引相手、先物・オプション取引所、決済ブローカー等に差し入れた契約、証拠金等の金銭またはその他の投資対象に関して保管会社は責任を負わないこと、さらに証拠金等の金銭もしくはその他の投資対象に関する取引相手、先物・オプション取引所、決済ブローカー等の不履行または信用取引のために担保として差し入れた証拠金等の金銭もしくはその他の投資対象から控除される金額に関して保管会社は責任を負わないことに投資家は注意するべきである。

保管会社に支払う報酬については「管理報酬等」の項に記載するとおりである。

（３）S M B C日興証券株式会社

日本における代行協会員業務および日本におけるファンド証券の募集に関し、サブ・ファンドの日本に

おける販売・買戻業務を行い、さらに、日興グローバルラップ株式会社とともに投資助言会社として、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資に関し、投資運用会社に対して投資助言を提供する。

（４）バンク・プリヴェ・エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ヨーロッパ

管理会社は、バンク・プリヴェ・エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ヨーロッパを、管理会社の全般的な指揮、監督および責任に服しながら各サブ・ファンドの資産の投資および再投資に関する投資運用会社として任命している。投資運用会社は、ルクセンブルグL - 2535エマニュエル・セルベ通り20番に登録された事務所を有する。同社は昭和57年2月19日に、バンク・プリヴェ・エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・エス・エーの子会社としてルクセンブルグにおいて設立された。バンク・プリヴェ・エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・エス・エーは大正13年に設立されたスイスの会社であり、ジュネーブ、ヘッセ通り10番に登録された事務所を有する。

投資運用会社、そのマネージング・ダイレクター、従業員またはコンサルタントは、投資顧問契約に定められた事業活動以外の事業活動を行うことができる。

投資運用会社またはその従業員、関係会社もしくはその従業員による義務の履行過程において、重過失、故意の不履行、悪意、現実の詐欺または未必の故意から発生した場合を除き、管理会社は投資運用会社に対して、サブ・ファンドの資産の一部を形成する投資資産（現金を含む）に対する権利主張、もしくは管理会社による投資顧問契約の違反の結果として投資運用会社が合理的に負担し、または投資運用会社が関係するサブ・ファンドに関して投資顧問契約に従って適正に行った行為から発生した、あらゆる経費、損失、請求および費用について、関係するサブ・ファンドの資産から補償を行う。投資顧問契約は、投資運用会社が管理会社に対して3か月前の書面による通知を行った場合、または投資顧問契約に定められたその他の状況が発生した場合に終了する。

投資運用会社は、「管理報酬等」の甲に定める報酬を受け取る権利を有する。

（５）日興グローバルラップ株式会社

管理会社は、日興グローバルラップ株式会社を、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資に関する投資助言会社として任命している。日興グローバルラップ株式会社は、SMA（セパレートリー・マネージド・アカウント）やラップ口座に関するサービスを提供するために平成14年12月に設立された投資顧問会社である。

関係するサブ・ファンドに関する投資助言契約に基づく職務の遂行を行う際の当該の投資助言会社の重過失、故意の不履行、悪意、現実の詐欺または職務懈怠を理由とする場合を除き、管理会社は、当該の投資助言会社、その株主、取締役、役員、使用人、従業員および代理人が関係するサブ・ファンドに関する投資助言契約に基づく投資助言会社の職務の遂行から、またはそれに関連して請求を受け、または負担したあらゆる法的措置、法的手続、請求、要求、負債、損失、賠償責任、費用および経費（合理的に関連または付随する法律その他の専門家に対する報酬および費用を含む。）について、関係するサブ・ファンドの資産から、各投資助言会社、その株主、取締役、役員、使用人、従業員および代理人に補償を行い、これらの者に損失を与えないものとする。各投資助言契約は、管理会社、投資運用会社または投資助言会社のいずれかより90日前の書面による通知により終了されるまで有効に存続する。各投信助言契約は、同契約に規定されたその他の状況においても終了することがある。

3【資本関係】

管理会社の全株式を所有しているS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、S M B C日興証券株式会社の100%子会社である。

第3【投資信託制度の概要】

1．ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2009年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2009年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理法（2007年改訂））の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2012年6月30日現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は10,871であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2．投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2012年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2011年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4（4）条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3．規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（下記第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条3項投資信託）

- （a）規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。
 - （i）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの
 - （ ）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの
 - （ ）投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの
 - （A）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または
 - （B）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの
- （b）上記の（i）および（ ）に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の（ ）に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず（MF4様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4．投資信託の継続的要件

- 4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
 - （a）投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - （b）投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - （c）会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - （d）欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - （e）ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダ

リング防止規則（2010年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5．投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4（4）条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- （a）投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - （b）投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうし

ようと意図している場合

- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6．ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2012年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある／存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2012年改訂）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - (i) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモンのロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。

らない。

- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2009年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルにおいて一般的に用いられる。

- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（2012年改訂）である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法（2012年改訂）により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行う法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2011年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 出資額および譲渡の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (h) リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。パートナーシップが支払不能となったときは、上記買い戻しは6か月以内に取り消しすることができる。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行っているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法

律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するよう指示できる。

- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- （a）規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - （b）規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - （c）免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - （d）規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - （e）規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- （a）CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - （b）会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - （c）所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - （d）CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- （a）第4（1）（b）条（管理投資信託）または第4（3）条（第4（3）条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - （b）投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - （c）投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - （d）事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - （e）投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9（d）項または第7.9（e）項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9（e）項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除

して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。

7.15 第7.9（d）項または第7.9（e）項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

（a）CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。

（b）選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。

（c）第7.15（b）項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。

7.16 第7.9（d）項または第7.9（e）項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。

7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。

（a）CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること

（b）投資信託が会社の場合、会社法（2012年改訂）の第94（4）条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること

（c）投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること

（d）投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること

（e）また、CIMAは、第7.9（d）項または第7.9（e）項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。

7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9（a）項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。

7.20 グランドコートが第7.17（c）項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。

7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4（1）（b）条（管理投資信託）または第4（3）条（第4（3）条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8．投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。

8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。

8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金

に処せられる。

- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
 - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること

- (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
- (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
- (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
- (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
- (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
- (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2012年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
- (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
- (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法（2009年改訂）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および9.1 (a) 項から9.1 (d) 項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 9.1 (a) 項から9.1 (d) 項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
 - (b) 投資信託に関する事柄
 - (c) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。
- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合
 - (b) 例えば秘密関係（保護）法（2009年改訂）、犯罪収益に関する法律（2008年）または薬物濫用法（2010年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されま

たは許可された場合

- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的不実表明

事実の不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14（1）条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14（2）条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうか

ら、欺罔による請求権を発生せしめうる。

- （e）事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によつては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- （a）販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確が誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- （b）一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2010年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2010年改訂）第247条、第248条

- （a）欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- （b）他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- （c）両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（2009年改訂）第5（3）条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2012年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17（b）項および第8.17（b）項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17（c）項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法（2012年改訂）およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17（d）項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーは解散後、パートナーシップを解散する法的責任を負っている。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1（l）項、第6.2（g）、7項および第6.3（i）項参照）。

14．一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改正）により改正済。）（以下、総称して「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4条（1）（a）項に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法（2012年改訂）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。

- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1 か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2011年改正）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1 か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1 か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条（4）項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - (i) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資

信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、

（Ａ）特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本（ ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、

（Ｂ）１ 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、

２ 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、

本（ ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

（ ）株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。

（ ）取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。

（ｖ）当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。

（ ）本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。

（ｆ）一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条（５）項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。

（ｉ）株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。

（ ）当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。

（ ）当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。

（ｇ）上記にかかわらず、本規則第21条（６）項は、本規則第21条（４）項または第21条（５）項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。

（ｉ）投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合

（ ）マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合

（ ）一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合

（ｈ）投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - (v) 監査人の氏名および住所
 - () 下記の()、()および()に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - (x) 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - () 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況

- () 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- () 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- () 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- () 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- () 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- () 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- () 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- () 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- () 以下の記述
「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- () 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- () 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- () 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4 【参考情報】

ファンドについては以下の書類が関東財務局長に提出されている。

平成24年4月27日 有価証券届出書

平成24年4月27日 有価証券報告書

平成24年7月31日 有価証券届出書の訂正届出書

平成24年7月31日 半期報告書

第5 【その他】

該当事項なし。

別紙 定義

文脈上別途の意味となるべき場合を除き、本書において、以下の用語は以下の意味を有する。

決算日	毎年10月31日または各サブ・ファンドに関して管理会社が随時決定した毎年のその他の日をいう。
計算期間	各サブ・ファンドの開始時点または前決算日の翌暦日（場合に応じて）から始まり、決算日（同日を含む。）に終了する期間をいう。
管理事務代行契約	管理会社および受託会社がファンドに関する管理事務代行業務を提供する管理事務代行会社を任命した契約をいう。
管理事務代行会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社、または各信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従って管理会社および受託会社がファンドの管理事務代行に任命したその他の個人もしくは法人をいう。
代行協会員	S M B C日興証券株式会社、または随時ファンドに関する代行協会員として管理会社により任命されたその他の個人もしくは法人をいう。
営業日	ルクセンブルグおよびケイマン諸島で銀行が営業している日で、かつ日本において第一種金融商品取引業を含む金融商品取引業者が営業している日、または各サブ・ファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日（土曜日と日曜日を除く。）をいう。
ケイマン諸島	英国の海外領土であるケイマン諸島をいう。
券面	関係するサブ・ファンドの受益証券の口数に対する、その登録受益者の権原を証明する証書をいう。
転換日	各サブ・ファンドの受益証券（場合によっては、各サブ・ファンドのクラス証券または受益証券のシリーズ）に関して、受益証券の転換ができるものとして関係するサブ・ファンドの信託証書もしくは本書に記載された日、および／または管理会社が定めたその他の日をいう。
転換通知	各サブ・ファンドの受益証券（場合によっては、各サブ・ファンドのクラス証券または受益証券のシリーズ）に関して、受益証券の転換を請求する通知をいう。

保管会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社、または各信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従って随時管理会社および受託会社からファンドの保管人に任命されたその他の個人もしくは法人をいう。
保管契約	受託会社および管理会社がファンドに関連して管理会社および受託会社に保管業務を提供する保管会社を任命した契約をいう。
分配日	各分配基準日の後4営業日目の日、または管理会社がサブ・ファンドに関して決定する毎年のその他の日をいう。
分配期間	前分配基準日の翌暦日から開始し、分配基準日（同日を含む。）に終了する期間をいう。
分配基準日	毎年の決算日および/または管理会社がサブ・ファンドに関して随時決定する毎年の日をいう。
販売会社	日本の法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興証券株式会社、または各信託証書に定める条件に従って管理会社がファンドの販売者に任命したその他の個人もしくは法人をいう。
適格投資家	（a）（ ）米国人、（ ）ケイマン諸島の市民もしくは住民またはケイマン諸島に住所地を有する個人もしくは法人（ケイマン諸島で設立された免税会社もしくは非居住法人を除く。）、または（ ）（ ）もしくは（ ）記載の個人もしくは法人の保管者、ノミニーもしくは受託者のいずれにも該当しない個人、法人もしくは法主体、または（b）現時点において「適格投資家」の項に記載される者に該当し、受益証券を保有する資格を有しているものとして、管理会社により随時決定され、受託会社に通知された者をいう。
ユーロ	欧州経済通貨統合の参加諸国の法定通貨をいう。
投資対象	個人、団体（法人格の有無を問わない。）、ファンド、信託、世界中の国、州もしくは地域の政府もしくは政府機関が発行したあらゆる種類の株式、債券、ディベンチャー、ディベンチャーストック、ワラント、転換社債、ローン・ストック、ユニット・トラストの受益証券もしくはサブ受益証券、パートナーシップの持分、オプション契約もしくは先物契約、通貨スワップ、金利スワップ、先物為替予約、レボ取引、逆レボ取引、譲渡性預金証書、手形、ノート、コマーシャル・ペーパーもしくは有価証券またはその他の商品（派生商品を含む。）、またはローン（もしくはローン・パーティシペーション）、またはミューチュアル・ファンドもしくは類似のスキームの参加および短期金融市場で利益を稼得するすべての短期投資または短期の預金（定期預金、銀行引受手形およびその他銀行の債務を含む。）をいう。

投資助言会社	日本の法律に基づいて設立された会社である日興グローバルラップ株式会社および日本の法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興証券株式会社、ならびに／または各信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従って各サブ・ファンドの投資助言会社として任命されるその他の個人もしくは法人をいう。
投資助言契約	管理会社および投資助言会社が各サブ・ファンドに関して投資運用会社に投資助言業務を提供する投資助言会社を任命した契約をいう。
投資運用契約	管理会社が各サブ・ファンドに関して管理会社に投資運用業務を提供する投資運用会社を任命した契約をいう。
投資運用会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるバンク・プリヴェ・エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ヨーロッパまたは各サブ・ファンド信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従って各サブ・ファンドの投資運用者として任命されることがあるその他の個人もしくは法人をいう。
発行日	各営業日または管理会社が随時決定したその他の日をいう。
発行価格	本書「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等（1）海外における販売 申込期間」に記載される価格をいう。
ミューチュアル・ファンド法	随時変更されるケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2012年改正）（改正済）をいう。
日本	日本、日本の領土および領地をいう。
管理会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ、または各サブ・ファンドの信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従ってサブ・ファンドに関する管理者に任命されたその他の個人もしくは法人をいう。
純資産総額	各サブ・ファンドの受益証券（場合によってはサブ・ファンドの各クラスまたはシリーズの受益証券）に関して、当該サブ・ファンドの信託財産（場合によっては当該クラスまたはシリーズに帰属する信託財産の一部）に含まれるすべての資産の額から当該サブ・ファンドの信託財産から適正に支払われるべきすべての負債（場合によっては当該クラスまたはシリーズに帰属する負債）の額を差し引いた各評価日現在の価値をいい、各サブ・ファンドの信託証書および本書に従って、管理事務代行会社または管理事務代行会社の代理人が関係する基準通貨で計算する。

受益証券１口当たり 純資産価格	各サブ・ファンド（場合によっては各サブ・ファンドの各クラスまたはシリーズ）の関係する基準通貨による受益証券１口当たりの価格をいい、関係するサブ・ファンドの信託財産（場合によっては各サブ・ファンドの関係するクラスまたはシリーズに帰属する信託財産の一部）の純資産総額を発行されている当該サブ・ファンド（場合によっては当該クラスまたはシリーズ）の受益証券の口数で除して計算され、各サブ・ファンドでは円貨にて四捨五入して小数第４位まで算出される。
基準通貨	各サブ・ファンド（場合によっては各サブ・ファンドの各クラスまたはシリーズ）に関する受益証券の表示通貨をいう。
受益者名簿	各信託証書に定める条件に従って記帳する義務を負う受益者の名簿をいう。
ミューチュアル・ ファンド規則	一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（改正済）をいう。
買戻日	各営業日または管理会社が随時決定したその他の日をいう。
買戻請求通知	各サブ・ファンドの受益証券に関する買戻請求の通知をいう。
買戻価格	本書「第一部 ファンド情報 第２ 管理及び運営 ２ 買戻し手続等（２）日本における買戻し」の項に記載される価格をいう。
サブ・ファンド	受託会社と管理会社の間で平成18年９月20日に締結された基本信託証書および各サブ・ファンドの信託証書に基づいて設定されたファンドのサブ・ファンドである日本大型株式ファンド、日本小型株式ファンド、グローバル株式ファンド、エマージング株式ファンド、日本債券ファンド、グローバル債券ファンド、ハイイールド債券ファンド、オルタナティブ・ファンド、不動産（REIT）ファンドおよびコモディティ・ファンドをいう。
サブ・ファンド決議	（ａ）関係するサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産総額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または（ｂ）当該サブ・ファンドの受益者集会において、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、当該サブ・ファンドの受益証券の純資産総額の単純過半数（当該集会の基準日（ただし、当該基準日が評価日ではない場合、基準日の直前評価日）の受益証券１口当たり純資産価格を参照して計算される。）を保有する者により可決された決議をいう。
取得申込通知	各サブ・ファンドの受益証券（場合によっては各サブ・ファンドの各クラスまたはシリーズの受益証券）に関して、管理会社、販売会社または管理事務代行会社が随時決定した書式で作成された受益証券の購入を申し込む通知をいう。

トレーディング・カンパニー	各サブ・ファンドに関して、当該サブ・ファンドの資産のすべてを保有し、当該サブ・ファンドの受託者として行為する受託会社にその持分のすべてを保有される会社（もしあれば）をいう。
ファンド	受託会社と管理会社の間で平成18年9月20日に締結された信託証書により設立されたファンドをいい、「日興グローバル・ファンズ」と総称する。
停止	管理会社または受託会社の決定に従って、一または複数のサブ・ファンド（またはサブ・ファンドのクラスもしくはシリーズ）の受益証券の純資産価額の計算、受益証券の発行および／または買戻しを停止することをいう。
信託財産	各サブ・ファンドについて、各サブ・ファンドの受益証券の発行による手取金およびすべての投資資産、ならびに各サブ・ファンドの信託証書に規定された各サブ・ファンドの信託により受託会社によって当該時点において保有されるかまたは保有されるとみなされるすべての現金、その他の財産および資産をいう。
受託会社	メイプルズ・エフエス・リミテッド、または各サブ・ファンドの信託証書に定める規定に従って各サブ・ファンドの受託者に任命されたその他の個人もしくは法人をいう。
受益証券	各サブ・ファンドの信託財産の受益的持分を互いに等しい不可分の割合に分割したもので、1口に満たない受益証券を含み（適用ある場合）、サブ・ファンドの受益証券をいう。
米国	アメリカ合衆国、領土または属領（各州およびコロンビア地区を含む。）をいう。
受益者	その時点における受益証券の登録所有者をいい、受益証券に関して共同で登録されている者を含む。
受益者決議	（a）すべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産総額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または（b）すべてのサブ・ファンドの受益者集会において、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、すべてのサブ・ファンドの受益証券の純資産総額の単純過半数（当該集会の基準日（ただし、当該基準日が評価日ではない場合、基準日の直前評価日）の受益証券1口当たり純資産価格を参照して計算される。）を保有する者により可決された決議をいう。
米ドル	米国の法定通貨をいう。

米国人	受託会社が異なる決定を下さない限り下記の者をいう。() 米国に居住する自然人、() 米国の法律に基づいて組織され、設立されたパートナーシップまたは法人、() 執行者または財産管理人が米国人である財団、() 受託者が米国人である信託、() 米国に所在する外国の法主体の代理店または支店、() 米国人の利益のためにまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の被信託人が保有する一任禁止勘定または類似の勘定（遺産または信託を除く。）、() 米国で組織され、設立され、また（個人の場合は）米国に居住するディーラーまたはその他の被信託人が保有する一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、および() パートナーシップまたは法人で（A）外国の法域の法律に基づいて組織され、設立され、また（B）米国証券法に基づく登録がされていない証券に投資することを主たる目的として米国人が設立したもの（ただし、自然人、財団または信託以外の適格投資家（米国証券法に基づくルール501（a）の定義に従う。）が組織し、設立し、または所有している場合を除く。）。
評価日	各営業日または管理会社が随時決定することができるその他の日をいう。
日本円	日本の法定通貨をいう。

独立監査人の報告書

日興グローバル・ファンズ - 日本大型株式ファンド、日本小型株式ファンド、グローバル株式ファンド、エマージング株式ファンド、日本債券ファンド、グローバル債券ファンド、ハイイールド債券ファンド、オルタナティブ・ファンド、不動産（R E I T）ファンドおよびコモディティ・ファンドの受益者各位

我々は、日興グローバル・ファンズ（以下「ファンド」という。）および、日興グローバル・ファンズ - 日本大型株式ファンド、日本小型株式ファンド、グローバル株式ファンド、エマージング株式ファンド、日本債券ファンド、グローバル債券ファンド、ハイイールド債券ファンド、オルタナティブ・ファンド、不動産（R E I T）ファンドおよびコモディティ・ファンド（各々がファンドのサブ・ファンドであり、以下、個別にまたはまとめて「サブ・ファンド」という。）の2012年10月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日終了年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに財務書類に対する重要な会計方針の要約およびその他の注記で構成される添付の財務書類を監査した。

財務書類に対するファンドの受託会社および管理会社の責任

受託会社および管理会社は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に準拠し、真正かつ適正な概観を与える財務書類の作成および、詐欺または誤謬による重大な虚偽記載のない財務書類を作成するために、受託会社および管理会社が必要と判断する内部統制について責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、我々が倫理的な要求に従い、当該財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るために、監査を計画し、実施することを要求している。

監査には、当該財務書類上の金額および開示について、監査証拠を得るための手続の実施が含まれる。選択された手続は、詐欺または誤謬による財務書類の重大な虚偽記載のリスク査定を含め、監査人の判断に依拠する。当該リスク査定を実施する際、監査人は、状況に適した監査手続の策定のために、企業による財務書類の作成および適正な表示に関連する内部統制を考慮するが、企業の内部統制の有効性に対する意見を表明することを目的としていない。監査にはまた、ファンドの受託会社が適用した会計方針の適切性および会計上の見積りの合理性の評価、ならびに財務書類の全体的な表示の評価が含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するために十分かつ適切であると確信している。

意見

我々の意見では、当該財務書類が、2012年10月31日現在のファンドおよび各サブ・ファンドの財政状態ならびに同日終了年度のファンドおよび各サブ・ファンドの運用実績および純資産の変動を、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に準拠して真正かつ適正に表示している。

プライスウォーターハウスクーパース

2013年4月15日

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成され、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および／または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

Independent Auditor ' s Report

To the unitholders of Nikko Global Funds - Japan Large Cap Equity Fund, Nikko Global Funds - Japan Small Cap Equity Fund, Nikko Global Funds - Global Equity Fund, Nikko Global Funds - Emerging Equity Fund, Nikko Global Funds - Japanese Bond Fund, Nikko Global Funds - Global Bond Fund, Nikko Global Funds - High Yield Bond Fund, Nikko Global Funds - Alternative Fund, Nikko Global Funds - Real Estate (REIT) Fund and Nikko Global Funds - Commodity Fund

We have audited the accompanying financial statements of Nikko Global Funds (the “Trust”) and the financial statements of Nikko Global Funds - Japan Large Cap Equity Fund, Nikko Global Funds - Japan Small Cap Equity Fund, Nikko Global Funds - Global Equity Fund, Nikko Global Funds - Emerging Equity Fund, Nikko Global Funds - Japanese Bond Fund, Nikko Global Funds - Global Bond Fund, Nikko Global Funds - High Yield Bond Fund, Nikko Global Funds - Alternative Fund, Nikko Global Funds - Real Estate (REIT) Fund and Nikko Global Funds - Commodity Fund (each a series trust of the Trust and referred to individually or collectively as the “Series Trusts”), which comprise the statements of net assets and the statements of investments as at October 31, 2012 and the statements of operations and changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Trustee and the Manager for the Financial Statements

The Trustee and the Manager are responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as the Trustee and the Manager determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Trust and the financial position of each of its Series Trusts as at October 31, 2012, and of the results of each of their operations and changes in each of their net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

PricewaterhouseCoopers

April 15, 2013

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

株主各位

ルクセンブルグ L-2557 ロベルトシュトゥンパー通り 9 A

公認の監査人報告書

2011年5月31日付の株主総会による任命を受けて、我々は、2012年3月31日現在の貸借対照表、ならびに同日に終了した年度に関する損益計算書および重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から構成されるS M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの年次財務書類を監査した。

年次財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠した本年次財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬による重大な虚偽記載がない年次財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

公認の監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本年次財務書類に対し意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの「金融監督委員会」によって採用された国際監査基準に従って監査を行った。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに年次財務書類についての重要な虚偽記載がないかどうかの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、年次財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による年次財務書類における重大な虚偽記載のリスク評価を含む公認の監査人の判断によって選定される。公認の監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、年次財務書類の作成および公正な表示に関連する事業体の内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、年次財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本年次財務書類は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して、S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの2012年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の期間に関する営業成績を真実かつ公正に表示しているものと認める。

ルクセンブルグ、2012年5月16日

ケーピーエムジー・ルクセンブルグ サール

公認の監査法人

ステファン・ナイ

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成され、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および／または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

To the Shareholders of
SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.
9A, rue Robert Stümper
L-2557 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D ' ENTREPRISES AGREE

Following our appointment by the General Meeting of the Shareholders dated May 31, 2011, we have audited the accompanying annual accounts of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2012 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Board of Directors ' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the Réviseur d ' Entreprises agré é

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgement of the Réviseur d ' Entreprises agré é , including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Réviseur d ' Entreprises agré é considers internal control relevant to the entity ' s preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity ' s internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. as of March 31, 2012, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Luxembourg, May 16, 2012

KPMG Luxembourg S. à r.l.
Cabinet de révision agréé

Stephen Nye

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

独立監査人の報告書

日興グローバル・ファンズ - 日本大型株式ファンド、日本小型株式ファンド、グローバル株式ファンド、エマージング株式ファンド、日本債券ファンド、グローバル債券ファンド、ハイイールド債券ファンド、オルタナティブ・ファンド、不動産（ＲＥＩＴ）ファンドおよびコモディティ・ファンドの受益者各位

我々は、日興グローバル・ファンズ（以下「ファンド」という。）および、日興グローバル・ファンズ - 日本大型株式ファンド、日本小型株式ファンド、グローバル株式ファンド、エマージング株式ファンド、日本債券ファンド、グローバル債券ファンド、ハイイールド債券ファンド、オルタナティブ・ファンド、不動産（ＲＥＩＴ）ファンドおよびコモディティ・ファンド（各々がファンドのサブ・ファンドであり、以下、個別にまたはまとめて「サブ・ファンド」という。）の2011年10月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日終了年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに財務書類に対する重要な会計方針の要約およびその他の情報で構成される添付の財務書類を監査した。

財務書類に対する受託会社の責任

受託会社は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に準拠し、真正かつ適正な概観を与える財務書類の作成および、詐欺または誤謬による重大な虚偽記載のない財務書類を作成するために、経営陣が必要と判断する内部統制について責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、我々が倫理的な要求に従い、当該財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るために、監査を計画し、実施することを要求している。

監査には、当該財務書類上の金額および開示について、監査証拠を得るための手続の実施が含まれる。選択された手続は、詐欺または誤謬による財務書類の重大な虚偽記載のリスク査定を含め、監査人の判断に依拠する。当該リスク査定を実施する際、監査人は、状況に適した監査手続の策定のために、企業による真正かつ適正な概観を与える財務書類の作成に関連する内部統制を考慮するが、企業の内部統制の有効性に対する意見を表明することを目的としていない。監査にはまた、経営陣が適用した会計方針の適切性および会計上の見積りの合理性の評価、ならびに財務書類の全体的な表示の評価が含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するために十分かつ適切であると確信している。

意見

我々の意見では、当該財務書類が、2011年10月31日現在の日興グローバル・ファンズの財政状態およびその各サブ・ファンドの財政状態、ならびに同日終了年度の運用実績および純資産の変動を、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に準拠して真正かつ適正に表示している。

プライスウォーターハウスクーパース

2012年4月20日

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成され、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および／または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

Independent Auditor's Report

To the Unitholders of

Nikko Global Funds - Japan Large Cap Equity Fund, Nikko Global Funds - Japan Small Cap Equity Fund, Nikko Global Funds - Global Equity Fund, Nikko Global Funds - Emerging Equity Fund, Nikko Global Funds - Japanese Bond Fund, Nikko Global Funds - Global Bond Fund, Nikko Global Funds - High Yield Bond Fund, Nikko Global Funds - Alternative Fund, Nikko Global Funds - Real Estate (REIT) Fund and Nikko Global Funds - Commodity Fund

We have audited the accompanying financial statements of Nikko Global Funds (the “Trust”) and the financial statements of Nikko Global Funds - Japan Large Cap Equity Fund, Nikko Global Funds - Japan Small Cap Equity Fund, Nikko Global Funds - Global Equity Fund, Nikko Global Funds - Emerging Equity Fund, Nikko Global Funds - Japanese Bond Fund, Nikko Global Funds - Global Bond Fund, Nikko Global Funds - High Yield Bond Fund, Nikko Global Funds - Alternative Fund, Nikko Global Funds - Real Estate (REIT) Fund and Nikko Global Funds - Commodity Fund, (each a series trust of the Trust and referred to individually or collectively as the “Series Trusts”), which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at October 31, 2011 and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Trustee for the Financial Statements

The Trustee is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg, applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those Standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nikko Global Funds and the financial position of each of its Series Trusts as of 31 October 2011, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg, applicable to investment funds.

PricewaterhouseCoopers

April 20, 2012

（ ）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。